

# 資料編



# 目 次

資料 1	日高町防災会議条例.....	1
資料 2	日高町灾害対策本部条例.....	2
資料 3	日高町灾害対策本部規則.....	3
資料 4	日高町防災会議委員名簿.....	4
資料 5	震度分布図・液状化分布図.....	5
資料 6	日高町における主な地震災害.....	15
資料 7	気象庁注意報、警報地域区分・種類及び発表基準 .....	20
資料 8	日高町における風水害履歴.....	27
資料 9	指定文化財.....	38
資料 10	公用車.....	40
資料 11	山地災害危険地区 .....	41
資料 12	土石流危険渓流 .....	48
資料 13	急傾斜地崩壊危険箇所 .....	53
資料 14	地すべり危険箇所 .....	57
資料 15	土砂災害警戒区域等一覧 .....	57
資料 16	和歌山県総合防災情報システム電話番号簿.....	58
資料 17	近畿地方非常通信協議会概要及び非常通信経路.....	62
資料 18	和歌山県総合防災情報システムの概要.....	77
資料 19	防災行政無線位置図 .....	79
資料 20	雨量観測所 .....	80
資料 21	水位観測所 .....	80
資料 22	災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	81
資料 23	被災者生活再建支援制度の概要.....	85
資料 24	上下水道整備状況 .....	88
資料 25	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画.....	92
資料 26	防災マップ .....	94
資料 27	避難道路 .....	211
資料 28	避難所 .....	214
資料 29	避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧（令和6年1月末時点） .....	216
資料 30	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況（令和6年1月末時点） .....	216
資料 31	協定締結一覧 .....	217
資料 32	関連マニュアル等一覧 .....	220
様式 1	応急被災状況報告書.....	221
様式 2	土砂災害緊急FAX送付状（第1報）及び記入例 .....	222
様式 3	被害状況即報及び災害概況即報様式 .....	224
様式 4	被害状況報告及び附表・明細表 .....	229
様式 5	火災等即報要領.....	245
様式 6	り災証明書等.....	251
様式 7	部隊等の派遣要請.....	257
様式 8	部隊等の撤収要請.....	258
様式 9	避難者名簿.....	259
様式 10	緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証 .....	260
様式 11	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート .....	261
様式 12	通行禁止制限標識 .....	262

様式 13	緊急通行車両の標章様式	262
様式 14	緊急通行車両の証明書式	263
様式 15	義援金受付簿	264
様式 16	義援物資受付簿	265
様式 17	応急危険度判定結果	266
様式 18	緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票	268

# 資料集



## 資料1 日高町防災会議条例

〔昭和38年7月11日  
条例第15号〕  
改正 平成24年9月20日条例第8号

### (目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16号第6項の規定に基づき日高町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日高町地域防災計画を作成し、及びその実施を推薦すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

### (会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は町長をもって充てる。
3. 会長は、会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、委員の定数は20名以内とする。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者。
  - (2) 和歌山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。
  - (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者。
  - (4) 教育長
  - (5) 消防長及び消防団長
  - (6) 町長がその部内の職員から指名する者。
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
6. 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
7. 前項の委員は、再任されることがある。

### (専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成9年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成12年条例第5号)抄

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成24年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 日高町災害対策本部条例

〔昭和38年7月11日  
条例第16号〕

改正 平成24年9月20日条例第8号

### (目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、日高町災害対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が使命する。

3. 部に部長を置き、災害対策本部長の使命する、災害対策本部員がこれに当たる。

4. 部長は部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2. 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に關し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は公布の日から施行する。

### 附 則（平成8年条例第3号）

この条例は公布の日から施行する。

### 附 則（平成9年条例第19号）

この条例は公布の日から施行する。

### 附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料3 日高町災害対策本部規則

〔昭和39年3月1日  
規制第1号〕

(総則)

**第1条** この規則は、日高町災害対策本部条例（昭和38年条例第16号）第3条の規定により、日高町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

**第2条** 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長、教育長をもってあてる。

2. 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は日高町職員をもってあてる。

3. 本部長は、本部を総括する。

4. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代理する。

(本部会議)

**第3条** 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。

(分担任務)

**第4条** 各課（室）の分担任務は、次のとおりにする。

日高町地域防災計画第3編第1章第1節第1の3の(7)のウ

(被害状況の報告)

**第5条** 被害状況の報告にあたっては、本規制に規定する分担任務にかかわらず各課、室、委員会等がその関係するところの被害状況を適確にかつ迅速に把握するとともにこれをとりまとめ速やかに総務部へ報告するものとする。

(その他)

**第6条** この規制に定めるほか本部の組織及び運営に関し必要な事項は、日高町地域防災計画の定めるところによる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年12月25日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年6月6日規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から適用する。

資料4　日高町防災会議委員名簿

令和4年度

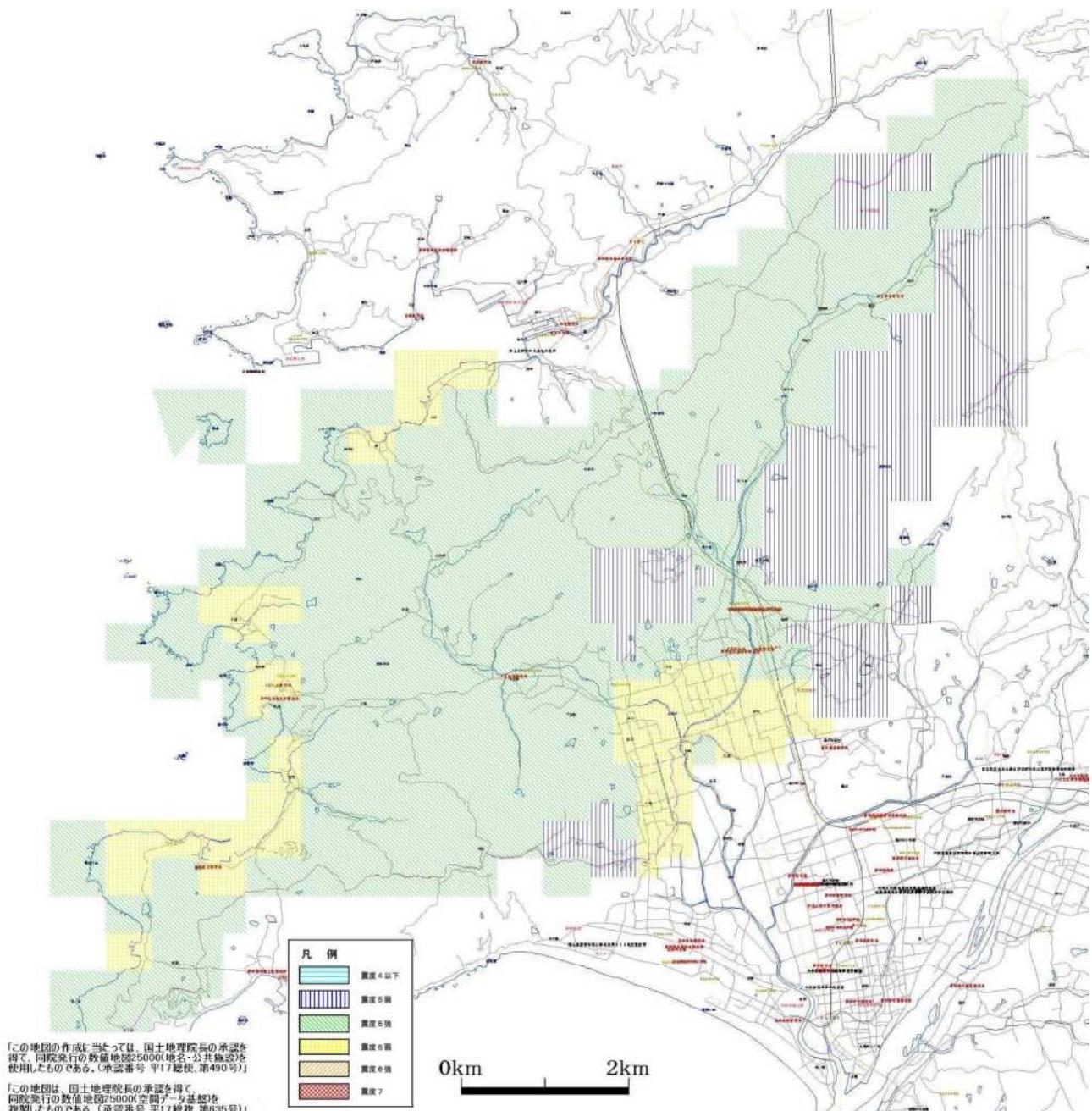
会長	町長
1号委員	和歌山海上保安部　海南海上保安署長
2号委員	日高振興局　地域振興部長 日高振興局　健康福祉部長 日高振興局　建設部長
3号委員	御坊警察署　警備課長
4号委員	日高町教育長
5号委員	日高広域消防事務組合　消防長 日高町消防団長
6号委員	副町長 会計管理者 住民生活課長 産業建設課長 上下水道課長
7号委員	関西電力送配電株式会社　和歌山支社　総務部 田辺地域担当部長 西日本電信電話株式会社　和歌山支店　設備部長 西日本旅客鉄道株式会社　御坊駅長
8号委員	自主防災連絡協議会　会長

## 資料5 震度分布図・液状化分布図

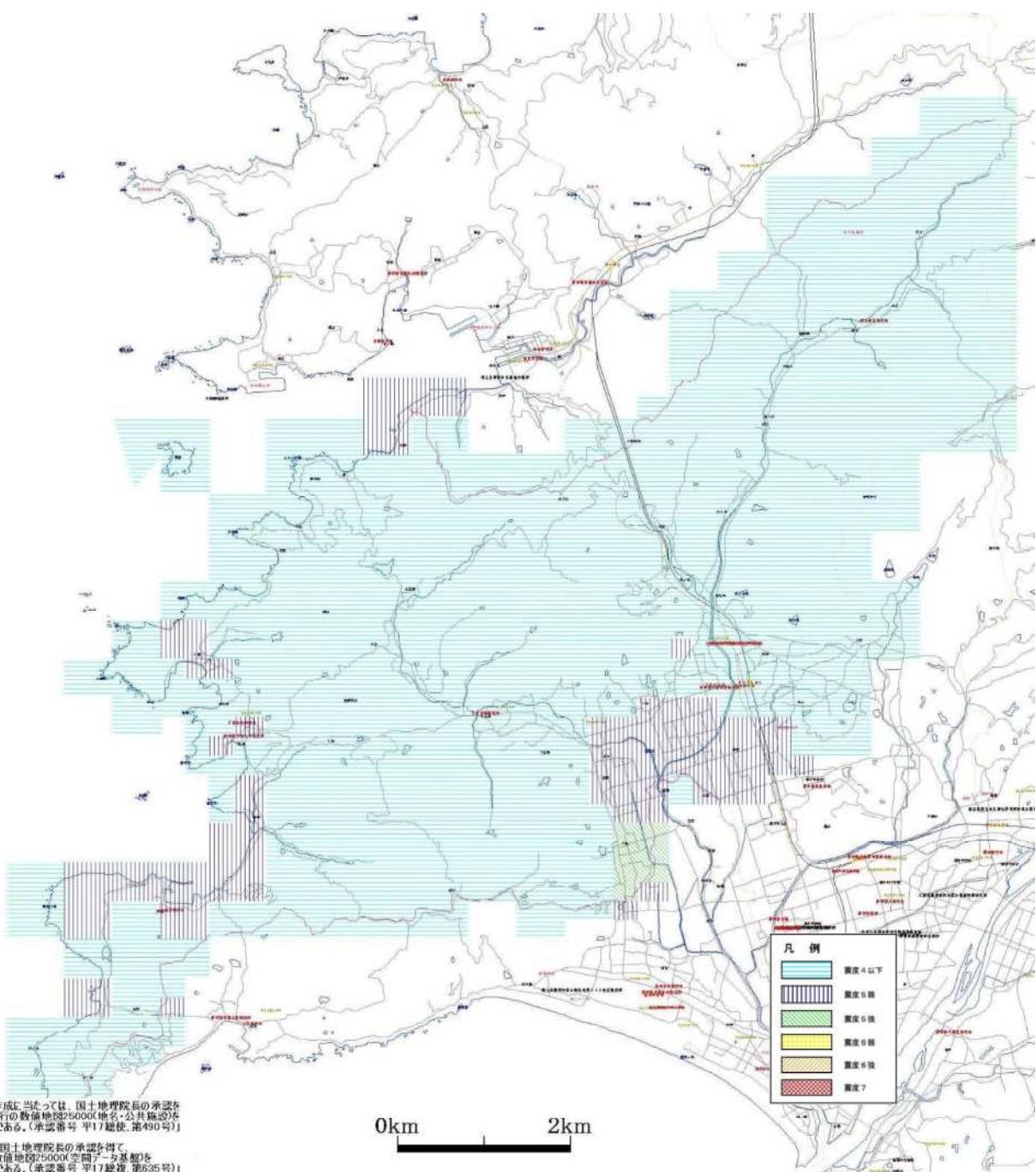
(出典：和歌山県地震被害想定調査 平成18年5月31日)

### [震度分布図]

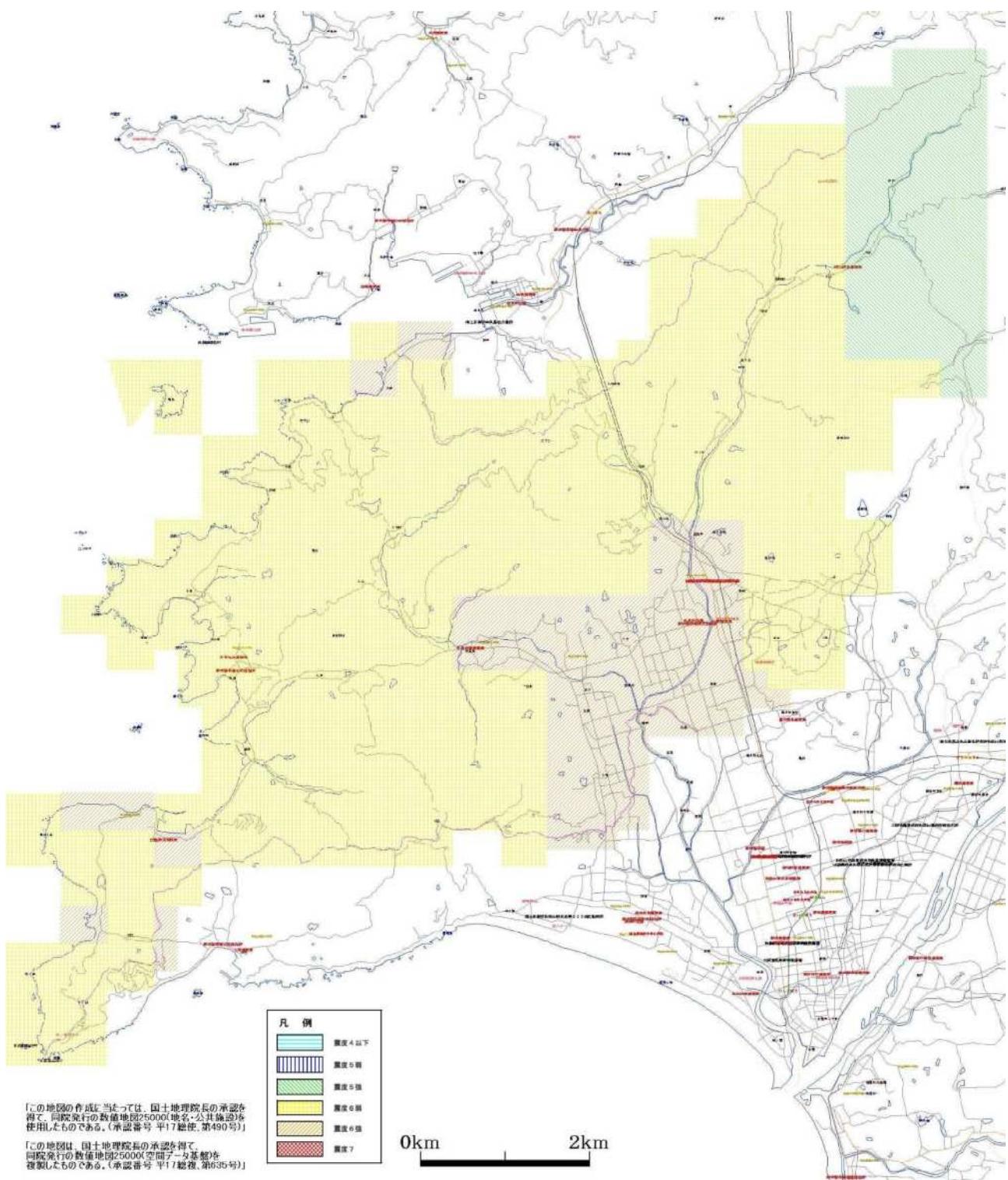
中央構造線の地震



## 田辺市付近の地震

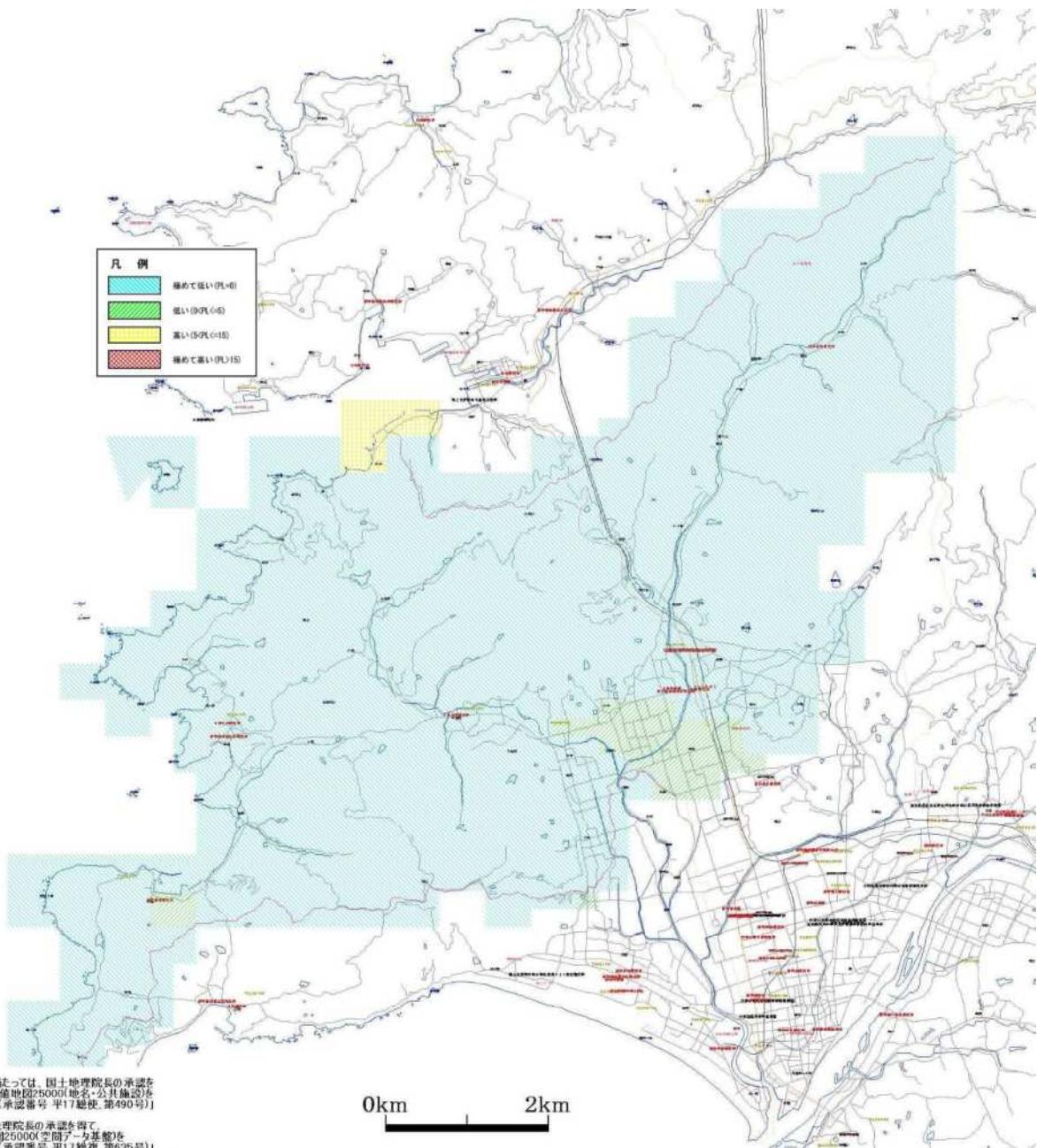


## 東海・東南海・南海地震

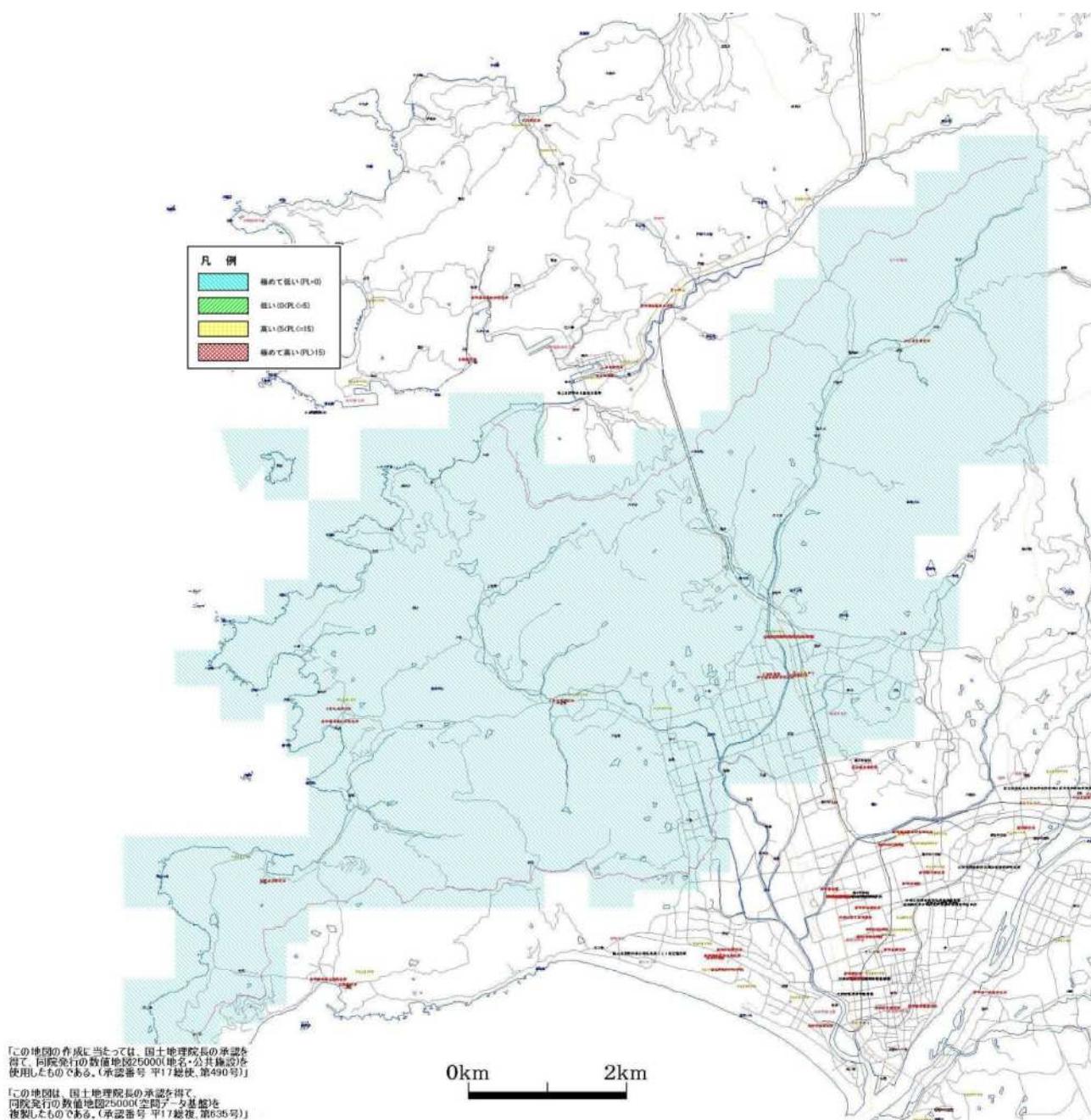


[液状化分布図]

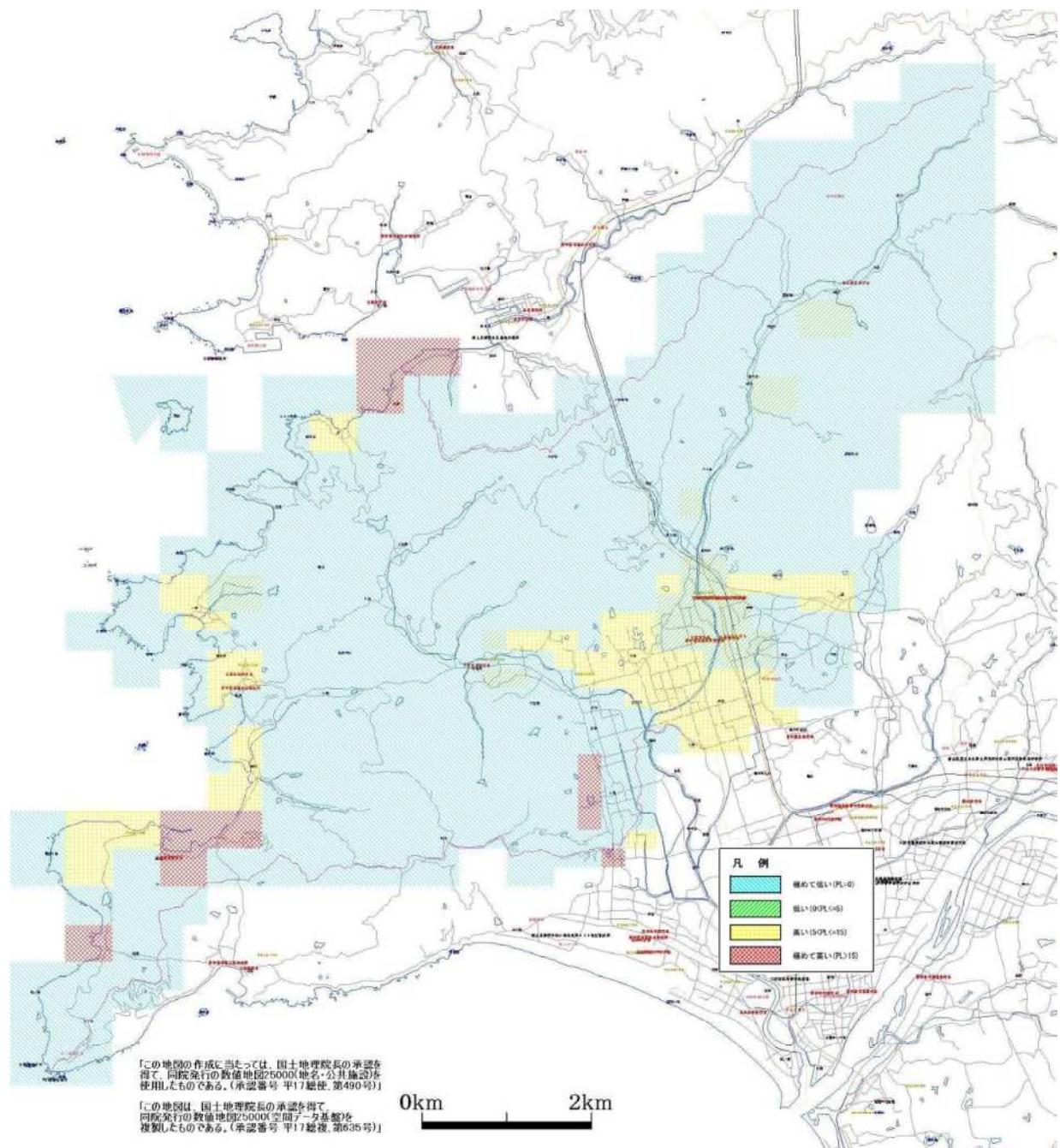
中央構造線の地震



## 田辺市付近の地震

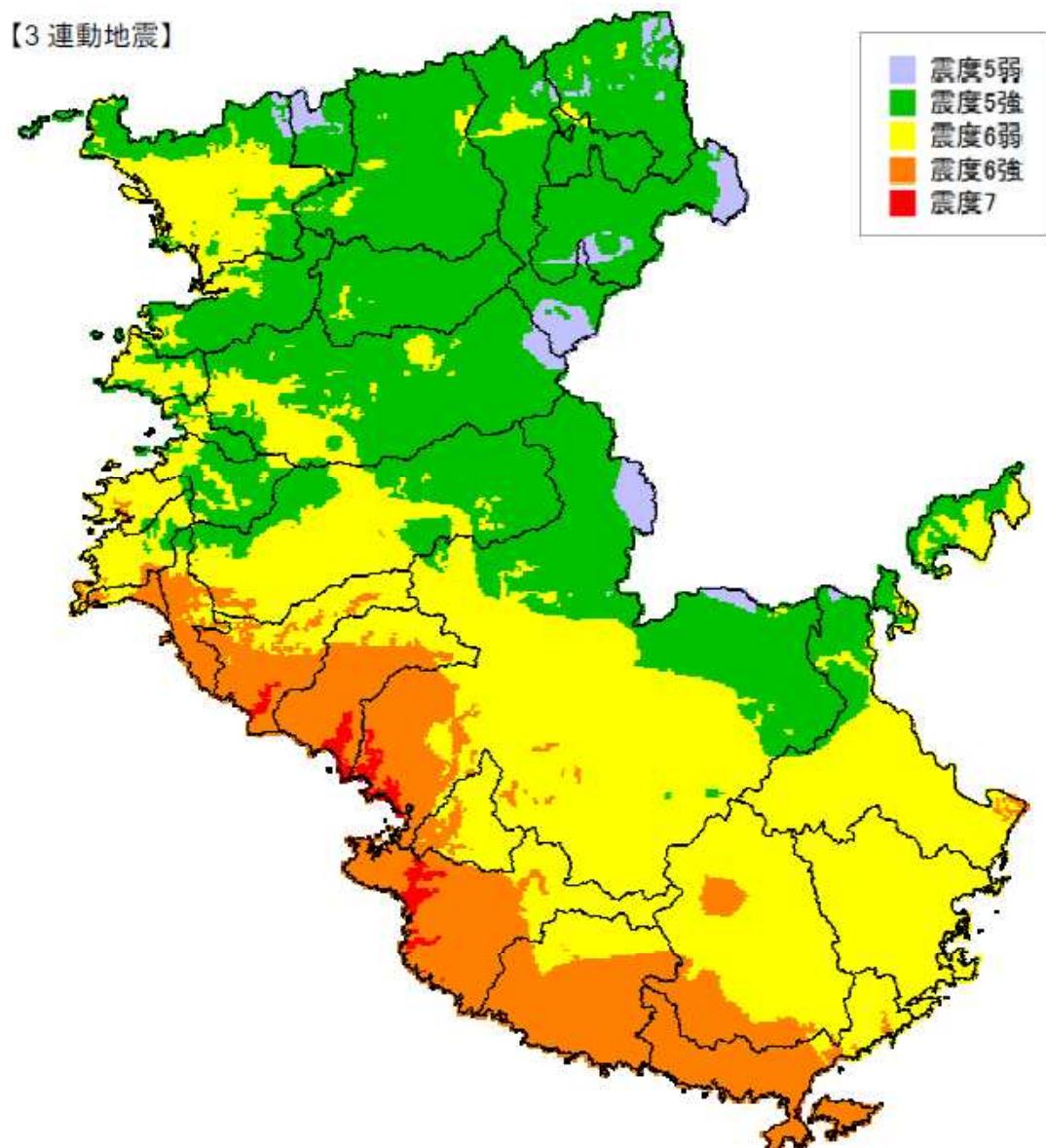


## 東海・東南海・南海地震

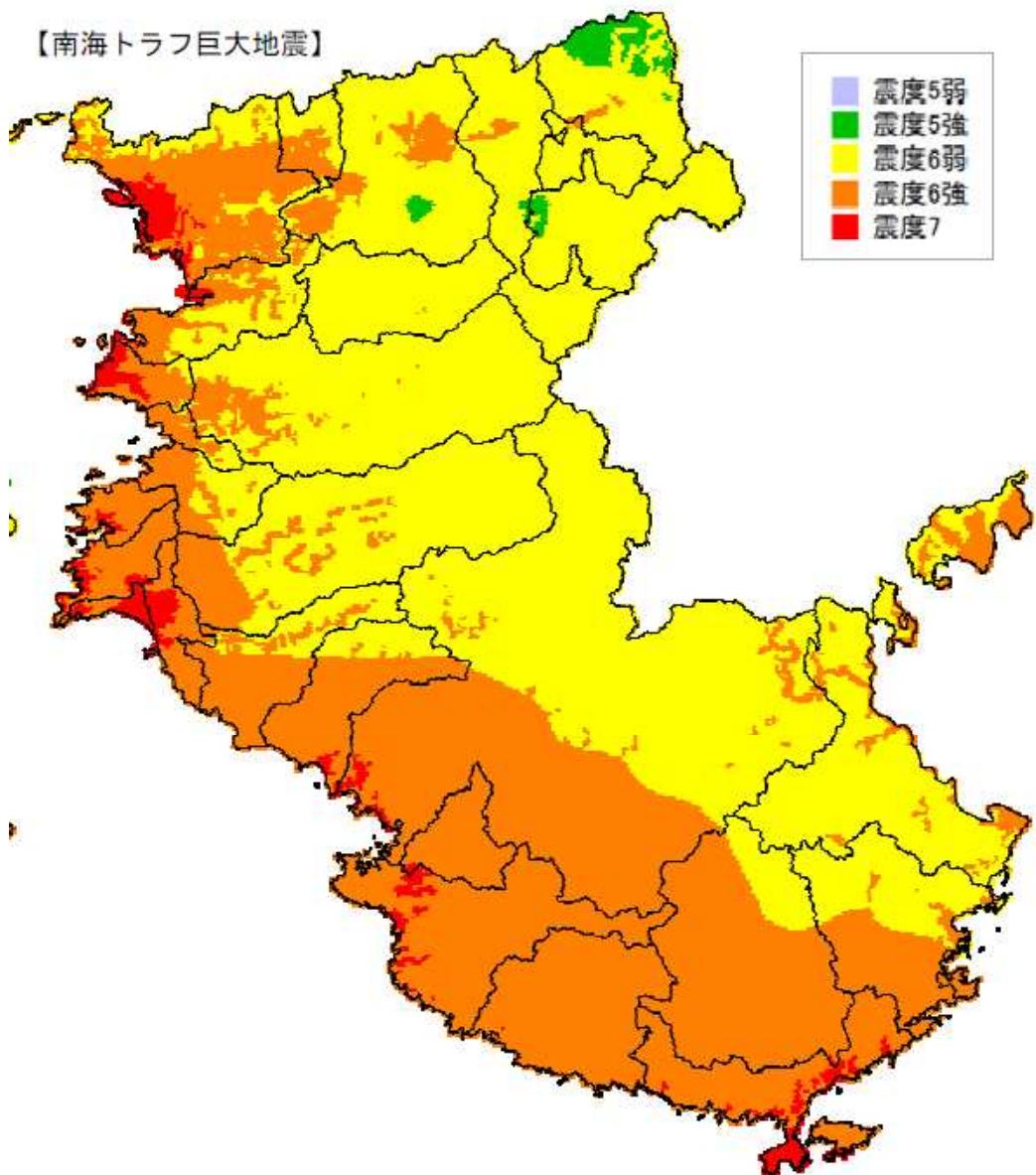


(出典：東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震により予測される揺れ等  
和歌山県 平成26年公表)

[震度予測図]

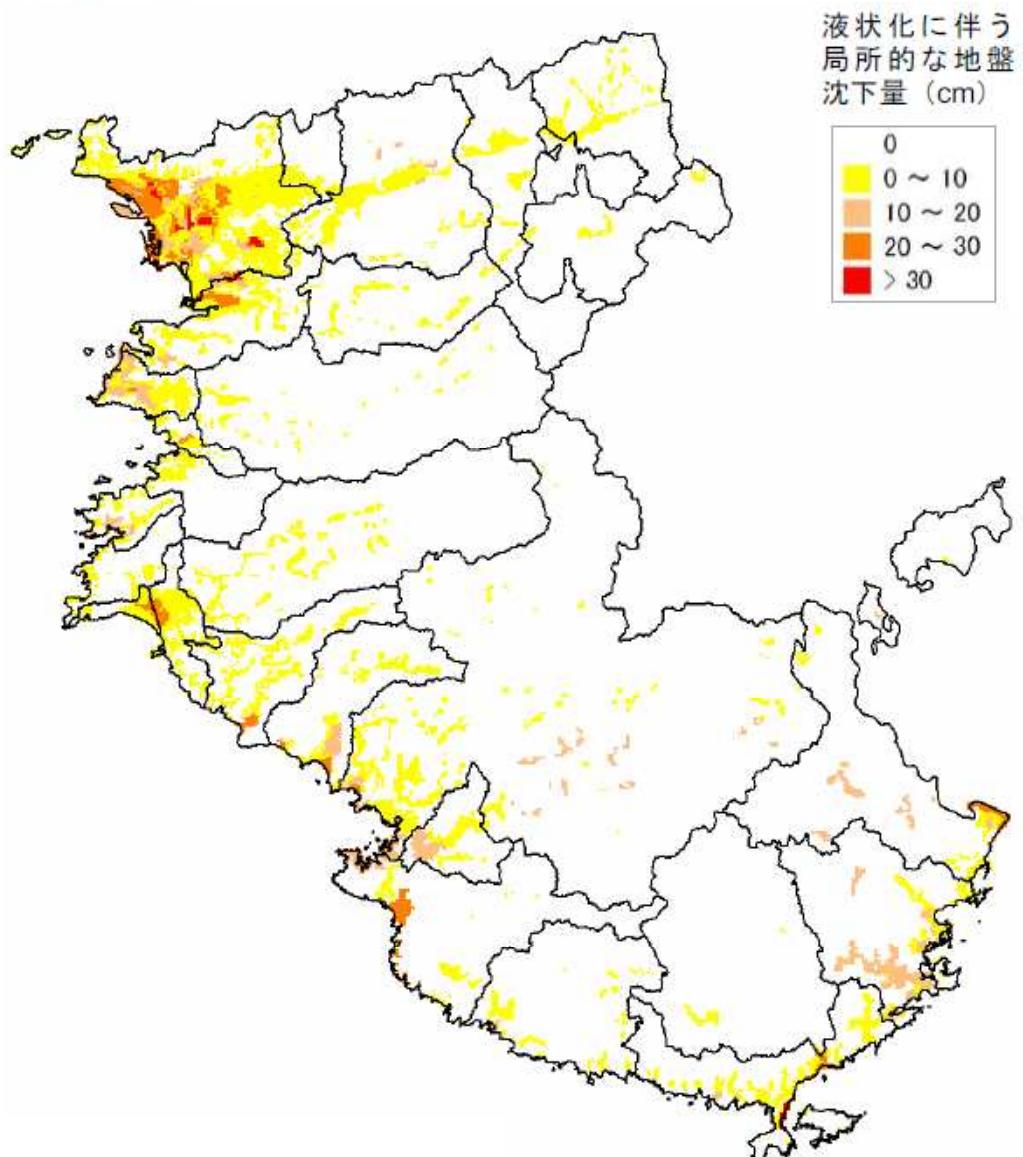


【南海トラフ巨大地震】

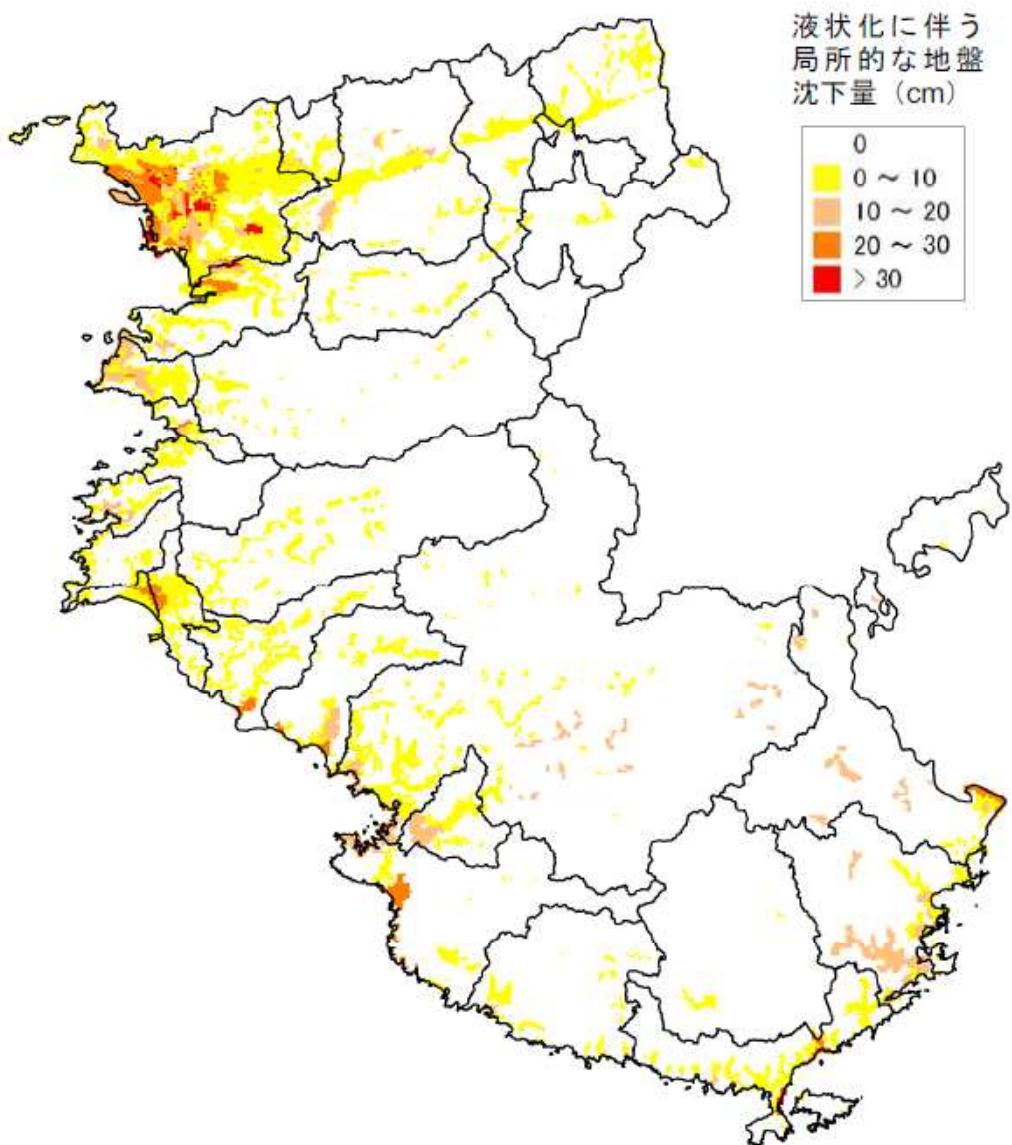


[液状化に伴う局所的な地盤沈下の予測図]

【3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】

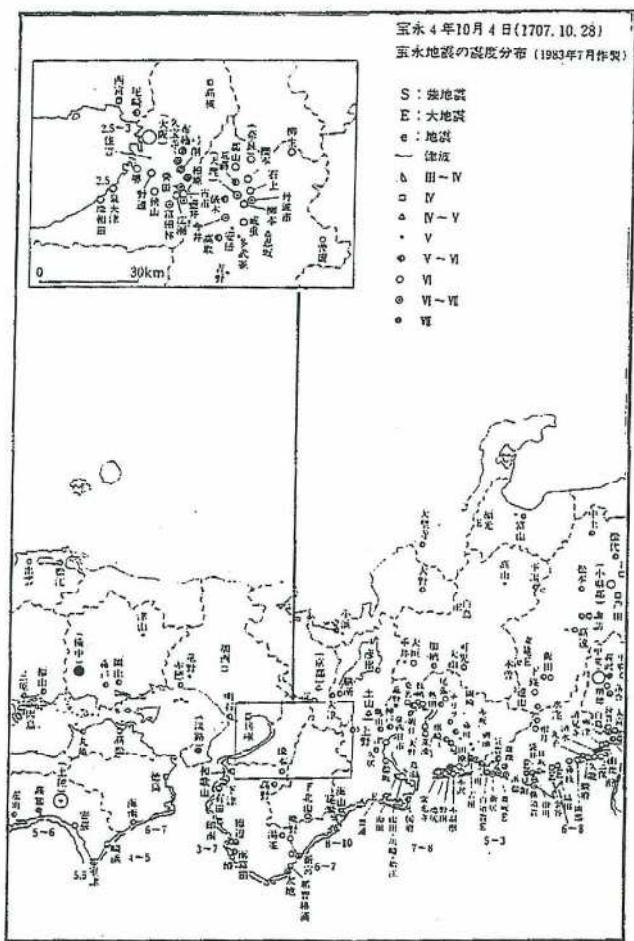


## 資料6 日高町における主な地震災害

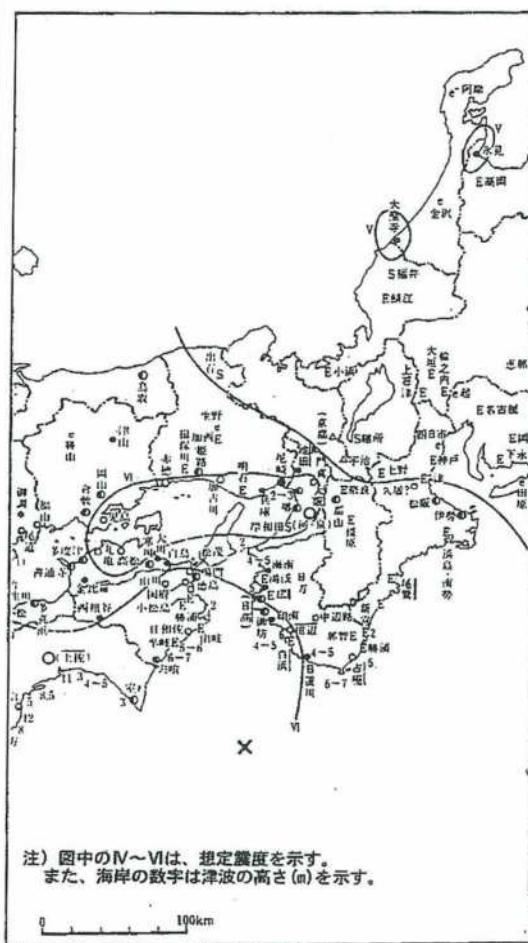
NO.	発生年月日	地 震 名 または被災地域	マグニ チュード	被 害 状 況 な ど
1	684(天武 13)年 11月 29 日	土佐その他 南海・東海・西海 諸道	M=8.0	山崩れ河涌き、諸国の郡官舎・百姓倉・寺塔・神社の倒壊多く、人畜の死傷多し。津波来襲し、土佐の運調船多数沈没。伊予の温泉・紀伊の牟婁温泉涌出とまり、土佐では田苑 50 余万頃沈下して海となる。
2	1605(慶長 9)年 2月 3 日	東海・南海・ 西海諸道	M=7.9	震源より、2つの地震があったと考えられる。犬吠岬から九州に至るまでの太平洋岸で津波が押し寄せた。紀伊半島西岸の広村では戸数 1,700 のうち 700 戸流失。阿波の鞆浦で波高 10 丈、死 100 余人。
3	1707(宝永 4)年 10月 28 日	宝永地震	M=8.4	わが国最大級の地震の1つ。家屋倒壊地域は、駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・及び中国・四国・九州に及ぶ。被害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、紀伊田辺町では被災家 411 戸中、潰 138、大破 119、残りの 154 は流失し、死 20 名。また、紀伊の湯の峰・山地・龍神・瀬戸鉛山の湯が止まった。日高町付近では推定で震度 6 と考えられる。
4	1854(嘉永 7)年 (安政 1) 12月 24 日	安政南海地震	M=8.4	前日に安政東海地震が起きており、その 32 時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で津波による被害と合わせて、死者 2 万人、潰家 2 万戸と推定される。紀伊鉛山湾の温泉群もとまつた。紀伊田辺領で潰 255、流失 532、焼失 441、土蔵焼失 264、寺焼失 3、死 24 といい、津波は4回押し寄せ第3波が最大。日高町付近では推定で震度 5~6 であったと考えられる。
5	1899(明治 32)年 3月 7 日	紀伊半島南東部	M=7.0	奈良・三重・和歌山各県で被害。奈良県では北山筋で被害が大きく、和歌山県では新宮で家屋・土蔵の破損。和歌山で土蔵の壁落があつた。日高町付近では推定で震度 4、被害は少なかったと考えられる。
6	1906(明治 38)年 5月 5 日	紀伊中部	M=6.2	御坊・湯浅で壁に亀裂、田辺で瓦の墜落、有田郡八幡村で土壌破損し、本宮で落石などの小被害。
7	1924(大正 13)年 8月 13 日	紀伊	M=5.9	強震域は和歌山県中部。日高郡で落石・瓦落下などがあり、西牟婁郡で粗悪な石垣崩る。漁船は海震を感じた。
8	1929(昭和 13)年 1月 12 日	田辺湾沖	M=6.8	紀伊水道海岸で小被害。とくに和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土壌の崩壊・家屋の小破、道路の亀裂などが生じた。田辺では岸壁に亀裂。鉛山付近の温泉異常あり。紀伊水道沿岸で地鳴り聞こえ、井水位の増減あり、海震あり。余震は少ない。
9	1944(昭和 19)年 12月 7 日	東南海地震	M=7.9	被害は静岡・愛知・岐阜・三重の各県に多く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫の各県にも小被害があつた。全体で死者 988 名、重傷 3,059 名、住家の全半壊・流失合わせて約 7 万 6,000 といわれる。震源からの距離に関係なく、沖積地・埋立地に被害大。津波の被害は三重県・和歌山県に集中した。日高町付近では推定で震度 4 と考えられる。

NO.	発生年月日	地震名 または被災地域	マグニチュード	被　害　状　況　な　ど
10	1946(昭和 21)年 12 月 21 日	南海地震	M=8.0	<p>被害は中部地方から九州にまで及んだ。全体で死者 1,300 以上、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、家屋流失 1,451 等であった。</p> <p>一般に震害はそれほどでもなかった。</p> <p>津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。その被害は震害よりも大きかった。</p> <p>波高は紀伊の南端袋で 6.9m に達し、三重・徳島・高知の沿岸で 4 ~ 6m に達した。流速は一般に遅く、大人の駆け足程度というのが多かった。津波の周期は震央の近くでは 10 ~ 20 分のものが多く、震後 10 分経たないうちに襲われたところもあった。</p> <p>田辺市新庄村は、全戸数 630 のうち、79 戸流失、浸水 401、全壊 50、半壊 35、死者 26、傷者 30 で、地震による倒壊は、古い家 2 ~ 3 のみであった。</p> <p>また和歌山県では、死 195、傷 562、不明 74、住家全壊 969、半壊 2,442、浸水 14,102、流失 325、焼失 2,399、船舶損失 723、田畠流浸水 625 町、道路の破損 128 箇所、橋梁 29、堤防 240 箇所であった。</p>
11	1960(昭和 35)年 5 月 23 日	チリ地震津波	M=9.5	<p>地震の翌日から、津波が日本各地に押し寄せ、日本海沿岸にも達し、多大な被害を出した。全国で死者 119、不明 20、傷 872 であった。波の高さは東北地方で大きく、西にいくにしたがって減り、日本海及び瀬戸内海では全振幅 20 ~ 50cm であった。</p> <p>和歌山県では、床上浸水 920、床下 1,633、非住家被害 84 等が記録されている。</p>
12	2011(平成 23)年 7 月 5 日	和歌山県北部	M=5.5	日高町では、志賀小学校体育館の内壁 (10 × 15cm) が破損した。
13	2019(平成 31)年 3 月 13 日	紀伊水道	M=5.3	—
14	2021(令和 3)年 12 月 3 日	紀伊水道	M=5.4	—

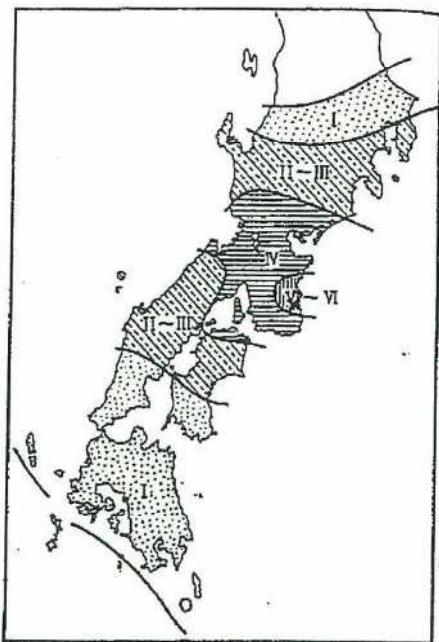
(新編 日本被害地震総覧、宇佐美龍夫、1987 年他)



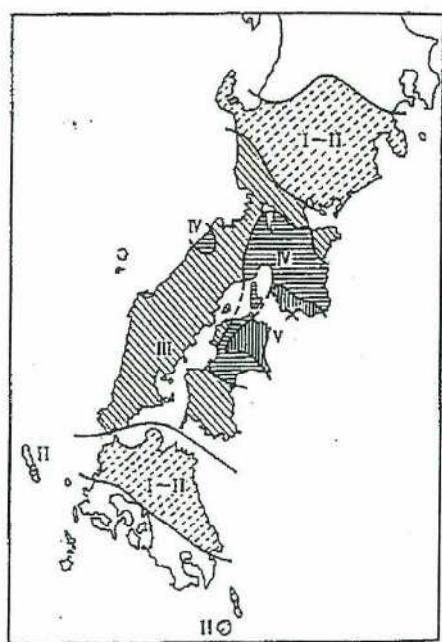
No. 3 宝永地震 (1707. 10. 28)



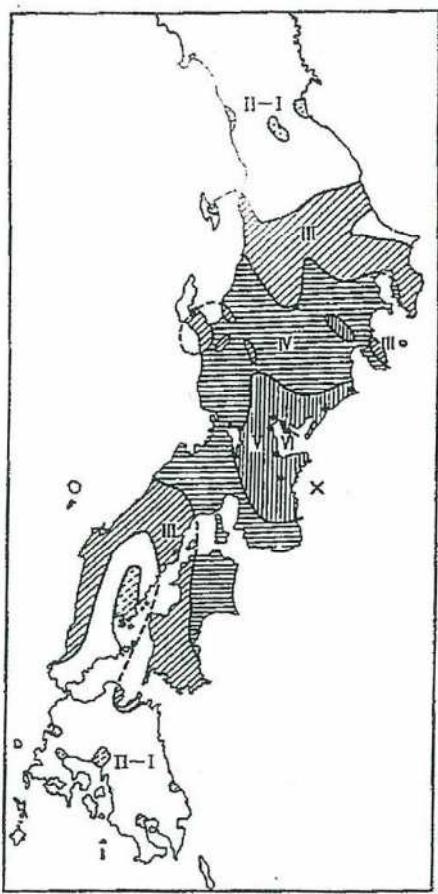
No. 4 安政南海地震 (1854. 12. 24)



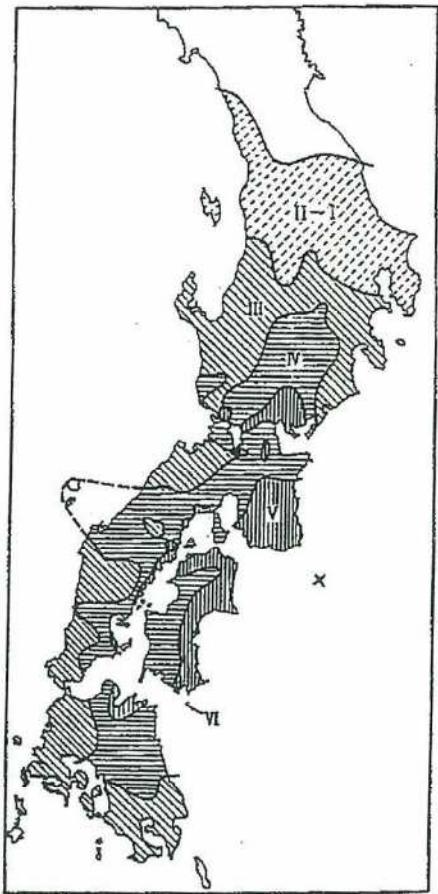
No. 5 紀伊半島南東部 (1989. 3. 7)



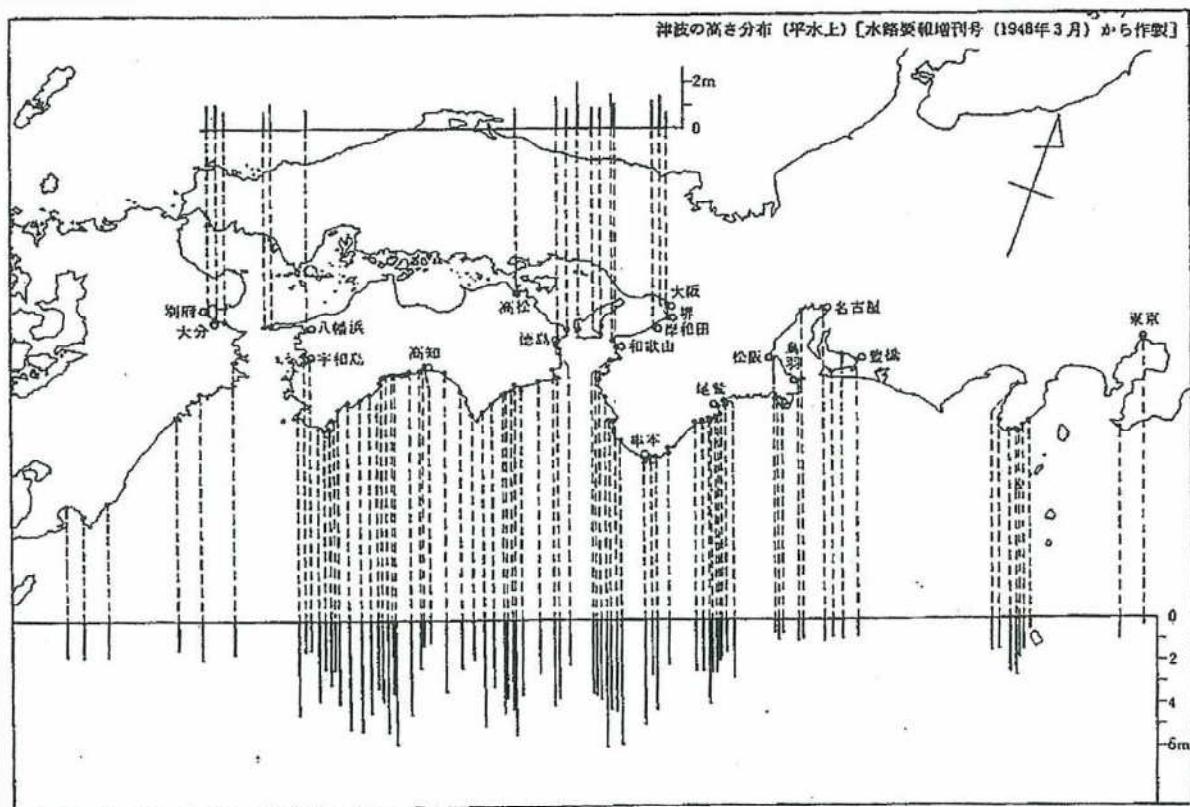
No. 8 田辺湾沖 (1938. 1. 12)



No. 9 東南海地震 (1944. 12. 7)



No. 10 南海地震 (1946. 12. 21)

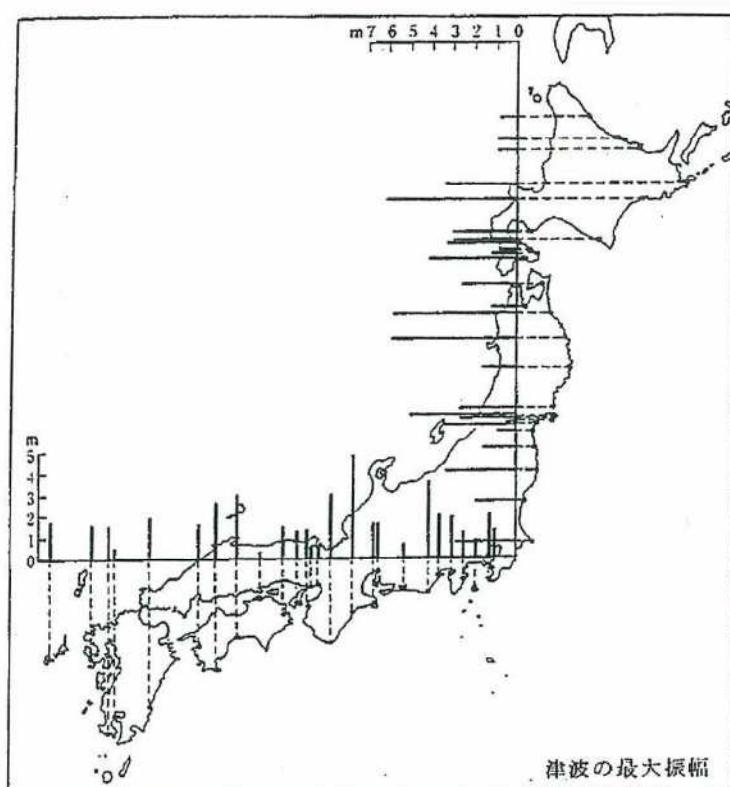


No. 10 南海地震 (1946. 12. 21)

(新編 日本被害地震総覧、宇佐美龍夫、1987年)

### 3 地震津波の比較

場 所	最大波高 (T.P.上)		
	東南海	南 海	チ リ
伊下清御舟形節藻	m	0.7m	0.9m
前 津	2.0	3.0	1.8
水崎阪原崎名	1.1	2.0	1.3
阪見羽浦矢切具延島張瀬島	2.0	1.0	1.1
松二鳥筑約名和御浜南五長	0.8	0.5	1.12
ケ 所 錦	0.5	0.5	0.94
木木木ノ田	0.5	0.5	2.33
木木木ノ田	1.0	1.0	1.84
木木木ノ田	1.0	1.0	1.18
木木木ノ田	2.0	1.0	2.20
木木木ノ田	2.0	1.2	1.64
木木木ノ田	2.0	2.0	2.48
木木木ノ田	3.0	1.0	0.95
木木木ノ田	3.5	1.0	1.85
木木木ノ田	5.0	1.0	1.70
木木木ノ田	2.5	1.6	1.52
木木木ノ田	3.5	1.0	1.83
木木木ノ田	3.0	2.0	2.60
木木木ノ田	4.0	1.6	3.08
木木木ノ田	6.0	2.0	2.91
木木木ノ田	7.5	2.3	2.10
木木木ノ田	3.0	0.8	3.47
木木木ノ田	5.0	2.0	2.89
木木木ノ田	2.8	0.8	3.36
木木木ノ田	5.0	2.8	1.38
木木木ノ田	5.5	3.8	1.51
木木木ノ田	6.0	4.5	1.48
木木木ノ田	5.5	3.0	2.05
木木木ノ田	6.0	3.5	2.10
木木木ノ田	5.5	3.0	1.08
木木木ノ田	5.5	2.1	1.49
木木木ノ田	5.0	2.0	1.59
木木木ノ田	3.0	4.0	1.29
木木木ノ田	4.0	2.0	0.21
木木木ノ田	3.5	1.5	0.61
木木木ノ田	3.0	3.5	0.5
木木木ノ田	4.5	3.0	1.28
木木木ノ田	2.4	2.0	1.90
木木木ノ田	4.5	2.0	0.80
木木木ノ田	6.2	3.0	2.39
木木木ノ田	3.5	3.6	1.15
木木木ノ田	2.0	4.2	2.15
木木木ノ田	2.5	4.2	1.00
参 歌 和 松 布	1.0	2.7	0.98
参 歌 和 松 布	0.5	3.0	1.02
参 歌 和 松 布	0.5	3.0	1.34
参 歌 和 松 布	1.9	1.0	1.00
参 歌 和 松 布	1.0	0.9	0.78
参 歌 和 松 布	2.0	2.0	1.25
参 歌 和 松 布	4.6	4.6	1.82
参 歌 和 松 布	3.3	3.3	2.10
参 歌 和 松 布	3.5	3.5	0.81
参 歌 和 松 布	2.7	2.7	1.57



No11 チリ地震津波 (1960. 5. 23)

No. 11

(新編 日本被害地震総覧、宇佐美、1987年)

## 資料7 気象庁注意報、警報地域区分・種類及び発表基準

(気象庁震度階級関連解説表) 平成21年3月31日改定

<人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況>

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につきまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路上に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につからぬと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

<木造建物（住宅）の状況>

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

<鉄筋コンクリート造建物の状況>

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

### <地盤・斜面等の状況>

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7	大きな地割れが生じことがある。	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

### <ライフライン・インフラ等への影響>

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

### <大規模構造物への影響>

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高层ビルの揺れ	超高层ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。また、気象庁は、令和5年2月1日から、長周期地震動階級3以上を予測した場合でも、緊急地震速報(警報)を発表する。

(気象等に関する特別警報の種類及び発表基準)

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(気象警報・注意報の種類及び発表の基準) 令和3年6月8日現在

発表官署 和歌山地方気象台

日高町	府県予報区	和歌山県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	紀中		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準	21	
		土壤雨量指數基準	199	
	洪水	流域雨量指數基準	西川流域=14, 志賀川流域=9.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	—	
	暴風	指定河川洪水予報による基準	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]	
		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	
		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	
	大雪			
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.8m	
注意報	大雨	表面雨量指數基準	12	
		土壤雨量指數基準	141	
	洪水	流域雨量指數基準	西川流域=11.2, 志賀川流域=7.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	西川流域=(6, 11.2), 志賀川流域=(6, 7.6)	
	強風	指定河川洪水予報による基準	—	
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s	
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	
		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ15cm	
	大雪			
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10°C以上又はかなりの降雨		
	低温	沿岸部で最低気温-4°C以下		
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3°C以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地20cm以上、山地40cm以上 気温: -2°C~2°C		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

\*1(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

- (1)本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4)表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5)表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壤雨量指數基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指數基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。

- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかるる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。  
1km 四方毎の基準値については、別添資料([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを、洪水注意報においては、同じく△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL(平均潮位)等を用いる。

(津波予報の種類及び予報文)

予 報 の 種 類		予 報 文
津 波 警 報	大津波	大津波が来襲します。予想される津波の高さは、高いところで約3メートル以上に達する見込みですから、今までに津波の被害を受けたようなところや、特に津波が大きくなりやすいところでは、厳重な警戒を要します。その他のところも1メートルぐらいに達する見込みですから警戒が必要です。
	津 波	津波が予想されます。予想される津波の高さは、高いところで約2メートルに達する見込みですから、特に津波が大きくなりやすいところでは警戒を要します。その他の所では数十センチメートル程度の見込みです。
津 波 注意報	津波注意	津波があるかも知れません。津波の高さは高いところでも数十センチメートル程度の見込みです。
	津波なし	津波の来襲するおそれはありません。
	津波警報解除	津波の危険はなくなりました。
	津波注意解除	津波の心配はなくなりました。

(注) 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 資料8 日高町における風水害履歴

年 代	誘 因	被 害 内 容
明治 14 年 5 月 4 日 (1881 年) ~ 7 日	降雨	御坊洪水、床上浸水
明治 14 年 9 月 13 日 (1881 年)	台風	家屋の倒壊、樹木の吹き折れ、田畠の冠水、橋梁の流出等相当の被害があつたと考えられる。
明治 15 年 8 月 5 日 (1882 年)	台風	風波のため日高川口がつまり、水はけが悪く御坊付近では床に及ぶ浸水となり、風による倒家もあつた。
明治 16 年 9 月 13 日 (1883 年)	台風	倒壊家屋の応急住宅料として、三戸(二四円)、食糧支給(一四円二九銭)
明治 16 年 10 月 8 日 (1883 年)	雨台風	日高川が、3.2m増水、小中領で志賀川の堤防が決壊、小池浸水
明治 17 年 8 月 25 日 (1884 年)	台風	暴風雨強く、潮風その他によって早稻の被害が大きく、全壊に近い状態であった。
明治 17 年 9 月 27 日 (1884 年)	大雨	中志賀三河谷池決壊、このとき茶屋付近では床上浸水、家屋大破も出、天満付近では河床より推定 4 m の増水とみられる。谷口においても浸水し、志賀谷における被害は大きかつたと推定される。
明治 21 年 8 月 30 日 (1888 年)	台風	この台風は県下で波、有田、日高で最も大きく西牟婁、東牟婁は比較的軽微、海草、現和歌山市、那賀、伊都は日高、有田に次いで被害が大きかつた。
明治 22 年 8 月 18 日 (1889 年) ~19 日	大雨	この大雨による洪水は、後の七・一八水害と比較される大洪水で日高地方に最大の被害をもたらした洪水である。なお、被害の詳細は不明。
明治 26 年 8 月 16 日 (1893 年)	台風	豪雨のため日高川増水 6 m、日高奥地に 22 年の水害に近い甚大な被害をもたらした。
明治 29 年 8 月 30 日 (1896 年)	台風	30 日の台風の被害は現由良町が最もひどく、家屋の倒壊、港湾施設の破損被害等最も多かつた。 翌 31 日は、日高川増水 3.1m、南部川 1.5m、切目川 0.9m、由良川 1.2m の増水となり各地で堤防の決壊、橋梁の流出が相次いだ。
明治 43 年 5 月 11 日 (1910 年)	台風	雨量は、10 日 158.5mm、最低気圧 995.5mb で迷走台風であつたらしい。なお、被害の詳細は不明。
明治 44 年 9 月 21 日 (1911 年)	暴風雨	日高郡の被害甚大。
大正元年 9 月 22 日 (1912 年) ~23 日	台風	超大型台風が日高町北部に上陸。日ノ岬における最低気圧 943.9mb、御坊における最低気圧 946.5mb と空前の低さを記録した。 また雨量も、龍神 250mm、上山路 305mm と多く、日高川は天田橋付近で 4 m の増水、天野橋は流失寸前で落下を免れた。 この台風の被害は、郡内で、死者 1 、重傷 3 、軽傷無傷、家屋集出 37 、納屋その他流出 36 、家屋全壊 109 、納屋その他全壊 100 、家屋半壊 110 、納屋その他半壊 53 、家屋浸水 817 、船舶流出 313 、同破損 137 であった。
大正 6 年 8 月 4 日 (1917 年)	熱帶 低気圧	熱帶低気圧(推定)の中心が土佐沖で北西方向より北東方向に転進し土佐に上陸、その後紀伊水道を斜めに横断して友ヶ島水道に抜けたもので、日高地方に大量の雨を降らし、日高川の増水 5 m 、この増水で竣工わずか 5 日後の天田橋が流出、郡内における被害は浸水家屋、御坊町 170 、藤田村 10 、野口村 40 、矢田村 5 、木材流失 135 万本であった。

年 代	誘 因	被 害 内 容
大正 10 年 7 月 12 日 (1921 年) ~14 日	台風	台風が四国、中国地方を横断し、日本海に抜けた。 この台風のもたらした雨量は、龍神 400.3mm、上山路 347.5mm、船着 219mm で、13 日夜半天田付近で日高川の増水 4.8m に達し、14 日午前 1:30 頃、現旭化成付近の藤井堤防が約 6 m にわって決壊、続いてやや上手でも一箇所決壊して、明治 2 年大水害以来の被害を出す結果となつた。 町、流出浸水田畠は 952 町、木材流出 12.5 万本であった。
昭和 3 年 6 月 24 日 (1928 年) ~26 日	暴風雨	24 日と 26 日夜の 2 回相次いで低気圧が本件付近を通過し暴風雨を起こした。日高・西牟婁の山地では 200mm 以上の豪雨があり、各河川出水、なかんずく日高川は近年希なる大出水で最高水位 14.5 m に達した。日高川上流の水力発電が故障、御坊天田橋流失。
昭和 3 年 7 月 17 日 (1928 年)	豪雨	7 月 17 日より 19 日にわたって不連続線があり、有田以南は豪雨となつた。また 20 日から 21 日の夜にかけて 100mm 以上の豪雨で、南部川でも相当な被害を出した。
昭和 8 年 10 月 19 日 (1933 年) ~20 日	台風	20 日九州南部から四国、近畿北部を経て北陸をぬけた台風は副低気圧を伴い、本県各地は 19 日から豪雨となり雨量 100mm をこえる所多く、上山路 208.3mm、龍神 153mm、八幡 151.8mm、有田川、日高川、貴志川等が出水した。
昭和 9 年 9 月 21 日 (1934 年)	室戸台風	9 月 12 日頃、南洋パラオ島付近の海上に発生した低気圧は、漸次優勢な台風に発生し、20 日夜半すぎ土佐沖から室戸岬付近に上陸した。このころ中心気圧は 911.9mb に下り、世界記録を破る台風となつた。台風は四国に上陸して、勢力はやや弱まったが、21 日午前 6 時頃徳島市西方を過ぎ、同 7 時 45 分阪神方面から本州に入り、京都を経て正午を佐渡に、同夜奥羽中部を北東進して太平洋上に去つた。このため全国的、とくに近畿地方に大きな被害をもたらした。本県ではとくに有田郡以北の沿岸部が最も惨状を呈した。風は各地とも南偏風で、潮岬では暴風時間 10 時間以上にわたり、最大風速 27.7m/s、和歌山市では暴風時間約 4 時間、最大風速 25.7m/s であった。雨は 20 日から降り始め、熊野地方は 21 日午前 5 時頃が最も激しく、同 10 時頃晴れ渡つた。雨量は 210mm で、南部川では橋が全部流失し、特に山林の被害が多かつた。 また台風に伴う高潮が海岸一帯に起り、有田以北が最も甚だしく下津港の潮位記録では、21 日午前 6 時 40 分から同 7 時頃まで、平均時より約 120cm の最高潮位を示し、和歌山港の潮位記録約 110cm に達した。また、由良及び白崎では防波堤が崩壊したほか、小浦の道路は高潮のため陥没し、印南町では突堤が破壊された。
昭和 10 年 6 月 29 日 (1935 年)	豪雨	夜、果無山脈の南側に大雨があり、各河川とも大増水、山路・南部・田辺付近は 200mm を超える雨量であった。これは 6 月 20 日以来、連日多少の雨量があつたため、出水被害をより大きくした。 24 時間雨量：本宮 314.7mm、白浜・湯崎 283.2mm、龍神・上山路・南部・田辺・三川などは 200mm をこえ、和歌山市は 197mm であった。
昭和 10 年 8 月 28 日 (1935 年) ~29 日	台風	台風は四国松山付近に上陸して 29 日神戸付近を通過した。6 月の豪雨と同様に果無山脈の南部に多く、龍神で雨量 390mm、田辺で風速 27m/s であった。日高川は御坊で 4.95m であった。
昭和 11 年 5 月 30 日 (1936 年)	暴風	紀州沖を通過した低気圧は最高雨量 100mm、最大風速 20.5m で、南部地方では特に梅の落下が甚だしかつた。
昭和 13 年 7 月 31 日 (1938 年) ~翌 2 日	豪雨	31 日夜から 8 月 2 日午後にかけて稀有の豪雨に見舞われた。特に午後 3 時すぎより 2 日の午前 4 時ごろまで激しく、出水は日高川の姉子で 5.7m であった。

年 代	誘 因	被 害 内 容
昭和 17 年 9 月 19 日 (1942 年) ~22 日	台風	東北から北上した台風は室戸岬沖で 2 つに分裂上陸し、1 つは本県の西部を通過して阪神地方を襲い北陸方面に去った。このため県下では風雨強く雨量 200mm 以上の所多く、日高川、有田川流域は 300mm を越え、日高川の川上村では 371mm に達した。日高川の増水は御坊で 3.6 m に達した。
昭和 20 年 9 月 17 日 (1945 年) ~18 日	枕崎台風	17 日 14 時 35 分頃鹿児島県枕崎付近に上陸した猛烈な台風は、九州を縦断して北上し伊予灘をわたり、広島付近を経て夜半過ぎに米子、松江間から日本海にぬけた。この台風は瀬戸内海に達した頃から急に衰弱したが、本県はその影響で 17 日夕刻から風が強まり同夜半過ぎもっとも激しく和歌山では 18 日 1 時 20 分には毎秒 28.8m/s(西)、潮岬では 27m/s(西) に達した。雨量は少なく被害は主に風によるもので屋根瓦が飛び板塀が倒れ、電信・電話線が切断し、紀北地方では稻に相当な被害があり、果実の落果が多かった。
昭和 22 年 7 月 18 日 (1947 年) ~22 日	豪雨 ・洪水	連日雨が続き、特に 19 日は前線の通過によって、紀南地方に豪雨があり、鉄道や道路に被害が出たが、南部川の増水で本河川の橋梁がことごとく流失した。
昭和 23 年 8 月 26 日 (1948 年) ~27 日	洪水	26 日夜から 27 日にかけて 998mb の熱帯低気圧が、朝鮮海峡を通り日本海にぬけた。このため活発になった前線が本県を通過し、有田郡中部を中心に物凄い豪雨となり、最多雨と予想される地域の降雨量は不明であるが、有田川上流の八幡では 234mm に達した。 県下の各河川は増水をみたが、なかでも有田川、日高川は各所で氾濫し、鳥屋城、湯浅、保田、広、御傭、生石、石垣、由良、衣奈、城崎の各町村の被害がもっとも甚だしかった。
昭和 23 年 9 月 6 日 (1948 年)	アイソン台風	中心気圧 945mb まで低下した台風が紀州沖を北東進したため、全県下は風強く各河川が出水し、警戒水位を超すところが少なくなかった。御坊町では日高川の水位が 3.8m (警戒水位 3.9m) であった。
昭和 24 年 6 月 18 日 (1949 年) ~21 日	梅雨前線 -デラ台風	18 日九州南方と八丈島を東西に結ぶ梅雨前線の活発化により、九州から南海道各地にかけて大雨を降らせた。本県でも 18 日未明から豪雨になった。20 日梅雨前線が衰えるとともにデラ台風が接近し、九州南部に上陸したため 20 日夜半から全県下が暴風雨となり雨は 21 日すぎまで激しく降り、各河川は再び増水し、特に紀南には甚だしく、堤防の決壊、山崩れ、家屋の倒壊、橋の流失、田畠の流失と冠水、通信機関の被害が続出した。雨量は 18 日から 21 日までの 4 日間に 300mm 以上のところが多かった。
昭和 25 年 9 月 3 日 (1950 年)	ジーン 台風	3 日この台風は紀伊水道を北上し、通過付近には広範囲にわたって大暴風雨を引き起こしたため、県下各地は希有の大風水害となり、沿岸部は高潮に襲われ、特に北部沿岸地帯に惨事をもたらした。この台風は、土佐南方から北北東に進み室戸岬沖を通過、紀伊水道に入り、淡路島の南東をかすめ神戸市西方から上陸し若狭湾にぬけた。 県下では朝から風雨があり、和歌山市では朝 9 時頃から暴風雨となり、風向きは東北東から東南東に、11 時すぎ南南東に転ずるとともに、風威猛烈を極め、正午には瞬間最大風速 46m/s と新記録を観測した。強風の吹き続いたのは 6 時間あまりで、5 時 30 分頃から漸次風勢が衰えた。
昭和 26 年 7 月 1 日 (1951 年) ~2 日	長雨と ケイト台風	6 月 1 日より始まった梅雨は 7 月 17 日頃まで続き、降水量は例年の 2 倍以上となった。この期間しばしば大雨があり、7 月 1 日・2 日ケイト台風が加わり一層被害を大きくした。期間中の雨量は清川で 609.6mm を記録している。水田の冠水、県下約 4000 町歩であった。(うち日高郡 1500 町歩)
昭和 26 年 7 月 12 日 (1951 年) ~13 日	豪雨	県下田畠の冠水 5000 町歩 (うち日高郡 1800 町歩) で、一部に流失田畠もあり、約 6 割の減収が見込まれた。

年 代	誘 因	被 害 内 容
昭和 26 年 10 月 14 日 (1951 年) ~15 日	ルース台風	14 日朝鹿児島県西海岸に上陸し、毎時 60km の速さで九州を縦断、同夜山口県を斜めに北東進して山陰方面にぬけた。本県はこの余波を受けて 14 日 22 時頃から次第に風が強まり、15 日昼過ぎにかけて暴風となつた。強風は長時間にわたり最大瞬間風速 30.4m/s を記録した。被害は稻の倒状が多く、日高、田辺、有田の沿岸各地では高潮による被害が少なかつた。
昭和 27 年 6 月 23 日 (1952 年)	ダ付台風	6 月 20 日ルソン島東方洋上に発生した熱帯低気圧は、東シナ海東部、日向灘、土佐沖を通過して潮岬に上陸、20 時 30 分頃から熊野灘に去った。雨は 22 日夕刻から降り始め、23 日は時々豪雨をまじえ、夜に入つてますます激しく降り続いたが、24 日明け方までにほとんどやんだ。最大風速は 23 日 20 時 40 分、ダイナ台風が熊野灘に入ったと思われる頃で、北北東 20.2m/s、瞬間最大風速は 28.5m/s に達した。 雨量(mm) 22 日 23 日 24 日 合計 御 坊 81.0 113.5 95.9 290.4
昭和 27 年 7 月 1 日 (1952 年) ~3 日	七・二 水害	梅雨前線は本邦の東西にわたり、雨がちの天候が続き、特に 2 日には、この前線にそって東進した低気圧と相まって西日本各地に大雨を降らせた。本県各地においても 100mm から 200mm 前後の豪雨の所が多く、このため県下の各河川は警戒水位を突破し、橋梁の破壊流失、堤防の決壊、道路の崩壊、耕地の埋没、並びに林業施設、開拓関係に多大な被害があつた。
昭和 27 年 11 月 5 日 (1952 年) ~6 日	アグヌ 台風	南海道沖を東北東に進んだアグヌ台風のため、県下各地は暴風に襲われ、殊に紀南地方は甚だしかつた。潮岬では 6 月 3 時 40 分最大風速 14.5m に達し、このため 5 日朝から海上波高く、日高郡松原村田井の大川橋(幅 4.2m、長さ 50m、鉄筋コンクリート橋)は、6 日 16 時頃東詰めから 2 番目の橋梁、約 1.5m 落ち込み、中央から東側 20m が、くの字型に曲がつた。
昭和 28 年 7 月 18 日 (1953 年)	七・一八 水害	日本海東部にある低気圧の中心から、寒冷前線または停滞前線となってさらに西へのび、南近畿を横断して四国北部を通り朝鮮半島に達していた。そしてこの前線付近では一帯に雷雨が発生し、各地に雨が降り注ぎ、これらの雨は一時に本県中部地区の各河川に流れ、有田川・日高川等は決壊し甚大な被害をみるに至つた。この前線はその後も日本海付近に南北に振動しながら停滞し 18 日・19 日と雨は降り続き 19 日午後 1 時小康を保つたが、20 日午後再び強い雨となり、21 日に至つて前線はようやく日本海へ北上して、豪雨の危機が去つた。 この水害は、日高川流域全域に甚大な被害をもたらしたが、西川水系に位置する本町では被害が比較的軽微で橋梁の流失、道路の決壊、水田の冠水、交通機関の不通などのぞき、一部床上床下浸水したほか他市町村に比べ被害は比較的軽微であった。 このため、被害の甚大であった御坊町への救助活動に果たした役割は大きかつた。 ○日高川流域の雨量 17 日 18 日 19 日 20 日 合計 過去最大 船 着 25.0 日雨量 由 良 一 182.6 上 山 路 337.0 130.0 80.5 88.0 635.5 龍 神 450.0 100.0 130.0 13.0 693.0 390.0

年 代	誘 因	被 害 内 容																
昭和 28 年 9 月 25 日 (1953 年)	台風	9 月 17 日カラリン郡島付近に発生した台風 13 号は、次第に本土に接近し四国沖から進路を北東に転じ、25 日 14 時 30 分頃潮岬沖をかすめ熊野灘に向かった。このため全県下にわたって大暴風となり 7 月 18 日の大水害の復旧に漸くつこうとしている応急復旧工事の殆どを破壊流失させたばかりでなく、さらに新たな災害を与えた。 御坊の雨量：16.9mm(23 日)、57.8mm(24 日)、141.9mm(25 日)																
昭和 29 年 8 月 18 日 (1954 年)	台風 5 号	台風 5 号はマリアナ群島付近に発生して西北西に進み、沖縄の南南東 200km に達した。14 日急に進路を北北西に変え沖縄付近で最盛期に達した。その頃(15 日 15 時)中心気圧 940mb で、和歌山市ではこの台風が九州上陸後、18 日 5 時 51 分から雨が降り出し、最も強くなったのは同日 16 時 50 分から約 5 時間で、台風の最も接近した夜半頃には小雨になった。19 日 9 時 55 分すっかり止んだ。 県下の雨量は最も少なかった沿岸線と紀ノ川流域でも 100mm を越え、最も多かった日高郡中部から東牟婁奥地に至る地域は 200mm 以上であった。 台風による波高は毛見海岸で 3.0m、由良海岸 2.5m、比井海岸 2.5m であった。																
昭和 29 年 9 月 13 日 (1954 年) ~14 日	台風 12 号	9 月 13 日 13 時すぎ九州南部に上陸して九州を縦断し、同夜山口県西部を経て 14 日未明、次第に衰えながら日本海西部を北上した。本県ではその余波を受けて毎秒 10m の風は、13 日 20 時 20 分から約 26 時間にわたった。雨は龍神村で 249mm に達した。各河川は出水したが、日高川は川上で 3.7m あった。 また、波高調(目測)では比井海岸 3.0m であった。																
昭和 32 年 9 月 6 日 (1957 年) ~11 日	台風 10 号 と大雨	8 月 26 日マリアナ群島で発生した台風 10 号は、9 月 6 日夜九州西部に上陸し、四国西南部に達し急速に衰弱して日本海にぬけた。 県下では 7 日 8 時頃から毎秒 8 m 前後の南南東の風が吹き続き、7 日夜半暴風雨はおさまったが、雨は 7 日の 15 時から 18 時までが最も強く、7 日 9 時から 8 日 9 時までに有田川・日高川流域が最も多く、100~130mm を観測した。連続雨量は護摩ノ壇山で 167mm で主として御坊以北に被害があった。																
昭和 34 年 4 月 15 日 (1959 年) ~17 日	大雨暴風	4 月 14 日揚子江下流域に現れた停滞気圧は、15 日の 21 時頃には西日本を東西に縦断して紀伊半島を経て東海沖に達した。この前線はほとんど停滞し、17 日まで北九州、中国、近畿地方へと次々に大雨を降らせた。県下では、15 日朝頃から雨となり、16 日 7 時~10 時、同 23 時~17 日 2 時と、17 日 12 時~15 時頃最も激しく、日高川上流では 350mm を越えた。17 日午後の豪雨は龍神では 14 時より 1 時間以内に 30.8mm を記録した。被害は龍神で死者 1 名であった。																
昭和 34 年 8 月 12 日 (1959 年) ~13 日	大雨	12 日午後 6 時頃から全県に降り出した雨で、御坊市塩屋では住家 1 戸倒壊 3 名が下敷きとなり 1 名死亡、1 名軽傷。御坊市名屋では床上浸水 40 戸、床下浸水 300 戸。南部町では住家 1 戸半壊。 <table> <thead> <tr> <th>雨量 (mm)</th> <th>12 日</th> <th>13 日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>龍 神</td> <td>95.0</td> <td>62.3</td> <td>157.3</td> </tr> <tr> <td>清 川</td> <td>299.0</td> <td>36.0</td> <td>335.0</td> </tr> <tr> <td>御 坊</td> <td>281.2</td> <td>42.0</td> <td>323.2</td> </tr> </tbody> </table>	雨量 (mm)	12 日	13 日	合計	龍 神	95.0	62.3	157.3	清 川	299.0	36.0	335.0	御 坊	281.2	42.0	323.2
雨量 (mm)	12 日	13 日	合計															
龍 神	95.0	62.3	157.3															
清 川	299.0	36.0	335.0															
御 坊	281.2	42.0	323.2															

年 代	誘 因	被 害 内 容												
昭和 34 年 9 月 16 日 (1959 年)	台風 14 号	17 日 12 時、和歌山気象台は「台風が日本海を通過中。全県下とも風は昼過ぎから強くなる云々」と強雨注意報を発令したが、南部町では 17 日午後 7 時 40 分頃、南道・北道・芝・東吉田にかけて瞬間最大風速 40m/s の竜巻が起り、延長 1 km 余、幅 30m にわたり被害が発生し、負傷者 4 名、住家全壊 1 戸、一部破壊 91 戸、非住家被害 43 戸、罹災世帯 21、罹災者概数 85 名の被害があった。												
昭和 34 年 9 月 26 日 (1959 年)	伊勢湾 台風	9 月 21 日マリアナ群島の東方海上で発生した熱帯性低気圧は急速に発達して、22 日 12 時には 970mb となり台風 15 号と命名された。24 日 3 時パラセル島の東 500km の海上に達した頃最も発達し、895mb となり最大風速 70m/s に達し、暴風半径も非常に大きく A 級台風に成長した。26 日昼頃には 920mb となり次第に北北東に向きを変加速しながら紀伊半島に接近、26 日 18 時 15 分、潮岬の西方 15km の江住付近に上陸した。上陸後の潮岬の最低気圧は 929mb で本邦に上陸した台風の最低気圧として室戸台風、枕崎台風に次ぐ 3 番目の記録である。台風はその後次第に衰弱しながら本県東南山岳部を通り、奈良・三重・岐阜を横断し、中部東海方面に大きな被害を出した。風は県南部 26 日 9 時頃から南の風 10m/s 以上、14 時から 20m/s 以上の暴風雨となり、台風の接近した 16 時からは風向きは南東で 30m/s 程度となった。暴風雨は 26 日夜遅くから次第に弱まり、27 日 3 時頃には全くおさまった。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>雨量 (mm)</td> <td>25 日</td> <td>26 日</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>龍神</td> <td>48.0</td> <td>263.0</td> <td>311.0</td> </tr> <tr> <td>御坊</td> <td>15.6</td> <td>70.0</td> <td>85.6</td> </tr> </table>	雨量 (mm)	25 日	26 日	合計	龍神	48.0	263.0	311.0	御坊	15.6	70.0	85.6
雨量 (mm)	25 日	26 日	合計											
龍神	48.0	263.0	311.0											
御坊	15.6	70.0	85.6											
昭和 36 年 9 月 16 日 (1961 年)	第二室戸 台風	9 月 8 日マーシャル群島に発生した台風は、中心風速 70m の超 A 級台風となり、進路を九州東部から四国にとり北東に進み、16 日 9 時には室戸岬の南西 50km に達し、室戸岬北方を通り、11 時徳島県南部を経て兵庫県に上陸し、近畿北部から北陸地方をたて、日本海を通り、北海道の西岸からオホーツク海へ 17 日すぎ去った。 和歌山県地方気象台では 16 日 12 時 43 分、瞬間最大風速 56.7m/s (南)、同日 12 時 45 分、最低気圧 939.3mb 記録した。この台風の特徴は秋台風で、雨よりも風と高潮及び激浪の被害が大きかったことである。このため本県では県下 39 市町村に災害救助法を発動し、陸海空の自衛隊と、海上保安部の出動を要請した。 日高郡では、瞬間最大風速、日ノ御崎灯台で 80m/s、御坊市内で 57m/s であった。また海岸市町村は高潮の襲来のため防波堤が決壊し瞬時に 926 戸の住家が流失、全壊し、死者 2 名、重傷者 81 名を出し半壊家屋 2,382 戸、床上浸水 1,100 戸、罹災者数実に 29,224 名をかぞえ、県道、町村道は寸断され部落は各所で孤立したほか、田畠の流失埋没、農作物の被害甚大で、全市町村が災害救助法の適応を受けた。 台風の被害は、特に御坊市と田辺市を結ぶ海岸線に面した由良、美浜、日高、印南、南部の各町で甚大で、台風の来襲とともに連絡が途絶え、孤立したまま安否が気づかわれていた。本町では、この台風による高潮によって以下の被害があった。 ○死傷者 34 名、全壊 67 戸、流失 25 戸、半壊 284 戸等												
昭和 40 年 9 月 10 日 (1965 年)	台風 13 号	10 日早朝、高知県安芸市に上陸、徳島県を通り明石付近に上陸して日本海にぬけた。日高地方では午前中に通り過ぎたが、うち続く台風でミカンの木の根が傷んでいたためか、この台風でどこも樹が倒されたり枝折れなどで大被害を受けた。												

年 代	誘 因	被 害 内 容																						
昭和 50 年 8 月 22 日 (1975 年) ~23 日	台風 6 号	<p>22 日午後 9 時頃室戸岬の東北を北東に進み、23 日 2 時から 3 時にかけて紀伊水道を通過した。中心の気圧は 965mb、最大風速 40m/s</p> <p>○台風 6 号に伴う雨量（日本町役場測定） 59mm(22 日)、96mm(23 日) 時間最大雨量 33mm(23 日 2 時～3 時)</p> <p>○台風 6 号に伴う警戒水位調査(西川) 22 日 20cm(23:00) 23 日 70cm(0:30)、110cm(2:00)、160cm*(2:30)、210cm***(3:00) 260cm***(4:00)、245cm***(5:00)、160cm*(6:00)</p> <p style="text-align: right;">*: 報告水位、**: 警戒水位</p> <p>○被害状況</p> <table> <tbody> <tr><td>死傷者</td><td>0 名</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>11 戸 (11 世帯・43 名)</td></tr> <tr><td>田 流失 埋没</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>冠水</td><td>29.0ha</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>150 ヶ所、6.5ha、980m</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>14 ヶ所</td></tr> <tr><td>道 路</td><td>2 ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設</td><td>87 ヶ所</td></tr> <tr><td>漁業施設</td><td>1 ヶ所</td></tr> <tr><td>消防機関の出動状況</td><td>職員 23 名、団員 54 名</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>328,269 千円</td></tr> </tbody> </table>	死傷者	0 名	床上浸水	11 戸 (11 世帯・43 名)	田 流失 埋没	0.3ha	冠水	29.0ha	畦 畦	150 ヶ所、6.5ha、980m	河 川	14 ヶ所	道 路	2 ヶ所	農業用施設	87 ヶ所	漁業施設	1 ヶ所	消防機関の出動状況	職員 23 名、団員 54 名	被害総額	328,269 千円
死傷者	0 名																							
床上浸水	11 戸 (11 世帯・43 名)																							
田 流失 埋没	0.3ha																							
冠水	29.0ha																							
畦 畦	150 ヶ所、6.5ha、980m																							
河 川	14 ヶ所																							
道 路	2 ヶ所																							
農業用施設	87 ヶ所																							
漁業施設	1 ヶ所																							
消防機関の出動状況	職員 23 名、団員 54 名																							
被害総額	328,269 千円																							
昭和 51 年 9 月 7 日 (1976 年)	台風 17 号	比井地区において床上浸水が 13 件の被害があった。																						
昭和 62 年 10 月 16 日 (1987 年) ~17 日	台風 19 号	<p>16 日 20 時 15 分：県下全域に暴風雨波浪洪水警報 23 時 30 分：第 1 班自宅待機より招集</p> <p>本台風は雨が少なく(38mm)風台風で農作物の被害が主であった。</p> <p>○被害状況</p> <table> <tbody> <tr><td>死傷者</td><td>0 名</td></tr> <tr><td>非住家 全壊</td><td>1 棟</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>1 棟</td></tr> <tr><td>一部破損</td><td>1 棟</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>3 ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設全壊</td><td>1 ha (ビニールハウス)</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>6 ha ("")</td></tr> <tr><td>農道</td><td>13.5 m<sup>2</sup>(9.00×1.5m)</td></tr> <tr><td>水路</td><td>10.0m</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>103,000 千円</td></tr> </tbody> </table>	死傷者	0 名	非住家 全壊	1 棟	半壊	1 棟	一部破損	1 棟	畦 畦	3 ヶ所	農業用施設全壊	1 ha (ビニールハウス)	半壊	6 ha ("")	農道	13.5 m <sup>2</sup> (9.00×1.5m)	水路	10.0m	被害総額	103,000 千円		
死傷者	0 名																							
非住家 全壊	1 棟																							
半壊	1 棟																							
一部破損	1 棟																							
畦 畦	3 ヶ所																							
農業用施設全壊	1 ha (ビニールハウス)																							
半壊	6 ha ("")																							
農道	13.5 m <sup>2</sup> (9.00×1.5m)																							
水路	10.0m																							
被害総額	103,000 千円																							
平成元年 9 月 2 日 (1989 年) ~3 日	集中豪雨	<p>○集中豪雨による被害状況</p> <table> <tbody> <tr><td>床下浸水</td><td>7 戸 (7 世帯・23 名)</td></tr> <tr><td>非住家</td><td>2 ヶ所 (若もの広場、会社)</td></tr> <tr><td>田 冠水</td><td>28ha</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>108 ヶ所 (598.6m)</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>3 ヶ所 (43m)</td></tr> <tr><td>道 路</td><td>12 ヶ所 (53.4m)</td></tr> <tr><td>農業用施設 農道</td><td>35 ヶ所 (222.5m)</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>89,686 千円</td></tr> </tbody> </table>	床下浸水	7 戸 (7 世帯・23 名)	非住家	2 ヶ所 (若もの広場、会社)	田 冠水	28ha	畦 畦	108 ヶ所 (598.6m)	河 川	3 ヶ所 (43m)	道 路	12 ヶ所 (53.4m)	農業用施設 農道	35 ヶ所 (222.5m)	被害総額	89,686 千円						
床下浸水	7 戸 (7 世帯・23 名)																							
非住家	2 ヶ所 (若もの広場、会社)																							
田 冠水	28ha																							
畦 畦	108 ヶ所 (598.6m)																							
河 川	3 ヶ所 (43m)																							
道 路	12 ヶ所 (53.4m)																							
農業用施設 農道	35 ヶ所 (222.5m)																							
被害総額	89,686 千円																							
<日高町被害報告>																								

年 代	誘 因	被 害 内 容																						
平成元年9月5日 (1989年) ~ 6日	集中豪雨	<p>○集中豪雨による被害状況</p> <table> <tr><td>床上浸水</td><td>1戸 (1世帯・5名)</td></tr> <tr><td>床下浸水</td><td>48戸 (48世帯・165名)</td></tr> <tr><td>非住家</td><td>学校 (床下浸水) 一約 60cm</td></tr> <tr><td></td><td>その他公共施設 (土砂崩れ)</td></tr> <tr><td></td><td>その他床下浸水 12棟</td></tr> <tr><td>田 冠水</td><td>88ha</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>227ヶ所 (1,673m)</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>14ヶ所 (127m)</td></tr> <tr><td>道 路</td><td>13ヶ所 (112m)</td></tr> <tr><td>農業用施設 農道</td><td>76ヶ所 (567m)</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>226,426千円</td></tr> </table>	床上浸水	1戸 (1世帯・5名)	床下浸水	48戸 (48世帯・165名)	非住家	学校 (床下浸水) 一約 60cm		その他公共施設 (土砂崩れ)		その他床下浸水 12棟	田 冠水	88ha	畦 畦	227ヶ所 (1,673m)	河 川	14ヶ所 (127m)	道 路	13ヶ所 (112m)	農業用施設 農道	76ヶ所 (567m)	被害総額	226,426千円
床上浸水	1戸 (1世帯・5名)																							
床下浸水	48戸 (48世帯・165名)																							
非住家	学校 (床下浸水) 一約 60cm																							
	その他公共施設 (土砂崩れ)																							
	その他床下浸水 12棟																							
田 冠水	88ha																							
畦 畦	227ヶ所 (1,673m)																							
河 川	14ヶ所 (127m)																							
道 路	13ヶ所 (112m)																							
農業用施設 農道	76ヶ所 (567m)																							
被害総額	226,426千円																							
<日高町被害報告>																								
平成2年9月 (1990年)	台風19号	<p>○台風19号による被害状況</p> <table> <tr><td>畦 畦</td><td>30ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設</td><td>20ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>88,797千円</td></tr> </table>	畦 畦	30ヶ所	農業用施設	20ヶ所	被害総額	88,797千円																
畦 畦	30ヶ所																							
農業用施設	20ヶ所																							
被害総額	88,797千円																							
<日高町被害報告>																								
平成2年11月30日 (1990年)	台風28号	<p>○台風28号による被害状況</p> <table> <tr><td>農業用施設</td><td>9ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>5,060千円</td></tr> </table>	農業用施設	9ヶ所	被害総額	5,060千円																		
農業用施設	9ヶ所																							
被害総額	5,060千円																							
<日高町被害報告>																								
平成3年9月27日 (1991年)	台風19号	<p>○台風19号による被害状況</p> <table> <tr><td>農業用施設 全壊</td><td>4ヶ所 (ビニールハウス)</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>30ヶ所 (〃)</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>7,071千円</td></tr> </table>	農業用施設 全壊	4ヶ所 (ビニールハウス)	半壊	30ヶ所 (〃)	被害総額	7,071千円																
農業用施設 全壊	4ヶ所 (ビニールハウス)																							
半壊	30ヶ所 (〃)																							
被害総額	7,071千円																							
<日高町被害報告>																								
平成3年11月28日 (1991年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr><td>床下浸水</td><td>11戸 (11世帯)</td></tr> <tr><td>田 冠水</td><td>52ha</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>61ヶ所</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>6ヶ所</td></tr> <tr><td>道 路</td><td>3ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>140,100千円</td></tr> </table>	床下浸水	11戸 (11世帯)	田 冠水	52ha	畦 畦	61ヶ所	河 川	6ヶ所	道 路	3ヶ所	被害総額	140,100千円										
床下浸水	11戸 (11世帯)																							
田 冠水	52ha																							
畦 畦	61ヶ所																							
河 川	6ヶ所																							
道 路	3ヶ所																							
被害総額	140,100千円																							
<日高町被害報告>																								
平成4年9月29日 (1992年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr><td>畦 畦</td><td>65ヶ所 (4ha、500m)</td></tr> <tr><td>農業用施設 農道</td><td>7ヶ所 (100m)</td></tr> <tr><td>水路</td><td>5ヶ所 (60m)</td></tr> <tr><td>ため池</td><td>2ヶ所 (55m)</td></tr> <tr><td>頭首工</td><td>2ヶ所 (20m)</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>8ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>128,400千円</td></tr> </table>	畦 畦	65ヶ所 (4ha、500m)	農業用施設 農道	7ヶ所 (100m)	水路	5ヶ所 (60m)	ため池	2ヶ所 (55m)	頭首工	2ヶ所 (20m)	河 川	8ヶ所	被害総額	128,400千円								
畦 畦	65ヶ所 (4ha、500m)																							
農業用施設 農道	7ヶ所 (100m)																							
水路	5ヶ所 (60m)																							
ため池	2ヶ所 (55m)																							
頭首工	2ヶ所 (20m)																							
河 川	8ヶ所																							
被害総額	128,400千円																							
<日高町被害報告>																								

年 代	誘 因	被 害 内 容																
平成5年7月5日 (1993年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr><td>田 冠水</td><td>1 ha</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>20ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設 農道</td><td>10ヶ所</td></tr> <tr><td>水路</td><td>3ヶ所</td></tr> <tr><td>ため池</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>47,000千円</td></tr> </table> <p>&lt;日高町被害報告&gt;</p>	田 冠水	1 ha	畦 畦	20ヶ所	農業用施設 農道	10ヶ所	水路	3ヶ所	ため池	1ヶ所	被害総額	47,000千円				
田 冠水	1 ha																	
畦 畦	20ヶ所																	
農業用施設 農道	10ヶ所																	
水路	3ヶ所																	
ため池	1ヶ所																	
被害総額	47,000千円																	
平成5年8月 (1993年)	台風7号	<p>○台風7号による被害状況</p> <table> <tr><td>農業用施設</td><td>5ヶ所 (ビニールハウス)</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>1,200千円</td></tr> </table> <p>&lt;日高町被害報告&gt;</p>	農業用施設	5ヶ所 (ビニールハウス)	被害総額	1,200千円												
農業用施設	5ヶ所 (ビニールハウス)																	
被害総額	1,200千円																	
平成5年11月28日 (1993年)	台風13号	<p>○台風13号による被害状況</p> <table> <tr><td>農業用施設</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>2,380千円</td></tr> </table> <p>&lt;日高町被害報告&gt;</p>	農業用施設	2ヶ所	被害総額	2,380千円												
農業用施設	2ヶ所																	
被害総額	2,380千円																	
平成5年9月6日 (1993年) ~8日	台風14号	<p>○台風14号による被害状況</p> <table> <tr><td>畦 畦 田</td><td>65ヶ所</td></tr> <tr><td>畑</td><td>8ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設 ため池</td><td>5ヶ所</td></tr> <tr><td>水路</td><td>20ヶ所</td></tr> <tr><td>道路</td><td>15ヶ所</td></tr> <tr><td>橋梁</td><td>1ヶ所</td></tr> <tr><td>被害総額</td><td>181,000千円</td></tr> </table> <p>&lt;日高町被害報告&gt;</p>	畦 畦 田	65ヶ所	畑	8ヶ所	農業用施設 ため池	5ヶ所	水路	20ヶ所	道路	15ヶ所	橋梁	1ヶ所	被害総額	181,000千円		
畦 畦 田	65ヶ所																	
畑	8ヶ所																	
農業用施設 ため池	5ヶ所																	
水路	20ヶ所																	
道路	15ヶ所																	
橋梁	1ヶ所																	
被害総額	181,000千円																	
平成6年9月29日 (1994年)	台風26号	<p>○台風26号による被害状況</p> <table> <tr><td>畦 畦</td><td>4ヶ所</td></tr> <tr><td>被害状況</td><td>2,935千円</td></tr> </table> <p>&lt;日高町被害報告&gt;</p>	畦 畦	4ヶ所	被害状況	2,935千円												
畦 畦	4ヶ所																	
被害状況	2,935千円																	
平成10年9月22日 (1998年)	台風7号	<p>○台風7号による被害状況</p> <table> <tr><td>一部損壊</td><td>24戸 (24世帯)</td></tr> <tr><td>畦 畦</td><td>22ヶ所</td></tr> <tr><td>農 道</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>水 路</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>ため池</td><td>8ヶ所</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設</td><td>220ヶ所 (ビニールハウス) (16,212坪)</td></tr> <tr><td>被害金額</td><td>608,400千円</td></tr> </table>	一部損壊	24戸 (24世帯)	畦 畦	22ヶ所	農 道	2ヶ所	水 路	2ヶ所	ため池	8ヶ所	河 川	2ヶ所	農業用施設	220ヶ所 (ビニールハウス) (16,212坪)	被害金額	608,400千円
一部損壊	24戸 (24世帯)																	
畦 畦	22ヶ所																	
農 道	2ヶ所																	
水 路	2ヶ所																	
ため池	8ヶ所																	
河 川	2ヶ所																	
農業用施設	220ヶ所 (ビニールハウス) (16,212坪)																	
被害金額	608,400千円																	
平成10年10月18日 (1998年)	台風10号	<p>○台風10号による被害状況</p> <table> <tr><td>畦 畦</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>農 道</td><td>4ヶ所</td></tr> <tr><td>水 路</td><td>3ヶ所</td></tr> <tr><td>河 川</td><td>2ヶ所</td></tr> <tr><td>農業用施設</td><td>8ヶ所 (ビニールハウス) (1,117坪)</td></tr> <tr><td>被害金額</td><td>61,784千円</td></tr> </table>	畦 畦	2ヶ所	農 道	4ヶ所	水 路	3ヶ所	河 川	2ヶ所	農業用施設	8ヶ所 (ビニールハウス) (1,117坪)	被害金額	61,784千円				
畦 畦	2ヶ所																	
農 道	4ヶ所																	
水 路	3ヶ所																	
河 川	2ヶ所																	
農業用施設	8ヶ所 (ビニールハウス) (1,117坪)																	
被害金額	61,784千円																	

年 代	誘 因	被 害 内 容																
平成 15 年 8 月 7 日 (2003 年)	台風 10 号	<p>○台風 10 号による被害状況</p> <table> <tr> <td>畦 畔</td><td>17 ヶ所 (127m)</td></tr> <tr> <td>農 道</td><td>6 ヶ所 (76m)</td></tr> <tr> <td>水 路</td><td>3 ヶ所 (51m)</td></tr> <tr> <td>ため池</td><td>2 ヶ所 (102m)</td></tr> <tr> <td>漁港物揚場</td><td>1 ヶ所 (45.4m)</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>87,976 千円 (内、漁港物揚場の被害金額 25,725 千円)</td></tr> </table>	畦 畔	17 ヶ所 (127m)	農 道	6 ヶ所 (76m)	水 路	3 ヶ所 (51m)	ため池	2 ヶ所 (102m)	漁港物揚場	1 ヶ所 (45.4m)	被害金額	87,976 千円 (内、漁港物揚場の被害金額 25,725 千円)				
畦 畔	17 ヶ所 (127m)																	
農 道	6 ヶ所 (76m)																	
水 路	3 ヶ所 (51m)																	
ため池	2 ヶ所 (102m)																	
漁港物揚場	1 ヶ所 (45.4m)																	
被害金額	87,976 千円 (内、漁港物揚場の被害金額 25,725 千円)																	
平成 15 年 9 月 12 日 (2003 年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr> <td>畦 畔</td><td>14 ヶ所 (99m)</td></tr> <tr> <td>農 道</td><td>1 ヶ所 (40m)</td></tr> <tr> <td>ため池</td><td>1 ヶ所 (40m)</td></tr> <tr> <td>道 路</td><td>1 ヶ所 (町道池田上志賀線) (40m)</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>75,612 千円 (内、道路の被害金額 46,408 千円)</td></tr> </table>	畦 畔	14 ヶ所 (99m)	農 道	1 ヶ所 (40m)	ため池	1 ヶ所 (40m)	道 路	1 ヶ所 (町道池田上志賀線) (40m)	被害金額	75,612 千円 (内、道路の被害金額 46,408 千円)						
畦 畔	14 ヶ所 (99m)																	
農 道	1 ヶ所 (40m)																	
ため池	1 ヶ所 (40m)																	
道 路	1 ヶ所 (町道池田上志賀線) (40m)																	
被害金額	75,612 千円 (内、道路の被害金額 46,408 千円)																	
平成 16 年 10 月 20 日 (2004 年)	台風 23 号	<p>○台風 23 号による被害状況</p> <table> <tr> <td>負傷者</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>5 戸 (5 世帯)</td></tr> <tr> <td>一部損壊</td><td>1 戸 (1 世帯)</td></tr> <tr> <td>漁 港</td><td>3 ヶ所 (40.75m)</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>14,690 千円 (漁港被害金額)</td></tr> </table>	負傷者	1 名	床下浸水	5 戸 (5 世帯)	一部損壊	1 戸 (1 世帯)	漁 港	3 ヶ所 (40.75m)	被害金額	14,690 千円 (漁港被害金額)						
負傷者	1 名																	
床下浸水	5 戸 (5 世帯)																	
一部損壊	1 戸 (1 世帯)																	
漁 港	3 ヶ所 (40.75m)																	
被害金額	14,690 千円 (漁港被害金額)																	
平成 18 年 9 月 6 日 (2006 年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr> <td>床上浸水</td><td>5 戸 (5 世帯)</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>40 戸 (40 世帯)</td></tr> <tr> <td>床下浸水 (非住家)</td><td>9 戸 (9 世帯)</td></tr> <tr> <td>田 冠水</td><td>40ha</td></tr> <tr> <td>畦 畔</td><td>71 ヶ所 (657m)</td></tr> <tr> <td>農 道</td><td>15 ヶ所 (134m)</td></tr> <tr> <td>ため池</td><td>5 ヶ所 (126m)</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>124,349 千円</td></tr> </table>	床上浸水	5 戸 (5 世帯)	床下浸水	40 戸 (40 世帯)	床下浸水 (非住家)	9 戸 (9 世帯)	田 冠水	40ha	畦 畔	71 ヶ所 (657m)	農 道	15 ヶ所 (134m)	ため池	5 ヶ所 (126m)	被害金額	124,349 千円
床上浸水	5 戸 (5 世帯)																	
床下浸水	40 戸 (40 世帯)																	
床下浸水 (非住家)	9 戸 (9 世帯)																	
田 冠水	40ha																	
畦 畔	71 ヶ所 (657m)																	
農 道	15 ヶ所 (134m)																	
ため池	5 ヶ所 (126m)																	
被害金額	124,349 千円																	
平成 23 年 7 月 19 日 (2011 年)	台風 6 号	<p>○台風 6 号による被害状況</p> <table> <tr> <td>負傷者</td><td>1 名</td></tr> </table>	負傷者	1 名														
負傷者	1 名																	
平成 23 年 9 月 2 日 (2011 年)	台風 12 号	<p>○台風 12 号による被害状況</p> <table> <tr> <td>負傷者</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>6 戸 (6 世帯)</td></tr> <tr> <td>道 路</td><td>1 ヶ所 (町道津久野線)</td></tr> </table>	負傷者	1 名	床下浸水	6 戸 (6 世帯)	道 路	1 ヶ所 (町道津久野線)										
負傷者	1 名																	
床下浸水	6 戸 (6 世帯)																	
道 路	1 ヶ所 (町道津久野線)																	
平成 24 年 9 月 30 日 (2012 年)	台風 17 号	<p>○台風 17 号による被害状況</p> <table> <tr> <td>河川護岸</td><td>2 ヶ所</td></tr> <tr> <td>ビニールハウス</td><td>3 ヶ所</td></tr> <tr> <td>カーブミラー</td><td>3 ヶ所</td></tr> </table>	河川護岸	2 ヶ所	ビニールハウス	3 ヶ所	カーブミラー	3 ヶ所										
河川護岸	2 ヶ所																	
ビニールハウス	3 ヶ所																	
カーブミラー	3 ヶ所																	
平成 25 年 6 月 25 日 (2013 年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr> <td>畦 畔</td><td>3 ヶ所 (15m)</td></tr> <tr> <td>道 路</td><td>2 ヶ所 (17m)</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>4,509 千円</td></tr> </table>	畦 畔	3 ヶ所 (15m)	道 路	2 ヶ所 (17m)	被害金額	4,509 千円										
畦 畔	3 ヶ所 (15m)																	
道 路	2 ヶ所 (17m)																	
被害金額	4,509 千円																	
平成 25 年 6 月 26 日 (2013 年)	豪雨	<p>○豪雨による被害状況</p> <table> <tr> <td>床下浸水</td><td>1 戸 (1 世帯)</td></tr> <tr> <td>道 路</td><td>2 ヶ所 (国道 42 号、県道御坊由良線)</td></tr> </table>	床下浸水	1 戸 (1 世帯)	道 路	2 ヶ所 (国道 42 号、県道御坊由良線)												
床下浸水	1 戸 (1 世帯)																	
道 路	2 ヶ所 (国道 42 号、県道御坊由良線)																	

年 代	誘 因	被 害 内 容
平成 25 年 9 月 15 日 (2013 年)	台風 18 号	○台風 18 号による被害状況 畦 畦 4ヶ所 (21m) 道 路 2ヶ所 (20m) 水 路 1ヶ所 (7 m) 河 川 1ヶ所 (9 m) 被害金額 11,965 千円
平成 26 年 2 月 14 日 (2014 年)	降雪	○降雪による被害 非住家 (全壊) 1棟 (パイプハウス) 被害金額 1,320 千円
平成 26 年 8 月 8 日 (2014 年)	台風 11 号	○台風 11 号による被害状況 非住家 (全壊) 1戸 (一部損壊) 1戸 畦 畦 5ヶ所 (43m) 道 路 2ヶ所 (9 m) 水 路 2ヶ所 (11m) 河 川 2ヶ所 (16m) 被害金額 12,782 千円
平成 27 年 7 月 16 日 (2015 年)	台風 11 号	○台風 11 号による被害状況 畦 畦 4ヶ所 (21m) 道 路 3ヶ所 (18m) 水 路 4ヶ所 (101m) 被害金額 17,208 千円
平成 27 年 7 月 17 日 (2015 年)	台風 11 号	○台風 11 号による被害 非住家 (倒壊) 2棟 (パイプハウス) 被害金額 2,727 千円
平成 29 年 8 月 7 日 (2017 年)	台風 5 号	非住家(一部損壊) 1戸 床下浸水 2戸
平成 29 年 10 月 22 日 (2017 年)	台風 21 号	崖くずれ 2カ所
平成 30 年 8 月 23 日 (2018 年)	台風 20 号	非住家(全壊) 1戸 農業用施設 30 カ所(ビニールハウス) 0.34ha
平成 30 年 9 月 4 日 (2018 年)	台風 21 号	住家(一部損壊 39 戸) 非住家(全壊) 3戸 (半壊) 2戸 (一部損壊) 49 戸 農業用施設 70 カ所(ビニールハウス) 1.0ha カーブミラー 19 カ所 電柱 4 本倒壊
平成 30 年 9 月 30 日 (2018 年)	台風 24 号	床下浸水(倉庫) 4戸

## 資料9 指定文化財

### (1) 国指定文化財（重要文化財）

区分	名称	所在地	所有者等	指定年月日
考古資料	紀伊王子神社経塚出土品	日高町比井	王子神社	T6. 4. 5
記念物	熊野参詣道紀伊路	原谷		R4. 11. 10 (追加)

出典：和歌山県教育委員会 国・県指定等文化財目録

### (2) 和歌山県指定文化財

区分	名称	所在地	所有者等	指定年月日
史跡	徳本上人誕生遺跡	志賀	誕生院	S33. 4. 1
史跡	高家王子跡	萩原	内原王子神社、萩原区、荊木区、原谷区、高家区、池田区	S33. 4. 1
史跡	向山古墳	荊木	荊木区	S33. 4. 1
史跡	弁財天山古墳	荊木	荊木区	S33. 4. 1
史跡	若一王子神社境内（熊野参詣道紀伊路）	比井	比井若一王子神社	H24. 7. 20
史跡	鹿ヶ瀬峠	日高町原谷	日高町	H23. 3. 15
無形民俗文化財	阿尾のクエ祭	阿尾	阿尾区クエ祭保存会	S51. 3. 11

### (3) 国登録有形文化財

区分	名称	所在地	構造形式 建設年代	登録年月日
建築物	旧楠本家住宅（和田家住宅） 離座敷	原谷	木造平屋建、瓦葺 明治時代後期	R3. 2. 26

(4) 日高町指定文化財

区分	名称	所在地	指定年月日
絵画	准如上人画像	小浦	S59. 4. 27
絵画	良如上人画像	小浦	S59. 4. 27
絵画	徳本上人自画像	志賀	S60. 4. 24
彫刻	大日如来像	小池	S50. 5. 3
彫刻	毘沙門天	志賀	S50. 5. 3
彫刻	釈迦如来座像と胎内仏二体	原谷	S55. 4. 12
美術工芸品	備前助村の太刀	比井	S53. 5. 1
書跡	徳川治宝の真筆「誕生院」の額面下書き毫軸	志賀	S48. 6. 9
書跡	徳本上人の真蹟名号軸	志賀	S48. 6. 9
書跡	徳本上人六号名号と書添	志賀	H29. 11. 1
古文書	永隆院寄附の戸張	志賀	S48. 6. 9
古文書	産湯村検地帳	産湯	H3. 5. 10
有形民俗	西山の地蔵尊	小池	S53. 5. 1
有形民俗	絵馬	比井	S53. 5. 1
史跡	沓掛王子跡	原谷	S48. 6. 9
史跡	馬留王子跡	原谷	S48. 6. 9
史跡	内ノ畠王子跡	萩原	S48. 6. 9
史跡	産湯七ツ井	産湯	S48. 6. 9
史跡	産湯古墳	産湯	S48. 6. 9
史跡	徳本上人十念名号碑	志賀	S49. 2. 23
史跡	池田城跡	池田	H4. 11. 9
史跡	句碑 崎山豊秋	萩原	H27. 1. 21
天然記念物	玉置邦太郎宅クスノキ	高家	S48. 6. 9
天然記念物	誓願寺のイブキ	小中	S48. 6. 9
天然記念物	産湯の榕樹	産湯	S48. 6. 9
天然記念物	イヌマキの純林	小浦	S53. 5. 1
天然記念物	ナギの巨木	産湯	S53. 5. 1

## 資料 10 公用車

令和5年1月13日時点

車種	車番	年式	担当課又は所属	災害対策基本法第76条 第1項の緊急通行車両 である旨の届け出の有無
トヨタ クラウン	和歌山は 300-2503	2012	総務課	○
トヨタ カローラバン	和歌山さ 400-3728	2000	総務課	○
三菱ふそう バス	和歌山は 200-87	2005	総務課	○
三菱ふそう バス	和歌山は 200-98	2006	総務課	○
三菱ふそう バス	和歌山さ 200-525	2007	総務課	○
日野 バス	和歌山は 200-120	2009	総務課	○
三菱ふそう バス	和歌山は 200-170	2016	総務課	○
三菱ふそう バス	和歌山は 200-171	2016	総務課	○
ホンダ シビック	和歌山に 300-3803	2008	総務課	○
ホンダ インサイト	和歌山む 500-5795	2009	総務課	○
ホンダ インサイト	和歌山む 500-5796	2009	総務課	○
ニッサン トラック	和歌山そ 400-3996	2011	総務課	○
トヨタ エスティマ	和歌山ぬ 300-4072	2009	総務課	○
ホンダ バモス	和歌山さ 580-2973	2008	税務課	○
ホンダ バモス	和歌山く 580-6103	2007	産業建設課	○
スズキ エブリイワゴン	和歌山き 480-9300	2010	産業建設課	○
スズキ キャリイデラックス	和歌山そ 480-8919	2017	産業建設課	○
トヨタ ハイエース	和歌山さ 800-7061	2008	住民生活課	○
スズキ エブリイワゴン	和歌山て 580-8689	2011	住民生活課	○
スズキ キャリイデラックス	和歌山さ 480-9425	2014	住民生活課	○
ダイハツ アトレー	和歌山こ 41-5055	1999	保健福祉総合センター	○
ホンダ トウディ	和歌山た 50-3676	1995	保健福祉総合センター	○
トヨタ ハイエース	和歌山な 33-5967	1996	保健福祉総合センター	○
三菱 ミニ カトッポ	和歌山て 50-1867	1997	保健福祉総合センター	○
トヨタ カローラバン	和歌山さ 400-3803	2000	子育て福祉健康課	○
ホンダ バモス	和歌山か 580-0650	2006	子育て福祉健康課	○
スズキ エブリイワゴン	和歌山て 580-8688	2011	子育て福祉健康課	○
ホンダ バモス	和歌山か 580-0651	2006	いきいき長寿課	○
スズキ アルト	和歌山め 580-2136	2016	いきいき長寿課	○
ホンダ バモス	和歌山た 580-6474	2009	上下水道課	○
ダイハツ ハゼットカーゴ	和歌山さ 480-7268	2014	上下水道課	○
ホンダ バモス	和歌山ふ 50-1162	2001	企画まちづくり課	○
スズキ エブリイワゴン	和歌山せ 581-3638	2022	企画まちづくり課	○
トヨタ ハイエース	和歌山の 300-2415	2011	教育委員会	○
トヨタ プリウス	和歌山そ 400-7261	2013	教育委員会	○
ダイハツ ハゼットカーゴ	和歌山す 480-5611	2015	教育委員会	○
トヨタ エスティマ指揮車	和歌山さ 800-0148	1999	第1分団	
トヨタ 積載車	和歌山さ 800-0472	1999	第1分団	
ニッサン ポンプ車	和歌山す 88-3228	1993	第1分団	
スバル 軽四積載車	和歌山あ 80-1397	1996	第1分団	
ホンダ 軽四積載車	和歌山あ 80-1819	1999	第2分団	
日野 ポンプ車	和歌山さ 800-3196	2002	第2分団	
トヨタ 積載車	和歌山さ 800-0503	1999	第3分団	
トヨタ 積載車	和歌山す 88-4446	1995	第3分団	
スバル 軽四積載車	和歌山あ 80-1018	1993	第3分団	
いすゞ ポンプ	和歌山す 88-5122	1996	第3分団	
ホンダ 軽四積載車	和歌山あ 80-1115	1994	第3分団	
ダイハツ 軽四積載車	和歌山あ 880-2420	2020	第3分団	
スズキ エブリイワゴン	和歌山あ 880-1443	2014	防災車	

トラクター含まず

資料11 山地災害危険地区

(1) 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 0001	日高町	阿尾	田杭	2.75	
382 - 0002	日高町	阿尾	東田杭	1.98	
382 - 0003	日高町	阿尾		6.01	
382 - 0005	日高町	阿尾	小代	1.91	
382 - 0006	日高町	産湯		1.07	
382 - 0007	日高町	比井		0.24	
382 - 0008	日高町	小池		2.30	
382 - 0009	日高町	比井		3.48	
382 - 0010	日高町	小浦		5.83	
382 - 0011	日高町	方杭		4.31	
382 - 0012	日高町	志賀		3.14	
382 - 0013	日高町	志賀	上志賀	6.52	
382 - 0014	日高町	高家		0.94	
382 - 0015	日高町	池田		0.53	
382 - 0016	日高町	原谷	山口	4.62	
382 - 1001	日高町	阿尾	田杭	0.31	
382 - 1002	日高町	阿尾		0.50	
382 - 1003	日高町	小池		0.64	
382 - 1004	日高町	池田		0.63	
382 - 1005	日高町	萩原		0.46	
382 - 5001	日高町	志賀		0.68	
382 - 5002	日高町	志賀		0.11	
382 - 5003	日高町	比井		0.33	
382 - 5004	日高町	小坂		0.82	
382 - 5005	日高町	津久野		0.29	
382 - 5006	日高町	志賀		0.45	
382 - 5007	日高町	津久野		0.54	
382 - 5008	日高町	原谷	山口	0.16	
382 - 5009	日高町	原谷	山口	0.19	
382 - 5010	日高町	原谷	山口	0.46	
382 - 5011	日高町	原谷	山口	0.10	

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 5012	日高町	原谷	山口	0.05	
382 - 5013	日高町	原谷		0.08	
382 - 5014	日高町	原谷		0.15	
382 - 5015	日高町	原谷		0.06	
382 - 5016	日高町	原谷		0.06	
382 - 5017	日高町	原谷		0.37	
382 - 5018	日高町	原谷		0.11	
382 - 5019	日高町	原谷		0.19	
382 - 5020	日高町	原谷		0.13	
382 - 5021	日高町	原谷		0.48	
382 - 5022	日高町	原谷		0.09	
382 - 5024	日高町	原谷		0.08	
382 - 5025	日高町	原谷		0.11	
382 - 5026	日高町	原谷		0.09	
382 - 5027	日高町	原谷		0.33	
382 - 5028	日高町	原谷		0.13	
382 - 5029	日高町	萩原		0.03	
382 - 5030	日高町	萩原		0.05	
382 - 5031	日高町	原谷		0.08	
382 - 5032	日高町	原谷		0.15	
382 - 5033	日高町	志賀		0.11	
382 - 5034	日高町	志賀		0.03	
382 - 5035	日高町	志賀		0.04	
382 - 5036	日高町	志賀		0.05	
382 - 5037	日高町	志賀		0.03	
382 - 5038	日高町	志賀		0.06	
382 - 5039	日高町	志賀		0.07	
382 - 5040	日高町	方杭		0.07	
382 - 5041	日高町	志賀		0.16	
382 - 5042	日高町	志賀		0.03	
382 - 5043	日高町	池田		0.09	
382 - 5044	日高町	池田		0.07	

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 5045	日高町	池田		0.13	
382 - 5046	日高町	池田		0.21	
382 - 5047	日高町	志賀		0.75	
382 - 5048	日高町	志賀	上志賀	0.05	
382 - 5049	日高町	志賀	上志賀	0.19	
382 - 5050	日高町	志賀		0.08	
382 - 5051	日高町	志賀		0.03	
382 - 5052	日高町	志賀		0.07	
382 - 5053	日高町	萩原		0.08	
382 - 5054	日高町	荊木		0.10	
382 - 5055	日高町	小浦		0.05	
382 - 5056	日高町	津久野		0.16	
382 - 5057	日高町	小浦		0.03	
382 - 5058	日高町	小浦		0.05	
382 - 5059	日高町	志賀		0.13	
382 - 5060	日高町	志賀		0.05	
382 - 5061	日高町	志賀		0.16	
382 - 5062	日高町	志賀		0.21	
382 - 5063	日高町	志賀	中志賀	0.03	
382 - 5064	日高町	志賀	中志賀	0.03	
382 - 5065	日高町	志賀	中志賀	0.19	
382 - 5066	日高町	志賀		0.03	
382 - 5067	日高町	志賀		0.08	
382 - 5068	日高町	小坂		0.43	
382 - 5069	日高町	小坂		0.20	
382 - 5070	日高町	比井		0.14	
382 - 5071	日高町	比井		0.20	
382 - 5072	日高町	比井		0.23	
382 - 5073	日高町	比井		0.06	
382 - 5074	日高町	小坂		0.03	
382 - 5075	日高町	産湯		0.10	
382 - 5076	日高町	産湯		0.07	
382 - 5077	日高町	志賀		0.11	

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 5078	日高町	志賀		0.08	
382 - 5079	日高町	小池		0.15	
382 - 5080	日高町	小池		0.07	
382 - 5081	日高町	産湯		1.26	
382 - 5082	日高町	阿尾		0.10	
382 - 5083	日高町	阿尾		0.12	
382 - 5084	日高町	阿尾		0.12	
382 - 5086	日高町	阿尾		0.31	
382 - 5087	日高町	阿尾		0.15	
382 - 5088	日高町	阿尾		0.06	
382 - 5089	日高町	阿尾	田杭	0.15	
382 - 5090	日高町	阿尾	田杭	0.05	
382 - 5091	日高町	阿尾	田杭	0.33	
382 - 5092	日高町	阿尾	田杭	0.18	
382 - 5093	日高町	阿尾	田杭	0.04	
382 - 5094	日高町	阿尾	田杭	0.08	
382 - 5095	日高町	阿尾	田杭	0.06	
382 - 5096	日高町	高家		0.68	
382 - 5097	日高町	志賀	下志賀	0.17	
382 - 5098	日高町	志賀	上志賀	0.04	
382 - 5099	日高町	志賀	上志賀	0.03	
382 - 5100	日高町	志賀	上志賀	0.03	
382 - 5101	日高町	萩原		0.21	
382 - 5102	日高町	萩原		0.11	
382 - 5103	日高町	萩原		0.09	
382 - 5104	日高町	萩原		0.16	
382 - 5105	日高町	小浦		0.15	

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

(2) 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 0001	日高町	阿尾	田杭	5.79	
382 - 0002	日高町	阿尾	川ノ上	9.75	
382 - 0003	日高町	産湯		23.02	
382 - 0004	日高町	小池		13.29	
382 - 0005	日高町	小池		21.41	
382 - 0006	日高町	志賀	中志賀	3.36	
382 - 0007	日高町	小坂		5.43	
382 - 0008	日高町	志賀	久志	6.18	
382 - 0009	日高町	池田		8.02	
382 - 0010	日高町	萩原	向の畠	4.01	
382 - 0011	日高町	原谷	岩の谷	10.56	
382 - 0012	日高町	原谷	下垣内	10.25	
382 - 0013	日高町	原谷	下垣内	8.47	
382 - 0014	日高町	原谷	原谷	3.46	
382 - 0015	日高町	原谷	油河	19.11	
382 - 0016	日高町	原谷	油河	13.66	
382 - 0017	日高町	原谷	油河	6.31	
382 - 0018	日高町	原谷	油河	20.59	
382 - 0019	日高町	原谷	山口	12.54	
382 - 0020	日高町	原谷	山口	4.38	
382 - 1002	日高町	志賀		9.59	
382 - 1003	日高町	池田		7.35	
382 - 5001	日高町	阿尾		5.62	
382 - 5002	日高町	阿尾		13.88	
382 - 5003	日高町	阿尾		3.38	
382 - 5004	日高町	阿尾		23.86	
382 - 5005	日高町	小池		11.81	
382 - 5006	日高町	小坂		11.71	
382 - 5007	日高町	小坂		5.44	
382 - 5008	日高町	方杭		4.22	
382 - 5009	日高町	志賀		9.39	
382 - 5010	日高町	原谷		15.44	
382 - 5011	日高町	原谷		37.57	
382 - 5012	日高町	原谷		11.39	

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 5013	日高町	原谷		5.65	
382 - 5014	日高町	原谷		4.59	
382 - 5015	日高町	池田		37.84	
382 - 5016	日高町	池田		16.81	
382 - 5017	日高町	池田		4.87	
382 - 5018	日高町	萩原		6.17	
382 - 5020	日高町	萩原		2.85	
382 - 5021	日高町	萩原		1.57	
382 - 5022	日高町	原谷		22.22	
382 - 5024	日高町	原谷		0.99	
382 - 5025	日高町	原谷		8.98	
382 - 5026	日高町	原谷		11.68	
382 - 5027	日高町	原谷		7.68	
382 - 5028	日高町	原谷		6.51	
382 - 5029	日高町	原谷		12.25	
382 - 5030	日高町	原谷		101.65	
382 - 5032	日高町	原谷		92.06	
382 - 5033	日高町	原谷		29.48	
382 - 5034	日高町	志賀	下志賀	2.41	
382 - 5036	日高町	志賀	中志賀	8.37	
382 - 5037	日高町	小坂		40.96	
382 - 5038	日高町	志賀		13.64	
382 - 5039	日高町	志賀		14.47	
382 - 5040	日高町	志賀	中志賀	5.86	
382 - 5041	日高町	産湯		62.26	
382 - 5042	日高町	産湯		30.52	
382 - 5043	日高町	産湯		33.75	
382 - 5044	日高町	阿尾		2.59	
382 - 5045	日高町	阿尾		1.30	
382 - 5046	日高町	阿尾		4.94	
382 - 5047	日高町	小浦		2.52	
382 - 5049	日高町	志賀		2.77	
382 - 5050	日高町	方杭		5.15	
382 - 5051	日高町	小浦		1.34	
382 - 5052	日高町	小浦		2.28	

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備 考
382 - 5053	日高町	方杭		1.41	
382 - 5054	日高町	志賀		1.90	
382 - 5057	日高町	志賀	上志賀	2.01	
382 - 5058	日高町	志賀		27.87	
382 - 5060	日高町	原谷		22.76	
382 - 5061	日高町	原谷		6.78	
382 - 5062	日高町	志賀		22.88	

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

資料 12 土石流危険渓流

	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
1	382	日高町	5-382-1-001	—	支渓	志賀	0.50
2	382	日高町	5-382-1-002	—	支渓	志賀	0.05
3	382	日高町	5-382-1-003	—	支渓	志賀	0.14
4	382	日高町	5-382-1-004	—	支渓	方杭	0.01
5	382	日高町	5-382-1-005	—	支渓	方杭	0.01
6	382	日高町	5-382-1-006	—	支渓	方杭	0.23
7	382	日高町	5-382-1-007	—	支渓	志賀	0.07
8	382	日高町	5-382-1-008	—	支渓	小浦	0.03
9	382	日高町	5-382-1-009	—	支渓	小浦	0.01
10	382	日高町	5-382-1-010	—	支渓	小浦	0.01
11	382	日高町	5-382-1-011	—	支渓	小浦	0.02
12	382	日高町	5-382-1-012	—	支渓	比井	0.05
13	382	日高町	5-382-1-013	—	支渓	比井	0.04
14	382	日高町	5-382-1-014	比井川	右支渓	比井	0.01
15	382	日高町	5-382-1-015	比井川	支渓	比井	0.01
16	382	日高町	5-382-1-016	比井川	支渓	比井	0.01
17	382	日高町	5-382-1-017	比井川	支渓	比井	0.07
18	382	日高町	5-382-1-018	比井川	右支渓	比井	0.05
19	382	日高町	5-382-1-019	比井川	左支渓	比井	0.01
20	382	日高町	5-382-1-020	産湯川	右支渓	小坂	0.12
21	382	日高町	5-382-1-021	産湯川	寺ヶ谷川	小坂	0.41
22	382	日高町	5-382-1-022	産湯川	支渓	小坂	0.04
23	382	日高町	5-382-1-023	—	支渓	産湯	1.98
24	382	日高町	5-382-1-024	—	支渓	産湯	0.05
25	382	日高町	5-382-1-025	—	支渓	阿尾	0.02
26	382	日高町	5-382-1-026	—	支渓	阿尾	0.09
27	382	日高町	5-382-1-027	—	支渓	阿尾	0.02
28	382	日高町	5-382-1-028	河谷川	川ノ上川	阿尾	0.20
29	382	日高町	5-382-1-029	—	支渓	阿尾	0.01
30	382	日高町	5-382-1-030	—	支渓	阿尾	0.02
31	382	日高町	5-382-1-031	—	支渓	阿尾	0.01
32	382	日高町	5-382-1-032	田杭川	小谷	阿尾	0.01
33	382	日高町	5-382-1-033	田杭川	小谷	阿尾	0.07
34	382	日高町	5-382-1-034	田杭川	小谷	阿尾	0.02
35	382	日高町	5-382-1-035	田杭川	小谷	阿尾	0.03
36	382	日高町	5-382-1-036	小池川	大谷川	小池	0.38
37	382	日高町	5-382-1-037	小池川	大池谷	小池	0.22
38	382	日高町	5-382-1-038	小池川	寺谷	小池	0.18
39	382	日高町	5-382-1-039	志賀川	弥谷	志賀	0.25
40	382	日高町	5-382-1-040	志賀川	右支渓	志賀	0.07
41	382	日高町	5-382-1-041	志賀川	支渓	志賀	0.01
42	382	日高町	5-382-1-042	志賀川	三河谷川	志賀	1.41
43	382	日高町	5-382-1-043	志賀川	三河谷川	志賀	0.03

	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積 (km²)
44	382	日高町	5-382-1-044	志賀川	支渓	志賀	0.37
45	382	日高町	5-382-1-045	志賀川	久志之谷川	志賀	0.09
46	382	日高町	5-382-1-046	志賀川	支渓	志賀	0.42
47	382	日高町	5-382-1-047	志賀川	右支渓	志賀	0.01
48	382	日高町	5-382-1-048	志賀川	支渓	志賀	0.01
49	382	日高町	5-382-1-049	志賀川	左支渓	志賀	0.01
50	382	日高町	5-382-1-050	志賀川	左支渓	志賀	0.02
51	382	日高町	5-382-1-051	志賀川	支渓	志賀	1.14
52	382	日高町	5-382-1-052	志賀川	支渓	志賀	0.02
53	382	日高町	5-382-1-053	志賀川	支渓	志賀	0.02
54	382	日高町	5-382-1-054	志賀川	支渓	志賀	0.04
55	382	日高町	5-382-1-055	志賀川	支渓	小中	0.04
56	382	日高町	5-382-1-056	志賀川	小中川	小中	0.11
57	382	日高町	5-382-1-057	志賀川	小中川	小中	0.20
58	382	日高町	5-382-1-058	志賀川	小中川	高家	0.03
59	382	日高町	5-382-1-059	志賀川	小中川	高家	0.02
60	382	日高町	5-382-1-060	西川	右支渓	高家	0.03
61	382	日高町	5-382-1-061	池田川	右支渓	池田	0.03
62	382	日高町	5-382-1-062	池田川	右支渓	池田	0.06
63	382	日高町	5-382-1-063	池田川	左支渓	池田	0.03
64	382	日高町	5-382-1-064	池田川	左支渓	池田	0.01
65	382	日高町	5-382-1-065	池田川	右支渓	池田	0.01
66	382	日高町	5-382-1-066	西川	支渓	池田	0.03
67	382	日高町	5-382-1-067	西川	堂ノ前川	原谷	0.18
68	382	日高町	5-382-1-068	西川	支渓	原谷	0.11
69	382	日高町	5-382-1-069	西川	岡田	原谷	0.35
70	382	日高町	5-382-1-070	西川	広ヶ瀬	原谷	0.02
71	382	日高町	5-382-1-071	西川	支渓	原谷	0.02
72	382	日高町	5-382-1-072	西川	井戸谷川	原谷	0.14
73	382	日高町	5-382-1-073	西川	油川谷	原谷	1.17
74	382	日高町	5-382-1-074	西川	柏谷	原谷	0.04
75	382	日高町	5-382-1-075	西川	福正寺川	原谷	0.09
76	382	日高町	5-382-1-076	西川	支渓	原谷	0.07
77	382	日高町	5-382-1-077	西川	平畠	原谷	0.02
78	382	日高町	5-382-1-078	西川	平畠	原谷	0.01
79	382	日高町	5-382-1-079	西川	支渓	萩原	0.02
80	382	日高町	5-382-1-080	西川	左支渓	萩原	0.02
81	382	日高町	5-382-1-081	森後川	奥山	萩原	0.03
82	382	日高町	5-382-1-082	森後川	奥山	萩原	0.39
83	382	日高町	5-382-1-083	森後川	奥山	荊木	0.10
84	382	日高町	5-382-1-084	東裏川	右支渓	荊木	0.04
1	382	日高町	5-382-2-001	—	支渓	志賀	0.02
2	382	日高町	5-382-2-002	—	支渓	志賀	0.02

	市町村コード	市町村名	溪流番号	河川名	溪流名	字名	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
3	382	日高町	5-382-2-003	—	支溪	方杭	0.01
4	382	日高町	5-382-2-004	—	支溪	志賀	0.01
5	382	日高町	5-382-2-005	—	支溪	小浦	0.01
6	382	日高町	5-382-2-006	—	支溪	小浦	0.02
7	382	日高町	5-382-2-007	—	支溪	津久野	0.03
8	382	日高町	5-382-2-008	—	支溪	比井	0.02
9	382	日高町	5-382-2-009	産湯川	支溪	小坂	0.01
10	382	日高町	5-382-2-010	産湯川	笠松	小坂	0.03
11	382	日高町	5-382-2-011	産湯川	峠谷	小坂	0.05
12	382	日高町	5-382-2-012	産湯川	右支溪	小坂	0.04
13	382	日高町	5-382-2-013	産湯川	支溪	小坂	0.05
14	382	日高町	5-382-2-014	産湯川	支溪	小坂	0.02
15	382	日高町	5-382-2-015	—	支溪	産湯	0.31
16	382	日高町	5-382-2-016	—	支溪	阿尾	0.24
17	382	日高町	5-382-2-017	—	支溪	阿尾	0.03
18	382	日高町	5-382-2-018	—	支溪	阿尾	0.04
19	382	日高町	5-382-2-019	—	支溪	阿尾	0.08
20	382	日高町	5-382-2-020	田杭川	小谷	阿尾	0.06
21	382	日高町	5-382-2-021	田杭川	小谷	阿尾	0.01
22	382	日高町	5-382-2-022	田杭川	小谷	阿尾	0.03
23	382	日高町	5-382-2-023	田杭川	小谷	阿尾	0.02
24	382	日高町	5-382-2-024	小池川	支溪	小池	0.01
25	382	日高町	5-382-2-025	小池川	支溪	小池	0.05
26	382	日高町	5-382-2-026	小池川	支溪	志賀	0.01
27	382	日高町	5-382-2-027	小池川	支溪	志賀	0.09
28	382	日高町	5-382-2-028	小池川	支溪	志賀	0.01
29	382	日高町	5-382-2-029	小池川	支溪	志賀	0.01
30	382	日高町	5-382-2-030	小池川	支溪	志賀	0.05
31	382	日高町	5-382-2-031	小池川	支溪	志賀	0.01
32	382	日高町	5-382-2-032	小池川	支溪	志賀	0.02
33	382	日高町	5-382-2-033	小池川	支溪	志賀	0.03
34	382	日高町	5-382-2-034	小池川	支溪	志賀	0.05
35	382	日高町	5-382-2-035	志賀川	支溪	志賀	0.01
36	382	日高町	5-382-2-036	志賀川	支溪	志賀	0.04
37	382	日高町	5-382-2-037	志賀川	支溪	志賀	0.04
38	382	日高町	5-382-2-038	志賀川	支溪	志賀	0.09
39	382	日高町	5-382-2-039	志賀川	支溪	志賀	0.15
40	382	日高町	5-382-2-040	産湯川	比井呂谷	小坂	0.01
41	382	日高町	5-382-2-041	志賀川	支溪	志賀	0.01
42	382	日高町	5-382-2-042	産湯川	比井呂谷	小坂	0.06
43	382	日高町	5-382-2-043	志賀川	支溪	志賀	0.03
44	382	日高町	5-382-2-044	志賀川	向田谷	志賀	0.01
45	382	日高町	5-382-2-045	志賀川	支溪	志賀	0.05

	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
46	382	日高町	5-382-2-046	志賀川	支渓	志賀	0.03
47	382	日高町	5-382-2-047	志賀川	右支渓	志賀	0.12
48	382	日高町	5-382-2-048	志賀川	支渓	志賀	0.13
49	382	日高町	5-382-2-049	志賀川	久志ノ谷	志賀	0.08
50	382	日高町	5-382-2-050	志賀川	久志ノ谷	志賀	0.01
51	382	日高町	5-382-2-051	志賀川	西谷	志賀	0.03
52	382	日高町	5-382-2-052	志賀川	西谷	志賀	0.21
53	382	日高町	5-382-2-053	志賀川	西谷	志賀	0.01
54	382	日高町	5-382-2-054	志賀川	曾我谷	志賀	0.03
55	382	日高町	5-382-2-055	志賀川	曾我谷	志賀	0.02
56	382	日高町	5-382-2-056	志賀川	支渓	志賀	0.03
57	382	日高町	5-382-2-057	志賀川	支渓	志賀	0.03
58	382	日高町	5-382-2-058	志賀川	大原	志賀	0.05
59	382	日高町	5-382-2-059	志賀川	大原	志賀	0.02
60	382	日高町	5-382-2-060	志賀川	支渓	志賀	0.01
61	382	日高町	5-382-2-061	志賀川	支渓	志賀	0.01
62	382	日高町	5-382-2-062	志賀川	支渓	志賀	0.00
63	382	日高町	5-382-2-063	志賀川	支渓	志賀	0.00
64	382	日高町	5-382-2-064	志賀川	支渓	志賀	0.01
65	382	日高町	5-382-2-065	志賀川	雨谷	志賀	0.02
66	382	日高町	5-382-2-066	志賀川	支渓	志賀	0.01
67	382	日高町	5-382-2-067	志賀川	支渓	志賀	0.02
68	382	日高町	5-382-2-068	大井川	大井谷	志賀	0.05
69	382	日高町	5-382-2-069	志賀川	支渓	志賀	0.01
70	382	日高町	5-382-2-070	志賀川	支渓	志賀	0.08
71	382	日高町	5-382-2-071	西川	右支渓	高家	0.11
72	382	日高町	5-382-2-072	池田川	支渓	池田	0.03
73	382	日高町	5-382-2-073	池田川	支渓	池田	0.02
74	382	日高町	5-382-2-074	池田川	由良谷	池田	0.13
75	382	日高町	5-382-2-075	池田川	支渓	池田	0.06
76	382	日高町	5-382-2-076	池田川	支渓	池田	0.03
77	382	日高町	5-382-2-077	池田川	支渓	池田	0.04
78	382	日高町	5-382-2-078	西川	支渓	萩原	0.03
79	382	日高町	5-382-2-079	西川	支渓	萩原	0.02
80	382	日高町	5-382-2-080	西川	支渓	萩原	0.03
81	382	日高町	5-382-2-081	西川	支渓	萩原	0.01
82	382	日高町	5-382-2-082	西川	支渓	萩原	0.03
83	382	日高町	5-382-2-083	西川	支渓	萩原	0.06
84	382	日高町	5-382-2-084	西川	神田	萩原	0.02
85	382	日高町	5-382-2-085	西川	神田	萩原	0.01
86	382	日高町	5-382-2-086	西川	神田	萩原	0.02
87	382	日高町	5-382-2-087	西川	支渓	萩原	0.08
88	382	日高町	5-382-2-088	西川	猿谷	原谷	0.02

	市町村コード	市町村名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域面積 (km²)	区域面積 (m³)
89	382	日高町	5-382-2-089	大井川	西川	支渓	原谷	0.05	11702
90	382	日高町	5-382-2-090	大井川	西川	岡田	原谷	0.01	9676
91	382	日高町	5-382-2-091	大井川	西川	支渓	原谷	0.02	9726
92	382	日高町	5-382-2-092	大井川	西川	支渓	原谷	0.01	4730
93	382	日高町	5-382-2-093	大井川	西川	支渓	原谷	0.02	2777
94	382	日高町	5-382-2-094	大井川	西川	支渓	原谷	0.04	5182
95	382	日高町	5-382-2-095	大井川	西川	鹿ノ骨川	原谷	0.20	8178
96	382	日高町	5-382-2-096	大井川	西川	落合	原谷	0.01	2560
97	382	日高町	5-382-2-097	大井川	西川	落合	原谷	0.01	4646
98	382	日高町	5-382-2-098	大井川	西川	落合	原谷	0.10	10299
99	382	日高町	5-382-2-099	大井川	西川	金刀比羅	原谷	0.33	13594
100	382	日高町	5-382-2-100	大井川	西川	鹿ヶ瀬	原谷	0.02	3554
101	382	日高町	5-382-2-101	大井川	西川	鹿ヶ瀬	原谷	0.20	8185
102	382	日高町	5-382-2-102	大井川	西川	鹿ヶ瀬	原谷	0.07	5994
103	382	日高町	5-382-2-103	大井川	西川	宮木谷	原谷	0.08	4895
104	382	日高町	5-382-2-104	大井川	西川	支渓	原谷	0.27	4313
105	382	日高町	5-382-2-105	大井川	西川	支渓	原谷	0.01	3013
106	382	日高町	5-382-2-106	大井川	西川	左支渓	原谷	1.29	18103
107	382	日高町	5-382-2-107	大井川	西川	支渓	原谷	0.03	9953
108	382	日高町	5-382-2-108	大井川	西川	支渓	原谷	0.01	10094
109	382	日高町	5-382-2-109	大井川	西川	井戸ノ谷	原谷	0.07	9244
110	382	日高町	5-382-2-110	大井川	西川	井戸ノ谷	原谷	0.02	7687
111	382	日高町	5-382-2-111	大井川	西川	支渓	原谷	0.01	5958
112	382	日高町	5-382-2-112	大井川	西川	柏谷	原谷	0.02	15174
113	382	日高町	5-382-2-113	大井川	西川	支渓	原谷	0.03	6826
114	382	日高町	5-382-2-114	大井川	西川	支渓	原谷	0.01	7079
115	382	日高町	5-382-2-115	大井川	西川	雨司本	原谷	0.02	6849
116	382	日高町	5-382-2-116	大井川	西川	支渓	原谷	0.30	11764
117	382	日高町	5-382-2-117	大井川	西川	支渓	萩原	0.22	20381
118	382	日高町	5-382-2-118	大井川	西川	左支渓	萩原	0.19	37484
119	382	日高町	5-382-2-119	大井川	森後川	奥山	萩原	0.03	12141
120	382	日高町	5-382-2-120	大井川	森後川	奥山	萩原	0.02	11077
121	382	日高町	5-382-2-121	大井川	森後川	奥山	萩原	0.01	8147
122	382	日高町	5-382-2-122	大井川	森後川	奥山	萩原	0.01	7505
123	382	日高町	5-382-2-123	大井川	東裏川	支渓	莉木	0.01	9346
124	382	日高町	5-382-2-124	大井川	東裏川	支渓	莉木	0.02	13976
1	382	日高町	5-382-3-001	大井川	志賀川	支渓	志賀	0.04	7589
2	382	日高町	5-382-3-002	大井川	志賀川	支渓	志賀	0.62	56904
3	382	日高町	5-382-3-003	日高川	西川	下久保	原谷	0.08	7785
4	382	日高町	5-382-3-004	日高川	西川	支渓	萩原	0.05	10567

資料 13 急傾斜地崩壊危険箇所

NO.	市町 村コ ード	市町村名	箇所 番号	危険 区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示 番号
1	382	日高町	932	1	尾崎原	原谷	40	30	220	H3.01.11	18
2	382	日高町	933	1	上久保	原谷	35	40	190		
3	382	日高町	934	1	正津井	原谷	30	20	220		
4	382	日高町	935	1	東早成1	原谷	40	70	110		
5	382	日高町	937	1	鎌田・池田	池田	35	20	110		
6	382	日高町	938	1	中ノ長・池田	池田	35	30	130		
7	382	日高町	939	1	南	志賀	40	10	260		
8	382	日高町	940	1	森前	志賀	30	25	150		
9	382	日高町	942	1	藤内	志賀	40	20	220		
10	382	日高町	943	1	神田	志賀	35	50	100		
11	382	日高町	944	1	片山	小池	35	40	170		
12	382	日高町	945	1	中出	方杭	60	65	170		
13	382	日高町	946	1	中道	小浦	35	20	300	H4.11.17	777
14	382	日高町	947	1	小浦	小浦	45	45	250	S49.03.07	142
15	382	日高町	948	1	中筋	津久野	35	30	120		
16	382	日高町	949	1	比井	比井	50	10	160	S61.05.15	316
17	382	日高町	950	1	比井	比井	35	15	200	S57.10.30	963
18	382	日高町	951	1	八王子原	比井	35	160	30		
19	382	日高町	952	1	比井	比井	35	45	360	H3.01.11	18
20	382	日高町	953	1	大江原	産湯	30	30	200		
21	382	日高町	954	1	阿尾	阿尾	30	10	140	H7.04.18	366
22	382	日高町	955	1	後向	阿尾	45	20	80		
23	382	日高町	956	1	洲野	阿尾	30	20	330		
24	382	日高町	957	1	小代	阿尾	45	40	220		
25	382	日高町	958	1	下出	田杭	40	30	200		
26	382	日高町	959	1	大瀬戸	田杭	30	40	110		
27	382	日高町	2278	1	工田	池田	38	30	100		
28	382	日高町	3927	1	油河	原谷	35	15	130		
29	382	日高町	3928	1	古小杭1	志賀	45	30	50		
30	382	日高町	3929	1	古小杭2	志賀	45	60	150		
31	382	日高町	3930	1	宮ノ前1	方杭	35	70	120		
32	382	日高町	3931	1	中山1	萩原	35	60	90		
33	382	日高町	3932	1	陰り原1	萩原	40	50	80		
34	382	日高町	3933	1	中ノ谷	萩原	30	40	80		
35	382	日高町	3934	1	深ヶ谷	萩原	30	20	180		
36	382	日高町	3935	1	三又	高家	30	30	180		
37	382	日高町	3936	1	久知良	津久野	45	30	120		
38	382	日高町	3937	1	城ノ下	比井	30	15	100		
39	382	日高町	3938	1	石ノ瀬1	比井	40	30	170		
40	382	日高町	3939	1	寺ヶ谷1	小坂	35	30	100		
41	382	日高町	3940	1	西山本	小坂	35	20	280		

NO.	市町村コード	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
42	382	日高町	3941	1	尾崎2	阿尾	45	15	300		
43	382	日高町	3942	1	小初湯1	産湯	45	30	200		
44	382	日高町	3943	1	小初湯2	産湯	35	25	80		
45	382	日高町	3944	1	向井濱	阿尾	30	30	140		
46	382	日高町	3945	1	岡ヶ峯	阿尾	30	50	80		
47	382	日高町	3946	1	小谷1	田杭	45	25	80		
48	382	日高町	3947	1	小谷2	田杭	30	15	100		
49	382	日高町	3948	1	下出	田杭	35	15	220		
50	382	日高町	3949	1	西首	阿尾	40	30	300		
1	382	日高町	4039	2	新出1	原谷	35	40	120		
2	382	日高町	4040	2	東早成2	原谷	35	50	120		
3	382	日高町	4041	2	爰谷	原谷	45	70	130		
4	382	日高町	4042	2	披喜	原谷	35	50	220		
5	382	日高町	4043	2	西早成	原谷	40	40	100		
6	382	日高町	4044	2	戸ノ木1	原谷	30	50	90		
7	382	日高町	4045	2	戸ノ木2	原谷	40	60	50		
8	382	日高町	4046	2	大前	原谷	30	30	80		
9	382	日高町	4047	2	富安	原谷	35	40	70		
10	382	日高町	4048	2	高皿	原谷	30	30	30		
11	382	日高町	4049	2	堂ノ前	原谷	35	35	130		
12	382	日高町	4050	2	岩ノ谷2	原谷	30	35	160		
13	382	日高町	4051	2	神田	原谷	35	40	60		
14	382	日高町	4052	2	岩ノ谷1	原谷	35	45	50		
15	382	日高町	4053	2	名草	志賀	40	25	120		
16	382	日高町	4054	2	鎌田	池田	40	40	110		
17	382	日高町	4055	2	神出	池田	35	30	40		
18	382	日高町	4056	2	一ノ瀬	萩原	30	60	220		
19	382	日高町	4057	2	中山2	萩原	40	50	80		
20	382	日高町	4058	2	深藤・池田	池田	30	30	90		
21	382	日高町	4059	2	古小杭3	志賀	55	60	150		
22	382	日高町	4060	2	中山3	萩原	40	25	50		
23	382	日高町	4061	2	中山4	萩原	35	50	70		
24	382	日高町	4062	2	古小杭4	志賀	35	20	50		
25	382	日高町	4063	2	古小杭5	志賀	40	15	130		
26	382	日高町	4064	2	中山5	萩原	45	45	100		
27	382	日高町	4065	2	宮ノ前2	方杭	40	55	60		
28	382	日高町	4066	2	疎止口1	池田	40	15	90		
29	382	日高町	4067	2	正徳1	池田	40	50	80		
30	382	日高町	4068	2	疎止口2	池田	40	30	70		
31	382	日高町	4069	2	西谷	志賀	30	20	70		
32	382	日高町	4070	2	寺谷	志賀	35	20	50		

NO.	市町村コード	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
33	382	日高町	4071	2	陰り原2	萩原	37	30	80		
34	382	日高町	4072	2	山本	高家	45	60	110		
35	382	日高町	4073	2	大原1	志賀	35	40	120		
36	382	日高町	4074	2	芝ノ上	志賀	35	25	50		
37	382	日高町	4075	2	寺野1	津久野	50	25	130		
38	382	日高町	4076	2	東出	小浦	45	35	180		
39	382	日高町	4077	2	大原2	志賀	30	30	50		
40	382	日高町	4078	2	寺野2	津久野	30	30	130		
41	382	日高町	4079	2	大原3	志賀	40	25	80		
42	382	日高町	4080	2	天満	志賀	35	15	120		
43	382	日高町	4081	2	城ノ下、浜出	比井	30	55	40		
44	382	日高町	4082	2	石ノ瀬2	比井	35	70	80		
45	382	日高町	4083	2	比井路1	志賀	35	30	40		
46	382	日高町	4084	2	比井路2	志賀	35	30	80		
47	382	日高町	4085	2	寺ヶ谷2	小坂	30	20	60		
48	382	日高町	4086	2	三河谷	志賀	30	15	80		
49	382	日高町	4087	2	寺ヶ谷3	小坂	35	55	100		
50	382	日高町	4088	2	岩之畠	志賀	35	50	80		
51	382	日高町	4089	2	加祢はみ	小坂	35	20	60		
52	382	日高町	4090	2	宮ノ脇	志賀	35	10	130		
53	382	日高町	4091	2	大江原	産湯	40	50	190		
54	382	日高町	4092	2	寺谷	小池	35	20	40		
55	382	日高町	4093	2	小初湯3	産湯	35	30	160		
56	382	日高町	4094	2	小初湯4	産湯	70	8	110		
57	382	日高町	4095	2	小初湯5	産湯	45	40	70		
58	382	日高町	4096	2	小初湯6	産湯	35	40	90		
59	382	日高町	4097	2	小初湯7	産湯	40	25	70		
60	382	日高町	4098	2	大代	阿尾	60	30	80		
61	382	日高町	4099	2	小初湯8	産湯	45	40	50		
62	382	日高町	4100	2	小初湯9	産湯	35	25	50		
63	382	日高町	4101	2	下出、御野脇	田杭	30	30	80		
64	382	日高町	4102	2	井谷	原谷	30	30	50		
65	382	日高町	4103	2	正徳2	池田	45	45	110		
1	382	日高町	2520	3	鹿ヶ瀬	原谷	37	30	100		
2	382	日高町	2521	3	新出2	原谷	40	50	190		
3	382	日高町	2522	3	東早成3	原谷	35	78	130		
4	382	日高町	2523	3	奥早成	原谷	30	68	220		
5	382	日高町	2524	3	口橋谷	原谷	33	46	180		
6	382	日高町	2525	3	立花川	原谷	42	54	200		
7	382	日高町	2526	3	若一1	原谷	36	100	220		
8	382	日高町	2527	3	若一2	原谷	42	82	270		

NO.	市町村コード	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長	指定年月日	公示番号
9	382	日高町	2528	3	幸神	原谷	30	64	200		
10	382	日高町	2529	3	古屋谷	原谷	30	82	240		
11	382	日高町	2530	3	樋王子前	原谷	36	36	170		
12	382	日高町	2531	3	深田	池田	32	38	140		
13	382	日高町	2532	3	五反田	志賀	30	30	130		
14	382	日高町	2533	3	赤坂	萩原	41	52	230		
15	382	日高町	2534	3	古小杭6	志賀	30	44	110		
16	382	日高町	2535	3	中山6	萩原	36	72	100		
17	382	日高町	2536	3	西谷	志賀	36	58	110		
18	382	日高町	2537	3	清山	志賀	31	54	120		
19	382	日高町	2538	3	南谷	方杭	37	38	220		
20	382	日高町	2539	3	宮ノ前3	方杭	36	22	180		
21	382	日高町	2540	3	正徳3	池田	43	46	180		
22	382	日高町	2541	3	陰り原3	萩原	39	40	140		
23	382	日高町	2542	3	疎口池	池田	32	50	120		
24	382	日高町	2543	3	三又	高家	39	40	210		
25	382	日高町	2544	3	矢田ヶ谷	小浦	36	22	120		
26	382	日高町	2545	3	里神	志賀	39	74	210		
27	382	日高町	2546	3	南出	津久野	40	42	170		
28	382	日高町	2547	3	笠ヶ谷	比井	35	56	240		
29	382	日高町	2548	3	新出3	比井	35	56	230		
30	382	日高町	2549	3	大平谷1	産湯	39	82	130		
31	382	日高町	2550	3	大平谷2	産湯	39	82	180		
32	382	日高町	2551	3	大ノ田	阿尾	30	22	140		
33	382	日高町	2552	3	釜ヶ内	田杭	41	26	100		
34	382	日高町	2553	3	大瀬戸	田杭	32	44	180		

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

資料 14 地すべり危険箇所

	市町村コード	市町村名	箇所番号	箇所名	大字	指定年月日	公示番号
1	382	日高町	361	大原	志賀		
2	382	日高町	362	岩下	阿尾		

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

資料 15 土砂災害警戒区域等一覧

令和3年8月末現在  
県砂防課

市町村名	指定区域数							
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域		
日高町	218	(212)	214	(186)	2	(0)	434	(398)

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

## 資料 16 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿

県総合防災課

### 防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ	(防災内線番号)で通話出来ます。
庁舎外の防災電話機へ	【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁の内線電話機から	6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
総合庁舎の内線電話機から	8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁・総合庁舎以外の内線電話機から	▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。	

:衛星回線が利用可能な局。

※ ▲:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名	(防災内線番号)	課室名	(防災内線番号)	課室名	(防災内線番号)	課室名	(防災内線番号)
県庁 防災局番:300	交通G※2 通信G※2	435 470	海草振興局 防災局番:300		西牟婁総合庁舎 防災局番:360		
統制室	400 電気・都市ガスG※2	471	総務県民課	415	総務県民課	400	
当直室※1	401 水道G※2	472	農業水産振興課	416	総務福祉課	401	
統制室	402 消防応援活動調整本部	432	総務県民課(FAX)	490	農業水産振興課	402	
災害対策課	403 消防応援活動調整本部	434	農業水産振興課(FAX)	489	管理保全課	403	
防災企画課	404 警察リエゾン※2	440	那賀総合庁舎 防災局番:320		管理保全課	404	
危機管理・消防課	405 DMAT調整本部※2	439	総務県民課	400	総務県民課(FAX)	499	
災害対策本部長室	406 機器室	441	総務福祉課(FAX)	498	総務福祉課	401	
消防防災無線音声一斉着信用	448 機器室	442	総務福祉課	401	農業水産振興課(FAX)	497	
広報課	449 ダムテレメータ	443	企画産業課	402	管理保全課(FAX)	496	
総務課	450 統制台	469	総務調整課	403	槇山中継局	477	
管財課	451 ダムテレメータ	445	管理保全課	404	東牟婁総合庁舎 防災局番:370		
企画総務課	452 ダムテレメータ	446	総務県民課(FAX)	499	総務県民課	400	
環境生活総務課	453 ダムテレメータ	447	総務福祉課(FAX)	498	総務福祉課	401	
食品・生活衛生課	454 統制室(FAX)	499	企画産業課(FAX)	497	大会議室	402	
福祉保健総務課	455 統制室(FAX)	498	総務調整課(FAX)	496	管理保全課	403	
医務課	456 統制室(FAX)	497	伊都総合庁舎 防災局番:330		管理保全課	404	
健康推進課	457 統制室(FAX)	496	防災対策室	400	総務県民課(FAX)	499	
薬務課	458 3階防災対策室(FAX)※2	484	総務県民課	401	総務福祉課(FAX)	498	
商工観光労働総務課	459 3階防災対策室(FAX)※2	485	水防対策室	402	大会議室(FAX)	497	
公営企業課	460 3階防災対策室(FAX)※2	486	総務調整課	403	管理保全課(FAX)	496	
農林水産総務課	461 2階防災対策室(FAX)※2	474	防災対策室(FAX)	499	大雲取中継局	477	
農業農村整備課	462 広報課(FAX)	500	総務県民課(FAX)	498	海草振興局健康福祉部 防災局番:311		
森林整備課	463 総務課(FAX)	501	水防対策室(FAX)	497	総務福祉課	400	
水産振興課	464 企画総務課(FAX)	502	有田総合庁舎 防災局番:340		大会議室	401	
資源管理課	465 環境生活総務課(FAX)	503	防災対策室	400	総務福祉課(FAX)	499	
県土整備総務課	407 福祉保健総務課(FAX)	510	総務県民課	401	総務福祉課	401	
道路保全課	408 商工観光労働総務課(FAX)	511	水防対策室	402	海草振興局建設部 防災局番:312		
道路建設課	409 農林水産総務課(FAX)	512	総務福社課	401	総務福社課	400	
河川課	410 県土整備総務課(FAX)	495	農業水産振興課	402	大会議室	401	
砂防課	411 道路保全課(FAX)	494	総務調整課	403	総務調整課	400	
都市政策課	412 河川課(FAX)	493	管理保全課	404	総務調整課	401	
港湾漁港整備課	413 都市政策課(FAX)	492	総務県民課(FAX)	499	総務調整課	402	
教育総務局総務課	417 港湾漁港整備課(FAX)	491	総務福祉課(FAX)	498	管理保全課	403	
生涯学習課	418 教育支援課(FAX)	488	農業水産振興課(FAX)	497	工務課	404	
教育支援課	419 災害対策本部室(FAX)	487	総務調整課(FAX)	496	街路公園課	405	
災害対策本部室※2	420 生石中継局	477	生石中継局	477	会議室(FAX)	499	
災害対策本部室※2	421 龍神岳中継局	478	日高総合庁舎 防災局番:350		和歌山下津港湾事務所 防災局番:313		
災害対策本部室※2	422 塔石中継局	479	防災対策室	400	会議室	400	
災害対策本部室※2	423 増設用	467	総務県民課	401	総務管理課	401	
災害対策本部室※2	424 増設用	468	農業水産振興課	402	会議室(FAX)	499	
災害対策本部室※2	425 増設用(FAX)	513	総務調整課	403	総務調整課	400	
総括調整G※2	427		総務県民課	499	海南工事事務所 防災局番:316		
総括調整G※2	428		総務県民課(FAX)	499	総務用地課	400	
総括調整G※2	466		農業水産振興課(FAX)	498	総務用地課	401	
情報整理G※2	426		総務調整課(FAX)	497	工務課	402	
活動調整G※2	430		西山中継局	477	街路公園課	403	
活動調整G※2	431		犬ヶ丈中継局	478	会議室	404	
ヘリ調整G※2	433				総務用地課(FAX)	499	
産業保安・燃料調整G※2	429				総務用地課	400	
救援物資G※2	473				会議室	401	
医療G※2	437				総務管理課	402	
医療G※2	438				会議室	403	
道路G※2	436				入札室	404	

※1 夜間・休日の緊急時の防災センター当直室への連絡は 073-441-3300 ( or 300-8-3300)にお願いします。

※2 災害対策本部設置時

## 防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ

(防災内線番号)で通話出来ます。

庁舎外の防災電話機へ

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁・総合庁舎以外の内線電話機から

▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。

:衛星回線が利用可能な局。

※ ▲:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
伊都振興局健康福祉部 防災局番:331	防災航空センター 防災局番:364	和歌山市 防災局番:210	紀の川市 防災局番:220
総務福祉課 400	事務室 400	総合防災課 400	危機管理班 400
総務福祉課 401	当直室 401	建築指導課 401	消防対策班 401
総務福祉課 451	格納庫 451	農林水産課 402	庁議室 402
衛生環境課 452	事務室 452	河川港湾課 403	危機管理消防課 403
保健課 453	事務室 453	下水道企画課 404	危機管理消防課(FAX) 499
総務福祉課(FAX) 499	事務室(FAX) 499	道路管理課 405	岩出市 防災局番:221
二川タム管理事務所 防災局番:342	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 防災局番:371	総合防災課(FAX) 499	総務課 400
管理課 400	所長室 400	海南省 防災局番:211	守衛室 401
宿直室 401	保健環境課 401	危機管理課 400	総務課 402
操作室 402	地域福祉課 402	受付付近 401	総務課(FAX) 499
無線機室(FAX) 499	支所長室 403	議会事務局 402	紀美野町 防災局番:212
広川出張所 防災局番:343	小会議室 404	災害対策本部事務室(3A) 403	総務課 400
操作室 400	大会議室 405	災害対策本部室(4A) 404	宿直室 401
宿直室 401	東牟婁振興局串本建設部 防災局番:372	会議室(5D) 405	建設課 402
執務室 402	防災局番:372	危機管理課(FAX) 499	住民課 403
操作室(FAX) 499	管理保全課 400	橋本市 防災局番:230	産業課 404
こころの医療センター 防災局番:345	管理保全課 401	危機管理室 400	教育課 405
	総務用地課 402	宿直室 401	総務課(FAX) 499
情報管理・作業室 400	工務課 403	農林振興課 402	かつらぎ町 防災局番:231
事務当直室 401	部長室 404	市長応接室 403	危機管理課 400
総務課 402	副部長 405	市長応接室 404	教育委員会 405
情報管理・作業室(FAX) 499	管理保全課(FAX) 499	危機管理室(FAX) 499	ホール 401
日高振興局健康福祉部 防災局番:351	七川タム管理事務所 防災局番:373	有田市 防災局番:240	総務課 402
防災端末室 400	操作室 400	防災安全課 400	生涯学習課 403
総務福祉課 401	宿直室 401	防災安全課 400	危機管理課(FAX) 499
総務福祉課 402	管理課 402	守衛室 401	九度山町 防災局番:232
保健課 403	管理課(FAX) 499	福祉事務所 402	地域防災課 400
保健課 404	東京事務所 048-300	都市整備課 403	日直室(災害時は災害対策本部) 401
衛生環境課 405	9-3308	ふるさと創生室 404	上下水道課 402
防災端末室(FAX) 499	東京事務所	教育委員会 405	町長室 403
椿山タム管理事務所 防災局番:352		防災安全課(FAX) 499	地域防災課(FAX) 499
管理課 400		御坊市 防災局番:250	高野町 防災局番:233
宿直室 401		企画課 400	総務課防災危機対策室 400
管理課 402		防災対策課 401	宿直室 401
操作室 403		社会福祉課 402	住民健康課 402
管理課(FAX) 499		総務課 403	建設課 403
		秘書室 404	会議室 404
		農林水産課 405	総務課防災危機対策室 405
		企画課(FAX) 499	総務課防災危機対策室(FAX) 499
		田辺市 防災局番:260	湯浅町 防災局番:241
		防災まちづくり課 400	総務課 400
		土木課 401	宿直室 401
		防災まちづくり課(FAX) 499	防災無線室 402
		新宮市 防災局番:270	総務課(FAX) 499
		防災対策課 400	
		防災対策課(FAX) 499	

衛星回線のみ。  
第2世代設備のため  
かけ方に注意が必要です。  
(4)参照

### 防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ

(防災内線番号)で通話出来ます。

庁舎外の防災電話機へ

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁、総合庁舎以外の内線電話機から

▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。

:衛星回線が利用可能な局。

※ ▲:防災交換機乗り入れ特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 広川町 防災局番:242	課室名 日高川町 防災局番:256	課室名 古座川町 防災局番:273	課室名 橋本市消防本部 防災局番:237
総務課 400	総務課 400	総務課(倉庫) 400	指令室 400
警備員室 401	宿直室 401	宿直室 401	消防署(準備室) 401
住民環境課 402	住民課 402	住民生活課 402	消防署 402
建設課 403	建設課 403	建設課 403	指令室 403
教育委員会室 404	総務課 404	地域振興課 404	警防課 404
総務課(FAX) 499	企画政策課 405	総務課 405	団会議室 405
有田川町 防災局番:243	総務課(FAX) 499	総務課(倉庫)(FAX) 499	指令室(FAX) 499
総務課 400	白浜町 防災局番:261	北山村 防災局番:274	高野町消防本部 防災局番:238
警備室 401	総務課 400	総務課 400	災害情報室 400
税務課 402	宿直室 401	宿直室 401	指令室 401
建設課 403	観光課 402	産業建設課 402	事務室 402
防災無線室 404	住民保健課 403	web会議室 403	災害情報室(FAX) 499
議会事務局 405	建設課 405	総務課(FAX) 499	伊都消防組合 防災局番:239
総務課(FAX) 499	地域防災課(FAX) 499	串本町 防災局番:275	通信統制室 400
美浜町 防災局番:251	白浜町日置川事務所 防災局番:264	総務課 400	本部事務所 401
防災まちづくりみらい課 400	防災局番:264	会議室(災対本部室) 401	通信統制室 402
宿直室 401	住民窓口係 400	会議室(災対本部室) 402	通信統制室(FAX) 499
住民課 402	日置川消防署 500	建設課 403	那賀消防組合 防災局番:227
農林水産建設課 403	住民窓口係(FAX) 499	福祉課 404	防災局番:227
会議室 404	上富田町 住民課 405	住民課 405	通信指令室 400
防災まちづくりみらい課(FAX) 499	防災局番:262	総務課(FAX) 499	防災センター 401
日高町 防災局番:252	総務課 400	総務課 402	警防課 403
総務課 400	宿直室 401	建設課 402	予防課 404
警備員室 401	建設課(FAX) 499	会議室(災対本部室) 401	中消防署事務室 405
住民生活課 402	すさみ町 防災局番:263	通信指令室(FAX) 499	通信指令室(FAX) 499
総務課 403	防災局番:263	会議室(災対本部室) 402	和歌山市消防局 防災局番:210
議会委員会室 404	総務課 400	建設課 401	通信指令室 500
産業建設課 405	宿直室 401	税務課 402	トレーニング室 501
総務課(FAX) 499	すさみ消防署 500	無線放送室 403	警防課 502
由良町 防災局番:253	防災センターアー会議室 501	教育委員会 404	予防課 503
無線室 400	防災センターアー会議室 501	無線放送室 403	消防総務課 504
宿直室 401	防災センターアー会議室 501	防災センターアー会議室 501	消防警備本部室 505
総務政策課 402	総務課(FAX) 499	防災センターアー会議室(FAX) 599	通信指令室(FAX) 599
無線室(FAX) 499	防災センターアー会議室(FAX) 599	那智勝浦町 防災局番:271	海南市消防本部 防災局番:217
印南町 防災局番:254	防災局番:271	防災局番:271	通信室 400
総務課 400	総務課防災対策室 400	防災局番:271	消防署 401
宿直室 401	宿直室 401	防災局番:271	総務課 402
住民福祉課 402	農林水産課 402	防災局番:271	警防課 403
建設課 403	建設課 403	防災局番:271	予防課 404
町長室 404	総務課(放送室)(FAX) 499	太地町 防災局番:272	災害情報室 405
総務課(FAX) 499	防災局番:272	旧総務課(2F) 400	通信室(FAX) 499
みなべ町 防災局番:255	防災局番:272	旧総務課(2F) 401	紀美野町消防本部 防災局番:218
総務課 400	防災局番:272	宿直室 402	指令室 400
宿直室 401	旧総務課(2F)(FAX) 499	旧総務課(2F)(FAX) 499	警防課 401
総務課(FAX) 499	旧総務課(2F)(FAX) 499	旧総務課(2F)(FAX) 499	会議室 402
			指令室(FAX) 499

### 防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ

(防災内線番号)で通話出来ます。

庁舎外の防災電話機へ

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁、総合庁舎以外の内線電話機から

▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。

:衛星回線が利用可能な局。

※ ▲:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
有田市消防本部 防災局番:247	串本町消防本部 防災局番:278	自衛隊信太山駐屯地 防災局番:392	衛星可搬局(運用時のみ) (防災局番なし)
指令室 400	署事務室 400	第3科 400	防災企画課 95101
事務室 401	指令室 401	当直司令室 401	東牟婁振興局 95201
事務室 402	出動準備室 402	作戦室 402	西牟婁振興局 95301
指令室(FAX) 499	防災事務室 403	第3科(FAX) 499	広域防災拠点用(海草) 95401
有田川町消防本部 防災局番:248	本部事務室 404		広域防災拠点用(西牟婁) 95501
	消防長室 405		広域防災拠点用(東牟婁) 95601
通信指令室 400	指令室(FAX) 499		広域防災拠点用(伊都) 95701
事務室(警防課) 401	那智勝浦町消防本部 防災局番:279		
作戦室 402			
通信指令室(FAX) 499	指令室 400		
湯浅広川消防組合 防災局番:249	防災センター研修室 401		
	指令室(FAX) 499		
指令室 400			
指揮本部室 401			
地域防災センター 402			
事務室(警防課) 403			
事務室(警防班) 404			
指令室(FAX) 499			
御坊市消防本部 防災局番:257			
指令室 400			
事務室 401			
指令室(FAX) 499			
日高広域消防事務組合 防災局番:258			
指令室 400			
指令室 401			
指令室(FAX) 499			
田辺市消防本部 防災局番:268			
指令室 400			
災害対策本部室 401			
総務課 402			
作戦室 403			
指令室(FAX) 499			
白浜町消防本部 防災局番:267			
指令室 400			
防災対策室 401			
消防事務室 402			
指令室(FAX) 499			
新宮市消防本部 防災局番:277			
指令室 400			
救急室 401			
会議室 402			
消防長室 403			
事務室 404			
事務室 405			
指令室(FAX) 499			

・衛星回線のため、防災内線番号(5桁)の前に必ず[7-030]が必要です。  
(例) 7-030-95101

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

## 資料 17 近畿地方非常通信協議会概要及び非常通信経路

### I 非常通信とは

#### (1) はじめに

我が国は世界でも有数の災害発生国であり、これまで多くの大災害により、貴重な人命と莫大な財産が失われております。近年では、産業や経済の発達に伴って人口や経済活動が都市部へ集中したり、逆に地方の過疎化により、新たな形態の災害もみられるようになっています。

地震、台風等の大災害時に、被害の拡大防止や早急な救助活動の実施等を行うためには、通信の確保を図ることが重要になります。従って、災害時に通信の円滑な運用を図るために各機関がこの非常通信経路計画を十分に承知し、日常から利用方法等を習熟しておくことが必要です。

#### (2) 非常通信

国の機関、地方公共団体、会社、船舶、航空機、アマチュア等が様々な場面で無線局を運用していますが、通常は許可された業務以外の目的に使用することができません。しかし、電波法第52条の規定により、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT西日本の公衆電気通信回線等の有線通信が利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保、秩序の維持等のための通信を行うことができます。これを「非常通信」といいます。

また、総務大臣は電波法第74条の規定により、上述のような非常の場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができます。

#### (3) 非常通信の発信資格

非常通信は誰でも行うことができますが、通信の方法と通報の内容に制限があります。通報には「ヒゼウ」を前置する他、呼出し又は応答する場合は無線局運用規則に規定する方法により行います。

#### (4) 非常通信としての通報内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとします。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報

中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長

地方防災会議会長

災害対策本部長

- h 電力設備の修理復旧に関する通報

- i 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- j 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するため必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- k その他の通信

## (5) 非常通信の依頼

非常災害時には、通信施設を持っている者においても自己の業務や事業に関連した通信が増加するため、相当程度ふくそうすることが予想されます。従って、他者の通信施設を利用する者にあっては、依頼する通報を簡潔かつ真に非常通信にふさわしい内容のものとし、最寄りの通信設備へ持参して依頼します。

設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で、和歌山県内の主要なものは次のとおりです。あらかじめ最寄りの通信設備を選定して、非常通信訓練を実施するなどで日常から連携を保つておくことが大切です。

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ア 県通信設備（地域衛星通信ネットワークを含む） | イ 国土交通省無線通信設備      |
| ウ 警察通信設備                 | エ 海上保安庁通信設備        |
| オ NTT西日本通信設備             | カ 鉄道会社（JR、南海）通信設備  |
| キ 電力会社（関西送配電、電発）無線通信設備   | ク ガス会社（大阪瓦斯）無線通信設備 |
| ケ 市町村無線通信設備（消防救急無線を含む）   | コ アマチュア無線局         |

（この経路計画は、これらの通信設備を利用して、各市町村から和歌山市、和歌山市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものであり、平素からこの計画に基づいて関係機関が連絡を密にすることにより災害時に備えることが重要です。）

## (6) 通報文の作成要領

- ア 記載例の非常通信用紙により作成すること。
- イ 通報は何通でも依頼できますが、簡潔、明瞭な内容とすること。
- ウ 通報文の末尾に発信人名を記載すること。
- エ 時間は 24 時間制で記入のこと。
- オ 実際に非常通報を発信する場合は、種別欄①の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。
- カ 訓練のときは、種別欄①の「訓練」という文字を丸印で囲む（「非常」という文字は二重線で取り消す）とともに、通報文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。
- キ 中継局は返信も可能にするよう必要項目を記入すること。

<記載例>訓練の場合の通信文

① 種別

訓 練	非 常				
		非常通信協議会			
<b>非常通信用紙</b>					
受付年月日	② 平成14年 7月26日		受付時刻	③ 13時00分	
番号	④ 日高町				
あ て 先	⑤ 機関名 : 和歌山県災害対策本部長 TEL : ( ) FAX : ( )				
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分 機関名 : 日高町長		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :		
通 報 文	⑦ 「訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」日高町長				
伝 達 経 路	1 受信( 時 分) ・ 送信( 時 分) 機関名 : 御坊警察署 (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :		
	2 受信( 時 分) ・ 送信( 時 分) 機関名 : (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :		
	3 受信( 時 分) ・ 送信( 時 分) 機関名 : (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :		
⑧	4 受信( 時 分) ・ 送信( 時 分) 機関名 : (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :		

\* 受信者は、必要な事項（①～⑧）を記入すること。

\* 回線種別には、使用した回線の種別（県防、地域、消防等）を記載すること。

\* 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること（受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること）。

<記載例>訓練の場合の通信文

① 種別

<b>訓 練</b>	<b>非 常</b>	<b>非常通信協議会</b>		
<b>非 常 通 信 用 紙</b>				
受付年月日	② 平成14年 7月26日		受付時刻	③ 13時00分
			番号	④ 日高町
あ て 先	⑤ 機関名 : 和歌山県災害対策本部長 TEL : ( ) FAX : ( )			
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分 機関名 : 日高町長		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :	
通 報 文	⑦ 「訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」日高町長			
伝 達 経 路	受信(13時29分)・送信(13時32分) 1 機関名 : 御坊警察署 (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( 警察 ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 2 機関名 : 和歌山県警察本部 (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 3 機関名 : (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :	
⑧	受信( 時 分)・送信( 時 分) 4 機関名 : (取扱者 : )		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線種別 : ( ) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 TEL : FAX :	

\* 受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。

\* 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。

\* 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例>訓練の場合の通信文

① 種別

<b>訓 練</b>	<b>非 常</b>	<b>非常通信協議会</b>				
非 常 通 信 用 紙						
受付年月日	② 平成14年 7月26日		受付時刻	③ 13時00分		番号
あ て 先	⑤ 機関名：和歌山県災害対策本部長					TEL：( ) FAX：( )
発 信 人	⑥ 発信日時 7月26日 13時25分			伝達方法：無線 有線 <b>使送</b> 回線種別：( ) 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
通 報 文	⑦ 「訓練」7月26日11時20分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災発生、死傷者が多数出ているもよう、至急応援をたのむ」日高町長					
伝 達 経 路	1 受信(13時29分)・送信(13時32分) 機関名：御坊警察署 (取扱者：)			伝達方法：無線 有線 <b>使送</b> 回線種別：( 警察 ) 伝達手段：音声 <b>FAX</b> 電信 映像 TEL： FAX：		
	2 受信(13時35分)・送信(13時40分) 機関名：和歌山県警察本部 (取扱者：)			伝達方法：無線 有線 <b>使送</b> 回線種別：( ) 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
	3 受信( 時 分)・送信( 時 分) 機関名：和歌山県災害対策本部長 (取扱者：)			伝達方法：無線 有線 <b>使送</b> 回線種別：( ) 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		
⑧	4 受信( 時 分)・送信( 時 分) 機関名： (取扱者：)			伝達方法：無線 有線 <b>使送</b> 回線種別：( ) 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：		

\* 受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。

\* 回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。

\* 中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

## II 非常通信協議会

### (1) 非常通信協議会とは

非常の場合の通信の円滑な実施を確保するため、電波法第74条の2の規定に基づいて、総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、都道府県、市町村、放送局、ライフライン機関その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に關係の深い者により構成された団体です。

戦後の混乱期である昭和22年頃に結成された非常無線通信委員会が前身となり、昭和26年7月19日に現電波法のもとにおいて非常無線通信協議会として発足して以来、各構成員が自発的に数々の非常通信を取り扱って重要な通信を確保し、使命の達成に努めてきました。

昭和37年に災害対策基本法が施行されてからは、中央防災会議や都道府県防災会議と緊密な連携を保ちつつ、一体となって非常災害時に備えることとなっています。

平成7年4月からは無線通信だけでなく有線通信による非常通信も加わって「非常通信協議会」と名称を改め、現在では主に次のような活動を行なっています。

- ア 非常通信計画の策定及び実施
- イ 非常通信訓練の実施
  - (ア) 全国非常通信訓練
  - (イ) 防災の日の非常通信訓練
  - (ウ) 地方総合訓練
  - (エ) その他の訓練
- ウ 非常通信の取扱い要請
- エ 非常通信事務に関する資料の作成と配布
- オ 非常通信に関する講演会等の実施
- カ 構成員相互の連絡強化

現在、中央組織として中央非常通信協議会（事務局：総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室）があり、近畿には近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局無線通信部陸上第二課）があります。本県（担当課：防災企画課）は、近畿地方非常通信協議会の構成員として、県内非常通信経路計画の策定、全国非常通信訓練の実施や報告書の取りまとめ等を行なって運営に協力しています。

### (2) 訓 練

- ア 災害が発生した場合に非常通信が十分な効果が上げられるように、平素から非常通信の計画に基づいて訓練を行なわなければなりません。本県では、近畿地方非常通信協議会の実施計画に基づき、また、県独自に計画して、非常通信訓練を実施しています。
- イ 訓練は任意で実施することができます。本県が実施する訓練は定期あるいは臨時に実施します。全国非常通信訓練等については、近畿地方非常通信協議会の実施要領に基づいて本県から関係各機関に協力依頼を送付します。
- ウ 非常通信（訓練通信）実施要領を別紙のとおり定めているので、これに従って訓練を実施することが望ましいです。非常通信訓練の終了後には実施報告をお願いします。

## 非常通信（訓練通信）実施要領

1 発信人は、非常通信用紙により非常通報又は訓練通報（以下「通報」という。）を作成の上、通信施設（通信施設が障害又はない場合は、最寄りの通信施設、以下「受付局」という。）で発信又は発信の依頼をするものとする。

- (1) 訓練通報は、訓練当日までに具体的な災害想定に基づいて作成すること。災害想定にあらかじめ指定がある場合はその内容に従うこと。
- (2) 非常通信又は訓練通報の内容は、できる限り簡潔かつ明瞭なものとし、末尾には発信人名を記入すること。訓練の場合は、本文の冒頭に必ず（クンレン）又は（訓練）と記入すること。
- (3) 返信を要する通報については、特にその内容が返信を必要とする表現とすること。
- (4) 訓練で受付局へ発信を依頼しようとするときは、想定する災害の状況に応じて使送すること。
- (5) 返信の伝送ルートで、非常及び訓練通信とも、通報の速達を図れるルートを選定すること。
- (6) 返信の通報の内容についても、できる限り簡潔かつ明瞭なものとすること。

### 2 通報の受領の通知

通報の受信者は、通報の受領時刻、中継局名及び受付時刻を適宜の方法で発信人に通知すること。

### 3 報 告

- (1) 非常通信を取扱ったとき、又は非常通信の連絡を行ったとき。

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県防災企画課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第80条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

- (ア) 実施日時
- (イ) 実施した理由
- (ウ) 実施した無線局名
- (エ) 取扱通数及び通信状況
- (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。

- (2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から10日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後1カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

## 通信施設用

### 非常通信（訓練通信）実施要領

#### 1 受付局の措置

(1) 発信人から通報の発信を依頼された通信施設（以下「受付局」という。）は次の事項を確認し必要事項を記入すること。

ア 非常通信の場合は、種別欄の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。

また、訓練通信の場合は、種別欄の「訓練」という文字を丸印で囲むこと（「非常」という文字は二重線で取り消す）。

イ 受付年月日、受付時刻

ウ 番号

エ あて先

オ 発信人

カ 通報文（訓練の場合は、本文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。）

(2) 前号の記入を確認した後、受信人所在地の通信施設と直接通信できる施設（以下「着信局」という。）を選定し伝送する。

訓練の場合は、あらかじめ計画された通信施設へ伝送する。

（伝達経路欄に諸事項を記入し伝送する。）

(3) 通報の伝送が電話による場合は、できるかぎり和文通話表（朝日のア、いろはのイ、・・・・）により伝送すること。

ただし、通話表によることが困難な場合は、適宜棒読みで反復または復唱してもよい。

#### 2 中継局の措置

中継局は伝達経路欄に諸事項を記入し、伝送すること。

#### 3 着信局の措置

着信局が通報を受信したときは、伝達経路欄に諸事項を記入し、通信施設か使送等により受信人に送達すること。

訓練の場合あらかじめ指定された施設の場合はそれによること。

#### 4 非常通信訓練の実施中に実際の災害が発生した場合には、直ちに訓練を中止して非常通信の疎通に協力すること。

#### 5 報 告

##### (1) 非常通信を実施したとき。

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県総合防災課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第80条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

（ア）実施日時

- (イ) 実施した理由
- (ウ) 実施した無線局名
- (エ) 取扱通数及び通信状況
- (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。

(2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から 10 日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後 1 カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

## 別表

近畿地方非常通信協議会長 殿

報告年月日 令和 年 月 日

訓練参加機関及び通報取扱部門（局）

## 非常通信訓練実施報告

1 訓 練 実 施 年 月 日	令和 年 月 日		
2 通 報 取 扱 区 分	A 発信人 B 発信局 C 中継局 D 着信局 E 受取人		
3 通報取扱機関・部門(局) 及び開始・終了時刻並びに 通報伝達方法	<p>(1)</p> <p>伝達方法：無線 有線 使送( km 分) 着信 :</p> <p>回線種別 ( ) 終了 :</p> <p>伝達手段：音声 FAX 電信 その他</p> <p>(2)</p> <p>伝達方法：無線 有線 使送( km 分) 着信 :</p> <p>回線種別 ( ) 終了 :</p> <p>伝達手段：音声 FAX 電信 その他</p> <p>(3)</p>		
4 予備電源の使用状況	使用設備(発電器、バッテリー、その他) 使用しなかった理由		
5 伝搬路の障害			
6 通報遅延理由			
7 訓練に対する所見			

## 別表記載要領

1 通報取扱区分については、下記に示すとおり、自機関の該当するものを○印で囲むこと。

- A 発信人：通報を伝達しようとする機関
- B 発信局：発信人より依頼のあった通報を伝達した機関
- C 中継局：発信局と着信局の間の伝達経路上にある全ての機関
- D 着信局：伝達経路上において通報を受信する最終の機関
- E 受取人：発信人からの通報の対象となる機関

\*発信人と発信局、着信局と受取人が同一である場合については、それぞれ、発信人、受取人とし、「B 発信局」、「D 着信局」には○印をしないこと。(伝達経路の途中にある機関は全て「C 中継局」の所に○印をすること。)

2 通報取扱機関・部門（局）等について

(1) 通報取扱機関・部門（局）及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法の欄については、

(1) [ ] については、自局が通報を受け取った相手の機関名

(2) [ ] については、自局・機関名

(3) [ ] については、自局から通報を伝達した相手の機関名

をそれぞれ記入すること。

(2) 着信及び発信の開始、終了時刻は、24 時間制で記入すること

(3) 伝達方法について、○印を記入すること。

なお、伝達方法が使送の場合は回線種別及び伝達手段の欄は記入しないこと。

(4) 回線種別、伝達手段について

無線、有線の場合には、回線種別のかっこ内に、具体的方法としてどのような回線を用いて伝達したか、記入すること。また、伝達手段については、Fax、音声、電信、その他の区分で該当するものに○印を記入すること。

中 防：中央防災無線網（地上系）

警 察：警察用通信回線

中 星：中央防災無線網（衛星系）

防 衛：防衛用通信回線

消 防：消防防災無線網（地上系）

海 保：海上保安用通信回線

地 星：地域衛星通信ネットワーク

相 互：防災相互通信用無線

県 防：都道府県防災行政無線網（地上系）

電 力：電気事業用通信回線

市 同：市町村防災行政無線（同報系）

C S：自営衛星通信回線

市 移：市町村防災行政無線（移動系）

自 営：前記以外の自営の無線通信網

地 域：地域防災無線

非 常：非常連絡周波数（4,630kHz）

孤 立：孤立防止用無線電話

専 用：電気通信事業者の専用回線

水 防：国土交通省水防道路用無線網

その他：その他の通信回線

3 予備電源の使用状況の欄について、予備電源を使用しなかった場合には、その他に○印を記入し、その理由を

付記すること。

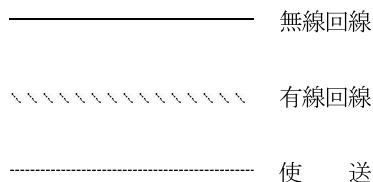
- 4 伝搬路の障害について、訓練時に伝搬路において障害があった場合にその障害について具体的に記入すること。
- 5 通信が遅延した場合は、必ずその理由を記入すること。
- 6 実際に参加してどのように感じたか、率直な意見を記入すること。

[別 紙]

### 伝送経路図

記載方法

- (1) 通報伝送に使用した回線

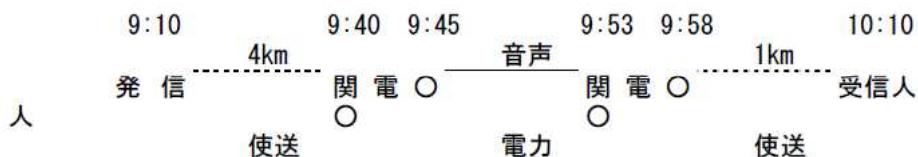


- (2) 機関名等の上部の左側に通報の受信時刻を、右側に発信時刻（使送の時はその出発時刻）を記載すること。

- (3) 通報の伝送に長時間を要したと思われる場合は、その理由を（注）として記載すること。

[記 載 例]

日高町長から和歌山県災害対策本部長あて



## 非常通信経路

和歌山県防災企画課

### 1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目 級別	A 級（高信頼度）	B 級
途 中 中 繰 回 数	1 以 下	2 以 上
新 規 連 絡 設 定	な し	あ り
停 電 時 の 運 用	可 能	不 可 能
通 信 担 当 者 の 配 置	常 時 配 置 (又は非常の際に30分程度以内に配置につける状態)	左 記 以 外
有 線 区 間	な し (又はあっても2以上のルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計となっている)	左 記 以 外
移動局による通信の取扱	な し	あ り
チャネル切替による通信	な し	あ り
庁 舎 の 耐 震 性	あ り	左 記 以 外
津 波 等 に よ る 浸 水	庁 舎 が 浸 水 域 外	左 記 以 外

総合信頼度“A級”とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

“B級”とは経路中のいずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

### 2 凡 例

- [水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線
- [消防]：消防防災無線網（地上系）
- [地星]：地域衛星通信ネットワーク回線
- [県防]：県防災行政無線回線（FWA）
- [警察]：警察用回線
- [海保]：海上保安庁回線
- [電力]：電気事業者回線
- [JR]：JR用回線
- [南海]：南海電鉄回線
- [ガス]：大阪ガス回線
- [専用]：電気通信事業者の専用通信回線
- [消救]：消防救急無線（共通波）
- [相互]：防災相互通信用無線
- [放流警報]：ダム放流警報用無線
- [日赤]：赤十字用無線
- [アマ]：アマチュア無線
- [衛星電話]：衛星携帯電話

— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 ~~~~~ 有無線混在区間 ----- 衛星通信区間

----- 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間

----- 使送区間（使送距離○○km）、

防災相互通信用無線を運用できる機関（□：常設、△：常設以外）、■使送対応が不可の機関

斜体文字の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設  
(近畿地方非常通信協議会 平成25年度調査による)

### 3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁および各市町村役場からの距離を代表表示した。

区間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県施設との距離
日高町 (総務課) ↔ 日高振興局	A		日高町役場 ----- 日高振興局□ (総務県民課)	
	A	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係) [専用][地星] [専用][県防]	
	B	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係) [消救] 御坊市消防本部△ (通信指令室)	0.4km
	B	1.5km	日高中学校△ (町庁舎代替施設) [相互] 日高振興局□ (総務県民課)	
	B	0.1km	■高家駐在所 ----- 御坊警察署△ [警察] (地域課)	0.4km
日高町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A		日高町役場 ----- 和歌山県庁□ (防災企画課)	
	A	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係) [専用][地星] [専用][県防]	
	A	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係) [消救] 和歌山県庁□ (危機管理・消防課)	
	B	0.1km	■高家駐在所 ----- 県警察本部△ [警察] (平日昼間:警備課) (時間外:地域指導課通信指令室)	構内

(出典: 非常通信経路 (令和3年度修正) 和歌山県防災企画課)

## 非常通信とアマチュア局について

社団法人 日本アマチュア無線連盟  
和歌山県支部

### (1) アマチュア局とは

- イ) アマチュア局とは、個人的な趣味の一つとして無線通信を行う無線局で、所轄総合通信局長の免許を受け、無線従事者の資格を持っているものが運用する無線局をいいます。
- ロ) 正規のアマチュア局は必ず、呼出符号（例—JA3XYZ のような）を付与されており交信に際してはこれを明示する事を義務付けられています。
- ハ) アマチュア局の無線設備はすべて自己の負担で設置運営しています。
- ニ) 非常通信時の特別な場合以外は免許状に記載された目的以外は使用することができません。又金銭上の利益のために使用することもできません。

### (2) 非常通信の依頼について

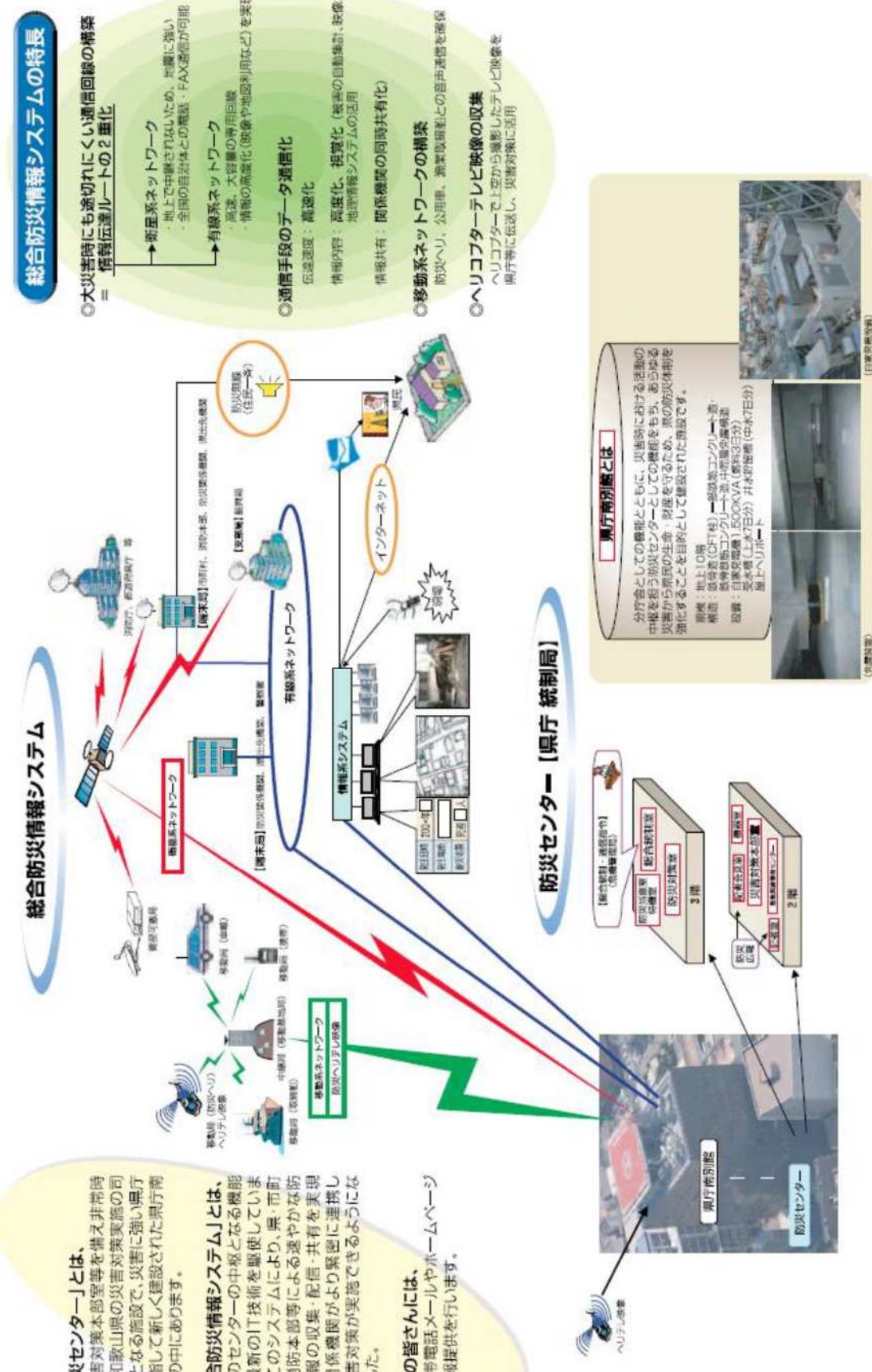
アマチュア局には日本アマチュア無線連盟に加入している局とそうでない局があり、いずれの局でも非常通信を行うことができますが、総務大臣の職権による依頼以外は、あくまでも免許人個人の判断によって行うことになっています。

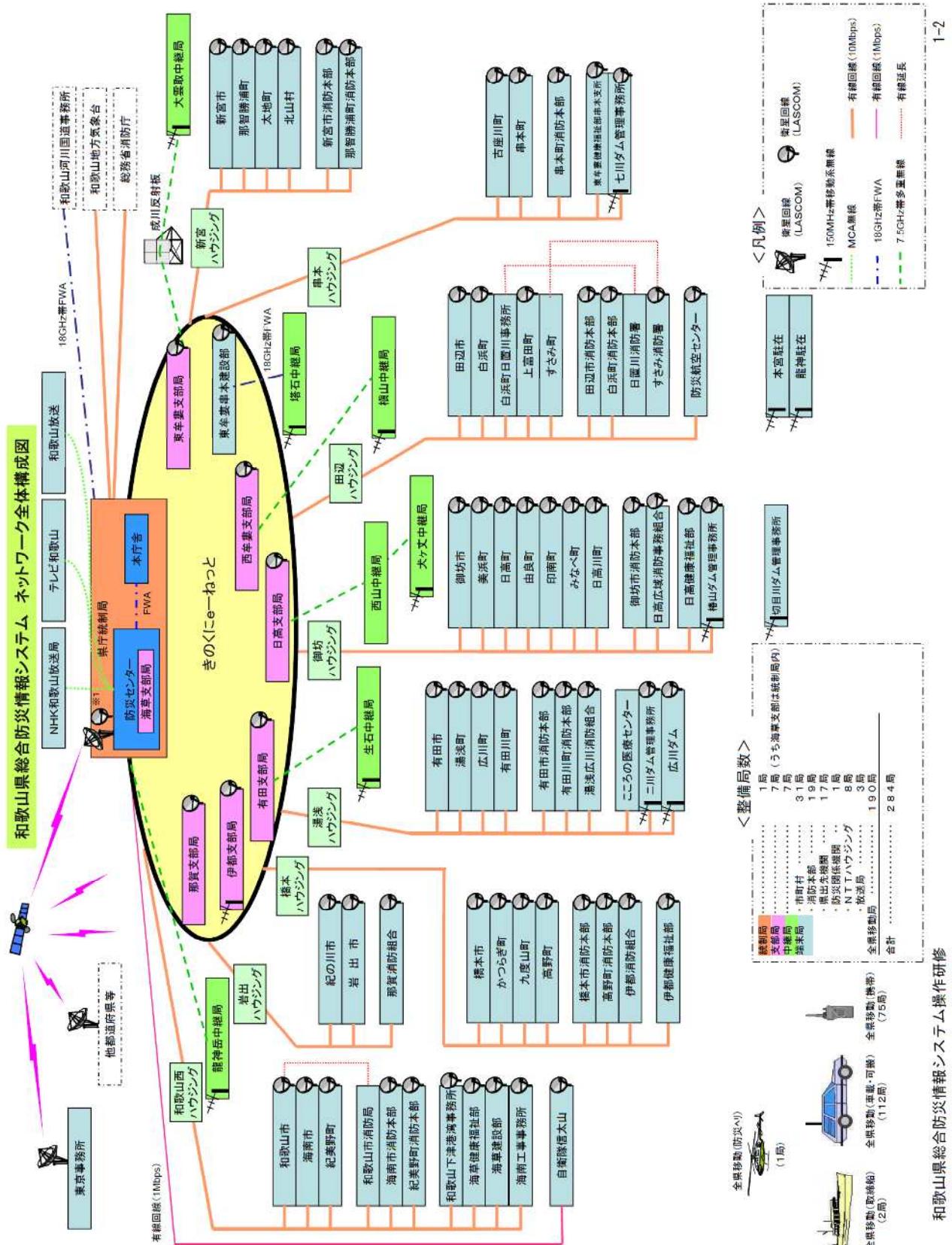
特にアマチュア局はすべて個人の資産であり運営費も個人負担であるため、非常通信等の実施についてもその経費、損害等についてはすべて自己負担が原則となっています。法人組織や公共団体などにおいて職員が業務として行う非常通信とは前記の役費負担や、損害に対する補償等の問題において大きく異なっています。よって、連盟としても各免許人に対してこれらの点を充分に配慮して対処するよう要望を致しております。以上の状況から各免許人に非常通信に関して、この実施について強く要望することはできかねますので、非常の際、アマチュア局による通信を希望される機関は、近隣アマチュア局免許人個人と、個々に交渉の上対処されることを希望します。

なおその際に次の事項に注意してください。

- イ) 非常通信等を目的としてアマチュア局を開設することは違法となりますので、これらを目的とした助成等については充分に留意してください。不明の点については連盟和歌山県支部担当者までお問い合わせください。
- ロ) アマチュア局はすべての局が非常通信等の通信に熟練しているとは限りません（特別に訓練された者の場合を除き。）ので、非常通信についてはなるべく業務局系を利用し、アマチュア局の利用は最後の手段としていただきたい。その場合においても免許人の判断で断わることもあり得ることをご承知おきください。
- ハ) アマチュア局は個々の局によって交信可能範囲が異なりますので、協力を得られるアマチュア局とはその点を充分に確認しあっておくことが大切です。
- ニ) その他電文の送受等については業務局の場合と同様で、非常通信実施要領に従ってください。訓練についても同様です。
- ホ) 近隣のアマチュア局について知りたい場合は、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部又は各地区役員にお問い合わせ下さい。

## 資料 18 和歌山県総合防災情報システムの概要

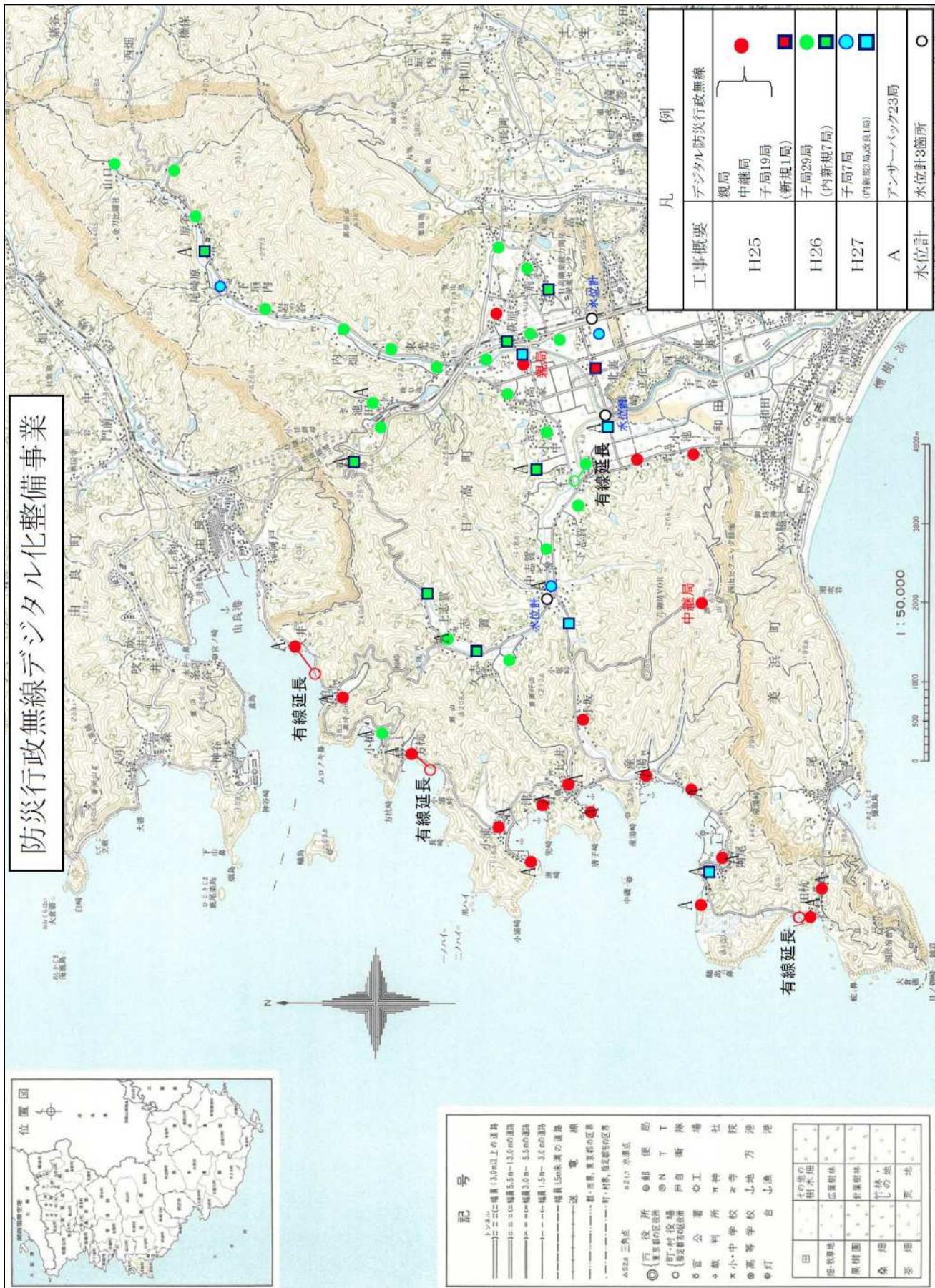




(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

資料 19 防災行政無線位置図

平成 28 年 1 月 20 日



## 資料 20 雨量観測所

<テレメーターにより情報を収集する観測所>

観測所名	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所管振興局建設部
	市町村	大字						
日高	日高町	高家	日高町役場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	西川	日高
志賀	日高町	志賀	久志集会所	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	志賀川	日高
田杭	日高町	阿尾	田杭集会場	和歌山県	日高振興局建設部職員	0738 22-3111	沿岸	日高

(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

## 資料 21 水位観測所

河 川 名		西 � 川	森後川	西川	志賀川
観 测 所		清水井橋	R42 沿線	西川大橋	中志賀 大江谷橋
所 在 地		日高町高家	日高町荊木	日高町小中	日高町志賀 (中志賀)
設 置 場 所		清水井橋橋脚	R42 沿線	西川大橋 河川合流地点	大江谷橋
水 位	水防団待機	2. 6 m	未定	未定	未定
	氾濫注意	3. 0 m	未定	未定	未定
堤防高	左 岸	5. 6 m	—	—	—
	右 岸	5. 9 m	—	—	—
管 理 者		和歌山県	日高町	日高町	日高町
観 测 者		日高振興局建設部職員	日高町	日高町	日高町
電 話		0738-22-3111 (代)	0738-63-2051	0738-63-2051	0738-63-2051
備 考		テレメータ 0点高 (TP) 0.85	日高町 水位観測システム		

## 資料 22 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和4年4月現在  
県福祉保健総務課

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光热水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助をする者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくあった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光热水費とする。なお、夏期の和魂や冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建築型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏 冬	18,700 31,000	24,000 40,100	35,600 55,800	42,500 65,300	53,900 82,200	7,800 11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,100 9,900	8,200 12,900	12,300 18,300	15,000 21,800	18,900 27,400	2,600 3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器機破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産をする状態にあるもの)	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり  ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内  小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したもの是一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,800円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 15,200円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 土木技術、建築技術者 15,600円以内 大工 23,100円以内 左官 23,900円以内 とび職 24,100円以内 救急救命士 14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和4年4月現在

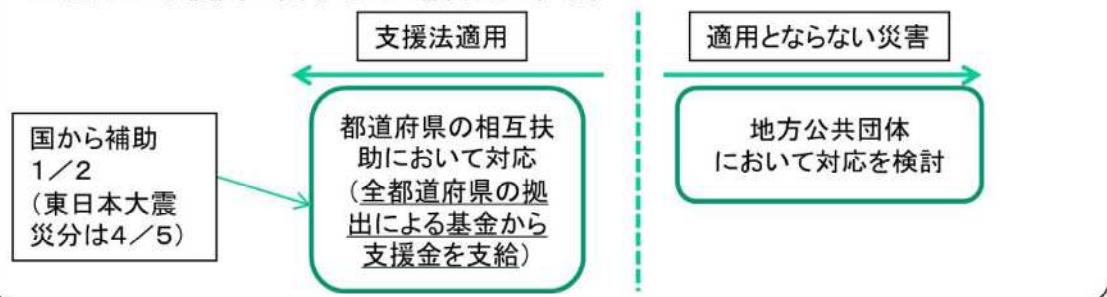
(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

## 資料 23 被災者生活再建支援制度の概要

### 被災者生活再建支援制度の概要

#### 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



#### 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

#### 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

#### 4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	200万円	
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
		建設・購入	200万円	250万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

#### 5. 支援金の支給申請

(申請窓口)

市町村

(申請時の添付書面)

基礎支援金: 署名証明書、住民票 等

加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間)

基礎支援金: 災害発生日から13月以内

加算支援金: 災害発生日から37月以内

## 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号  
又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に

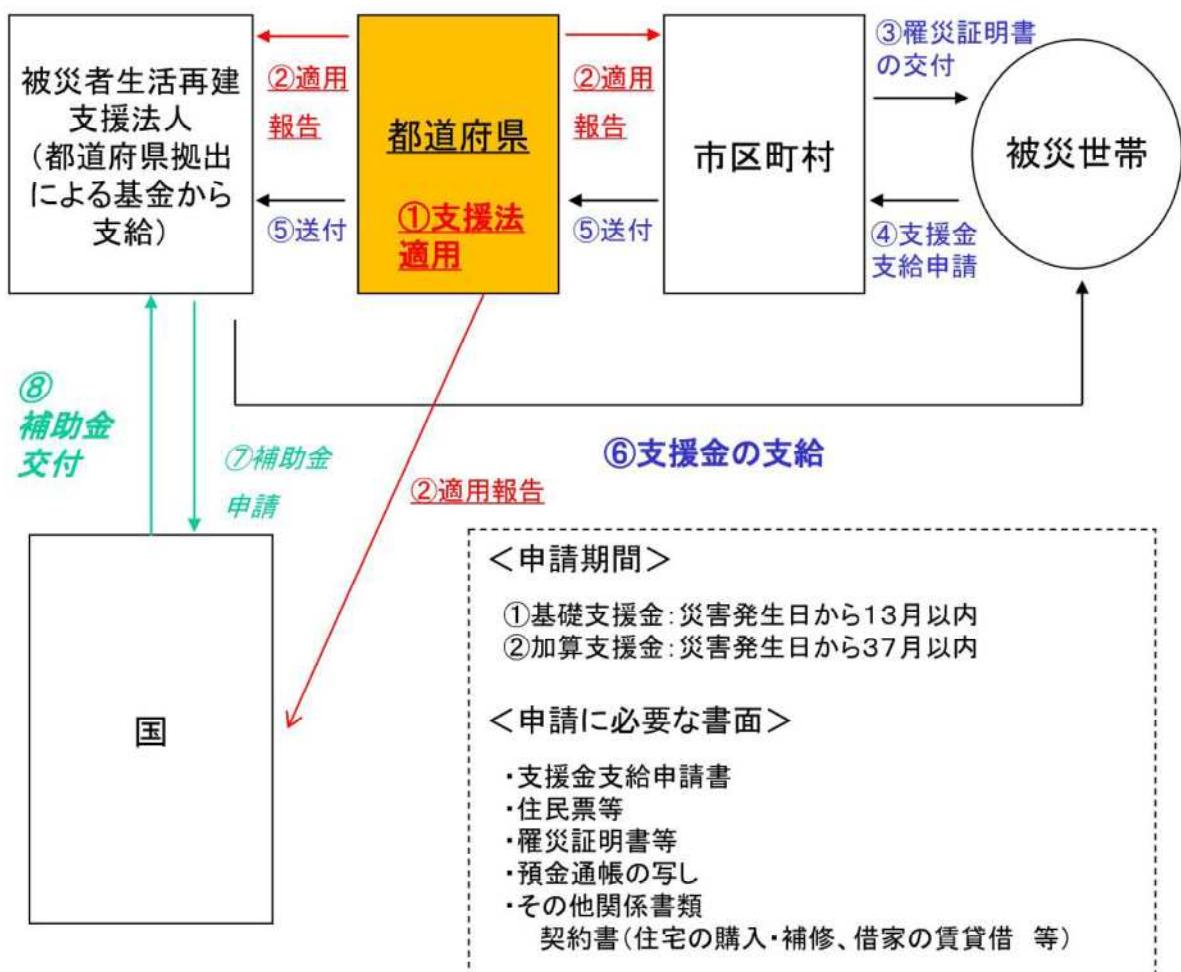
該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、  
それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯  
以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③の  
いずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの  
(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、  
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)  
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

## 支援金支給までの手続き

- ① 支援法適用(都道府県)**
- ↓
- ② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)**
- ↓
- ③ 罹災証明書の交付(市区町村)**
- ↓
- ④ 支援金支給申請(被災世帯)**
- ↓
- ⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付**
- ↓
- ⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)**
- ↓
- ⑦ 支援法人から国に補助金申請**
- ↓
- ⑧ 国から支援法人に補助金交付**



## 資料 24 上下水道整備状況

### (1) 応急給水体制の整備

(令和4年4月現在)

通常の原水取水可能量	4, 440 m <sup>3</sup> /日
------------	--------------------------

### (2) 配水池の状況

名 称	容 量	遮 断 弁 設置有無	備 考
小 中 配 水 池	1, 000 m <sup>3</sup>	有	2池 (1,000 m <sup>3</sup> ×2)
	1, 000 m <sup>3</sup>	—	
原 谷 中 配 水 池	100 m <sup>3</sup>	—	1池
原 谷 高 配 水 池	50 m <sup>3</sup>	—	1池
小 坂 配 水 池	450 m <sup>3</sup>	—	2池 (450 m <sup>3</sup> +600 m <sup>3</sup> )
	600 m <sup>3</sup>	有	
小 浦 配 水 池	300 m <sup>3</sup>	—	1池

### (3) 管路の状況

町 内 管 総 延 長	89, 769 m
導 水 管	565 m
送 水 管	8, 536 m
配 水 管	80, 668 m

### (4) 下水処理場の状況管路の状況

施 設 名	計画対象人口	処理能力 (日最大汚水量)
高家下水処理場	4, 110人	1, 356. 0 m <sup>3</sup>
小池下水処理場	1, 370人	453. 0 m <sup>3</sup>
小浦下水処理場	420人	140. 0 m <sup>3</sup>
比井下水処理場	780人	258. 0 m <sup>3</sup>
阿尾下水処理場	1, 780人	588. 0 m <sup>3</sup>

(5) 処理施設の概要

①高家下水処理場

処理方法	連続流入間欠ばつ氣方式			
計画対象人数	4, 110人			
計画対象汚水	し尿及び生活雑排水（雨水を除く）			
処理能力	1, 356.0 m <sup>3</sup> /日（日最大汚水量） 1, 110 m <sup>3</sup> /日（日平均汚水量）			
汚濁負荷量原単位		流入	放流	除去率
	BOD	200 mg/L	15 mg/L 以下	93%
	SS	200 mg/L	15 mg/L 以下	93%
所在地	和歌山県日高郡日高町大字高家 914 番地			
処理場用地面積	2, 851.0 m <sup>2</sup>			
建築延べ面積	607.32 m <sup>2</sup>			

②小池下水処理場

処理方法	連続流入間欠ばつ氣方式			
計画対象人数	1, 370人			
計画対象汚水	し尿及び生活雑排水（雨水を除く）			
処理能力	453 m <sup>3</sup> /日（日最大汚水量） 370 m <sup>3</sup> /日（日平均汚水量）			
汚濁負荷量原単位		流入	放流	除去率
	BOD	200 mg/L	20 mg/L 以下	90%
	SS	200 mg/L	50 mg/L 以下	75%
	T-N	43 mg/L	15 mg/L 以下	65%
所在地	和歌山県日高郡日高町大字小池 68 番 4			
処理場用地面積	2, 076 m <sup>2</sup>			
建築延べ面積	300.21 m <sup>2</sup>			

③小浦下水処理場

処理方法	接触ばつき方式		
計画対象人数	420人		
計画対象汚水	し尿及び生活雑排水（雨水を除く）		
処理能力	140m <sup>3</sup> /日（日最大汚水量） 120m <sup>3</sup> /日（日平均汚水量）		
汚濁負荷量原単位		流入	放流
	BOD	200ppm	20 ppm
	COD	100 ppm	30 ppm
	SS	200 ppm	50 ppm
所在地	和歌山県日高郡日高町大字小浦 86-3 番地		
処理場用地面積	—		
延べ床面積	133.30 m <sup>2</sup>		

④比井下水処理場

処理方法	接触ばつき方式		
計画対象人数	780人		
計画対象汚水	し尿及び生活雑排水（雨水を除く）		
処理能力	258m <sup>3</sup> /日（日最大汚水量） 211m <sup>3</sup> /日（日平均汚水量）		
汚濁負荷量原単位		流入	放流
	BOD	200ppm	20ppm
	SS	200ppm	50ppm
所在地	和歌山県日高郡日高町大字比井 51, 53, 58 番地		
処理場用地面積	—		
建築延べ面積	175.63 m <sup>2</sup>		

⑤阿尾下水処理場

処理方法	長時間ばつき方式														
計画対象人数	1,780人														
計画対象汚水	し尿及び生活雑排水（雨水を除く）														
処理能力	588m <sup>3</sup> /日（日最大汚水量） 481m <sup>3</sup> /日（日平均汚水量）														
汚濁負荷量原単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>流入</th><th>放流</th><th>除去率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td><td>200ppm</td><td>20ppm</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>SS</td><td>200ppm</td><td>50ppm</td><td>75%</td></tr> </tbody> </table>				流入	放流	除去率	BOD	200ppm	20ppm	90%	SS	200ppm	50ppm	75%
	流入	放流	除去率												
BOD	200ppm	20ppm	90%												
SS	200ppm	50ppm	75%												
所在地	和歌山県日高郡日高町大字阿尾72番地の1														
処理場用地面積	1,288.50m <sup>2</sup>														
建築延べ面積	553.18m <sup>2</sup>														

## 資料 25 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

### (1) 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

県福祉保健総務課

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																												
災害弔慰金見舞金	(1)市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3)都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4)災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給・貸付対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td><td>当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族</td></tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td><td>当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>生計維持者</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td><td>500万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td><td>250万円</td><td>125万円</td></tr> </tbody> </table>			支給・貸付対象者		災害弔慰金	当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族	災害障害見舞金	当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	区分	生計維持者	その他	災害弔慰金	500万円	250万円	災害障害見舞金	250万円	125万円											
支給・貸付対象者																														
災害弔慰金	当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族																													
災害障害見舞金	当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者																													
区分	生計維持者	その他																												
災害弔慰金	500万円	250万円																												
災害障害見舞金	250万円	125万円																												
災害援護資金	都道府県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害	<p>市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯主</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th></tr> <tr> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財等の損害がない場合</td><td>150万円</td><td></td></tr> <tr> <td>家財等1/3以上の損害がある場合</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td></td><td>350万円</td></tr> <tr> <td>住居の全体が滅失もしくは流失した場合</td><td></td><td>350万円</td></tr> </tbody> </table>			災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額		世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合	家財等の損害がない場合	150万円		家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円	住居が半壊した場合	270万円	170万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円	住居が全壊した場合	350万円	250万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円	住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350万円
災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額																													
	世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合																												
家財等の損害がない場合	150万円																													
家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円																												
住居が半壊した場合	270万円	170万円																												
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円																												
住居が全壊した場合	350万円	250万円																												
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円																												
住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350万円																												
		<p>注 (1) 所得制限有り  (2) 利率 延滞の場合を除き、年3%以内で条例で定める率  (3) 据置期間 3年（特別の場合は5年）  (4) 償還期間 10年（据置期間を含む）  (5) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p>																												

（出典：和歌山県地域防災計画（資料編））

(2) 生活福祉資金貸付条件 (H25 年度)

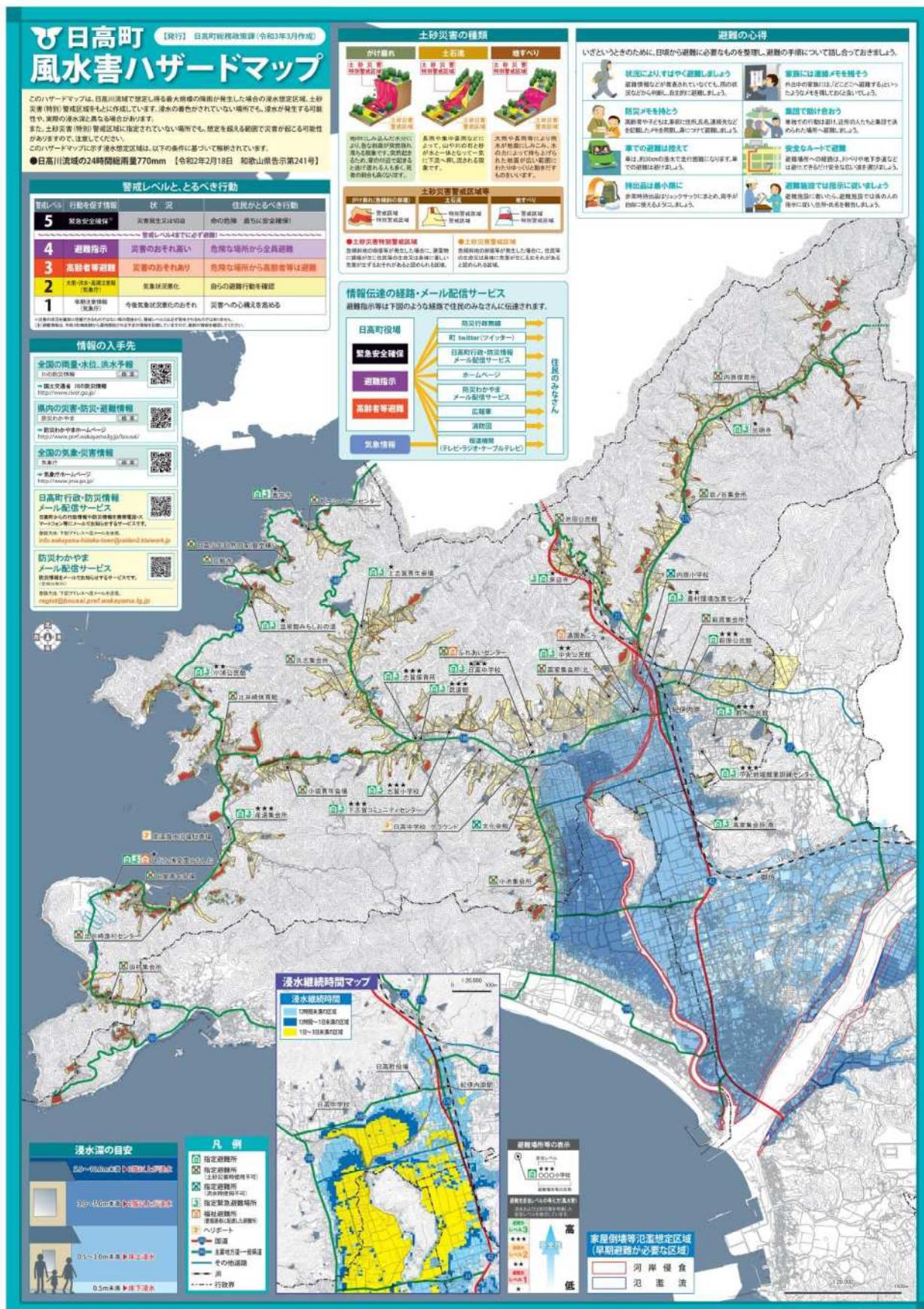
県福祉保健総務課

	資金の種類 <資金の使途>	貸付限度	据置期間	償還期限	貸付利子
総合支援資金	生活支援費 <生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間は原則3月、最長12月)>	(単身世帯)月 15万円 (二人以上)月 20万円	6月以内	10年以内	連帯保証人あり …無利子 連帯保証人なし …年 1.5%
	住宅入居費 <敷金や礼金など、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用>	40万円			
	一時生活再建費 <生活再建のため一時的に必要で、日常生活費では賄うことが困難な費用>	60万円			
福祉資金	緊急小口資金 <緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費用>	10万円	2月以内	12月以内	無利子
	福祉費 <資金の主な使途 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 (資金の使途に応じ、貸付限度額及び償還期限の目安を設定)>	580万円	6月以内	20年以内	連帯保証人あり …無利子 連帯保証人なし …年 1.5%
教育支援資金	教育支援費 <低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費>	(高校) 3.5万円/月 (高専) 6.0万円/月 (短大) 6.0万円/月 (大学) 6.5万円/月	卒業後6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 <低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に入学する際に必要な経費>	50万円			
不動産担保型生活資金	一般世帯向け <低所得の高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)>	土地の評価額の7割程度 かつ30万円/月	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け <生活保護を受けている高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)>	土地及び建物の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)程度かつ生活扶助額の1.5倍以内			

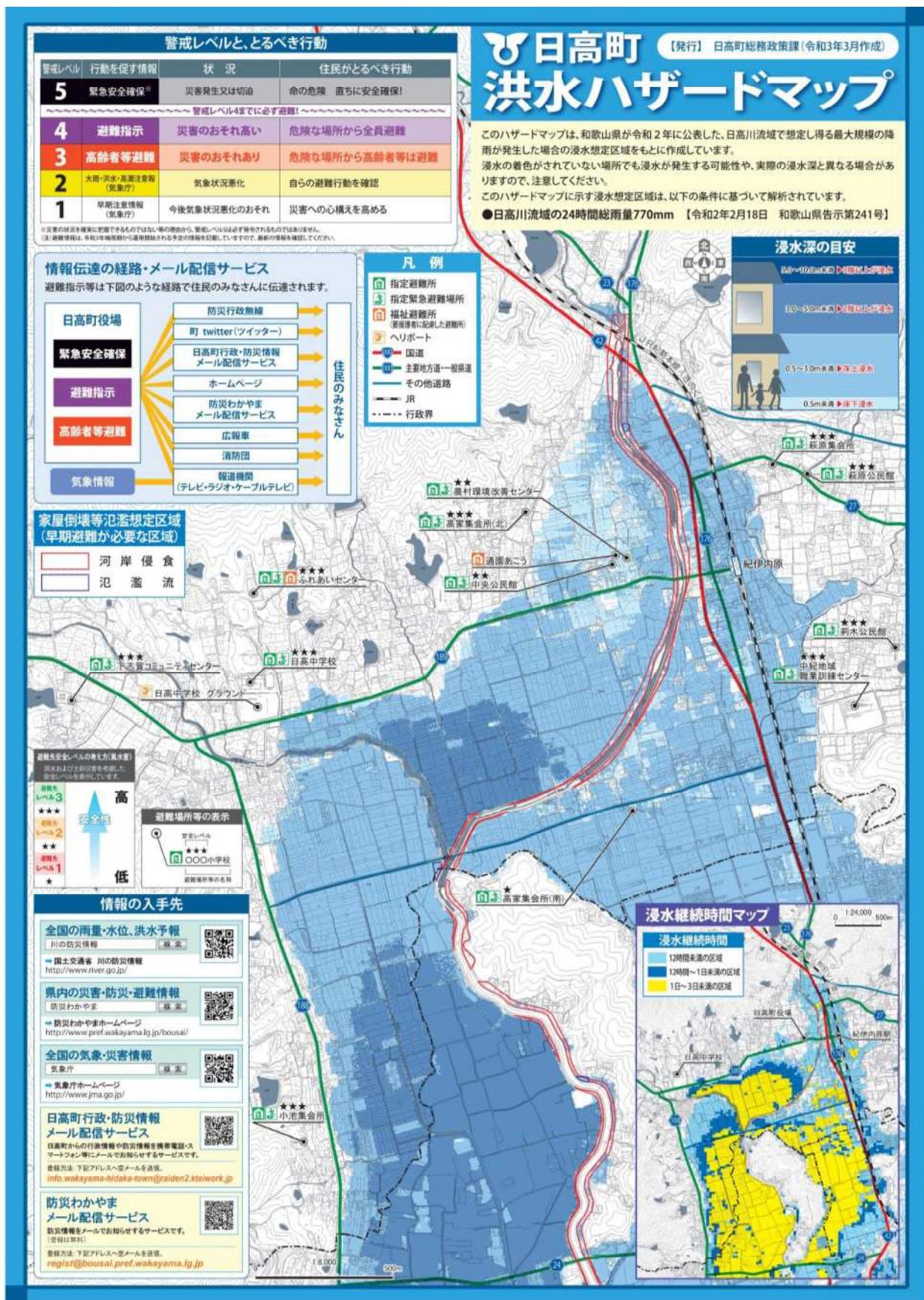
(出典：和歌山県地域防災計画（資料編）)

## 資料 26 防災マップ

### (1) 日高町風水害ハザードマップ

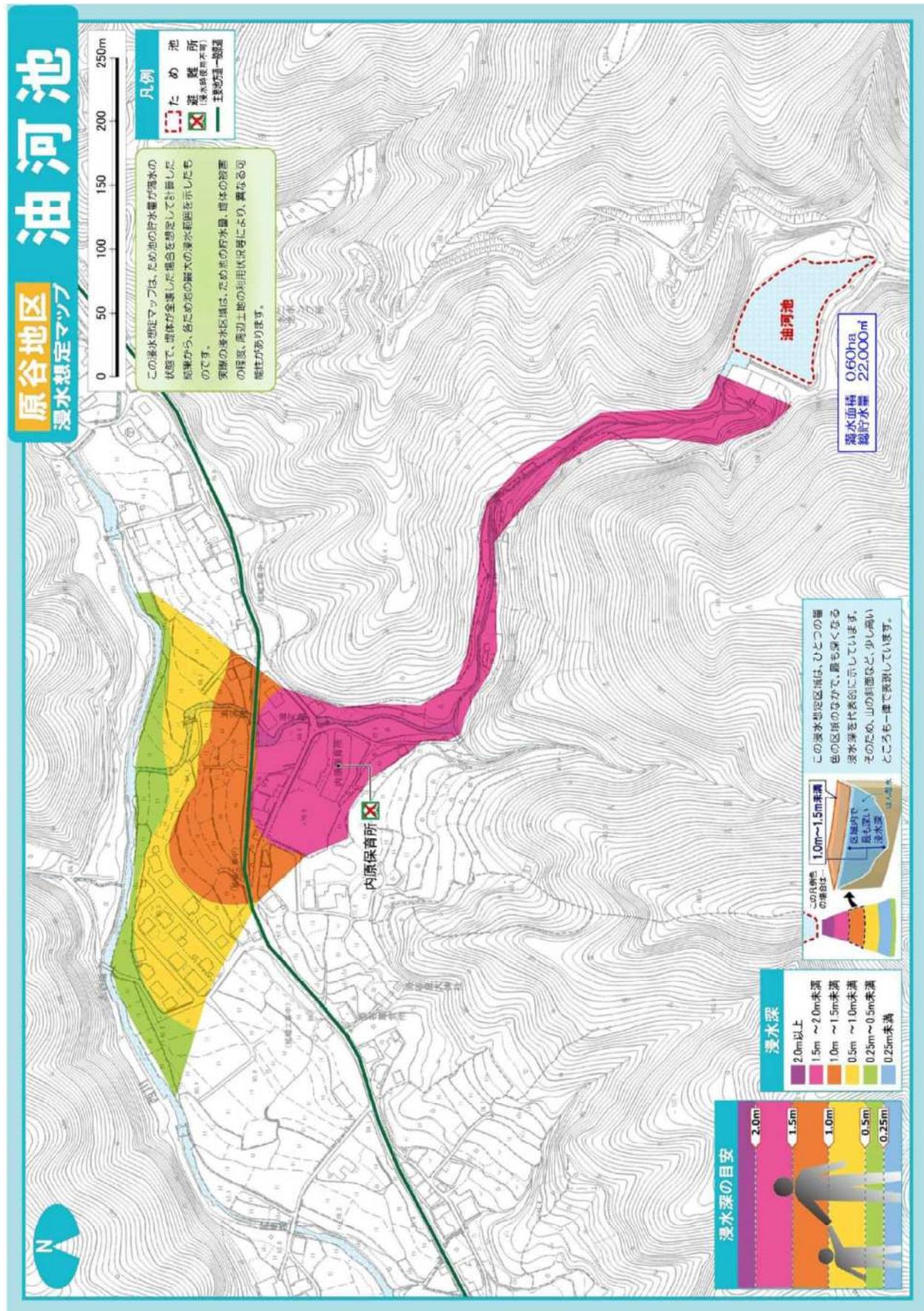


(2) 日高町洪水ハザードマップ

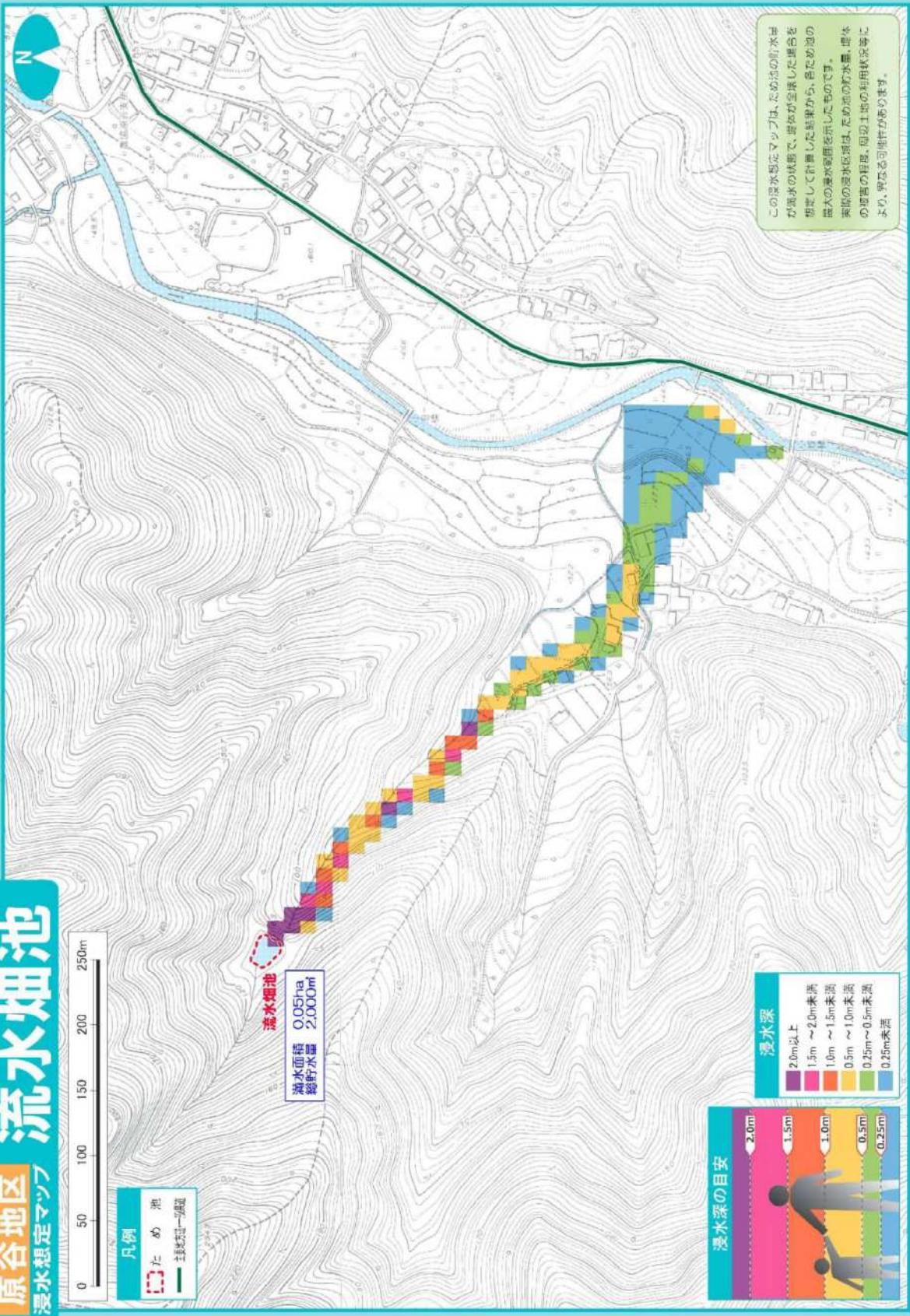


### (3) 日高町ため池ハザードマップ

#### ①原谷地区



# 原谷地区 浸水想定マップ

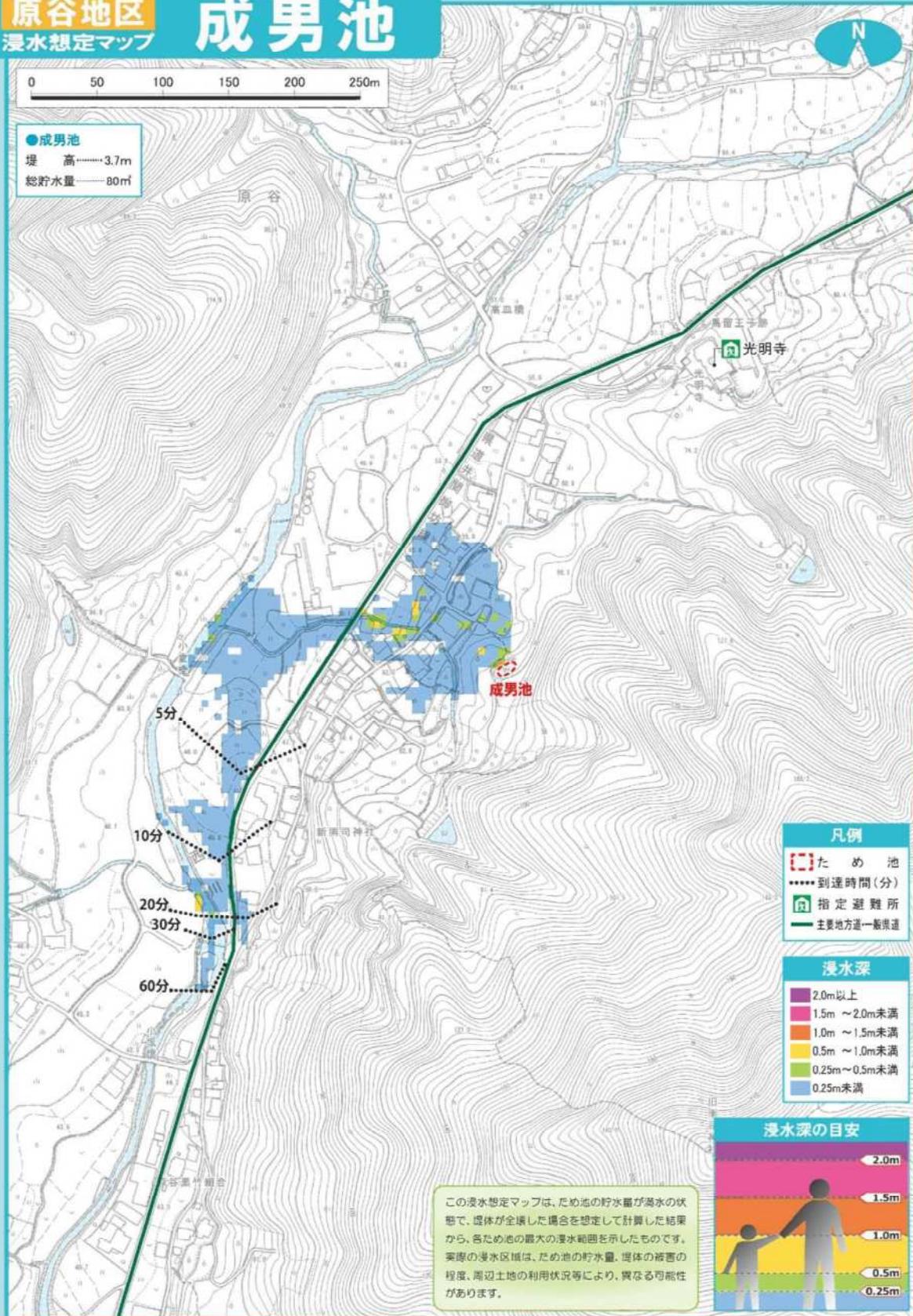


原谷地区  
浸水想定マップ

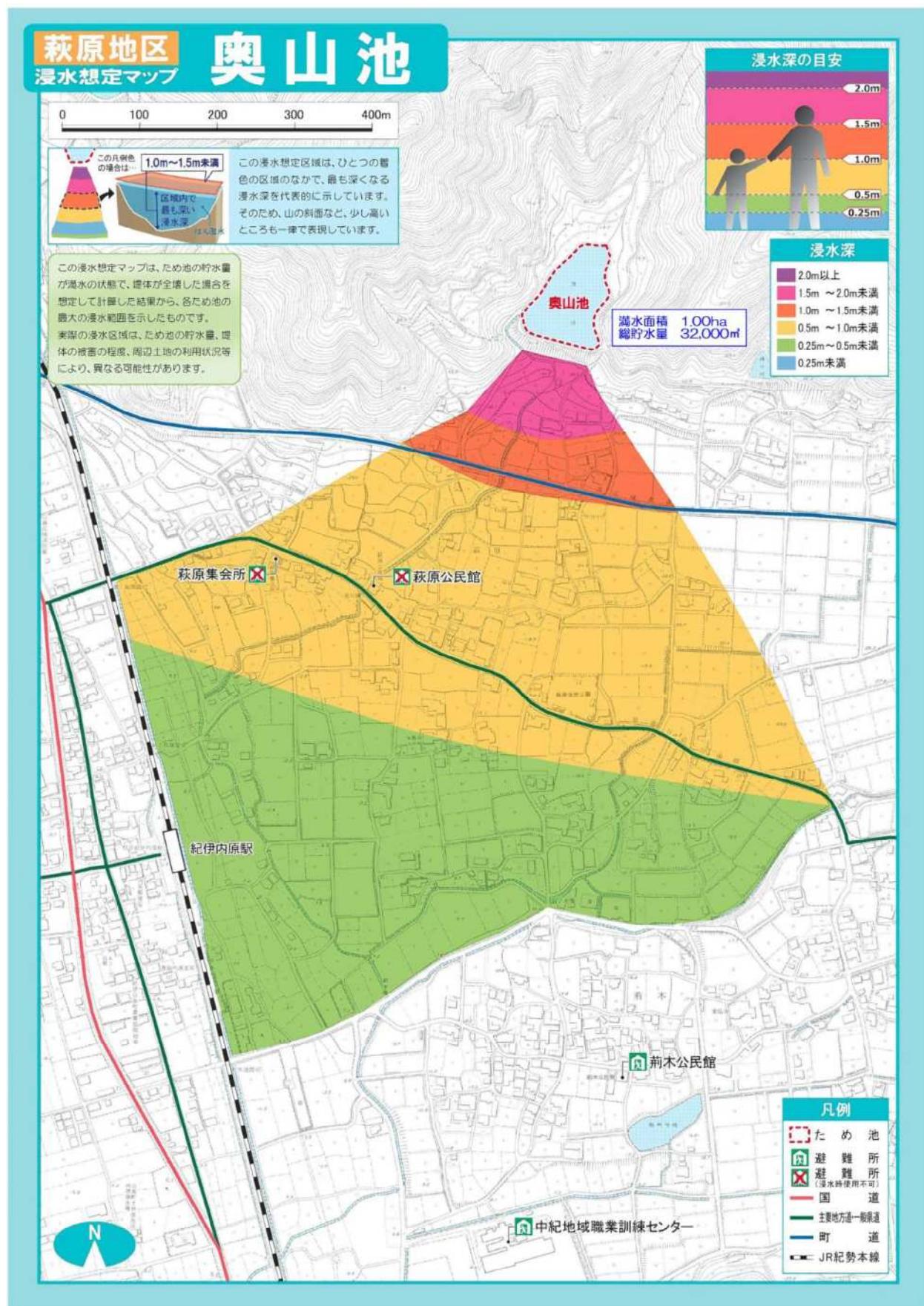
# 成男池

0 50 100 150 200 250m

●成男池  
堤 高………3.7m  
総貯水量———80m<sup>3</sup>

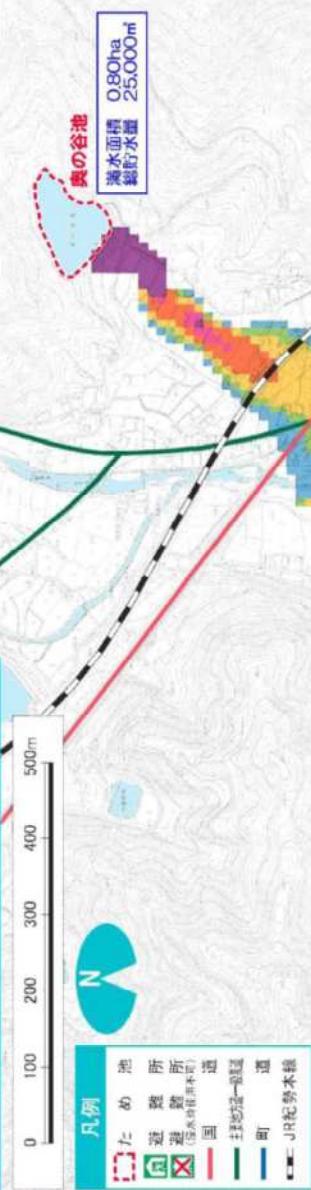


②萩原地区



## 萩原地区 奥の谷池 浸水想定マップ

この浸水想定マップは、ため池が氾濫した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。  
実際の浸水区域は、ため池の方水量、地形の形状、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。



内原小学校

高家集会所(北)

農村環境改善センター

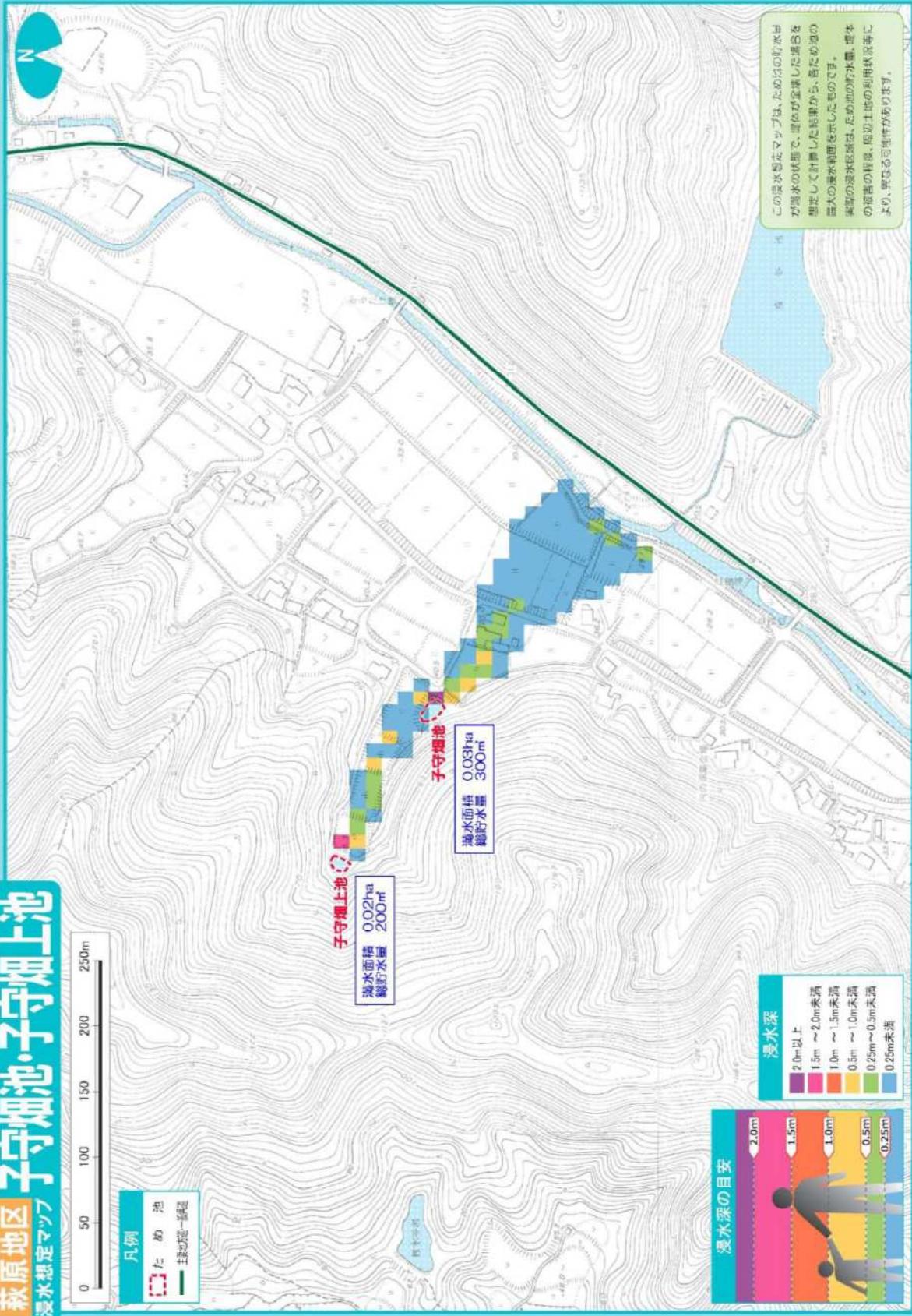
中央公民館

紀伊内原駅

前木公民館



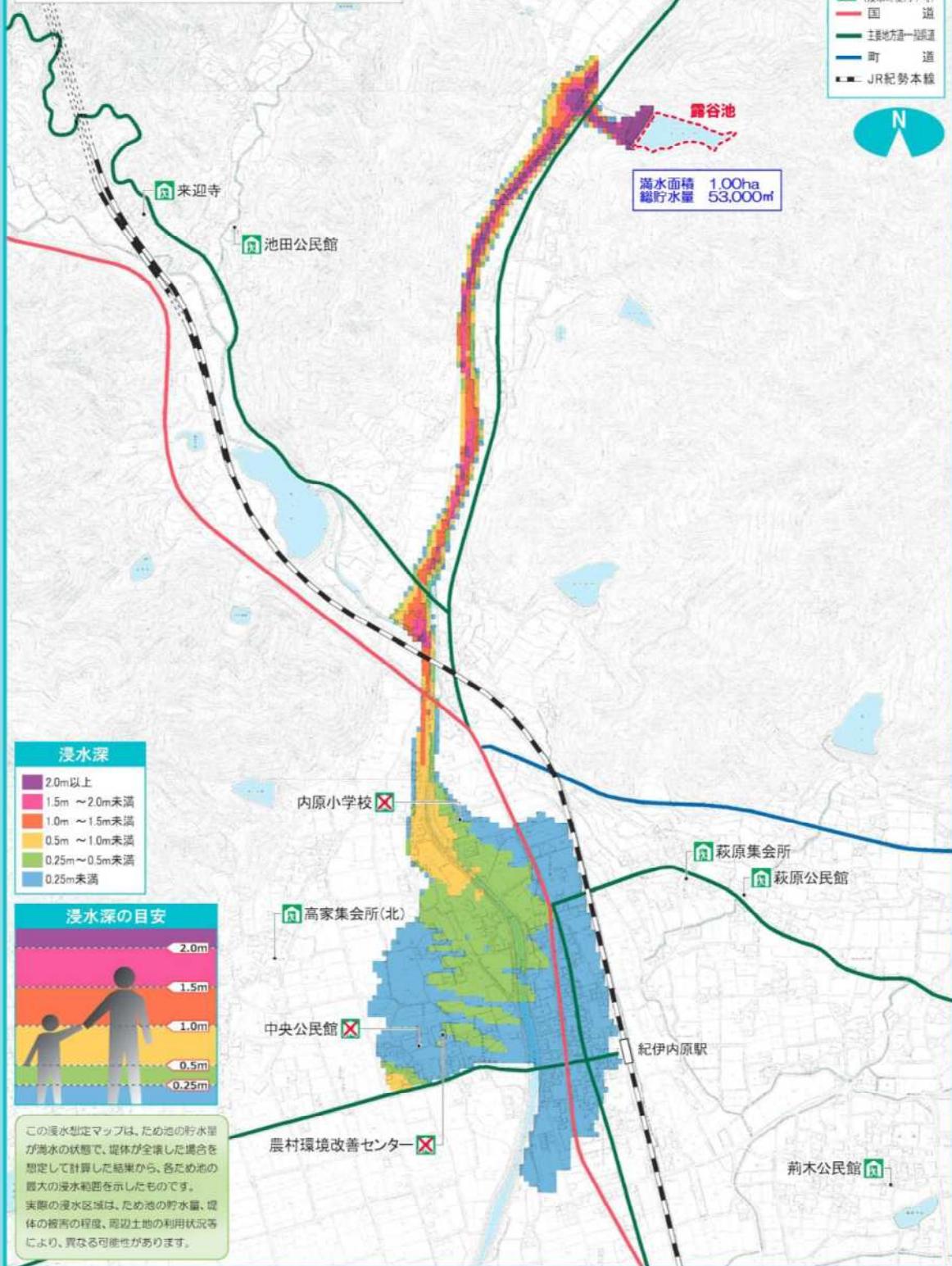
## 萩原地区 浸水想定マップ 子守畠池・子守畠上池



萩原地区  
浸水想定マップ

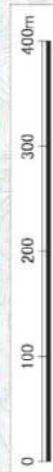
# 露谷池

0 100 200 300 400 500 600 700m



# 牛内池

## 萩原地区 浸水想定マップ

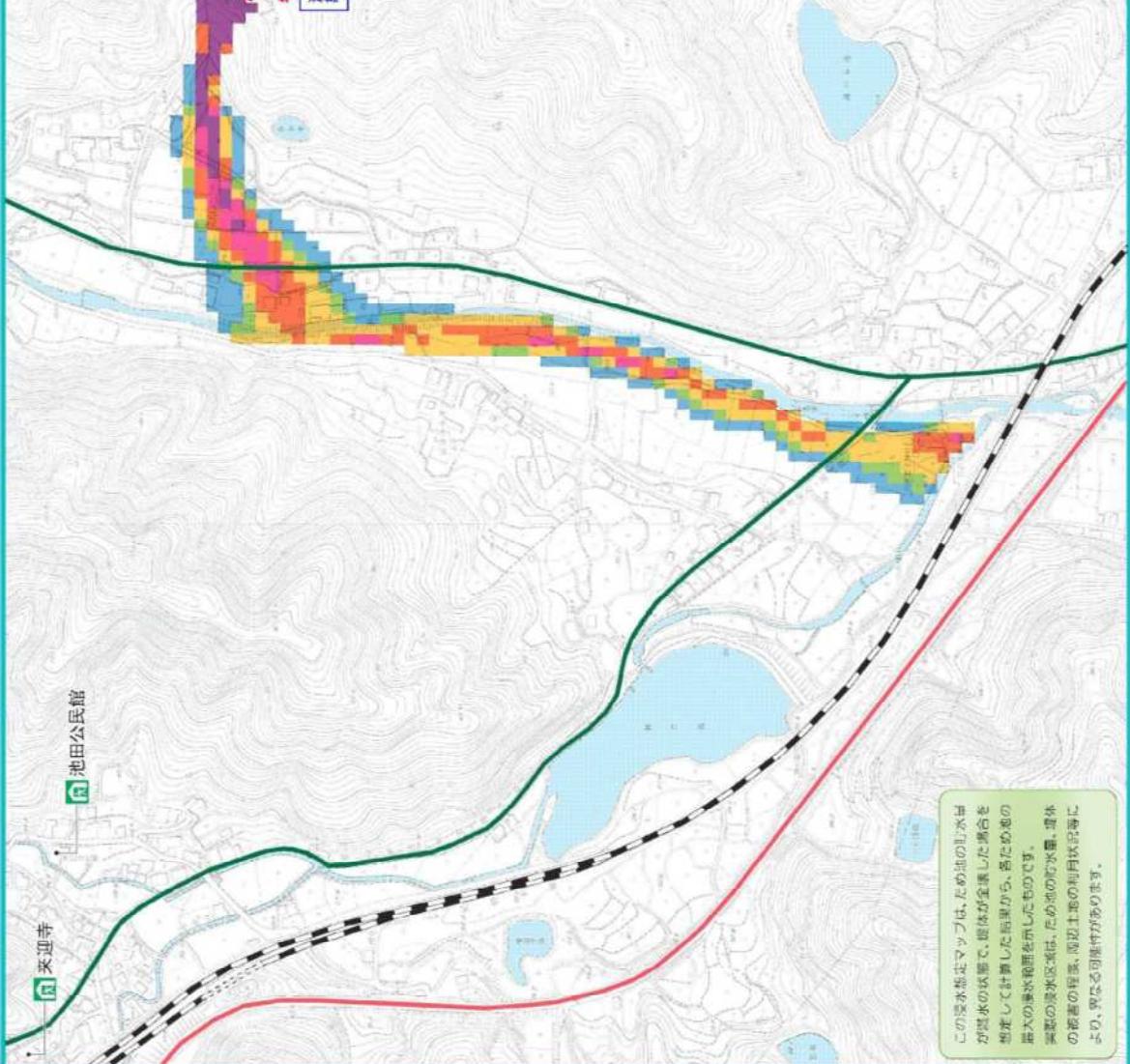


凡例

たぬき池
たぬき池
たぬき池
たぬき池



牛内池  
浸水面積 0.30ha  
総貯水量 14,000m<sup>3</sup>



この浸水想定マップは、だぬき池の洪水が堤体を越えて、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、そのための浸水深を示すものです。実際の浸水区分は、ため池の貯水量、堤体の高さ、堤体の耐用年数等により、異なる可能性があります。

萩原地区  
浸水想定マップ

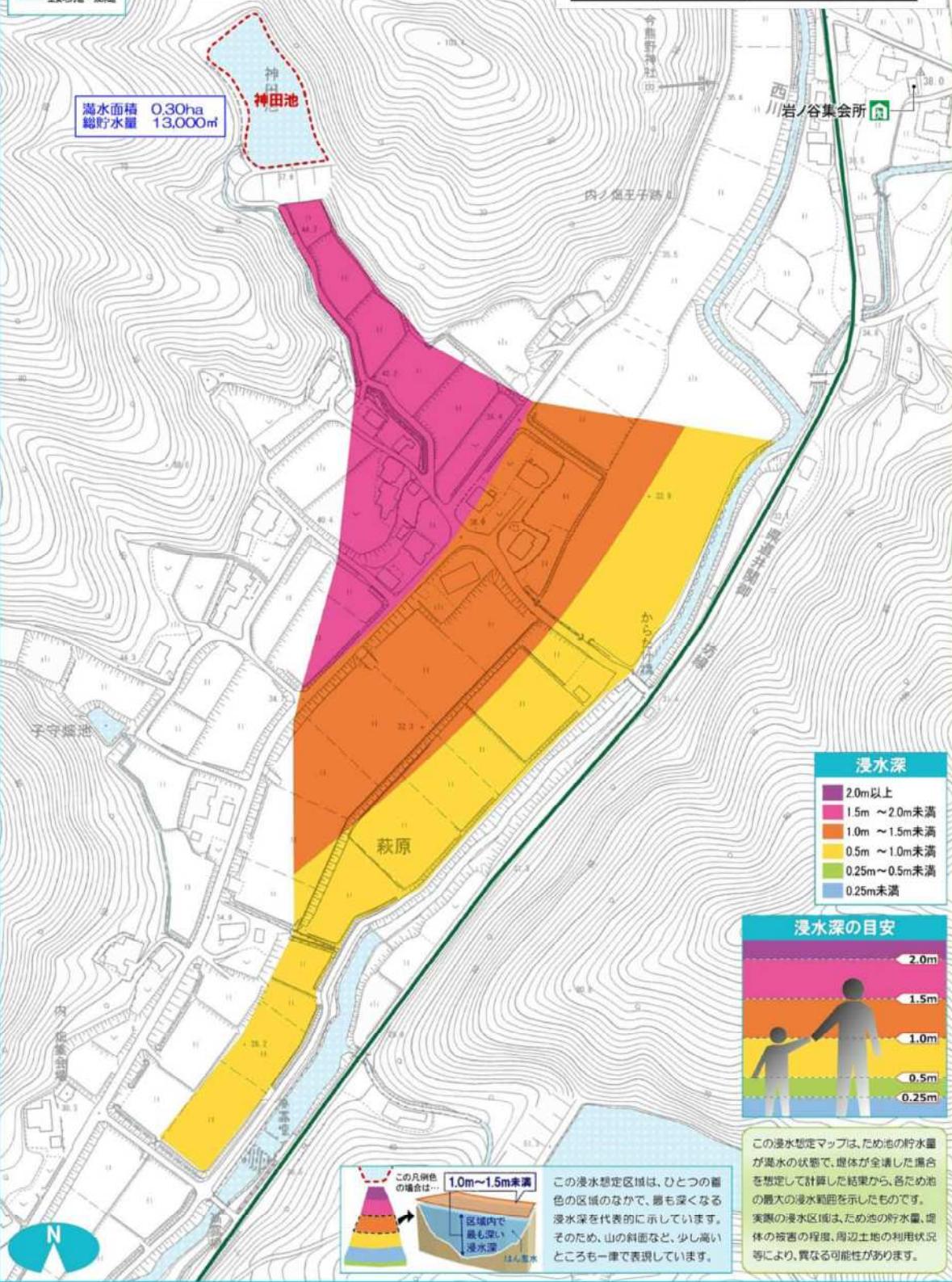
神田池

凡例

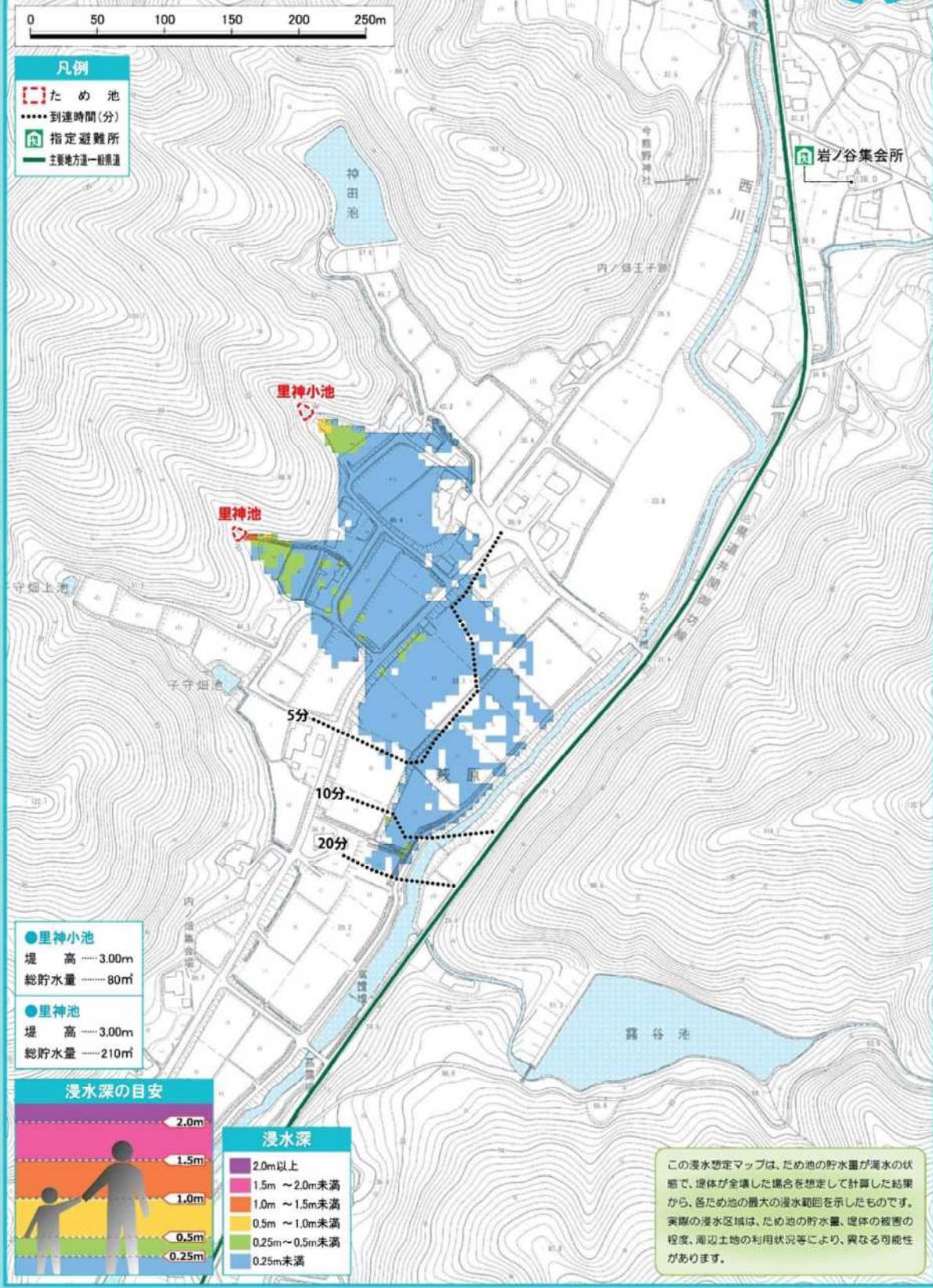
- ため池
- 避難所
- 主要地方道一般国道

満水面積 0.30ha  
総貯水量 13,000m<sup>3</sup>

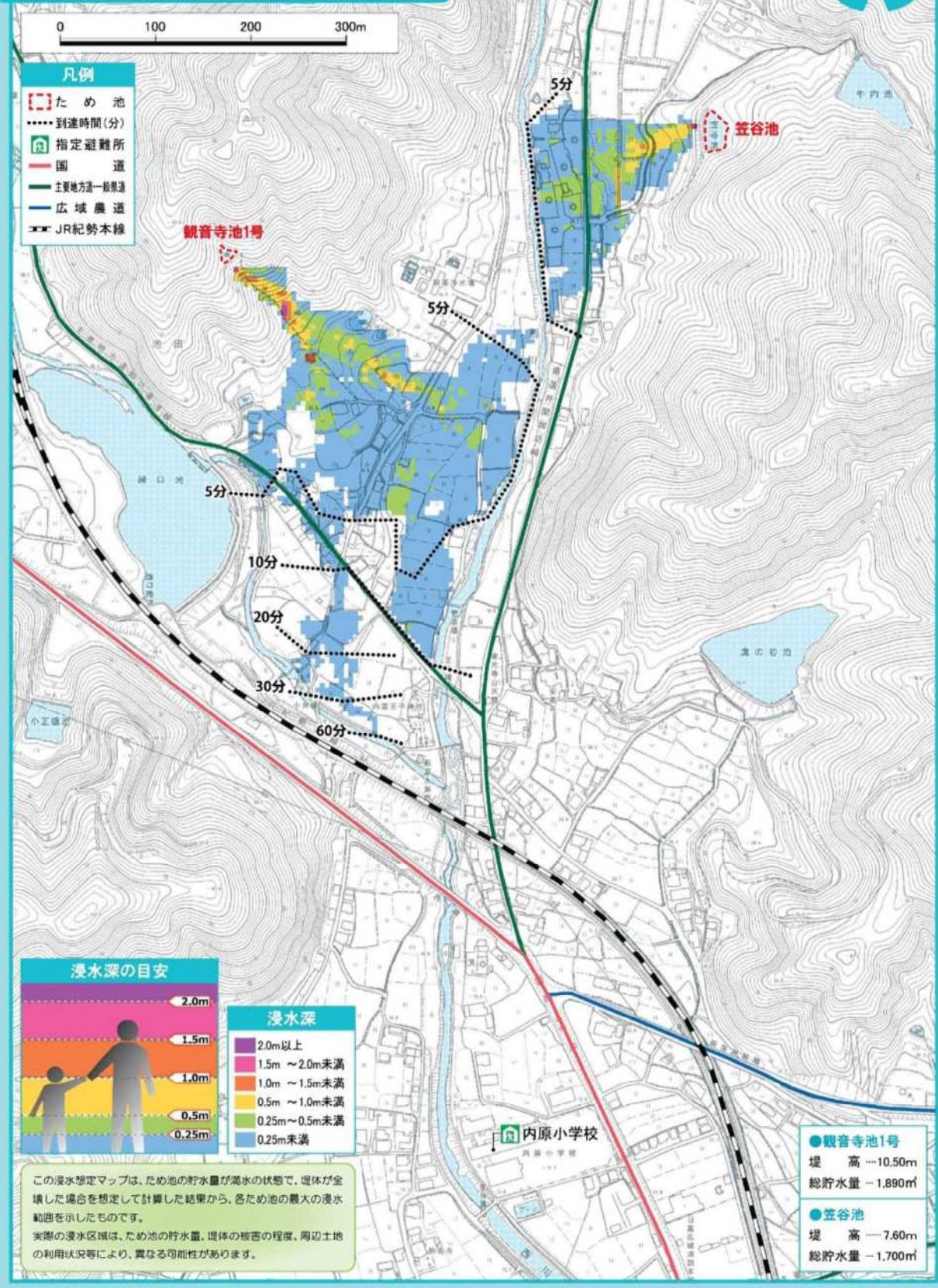
0 50 100 150 200m



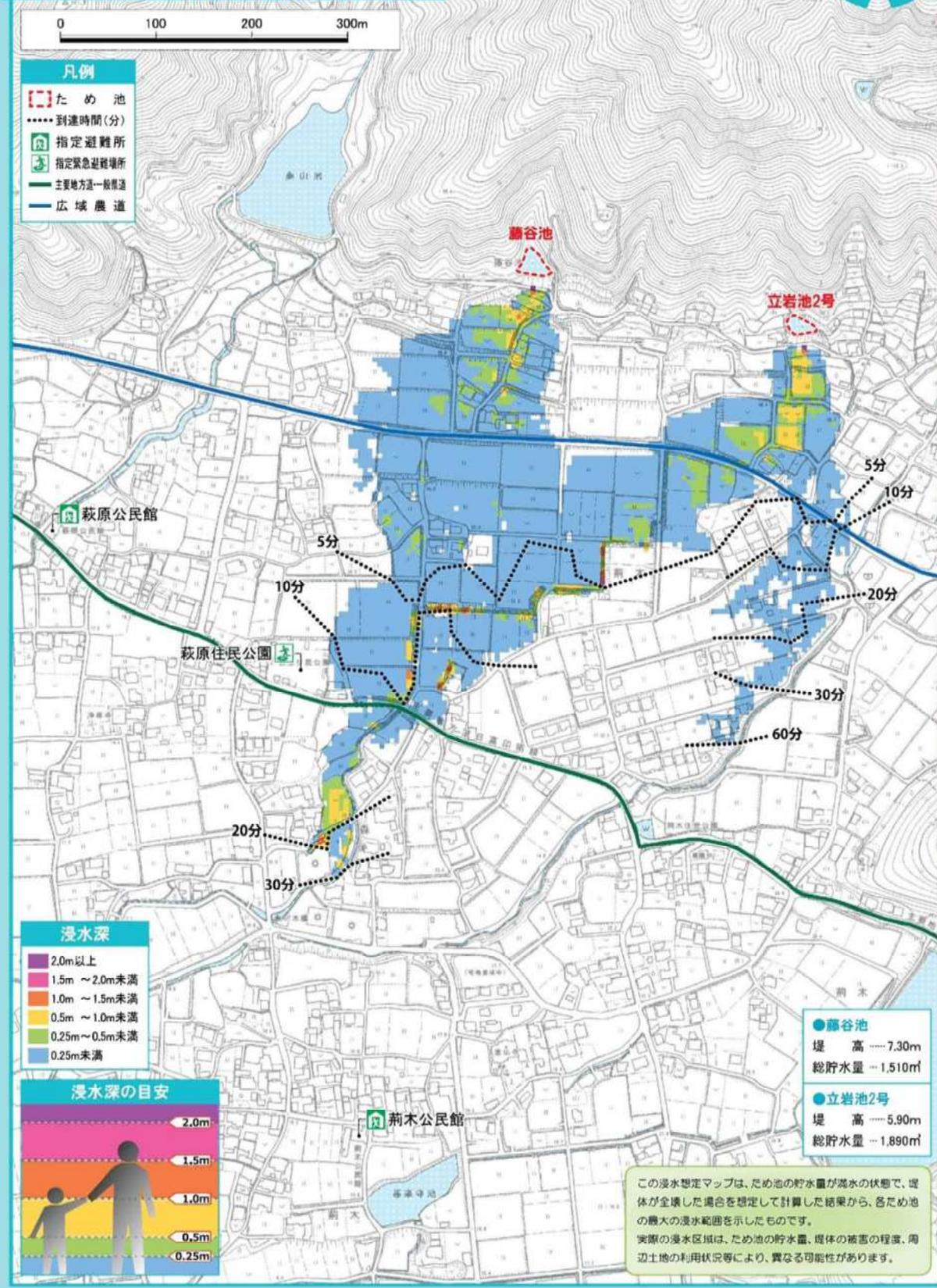
## 萩原地区 洪水想定マップ 里神小池・里神池



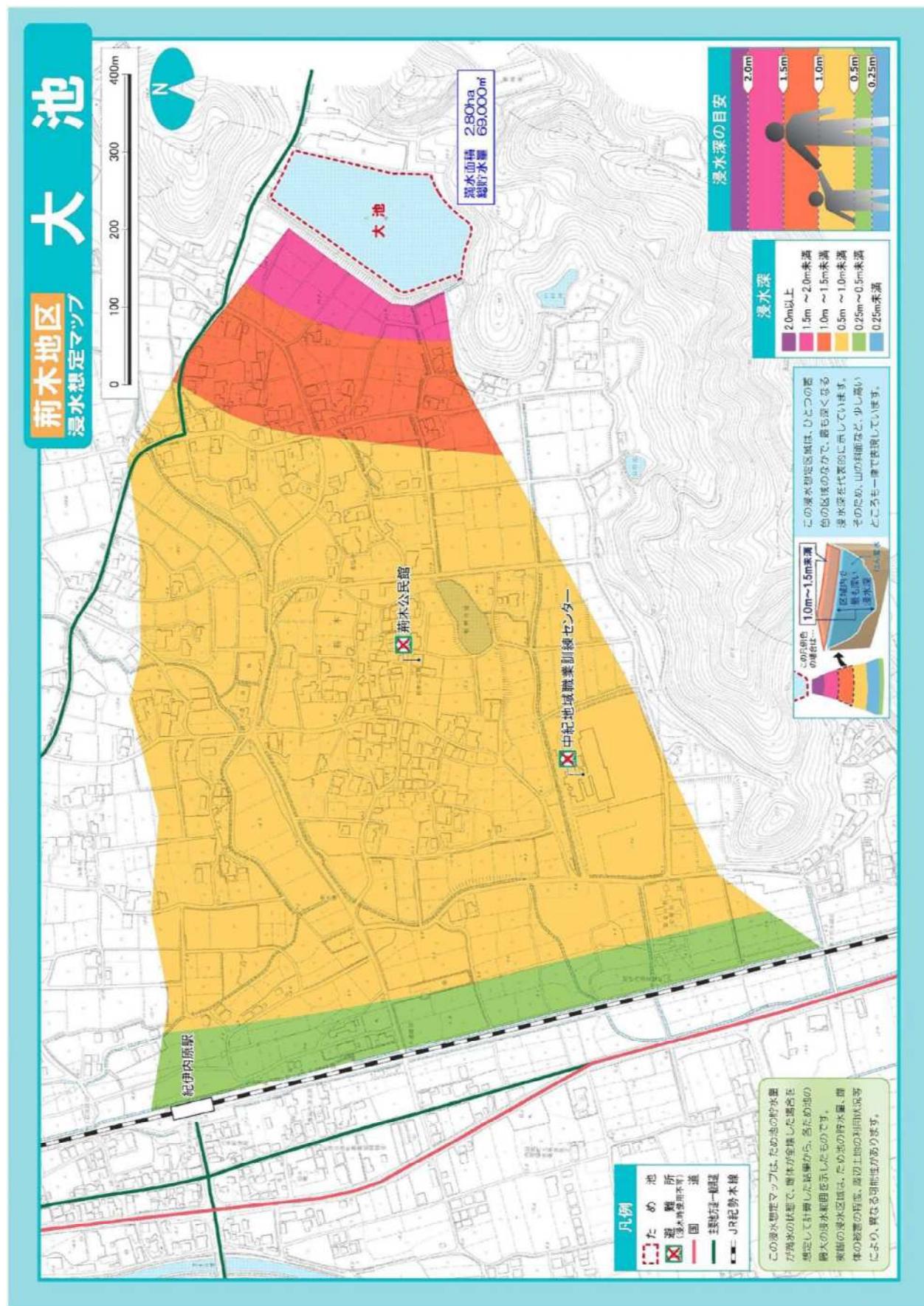
## 萩原地区 観音寺池1号・笠谷池 浸水想定マップ



## 萩原地区 藤谷池・立岩池2号 浸水想定マップ



③荊木地区



莉木地区  
浸水想定マップ

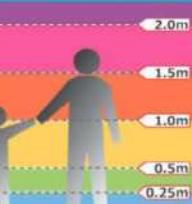
# 湯船池

0 50 100 150 200 250m

凡例
ため池
主要地方一般陸
町 道

N

浸水深の目安

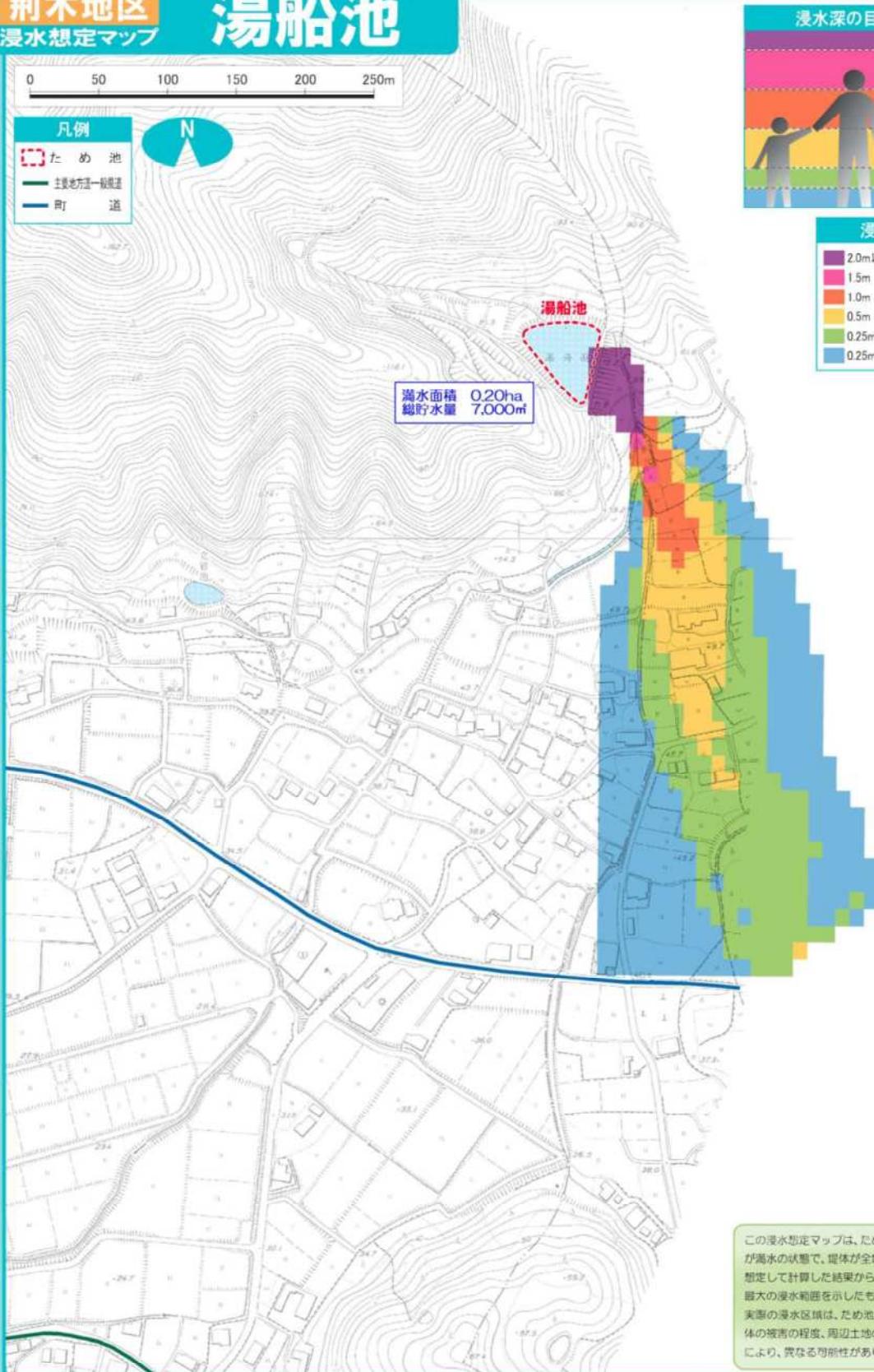


浸水深

2.0m以上
1.5m ~ 2.0m未満
1.0m ~ 1.5m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.25m ~ 0.5m未満
0.25m未満

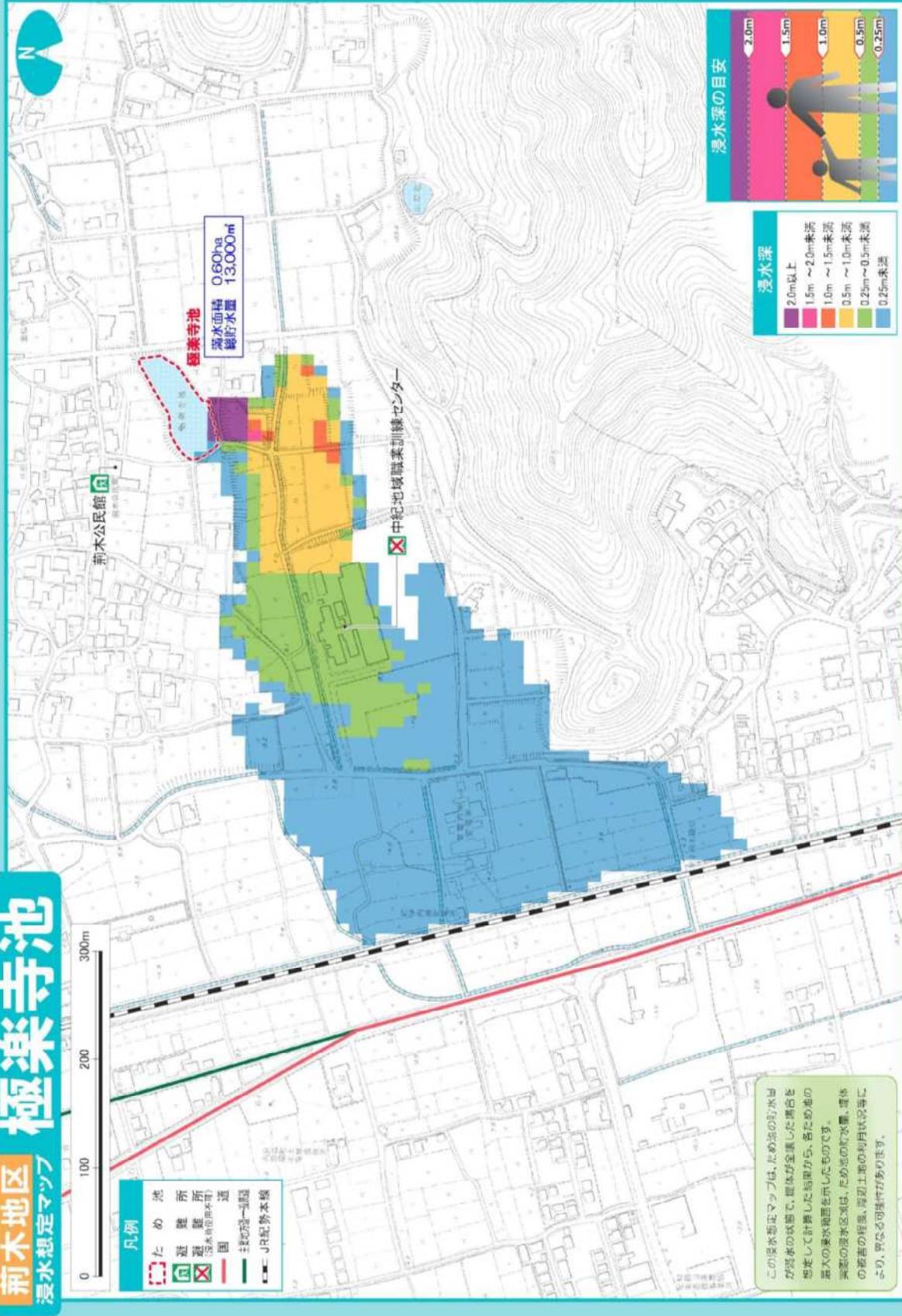
溝面積 0.20ha  
総貯水量 7,000m<sup>3</sup>

湯船池



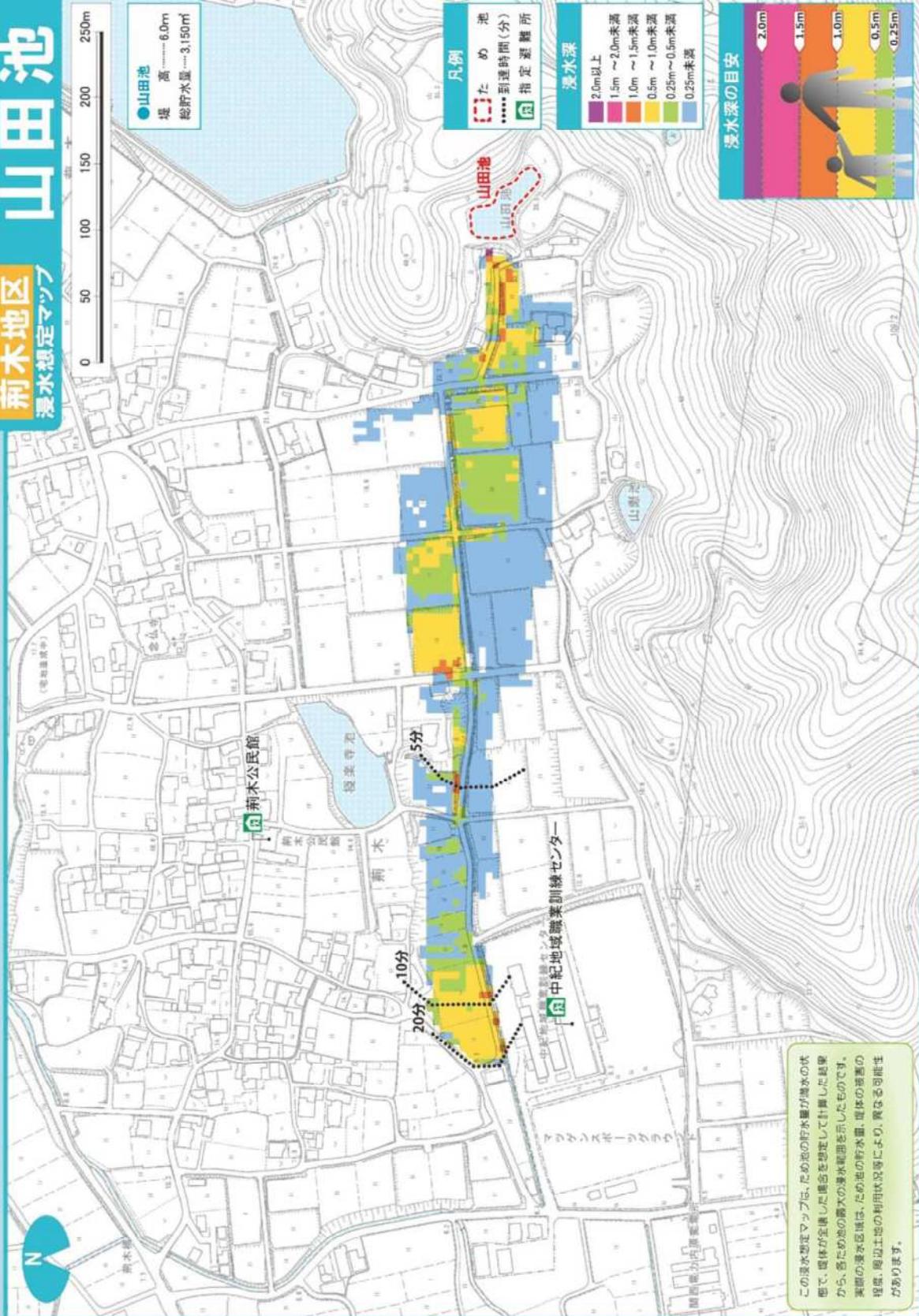
この浸水想定マップは、ため池の貯水量が滿水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

## 莉木地区 極楽寺池 浸水想定マップ



# 山田池

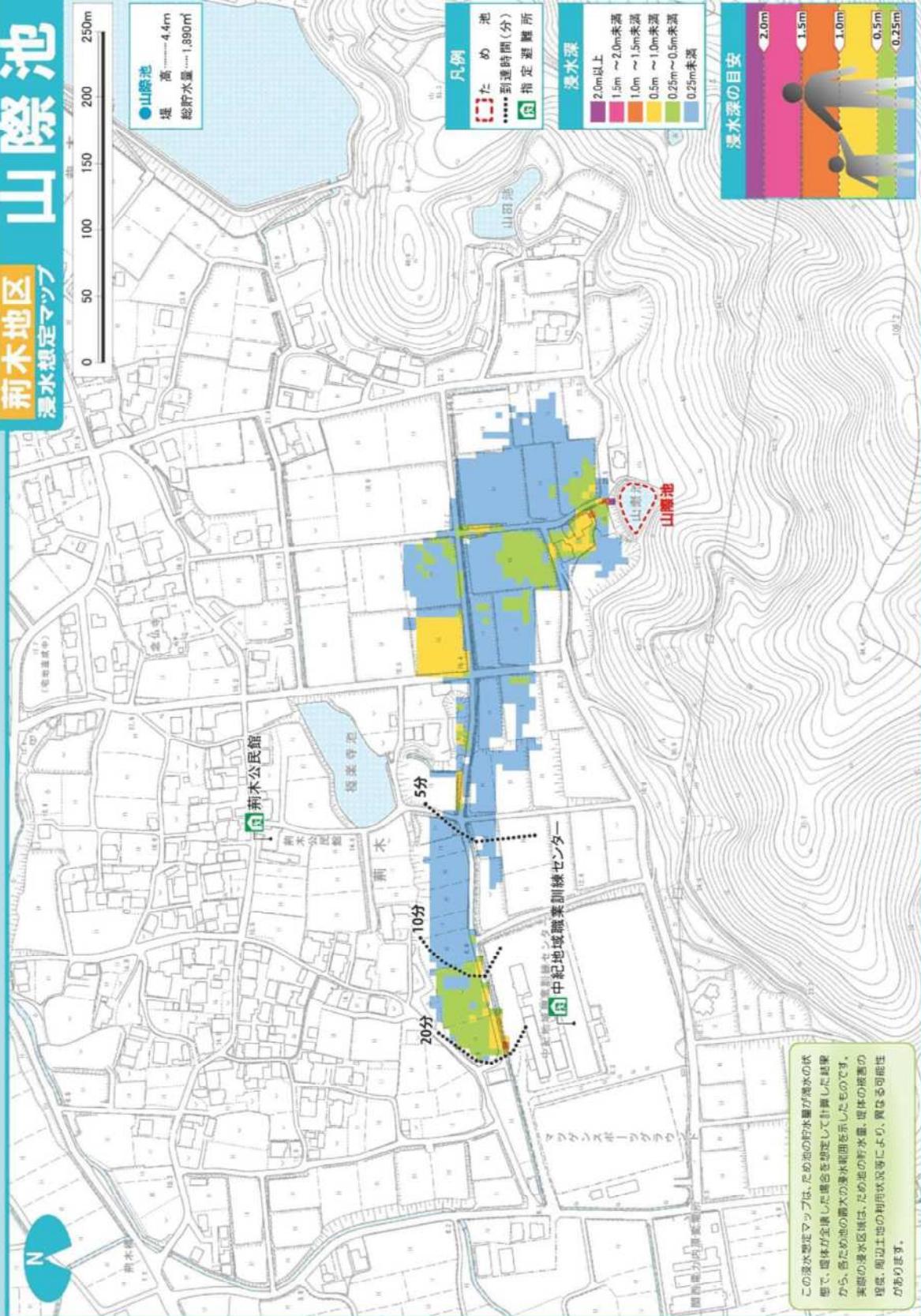
## 莉木地区 浸水想定マップ



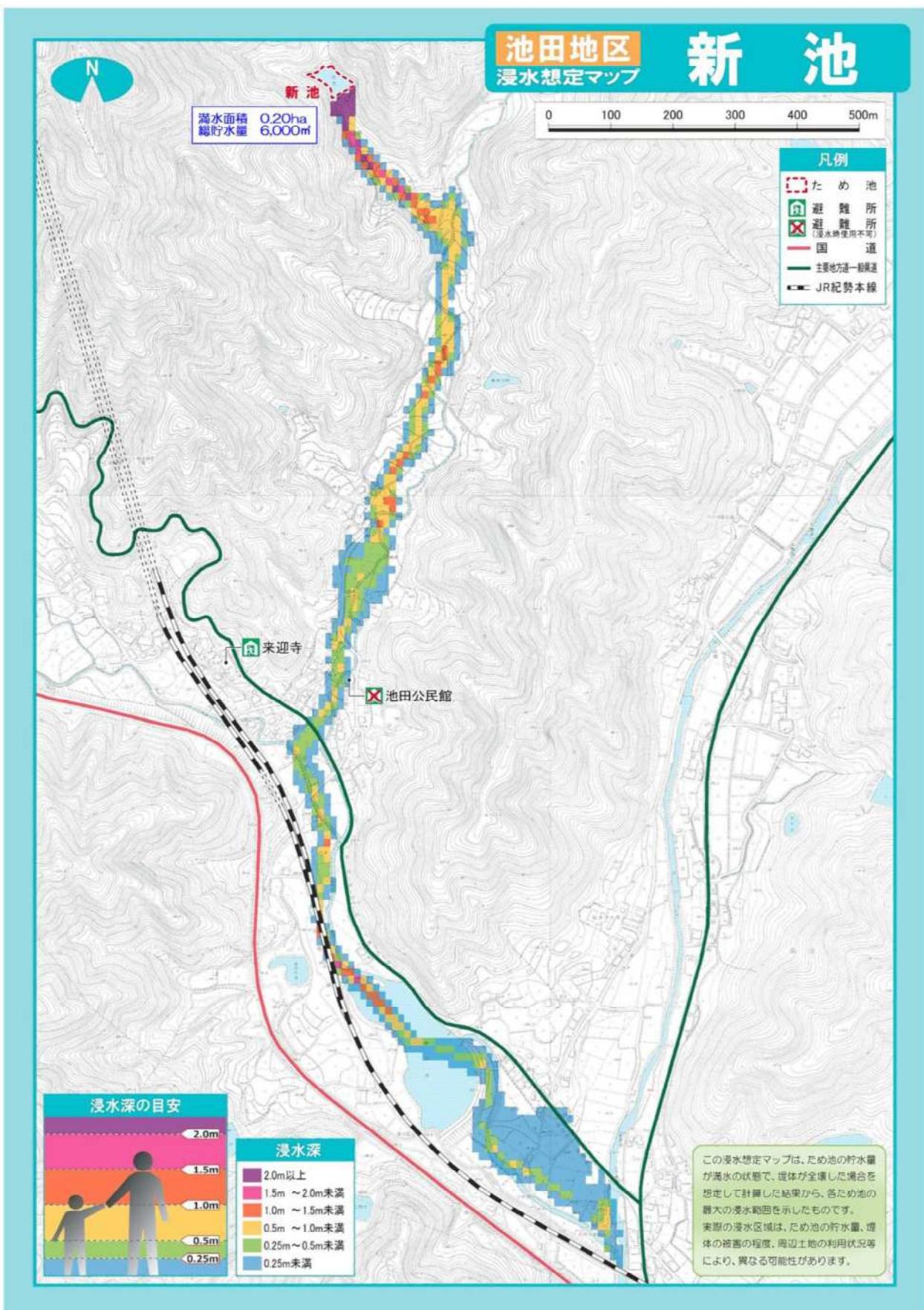
この浸水想定マップは、ため池の貯水量が洪水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の脅威の浸水範囲を示したもののです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の強度の程度、周辺土地の利用状況等に依り、異なる可能性があります。

# 山際池

## 荆木地区 浸水想定マップ



④池田地区



# 池田地区 由良谷池 浸水想定マップ

0 50 100 150 200 250 300m

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。  
実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

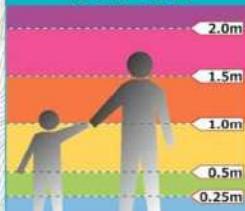
凡例
ため池
避難所
国道
主要地方道
JR紀勢本線

満水面積 0.80ha  
総貯水量 35,000m<sup>3</sup>

来迎寺

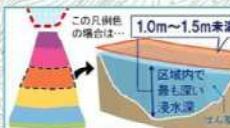
池田公民館

## 浸水深の目安



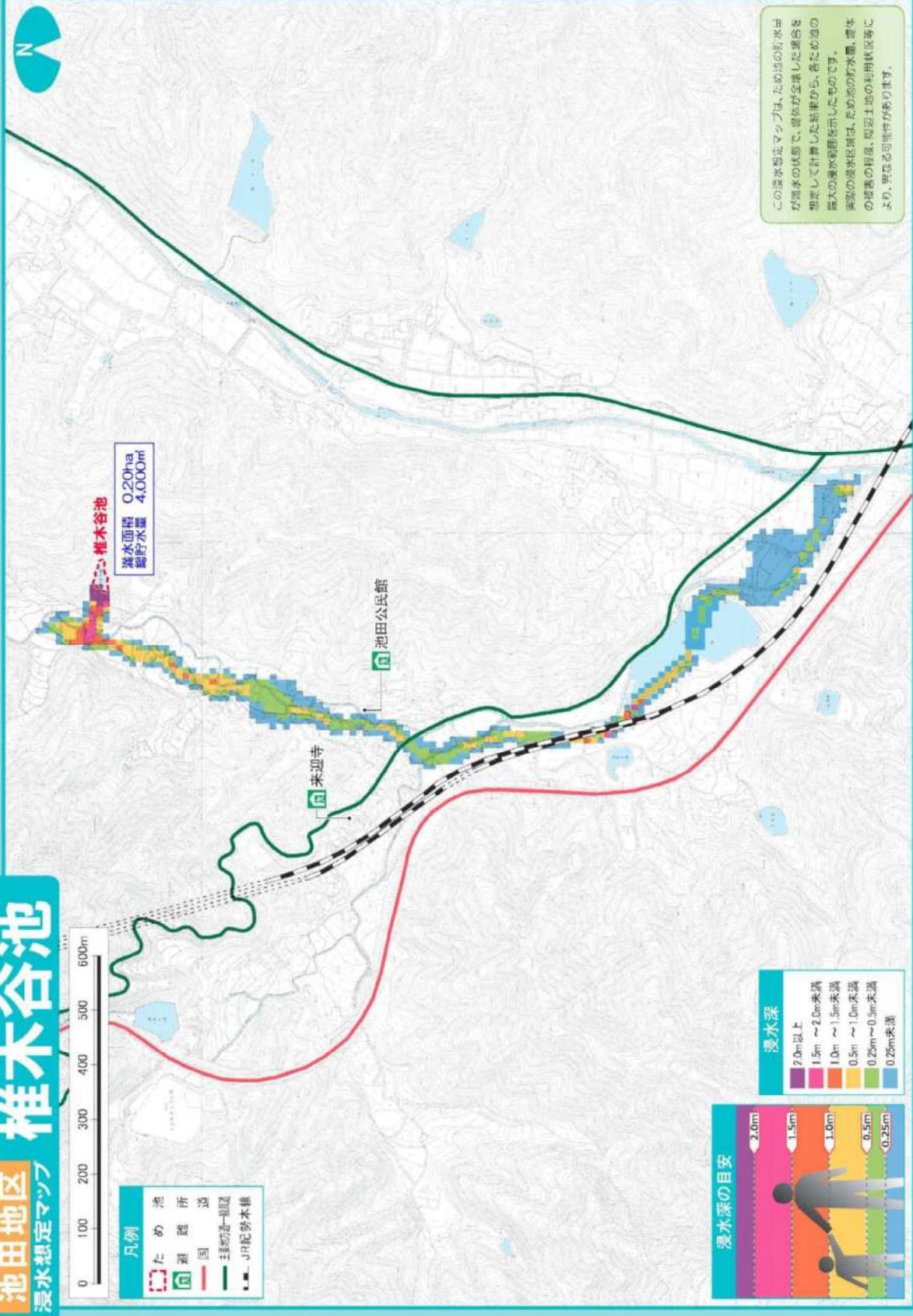
## 浸水深

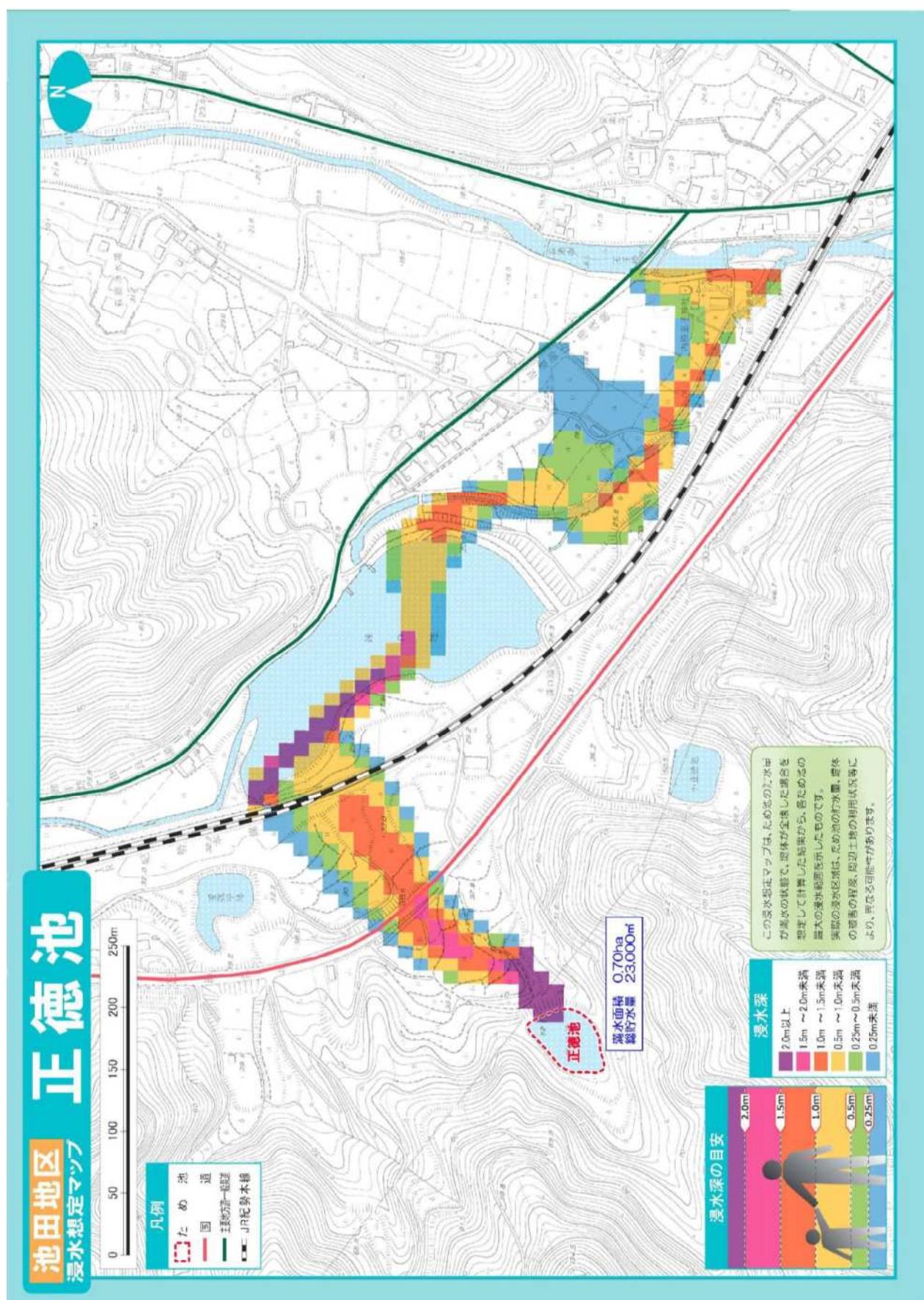
2.0m以上
1.5m ~ 2.0m未満
1.0m ~ 1.5m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.25m ~ 0.5m未満
0.25m未満



この浸水想定区域は、ひとつの着色の区域のなかで、最も深くなる浸水深を代表的に示しています。そのため、山の斜面など、少し高いところも一律で表現しています。

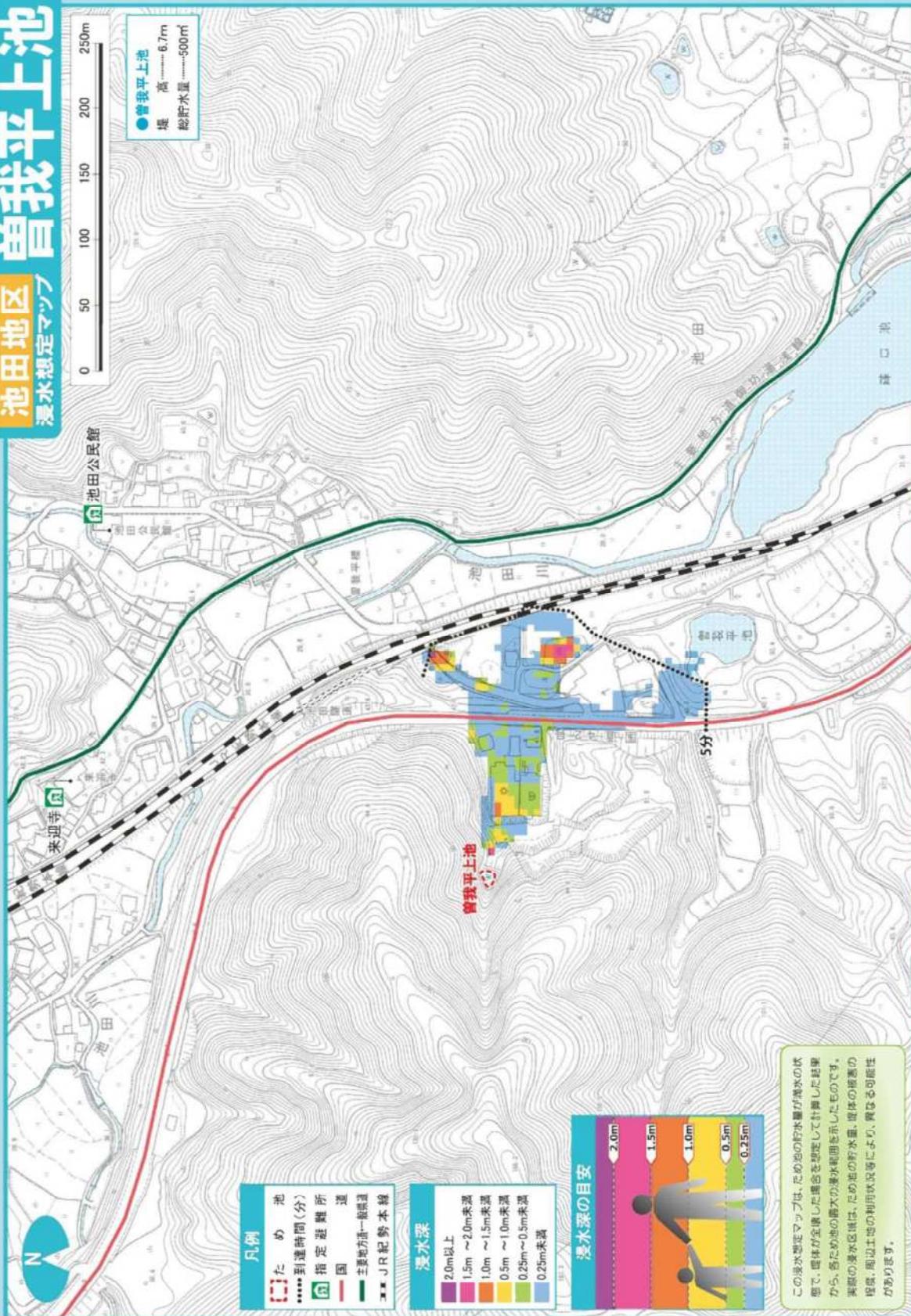
# 池田地区 椎木谷池 浸水想定マップ



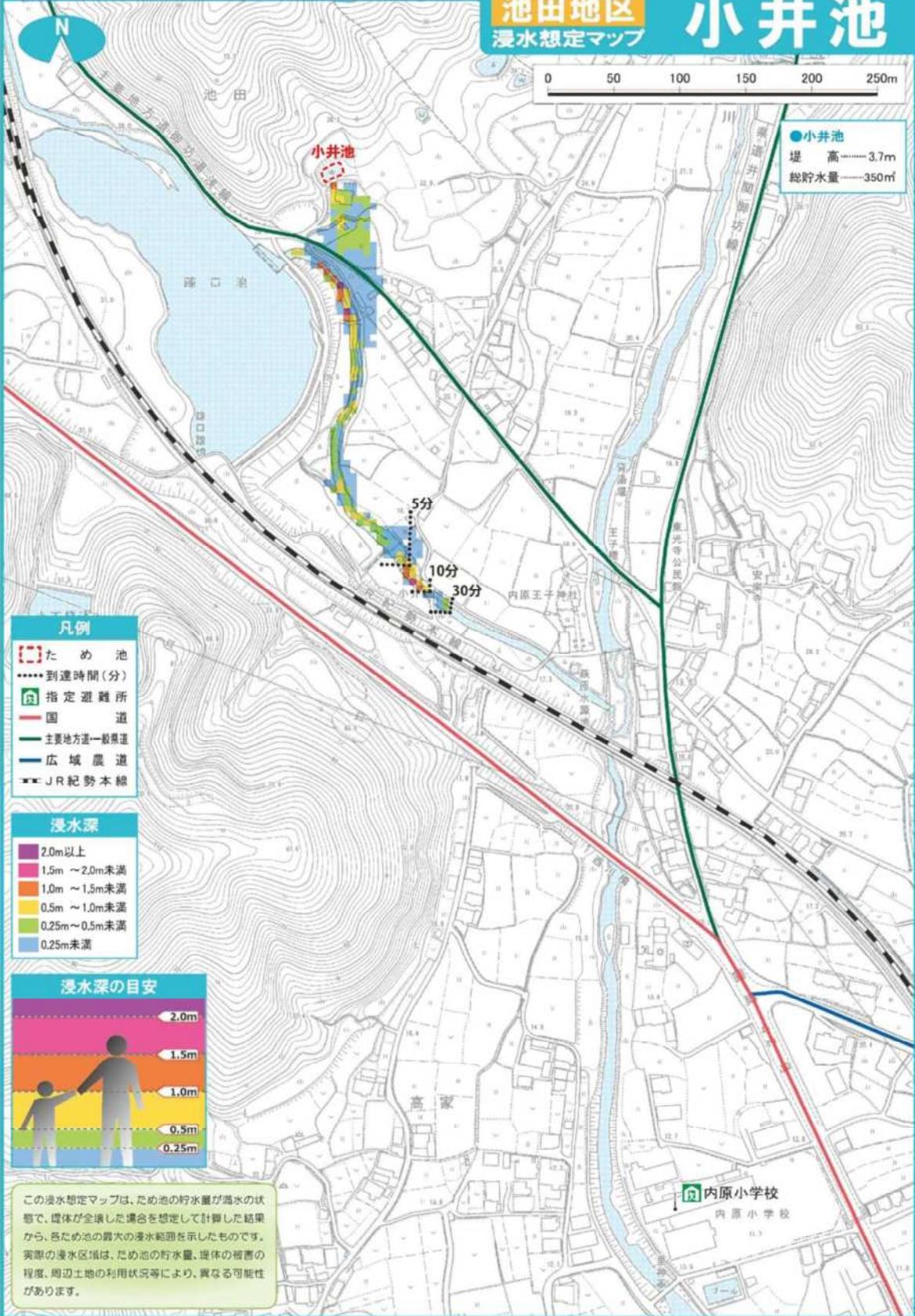


# 池田地区 曽我平上池

## 浸水想定マップ

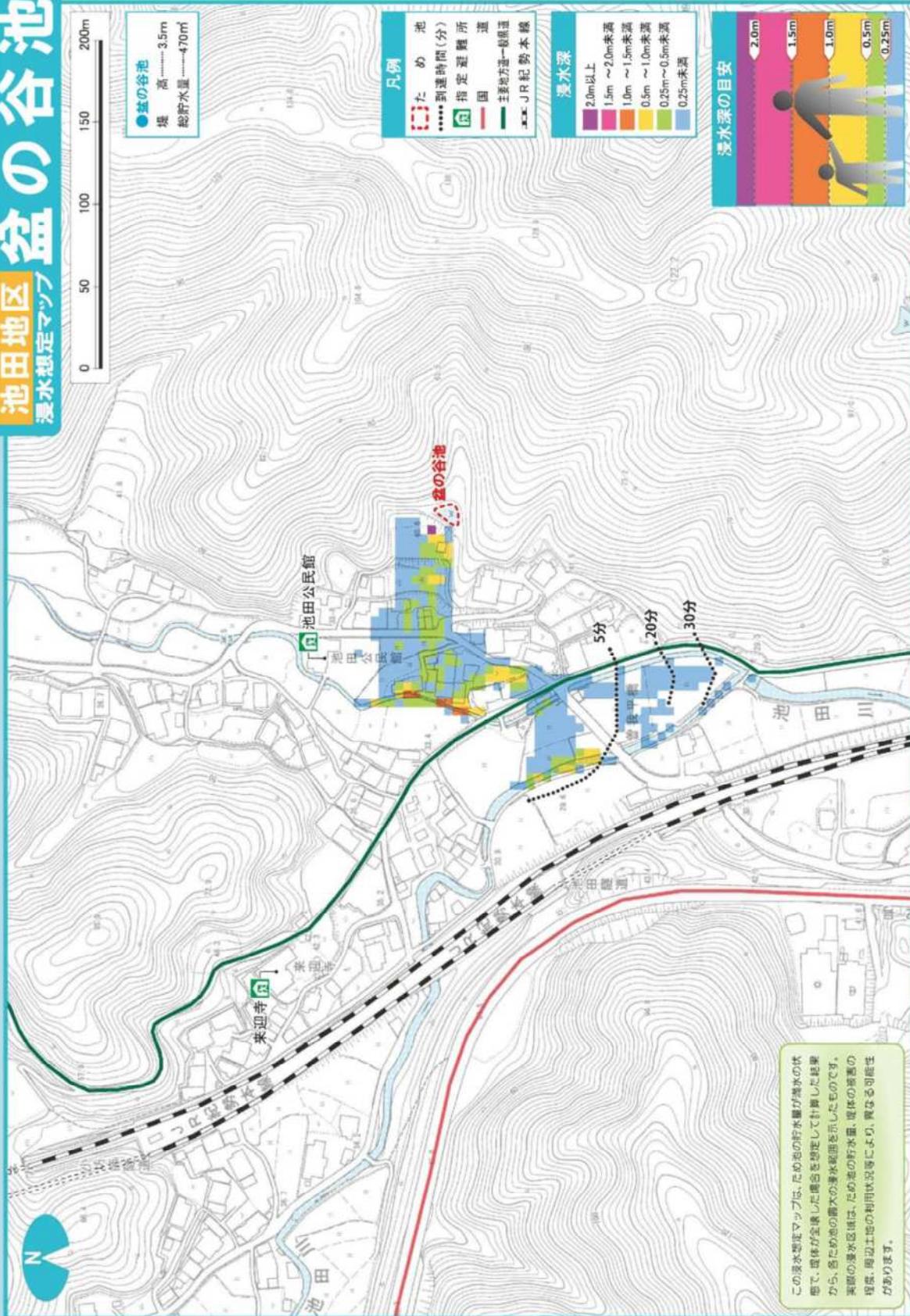


# 池田地区 小井池 浸水想定マップ



# 池田地区 盆の谷池

## 浸水想定マップ



# 池田地区 大師谷上池 浸水想定マップ

0 50 100 150 200 250m

●大師谷上池  
堤 高………4.9m  
総貯水量………210m<sup>3</sup>

大師谷上池

堤高………4.9m

総貯水量………210m<sup>3</sup>

N

凡例

- た め 池
- 到達時間(分)
- 指定避難所
- 国 道
- 主要地方道一般県道
- J R 紀勢本線

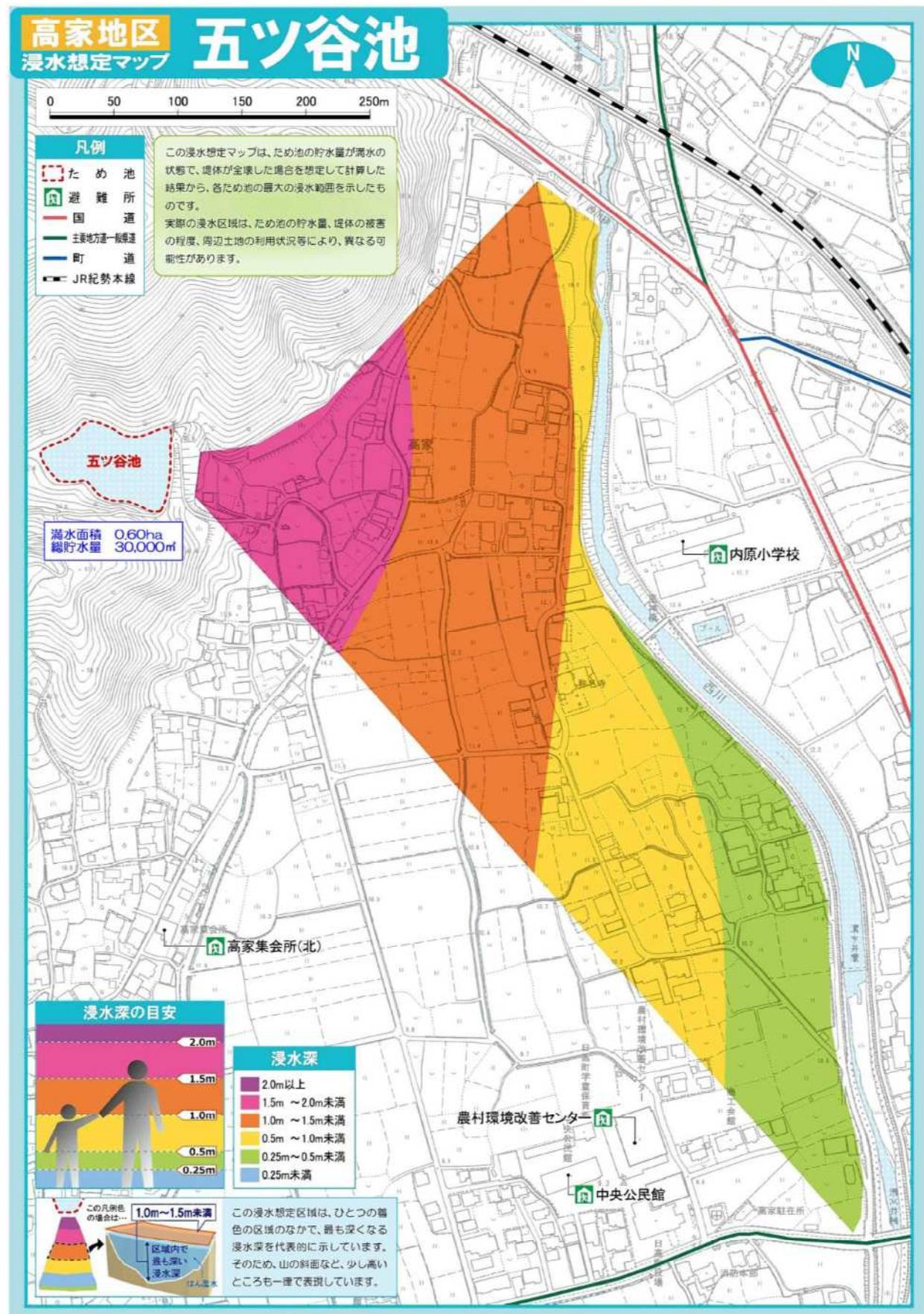
浸水深

2.0m以上
1.5m ~ 2.0m未満
1.0m ~ 1.5m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.25m~0.5m未満
0.25m未満



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被覆の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

⑤高家地区



# 高家地区 疎口池 浸水想定マップ

0 100 200 300 400 500m

凡例	
ため池	避難所
避難場所	(浸水時使用不可)
国道	
主要地方道	
町道	
JR紀勢本線	

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したもの。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。



満水面積 2.60ha  
総貯水量 61,000m<sup>3</sup>

内原小学校

高家集会所(北)

中央公民館

農村環境改善センター

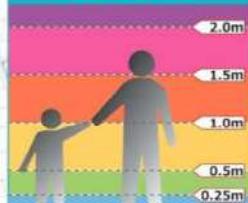
萩原集会所

萩原公民館

紀伊内原駅

中紀地域職業訓練センター

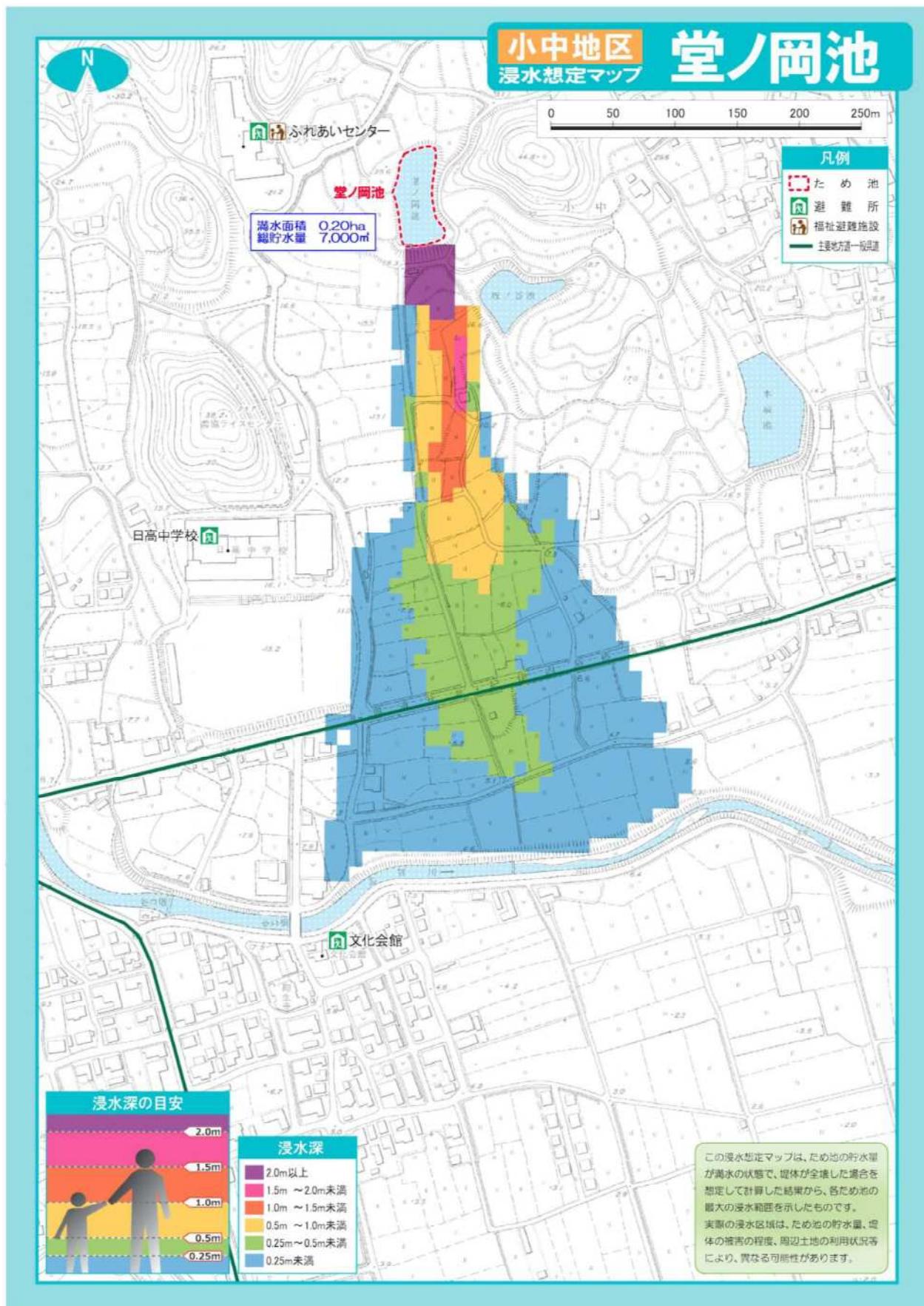
浸水深の目安



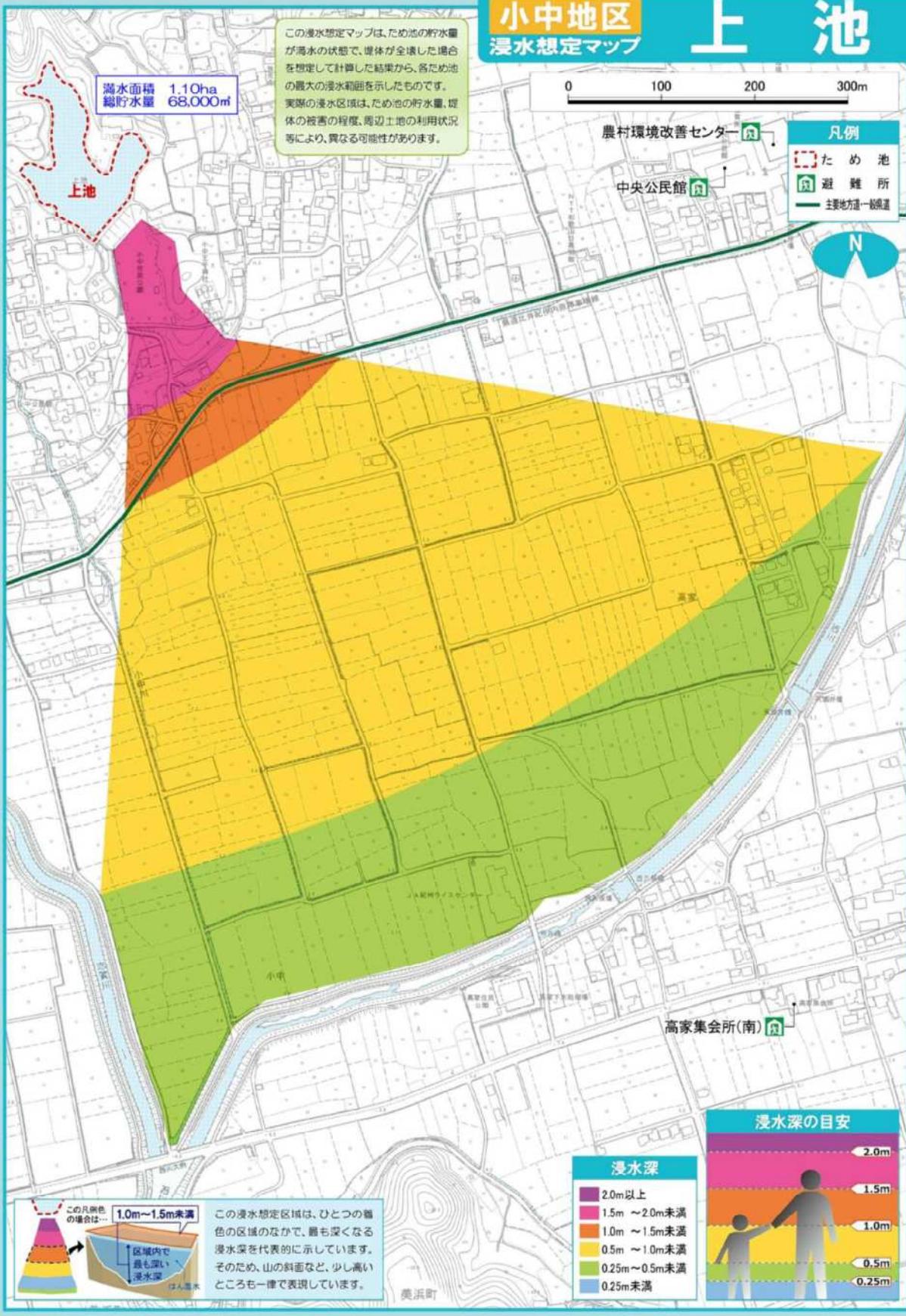
浸水深

2.0m以上
1.5m ~ 2.0m未満
1.0m ~ 1.5m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.25m ~ 0.5m未満
0.25m未満

⑥小中地区



## 小中地区 上池 浸水想定マップ



## 小中地区 浸水想定マップ

# 岩ノ谷池

0 100 200 300 400m



凡例

- ため池
- 避難所
- 国道
- 主要地方道・一般道

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したもので、実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

満水面積 0.90ha  
総貯水量 34,000m<sup>3</sup>

岩ノ谷池

高家集会所(北)

農村環境改善センター

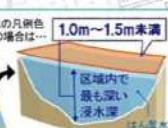
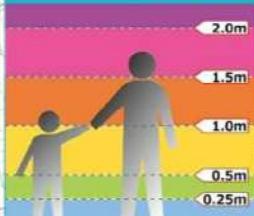
中央公民館

高家集会所(南)

浸水深

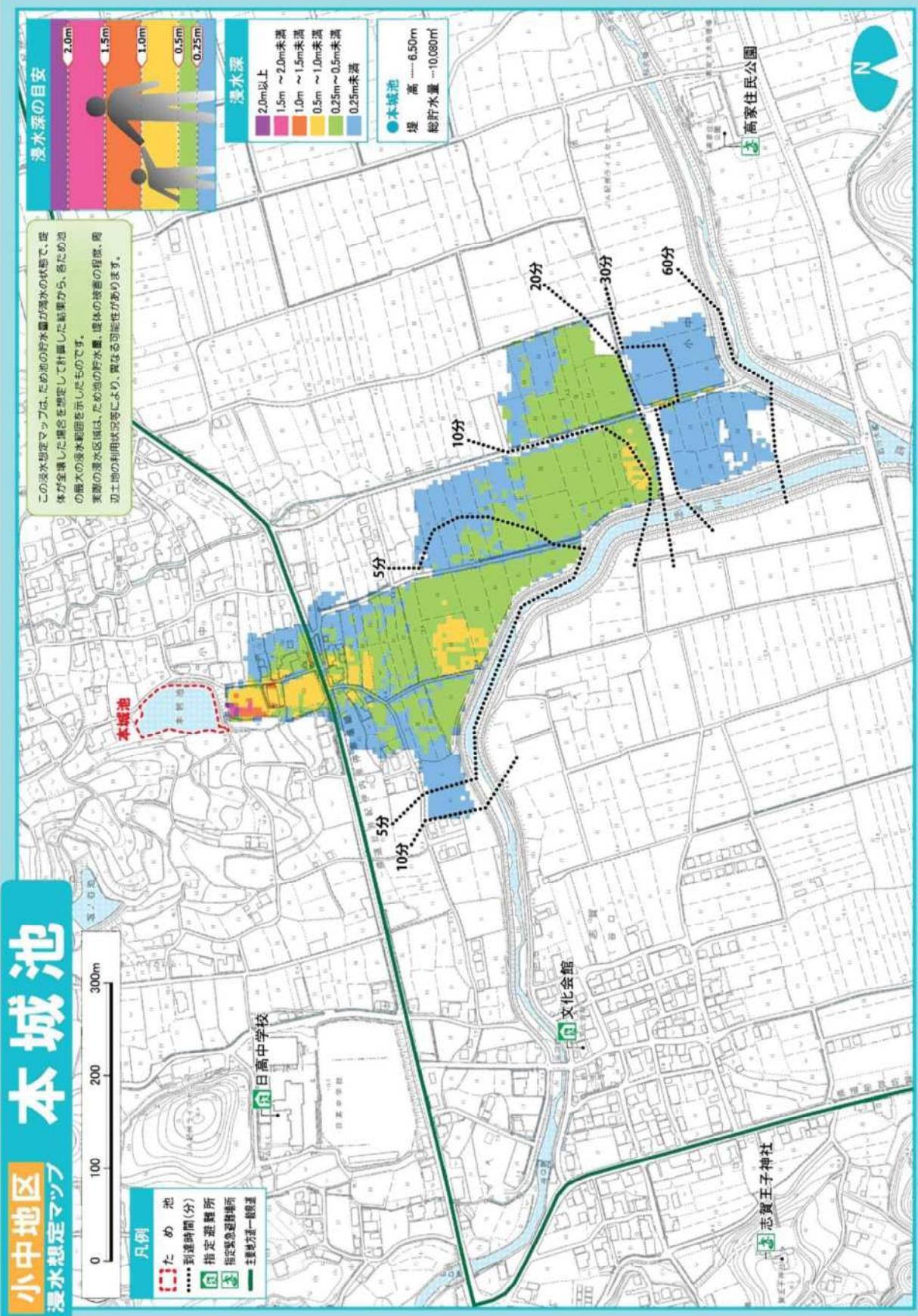
- 2.0m以上
- 1.5m ~ 2.0m未満
- 1.0m ~ 1.5m未満
- 0.5m ~ 1.0m未満
- 0.25m~ 0.5m未満
- 0.25m未満

浸水深の目安

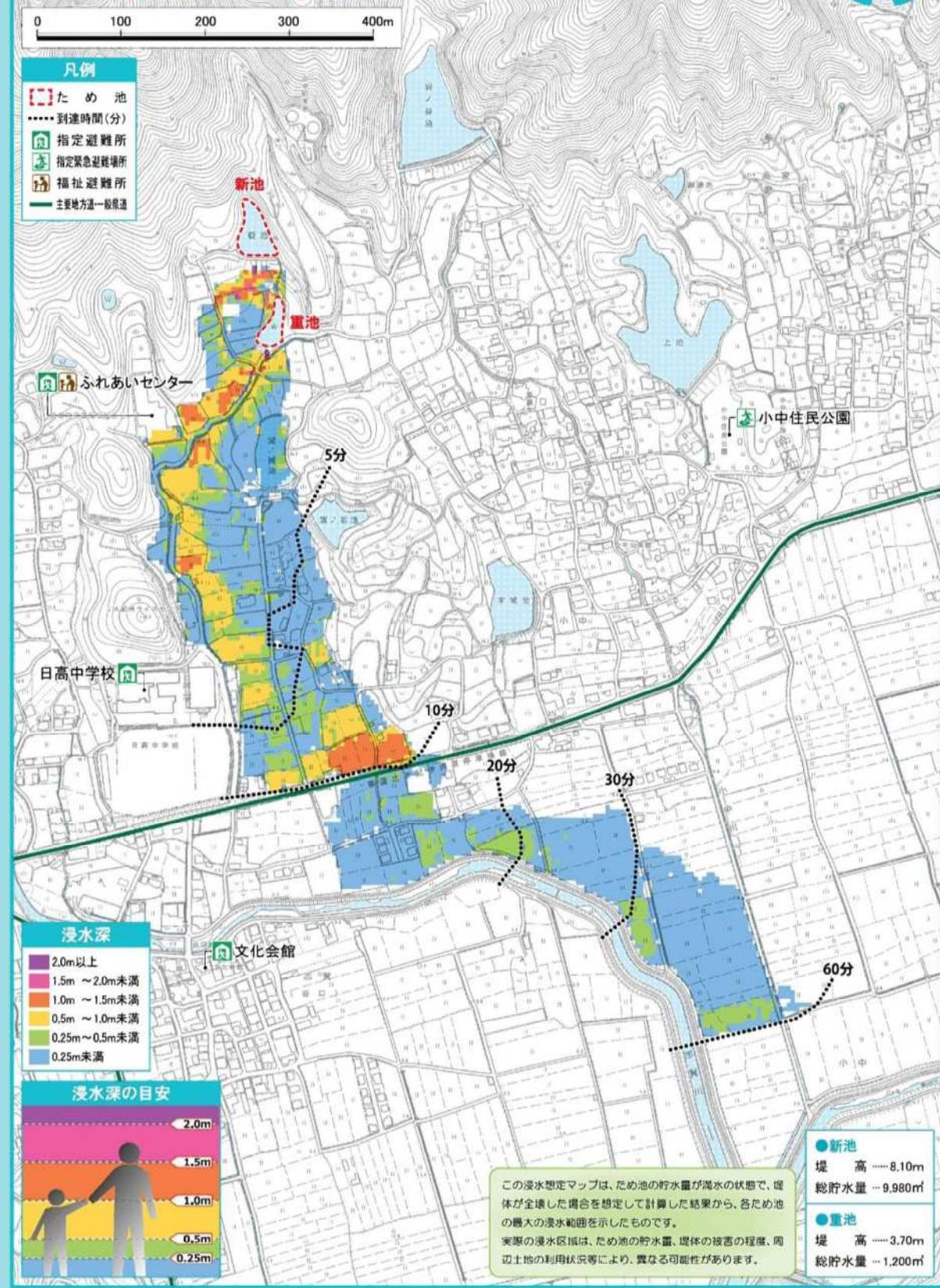


この浸水想定区域は、ひとつの着色の区域のなかで、最も深くなる浸水深を代表的に示しています。そのため、山の斜面など、少し高いところも一律で表現しています。

## 小中地区 本城池

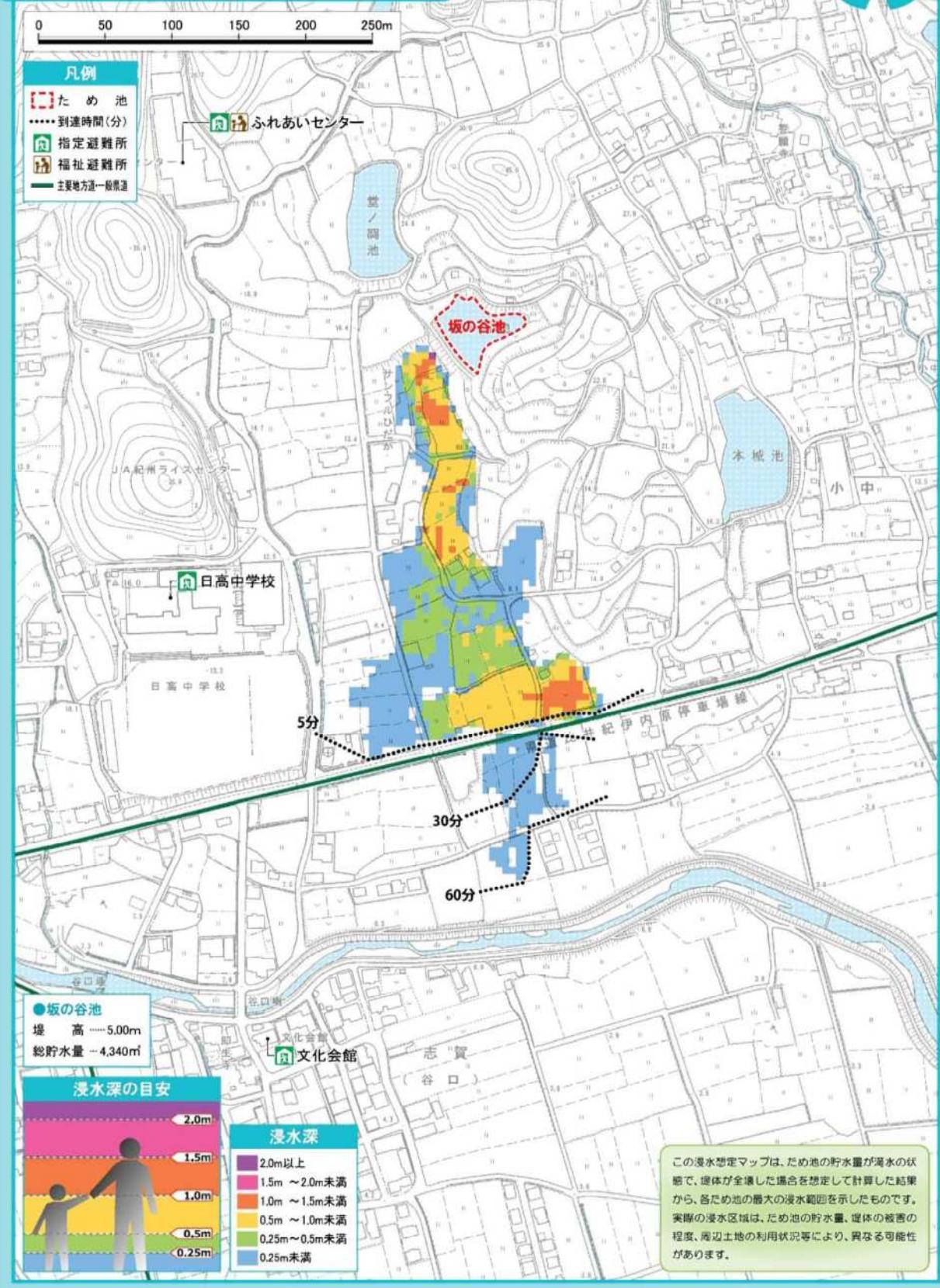


# 小中地区 漫水想定マップ 新池・重池



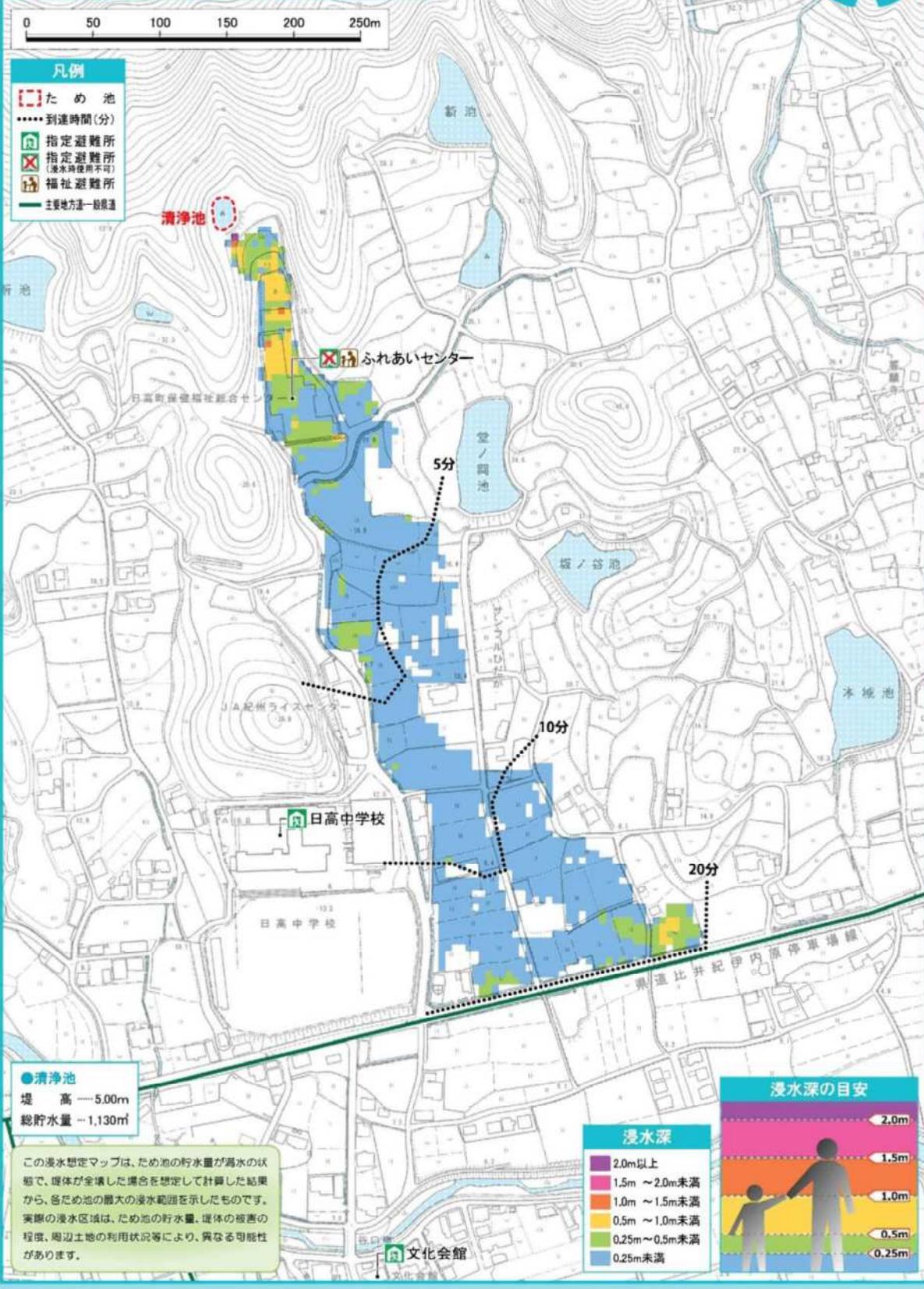
## 小中地区 浸水想定マップ

# 坂の谷池



小中地区  
浸水想定マップ

# 清浄池

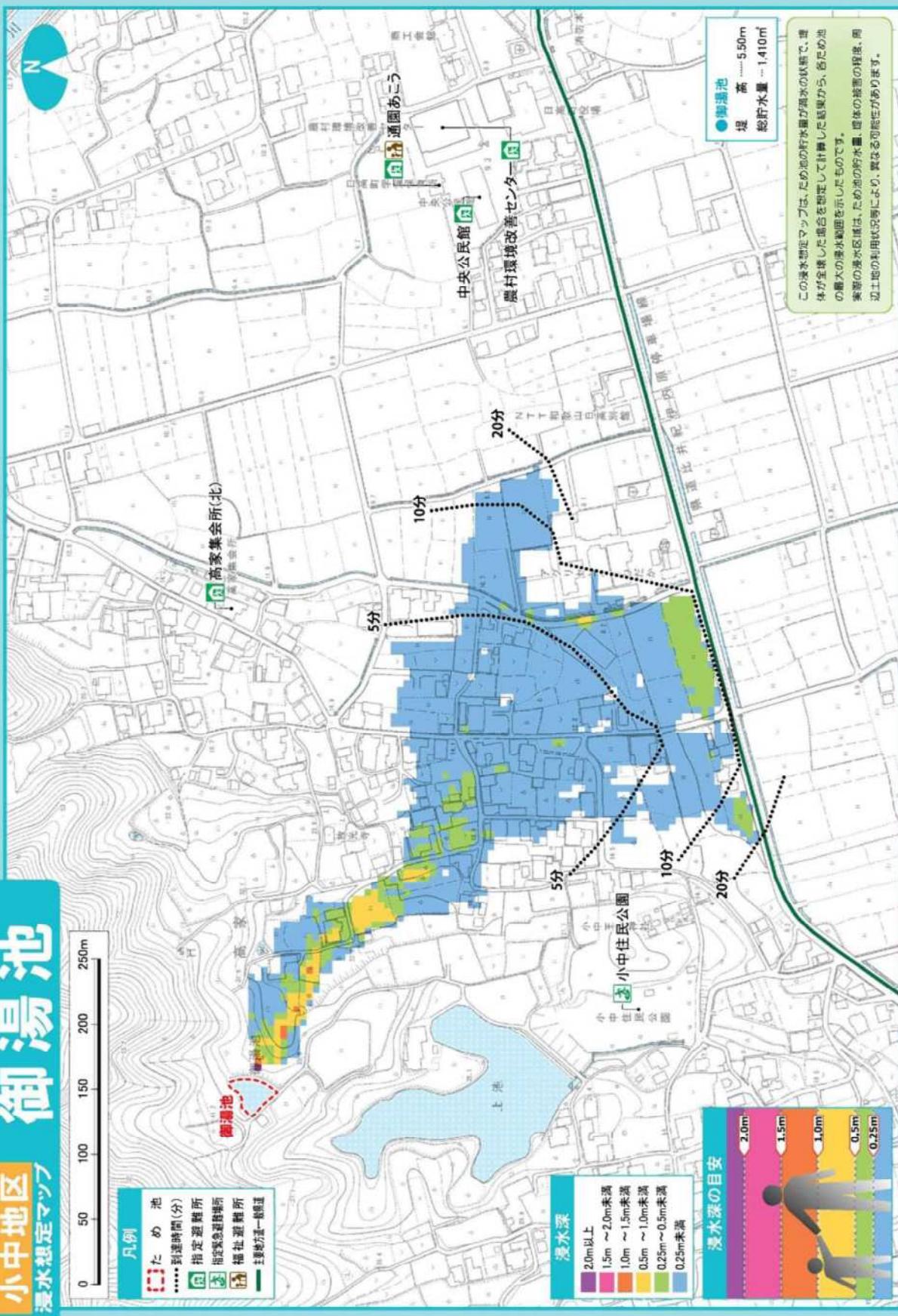


# 小中地区 御湯池

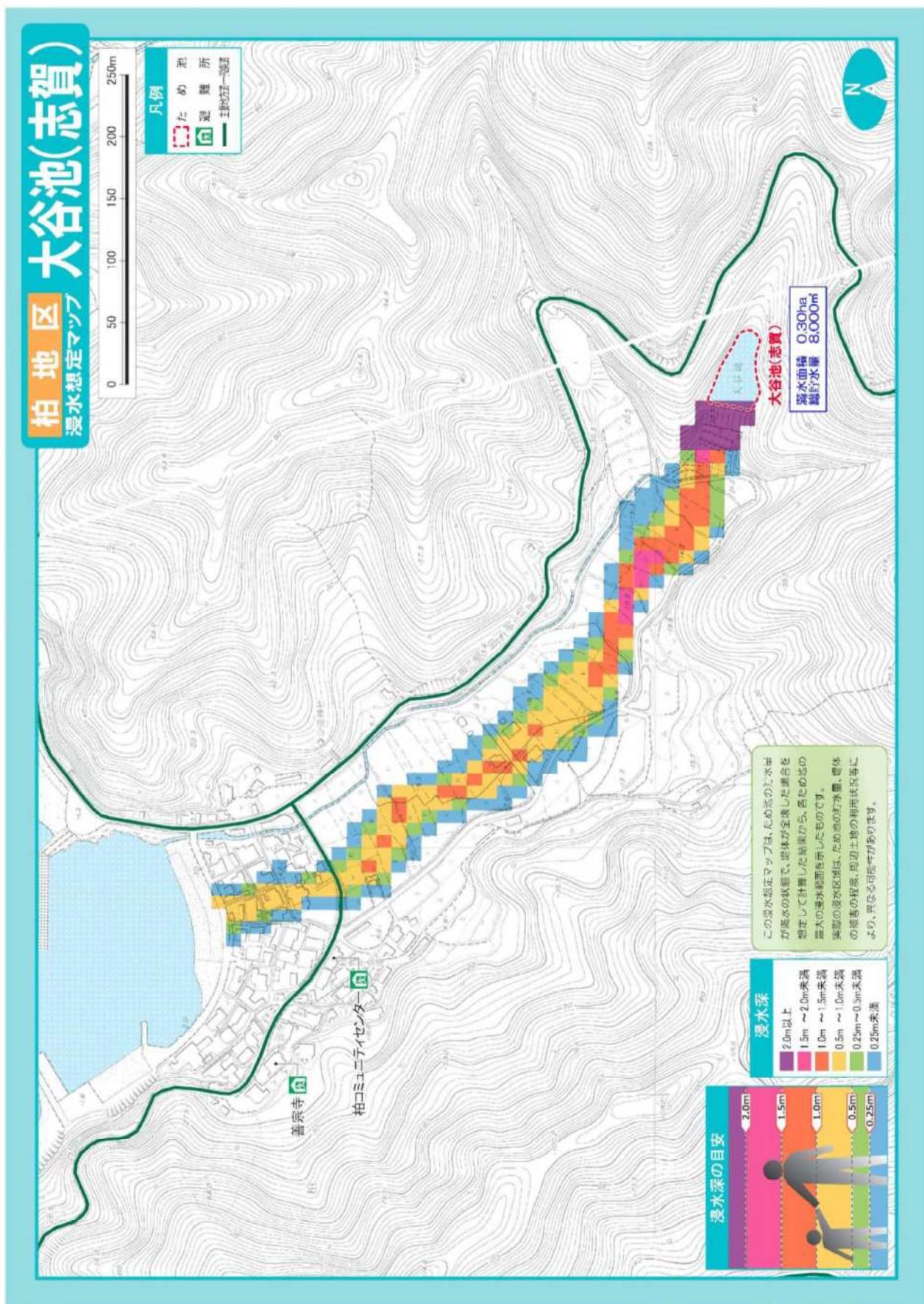
浸水想定マップ



凡例
た め 池
到達時間(分)
指定避難所
指定緊急避難所
福祉避難所
主要地図一覧



⑦柏地区

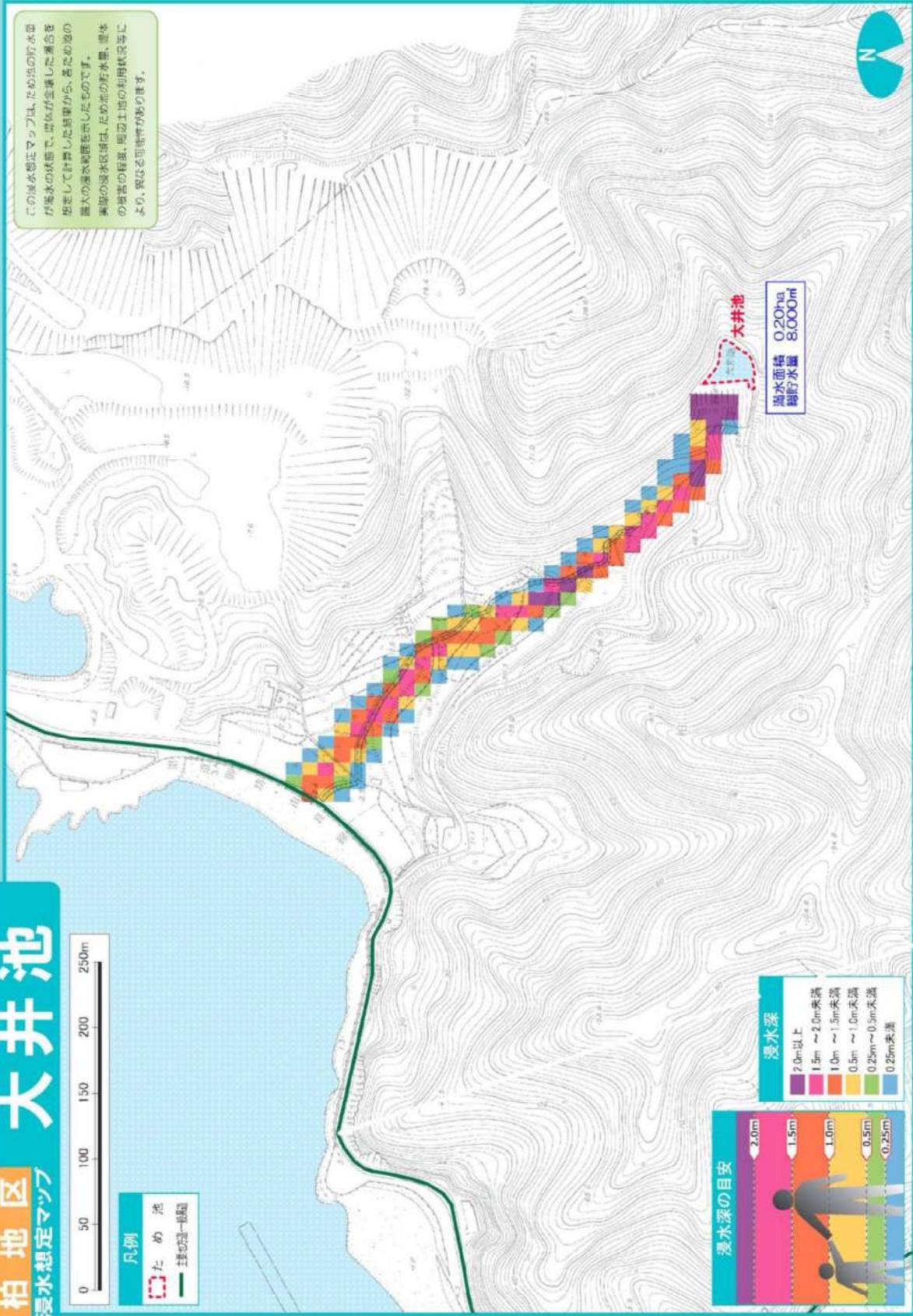


## 柏地区 大井池 浸水想定マップ

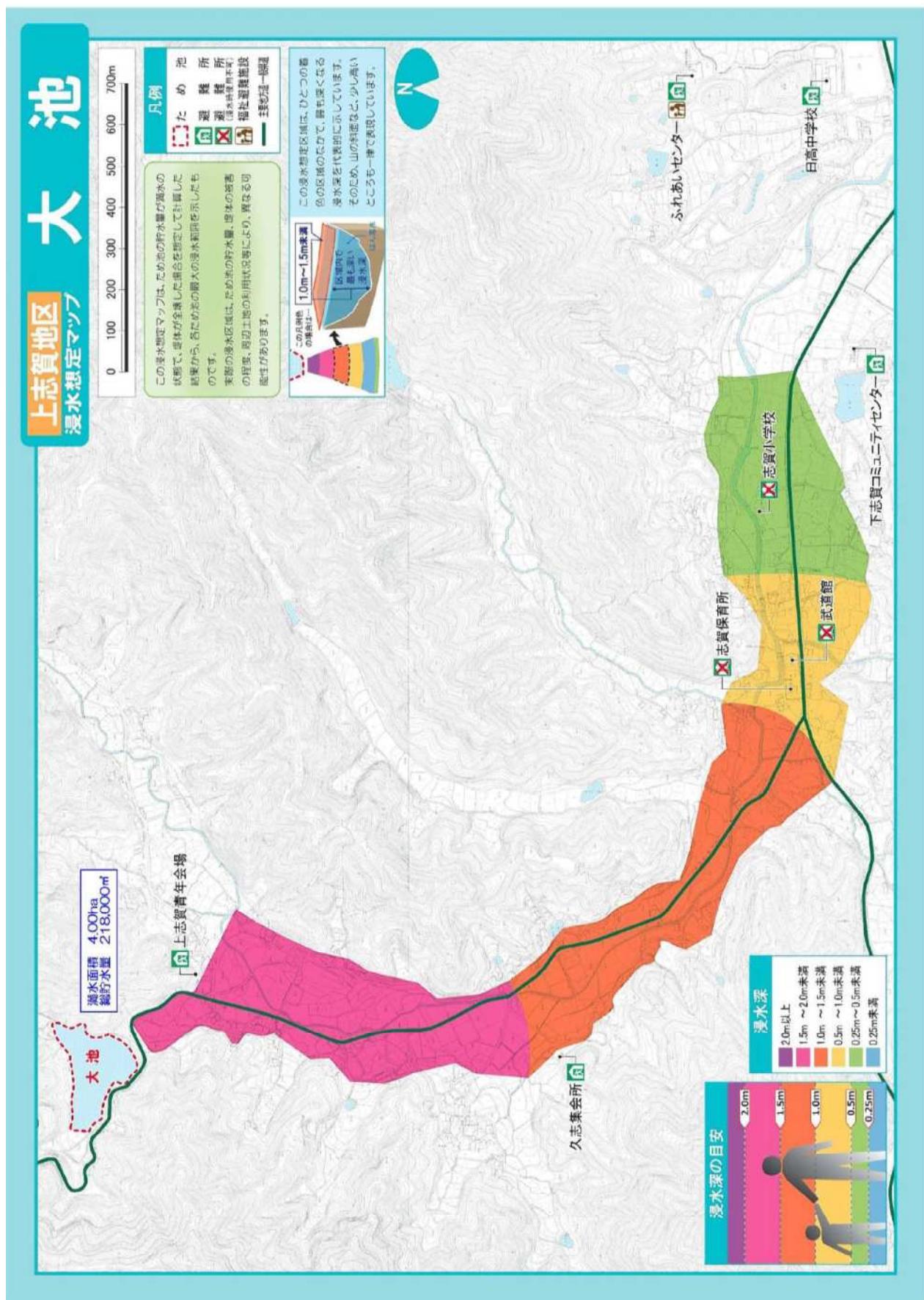
この浸水想定マップは、ため池の貯水量を考慮して計算した想定から、そのため池の最大の浸水範囲を示したもので、実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の壊害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

0 50 100 150 200 250m

凡例  
□ため池  
■主な沿岸施設



## ⑧上志賀・小杭地区



上志賀地区  
漫水想定マップ

# 新 池

N

0 100 200 300 400 500 600 700m

凡例  
ため池  
避難所  
主要河川・堤防

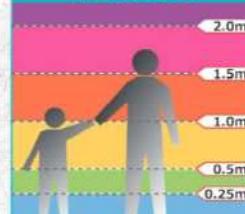
新池

満水面積 0.20ha  
総貯水量 6,000m<sup>3</sup>

## 浸水深

2.0m以上
1.5m ~ 2.0m未満
1.0m ~ 1.5m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.25m ~ 0.5m未満
0.25m未満

## 浸水深の目安



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が滿水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

久志集会所

上志賀青年会場

武道館  
志賀保育所

志賀小学校  
下志賀コミュニティセンター

上志賀地区  
浸水想定マップ

口 池



0 100 200 300 400 500 600m

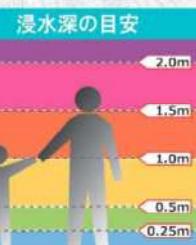
口池

満水面積 0.60ha  
総貯水量 9,000m<sup>3</sup>

上志賀青年会場

久志集会所

浸水深  
2.0m以上  
1.5m ~ 2.0m未満  
1.0m ~ 1.5m未満  
0.5m ~ 1.0m未満  
0.25m~0.5m未満  
0.25m未満



志賀小学校

武道館  
志賀保育所

凡例

- ため池
- 避難所
- 主要地方一般道路

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。

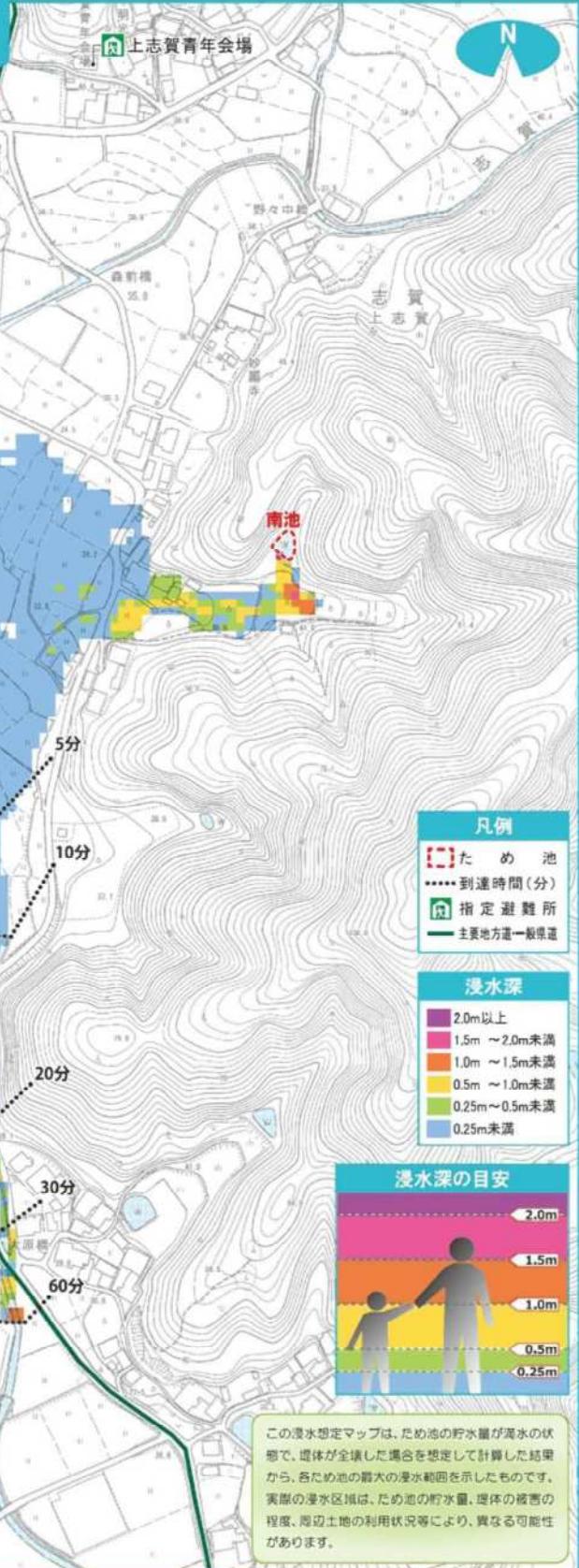
実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

上志賀地区  
漫水想定マップ

# 南 池

0 50 100 150 200 250m

- 南池(志賀)
- 堤 高——3.0m
- 総貯水量——920m<sup>3</sup>

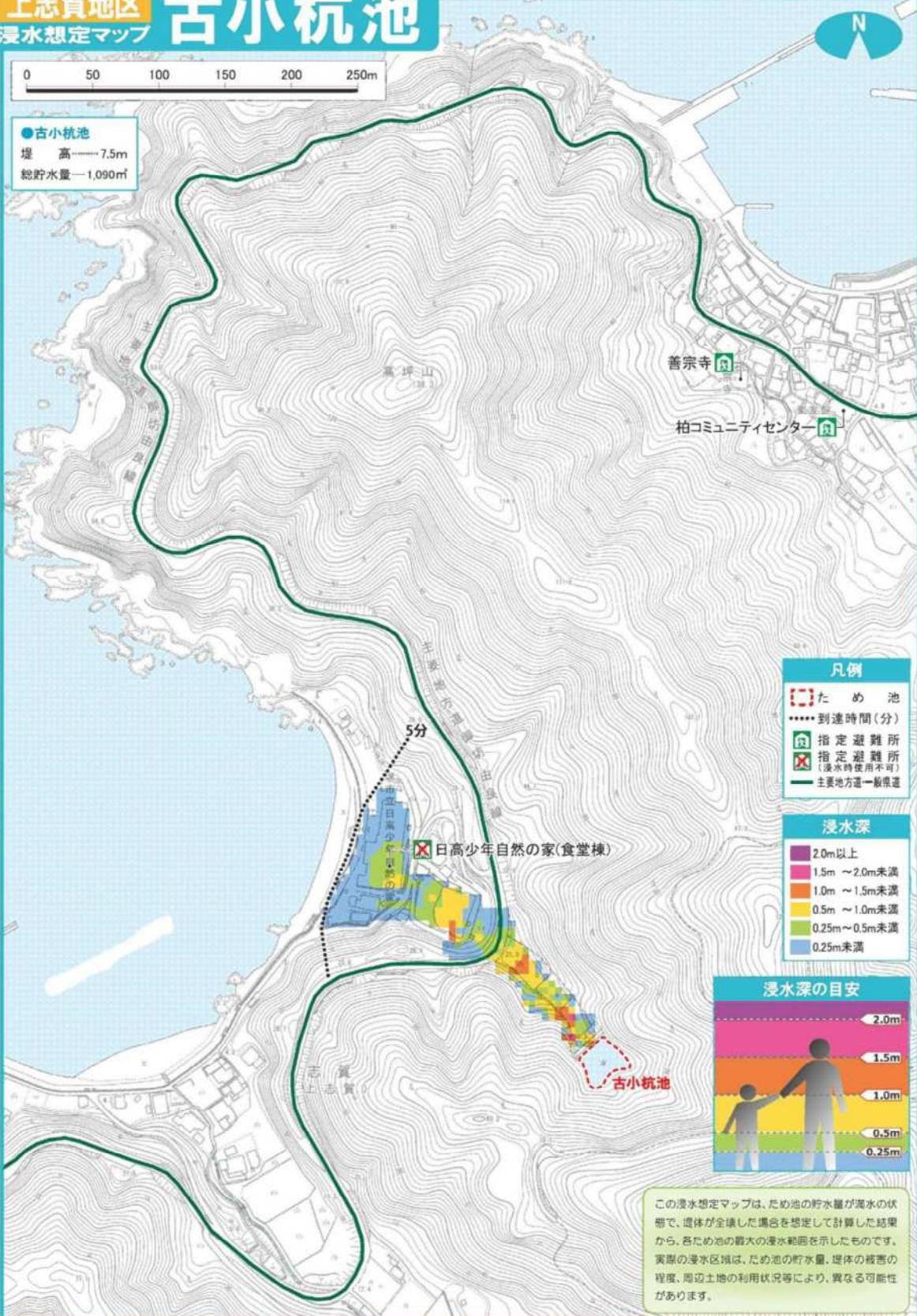


上志賀地区  
浸水想定マップ

# 古小杭池

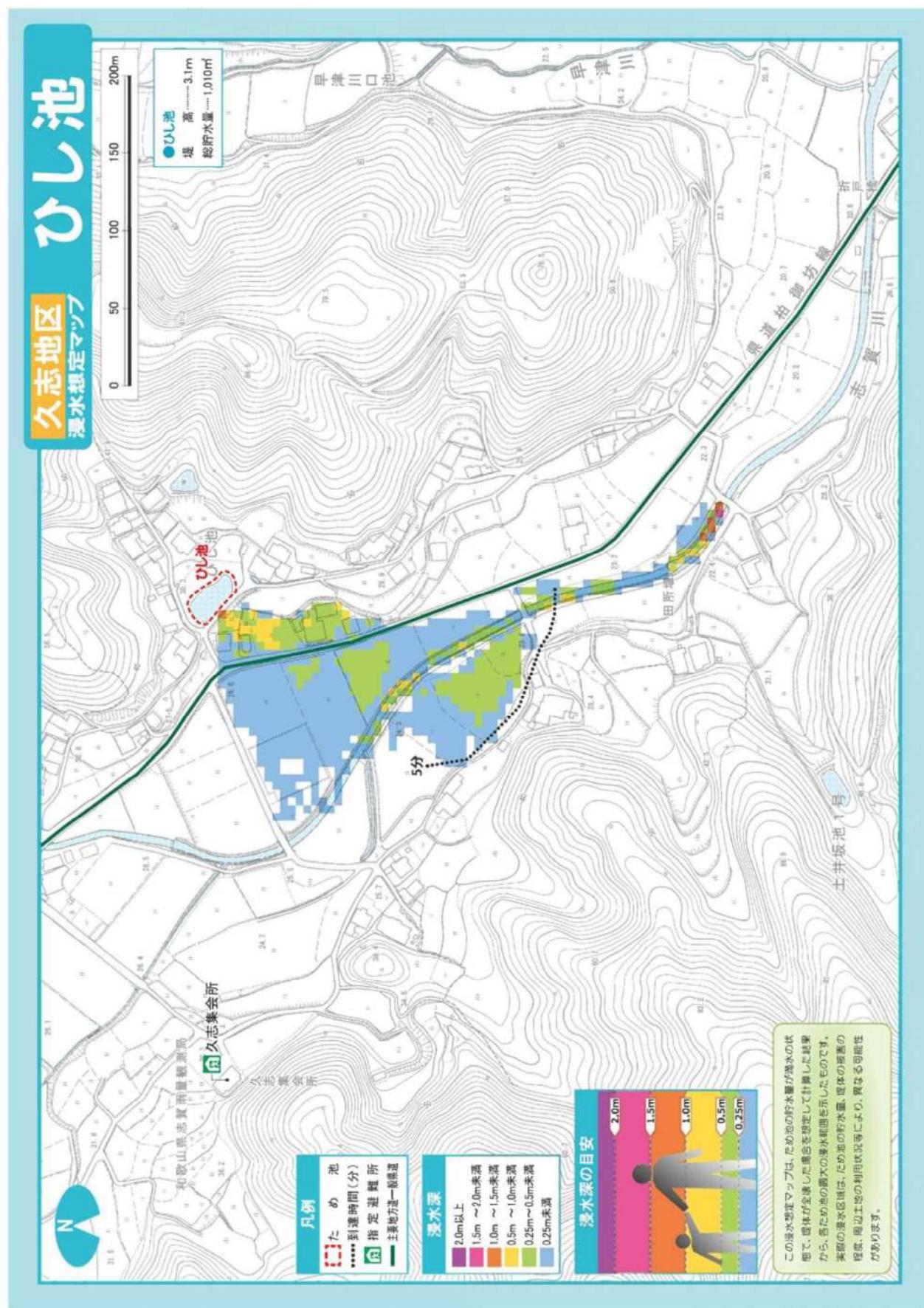
0 50 100 150 200 250m

●古小杭池  
堤 高………7.5m  
総貯水量——1,090m<sup>3</sup>



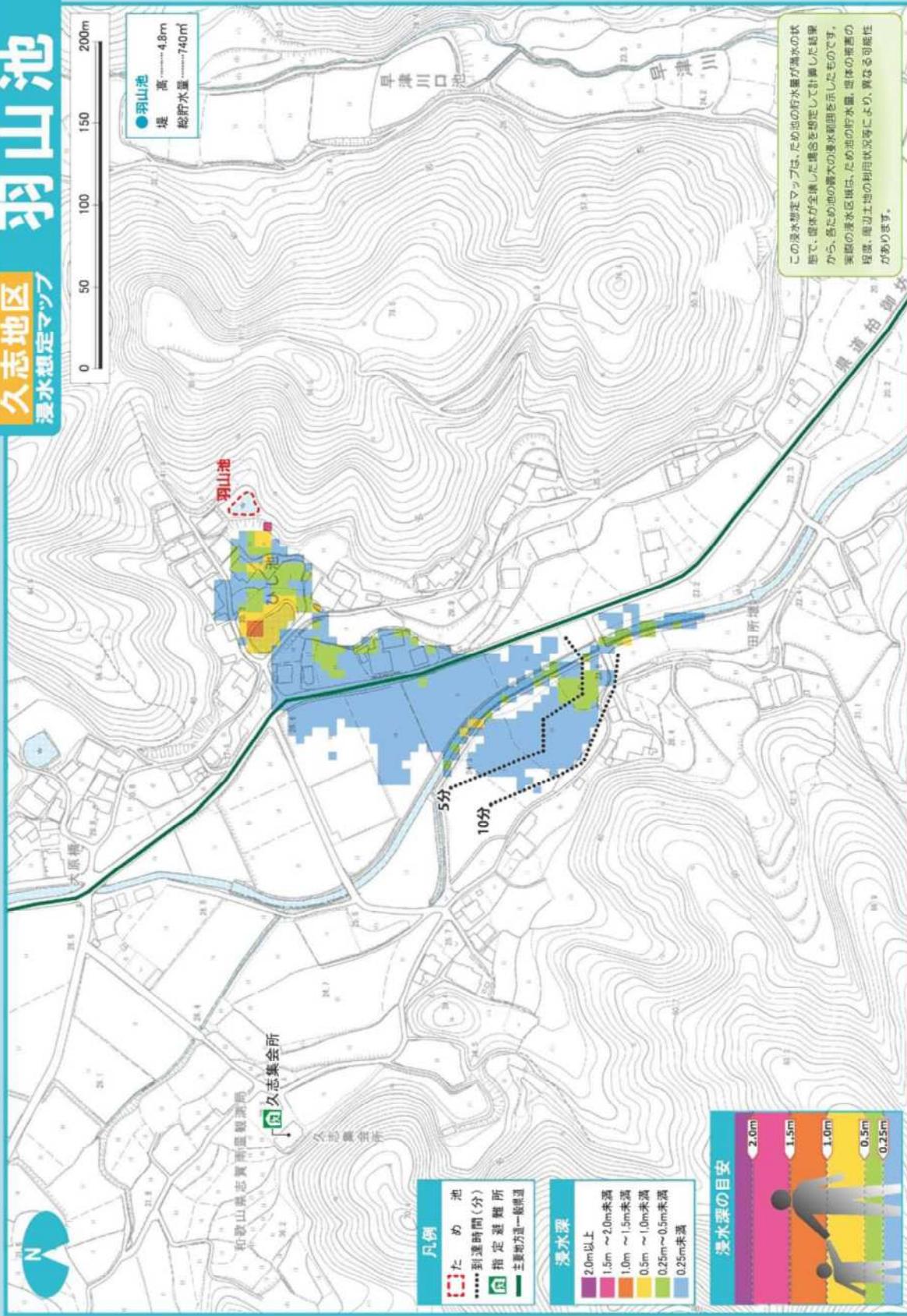
この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

⑨久志地区



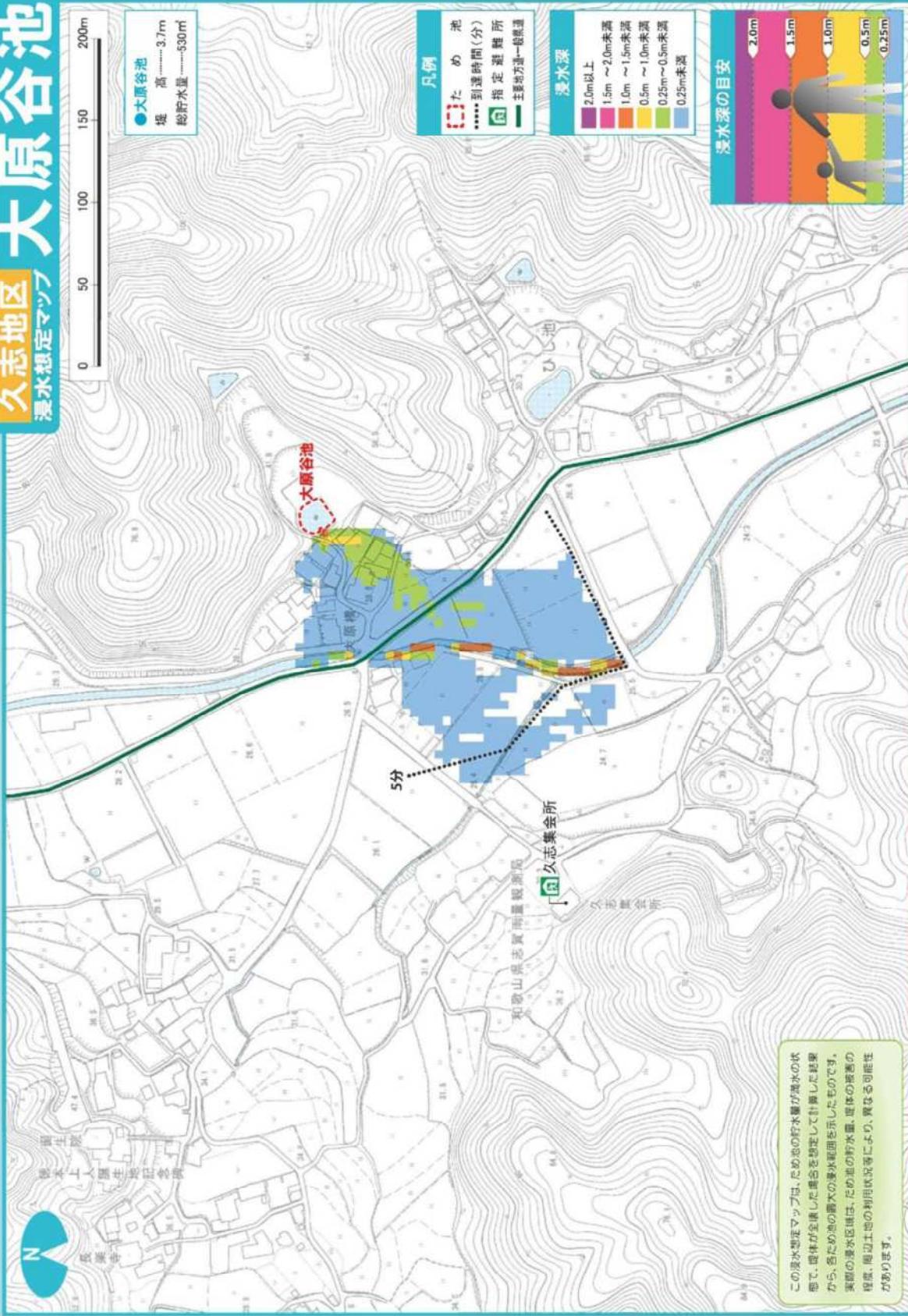
# 羽山池

## 久志地区 浸水想定マップ

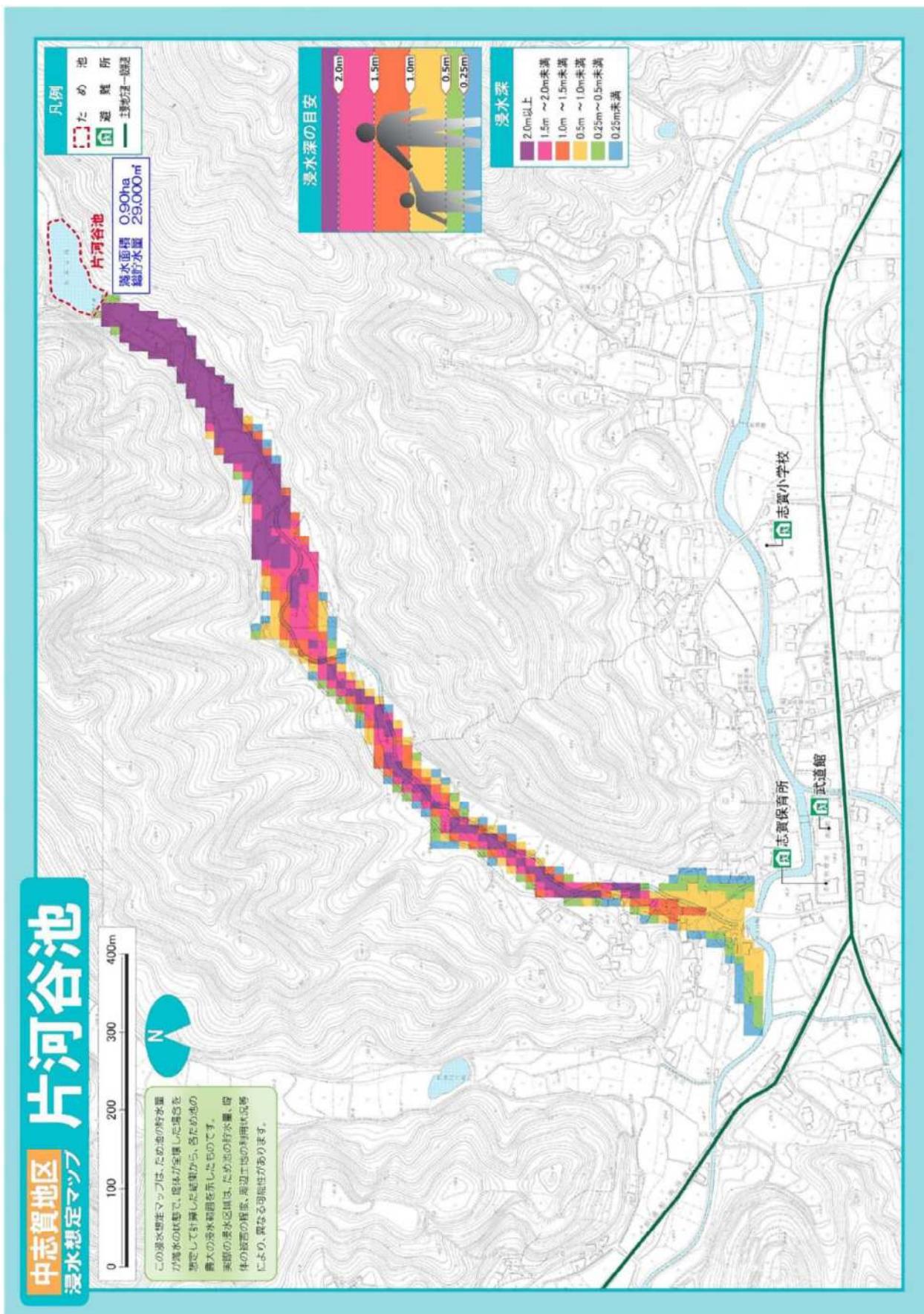


# 大原谷池

## 久志地区 浸水想定マップ



⑩中志賀地区



# 中志賀地区 早津川口池

浸水想定マップ



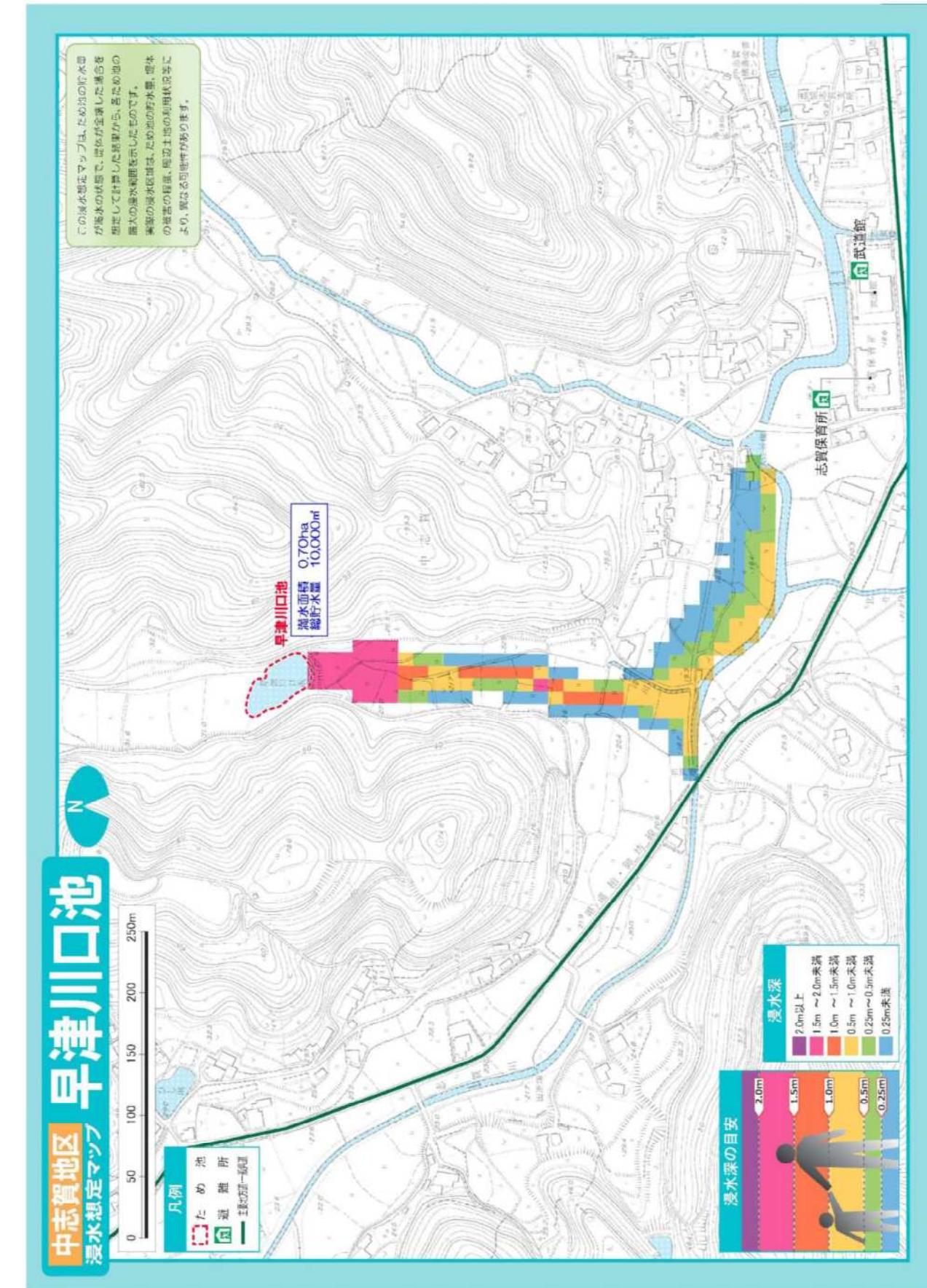
この浸水想定マップは、ため池の貯水池が溢水した場合を想して計算した結果から、そのため池の最大の浸水範囲を示したもののです。実際に溢水区間は、ため池の貯水量、地形の被害の程度、周辺土壌の利用状況等により、異なる可能性があります。

早津川口池

浸水面積  
0.70ha  
総貯水容量  
10,000m<sup>3</sup>



武道館  
志賀保育所



中志賀地区  
浸水想定マップ

# 三河谷池

0 100 200 300 400 500m

凡例

- ため池
- 避難所
- 避難所 (浸水時使用不可)
- 主要地方道・一般道

志賀保育所

武道館

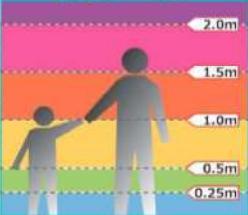
志賀小学校

N

浸水深

- |                |
|----------------|
| 2.0m以上         |
| 1.5m ~ 2.0m未満  |
| 1.0m ~ 1.5m未満  |
| 0.5m ~ 1.0m未満  |
| 0.25m ~ 0.5m未満 |
| 0.25m未満        |

浸水深の目安



三河谷池

満水面積 0.20ha  
総貯水量 5,000m<sup>3</sup>

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が滿水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。

実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

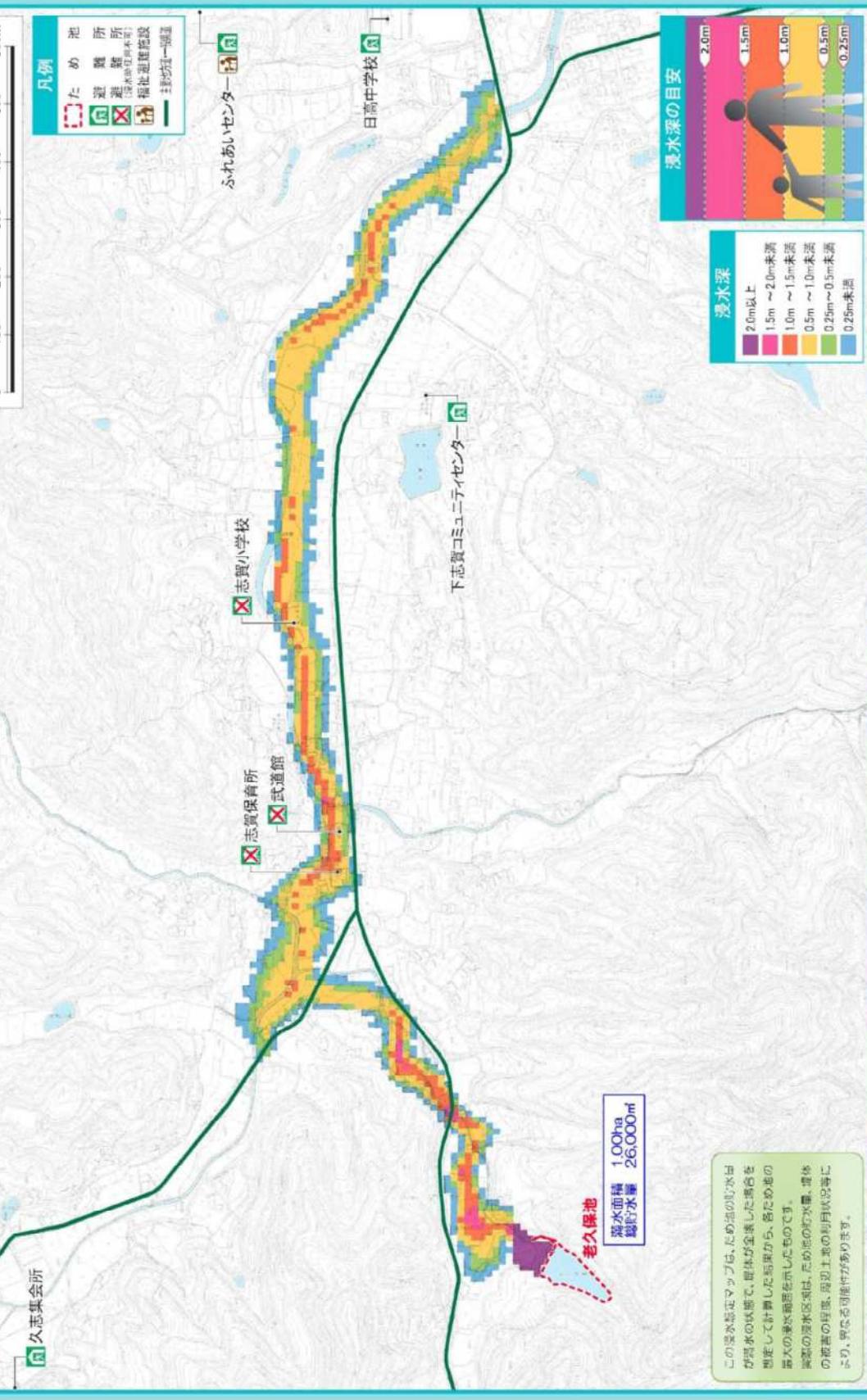
# 老久保池

中志賀地区  
浸水想定マップ



## 凡例

	た め 池
	避 離 路
	避 滞
	福地選定施設

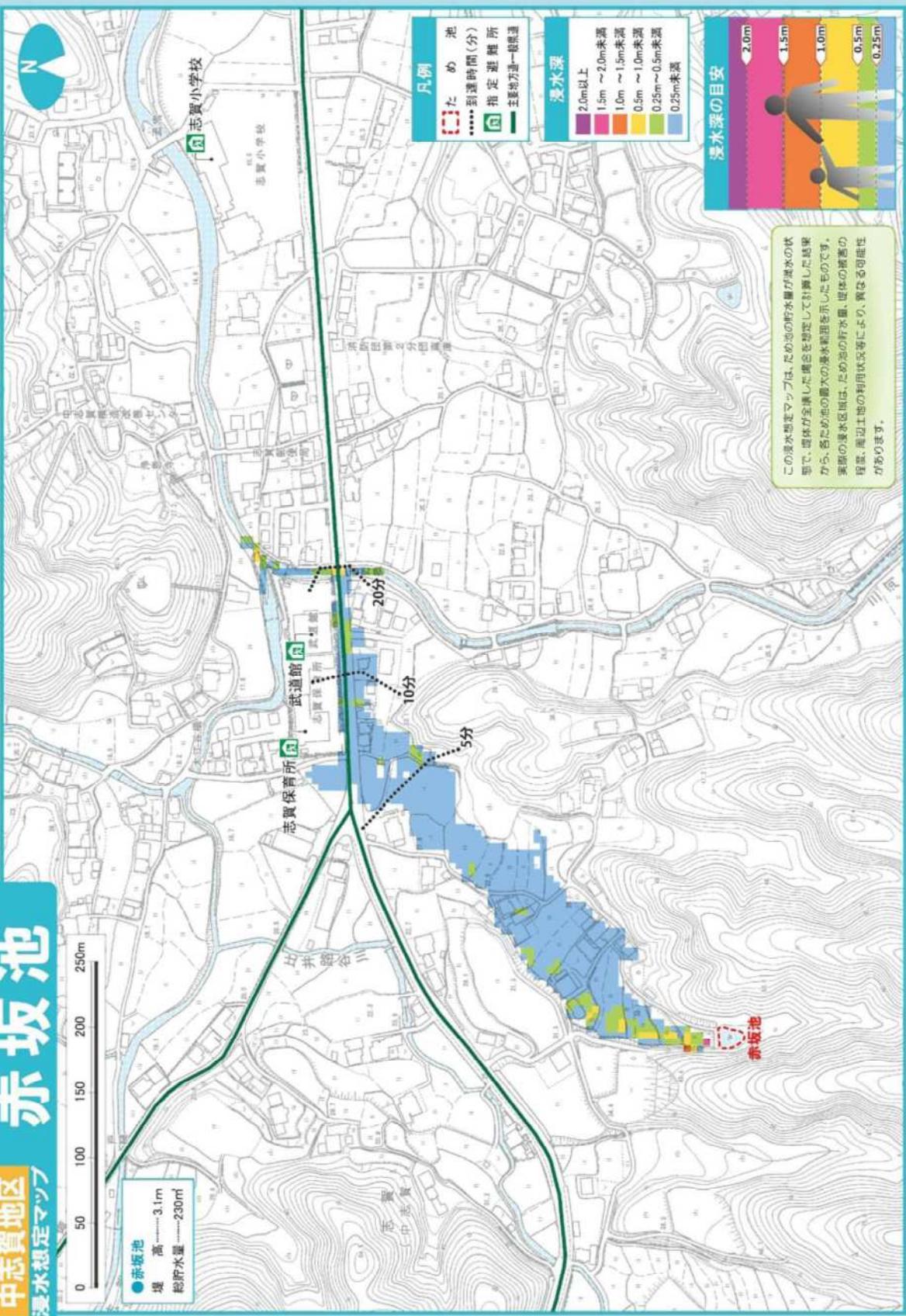


# 赤坂池 中志賀地区

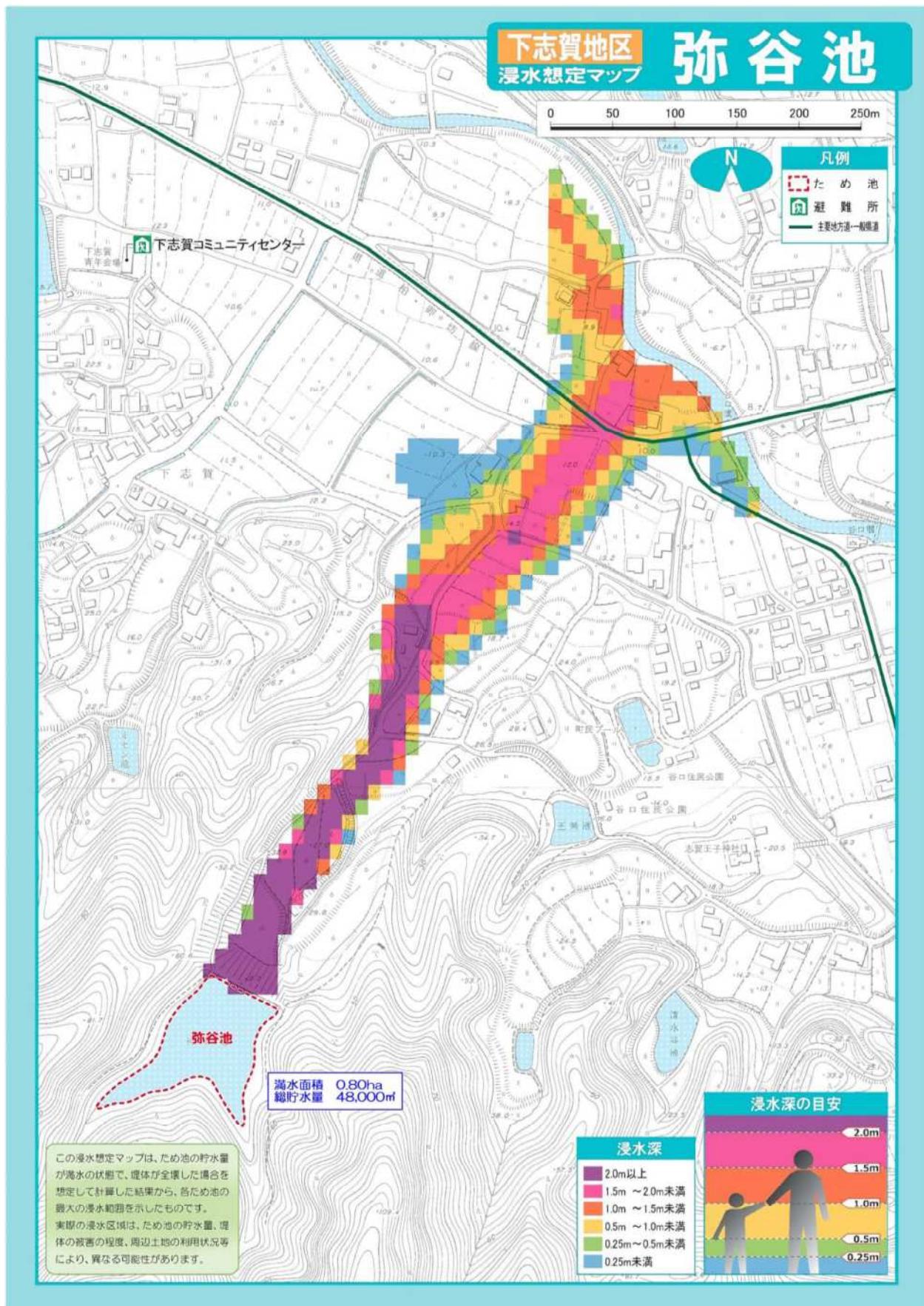
浸水想定マップ

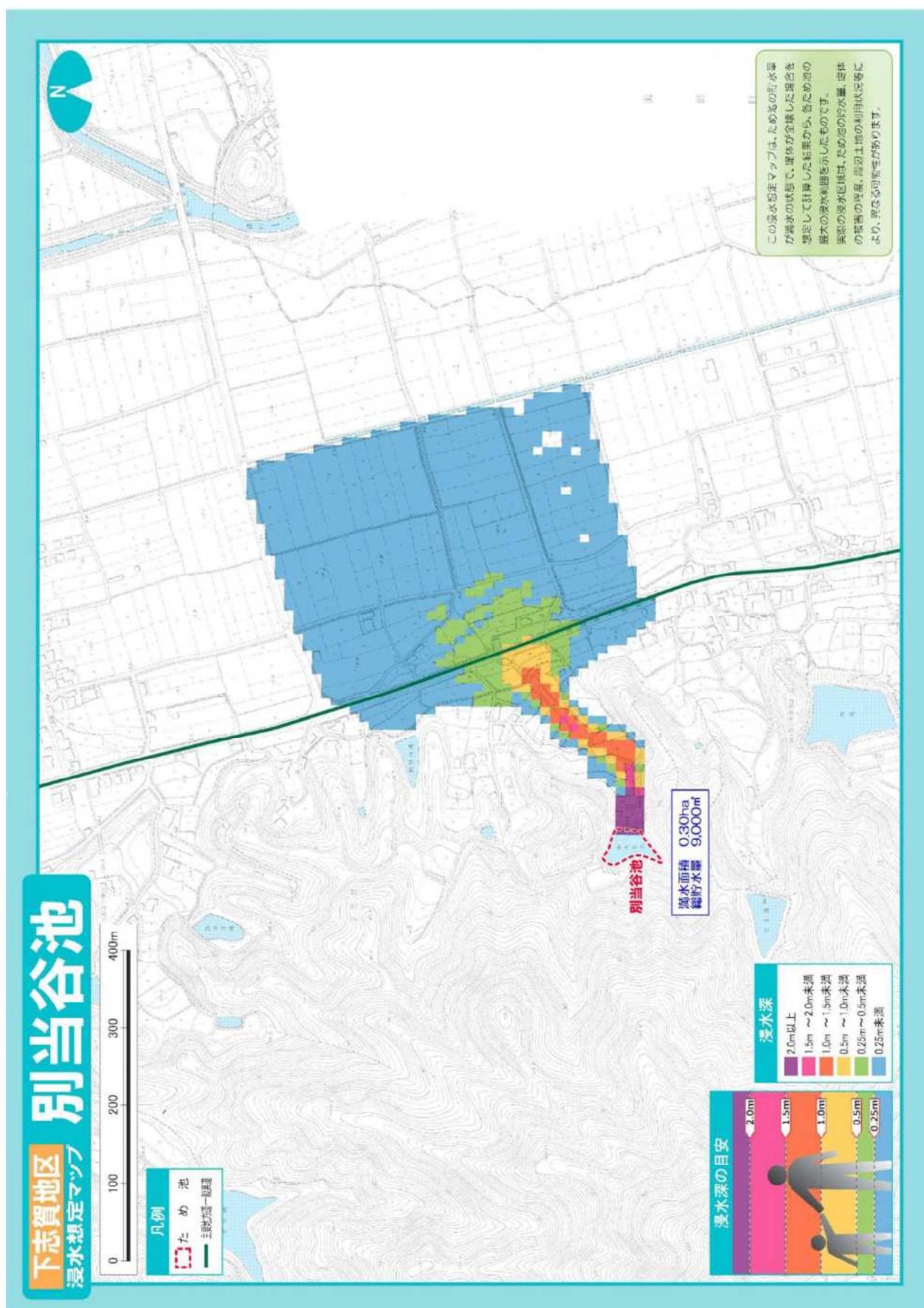


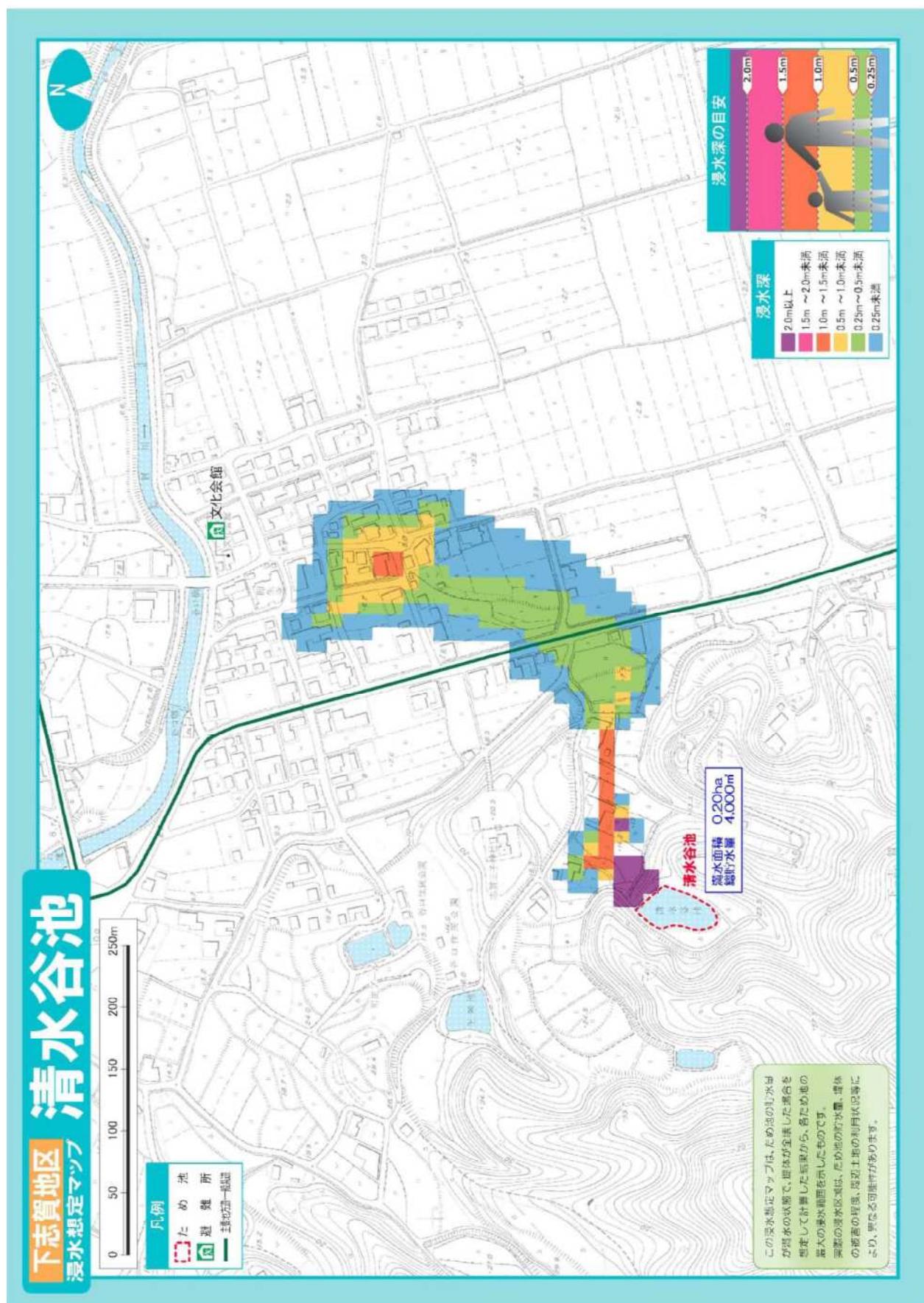
●赤坂池  
堤 高 ..... 3.1m  
貯 貯水量 ..... 230m<sup>3</sup>



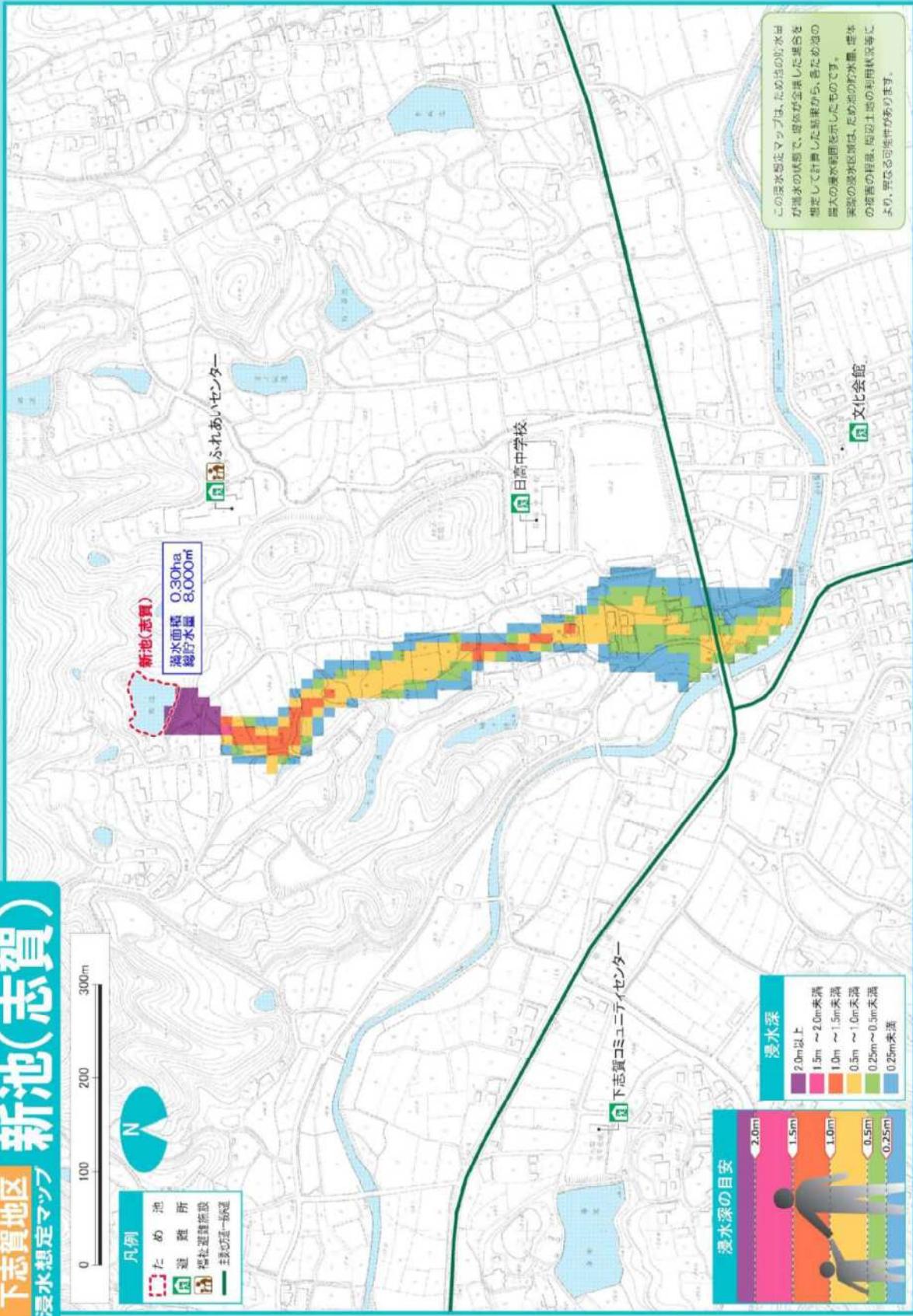
⑪下志賀地区



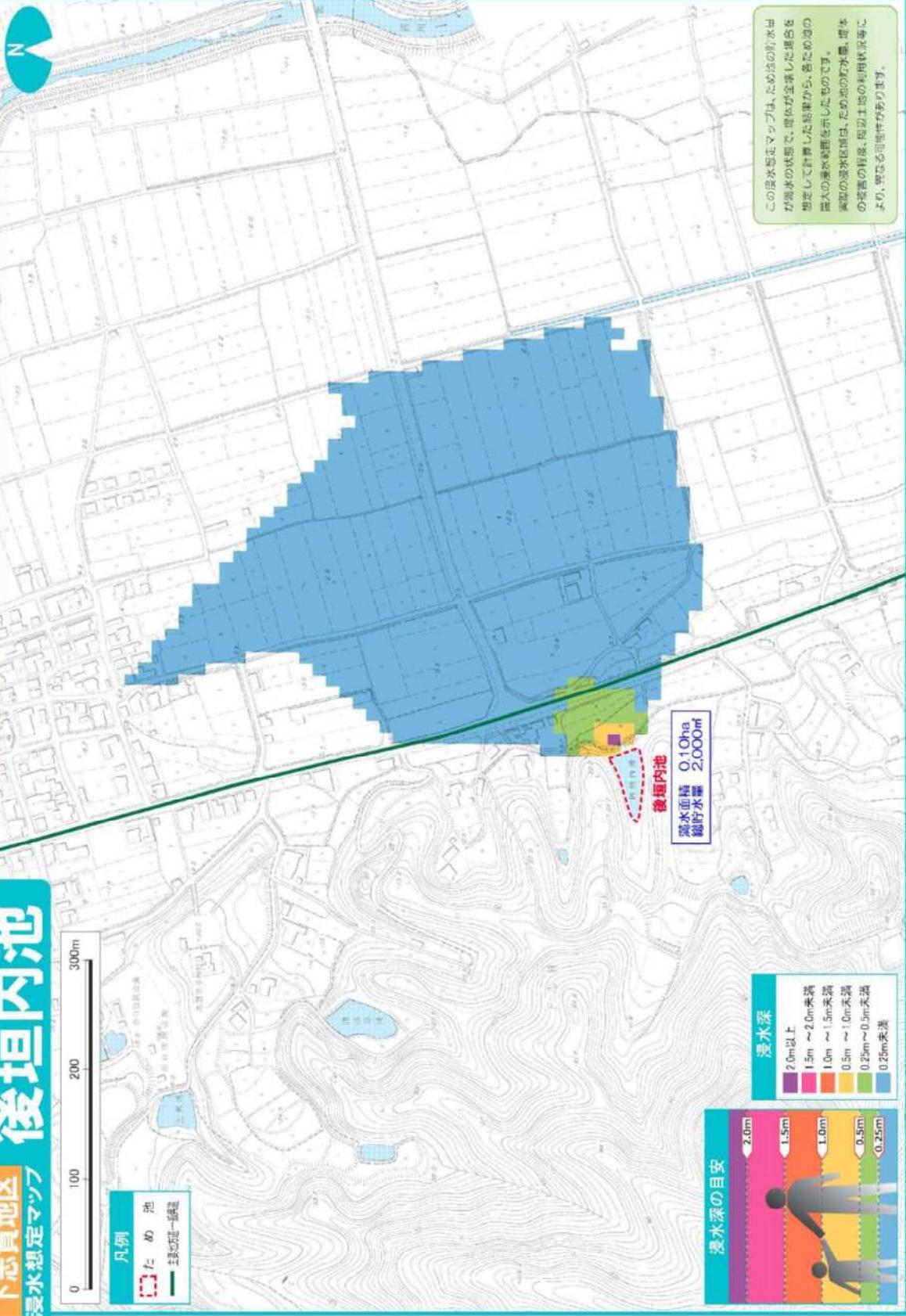




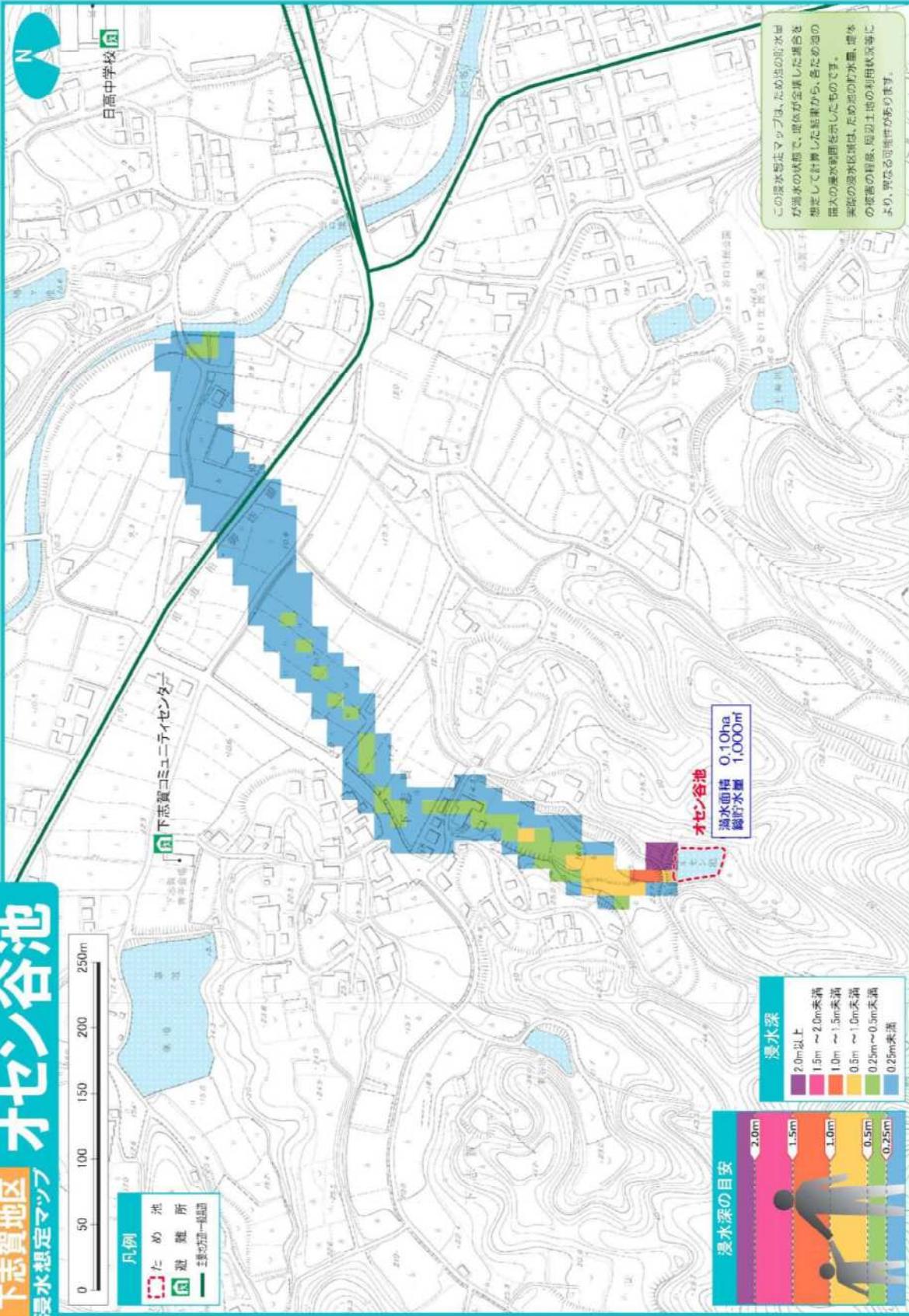
## 下志賀地区 新池(志賀) 浸水想定マップ



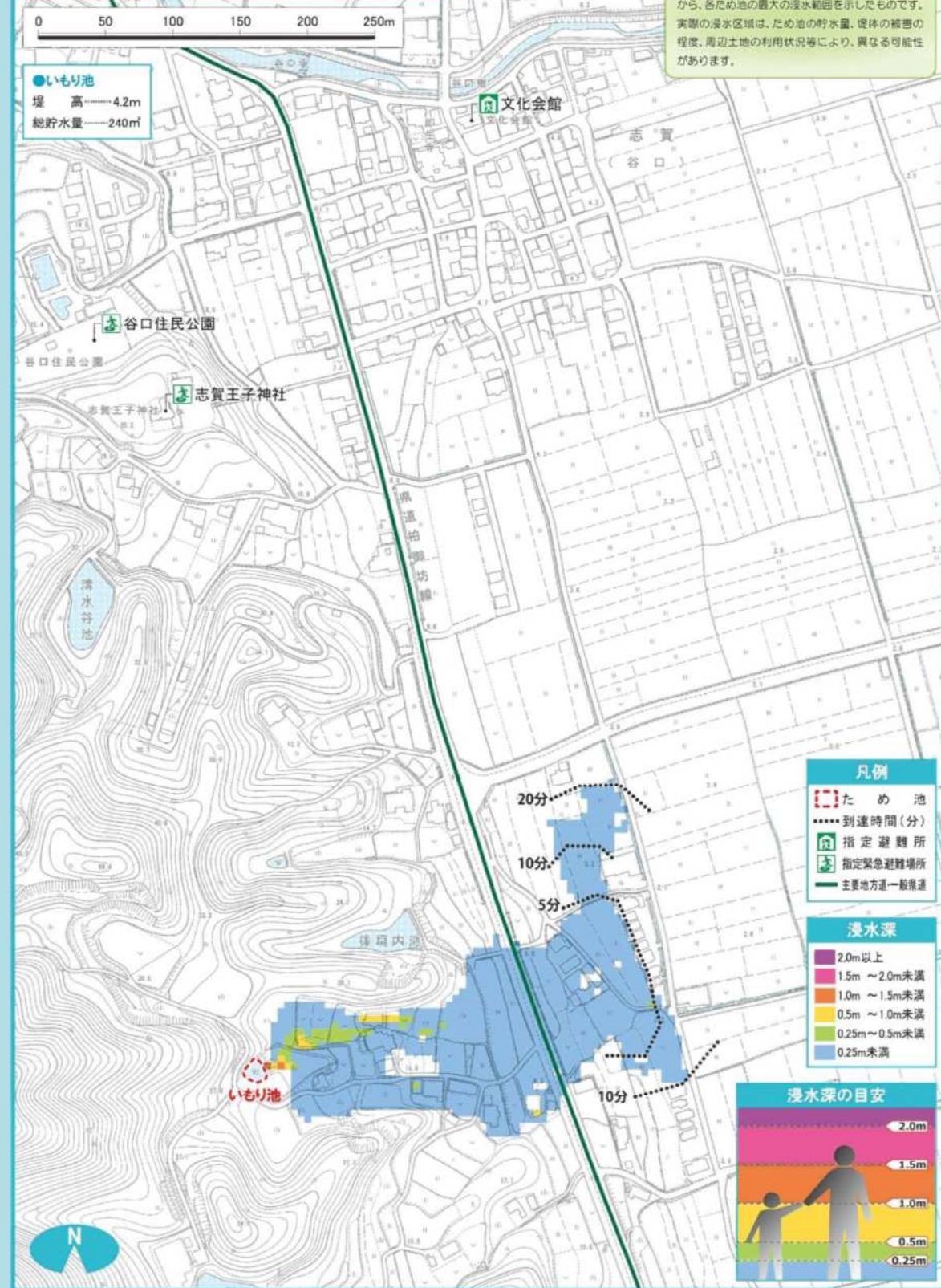
## 下志賀地区 浸水想定マップ



## 下志賀地区 オゼン谷池 浸水想定マップ



## 下志賀地区 いもり池



下志賀地区  
浸水想定マップ

ふるんど池

0 50 100 150 200 250m

●ふるんど池  
堤 高………5.6m  
総貯水量——4,660m<sup>3</sup>

N

ふるんど池

ふるんど池

5分

10分

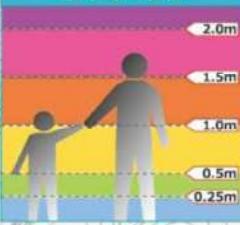
凡例

- ため池
- 到達時間(分)
- △指定避難所
- △指定緊急避難場所
- △福祉避難所
- 主要地方道・一般県道

浸水深

- |               |
|---------------|
| 2.0m以上        |
| 1.5m ~ 2.0m未満 |
| 1.0m ~ 1.5m未満 |
| 0.5m ~ 1.0m未満 |
| 0.25m~0.5m未満  |
| 0.25m未満       |

浸水深の目安



谷口住民公園

志賀王子神社

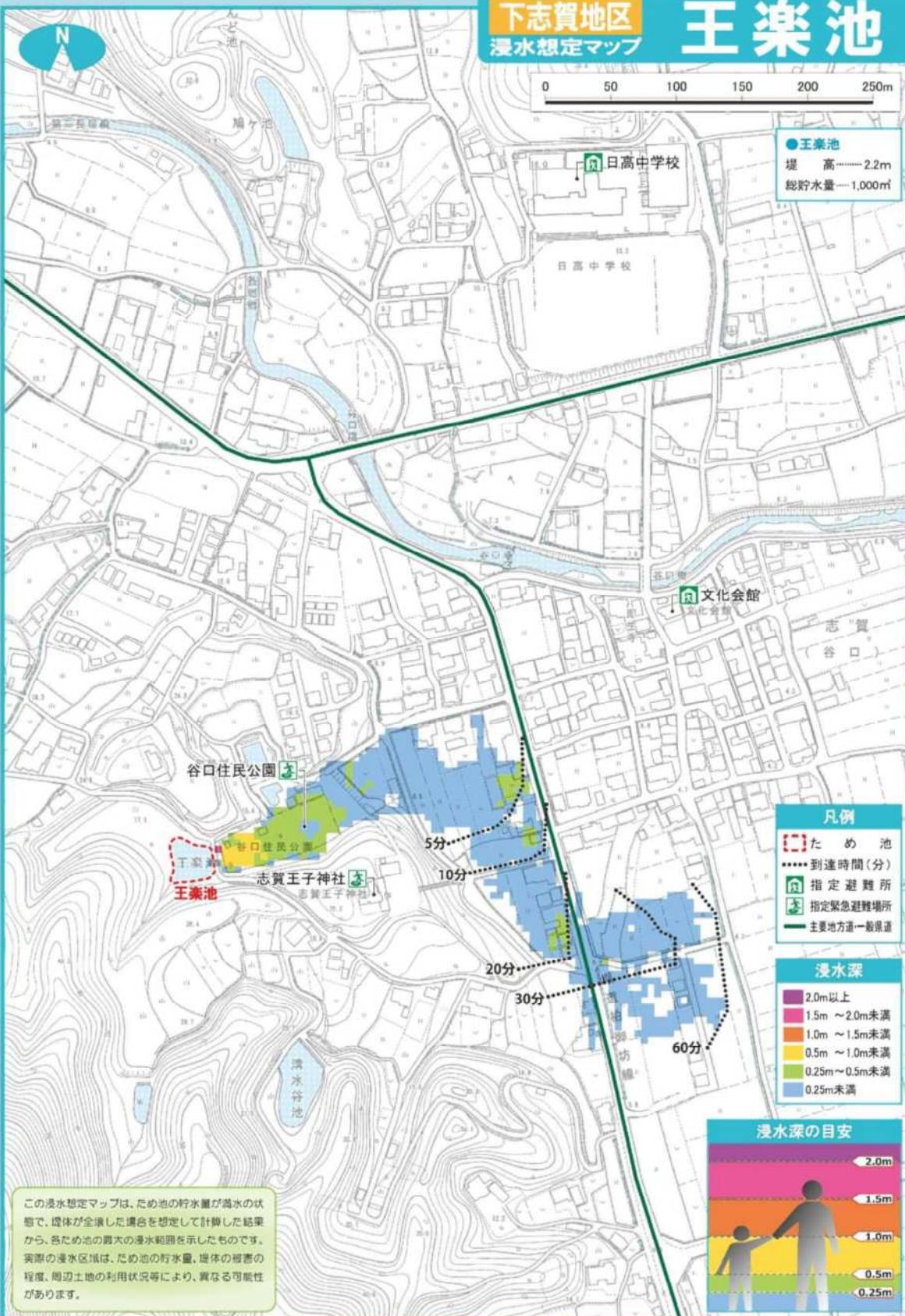
この浸水想定マップは、ため池の貯水量が浸水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

下志賀地区  
浸水想定マップ

# 王楽池

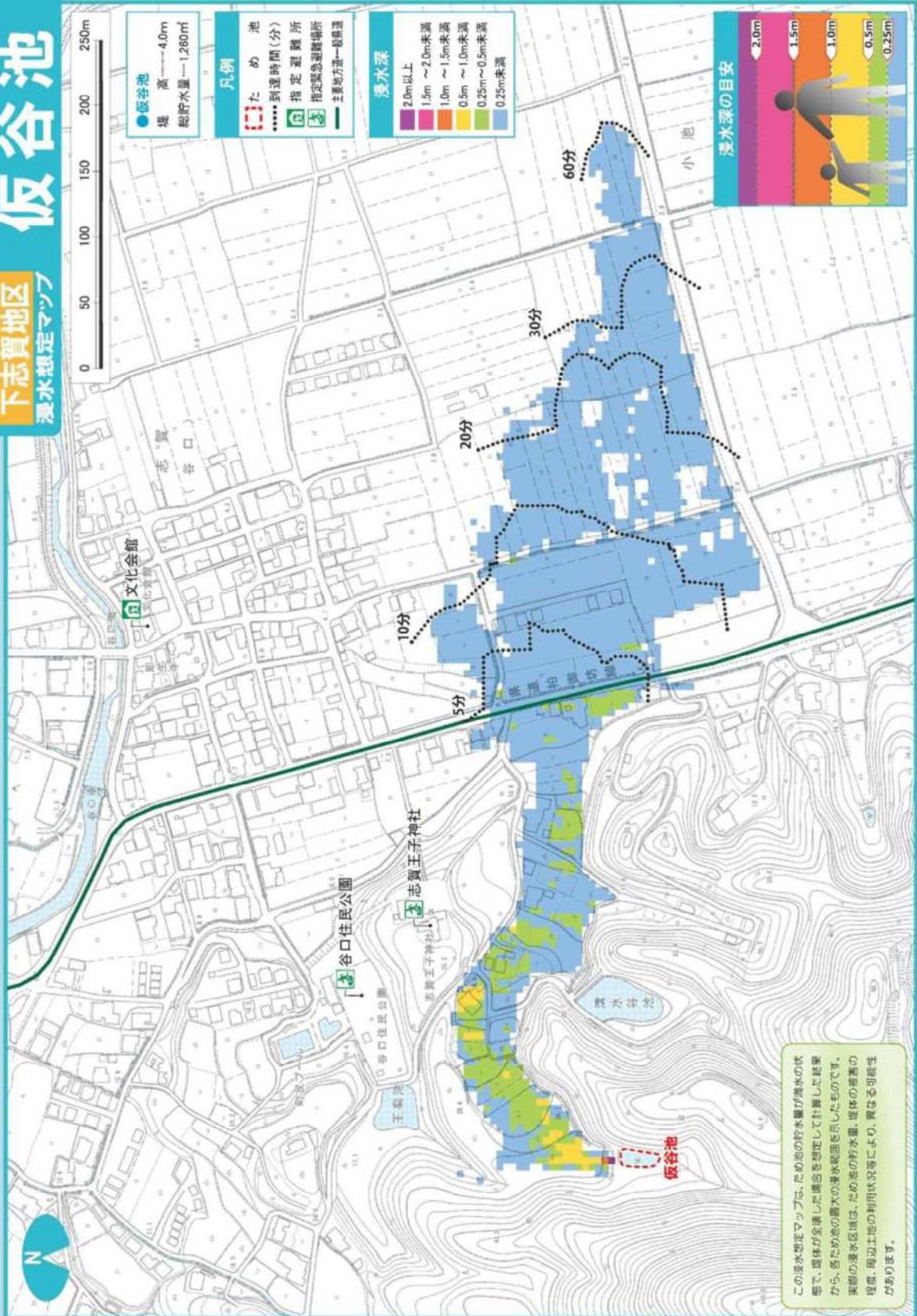
0 50 100 150 200 250m

●王楽池  
堤 高………2.2m  
総貯水量……1,000m<sup>3</sup>



# 坂谷池

## 下志賀地区 浸水想定マップ



下志賀地区  
浸水想定マップ

# 大谷池1号

0 50 100 150 200 250m

● 大谷池1号(志賀)

堤 高………5.5m

総貯水量………1,030m<sup>3</sup>

大谷池1号

ふれあいセンター  
日高町保健福祉センター

日高中学校

日高中学校

文化会館

N

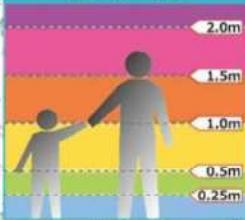
凡例

- ため池
- 到達時間(分)
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 主要地方道・一般県道

浸水深

- |              |
|--------------|
| 2.0m以上       |
| 1.5m～2.0m未満  |
| 1.0m～1.5m未満  |
| 0.5m～1.0m未満  |
| 0.25m～0.5m未満 |
| 0.25m未満      |

浸水深の目安



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が溢水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したもので、実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被覆の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

下志賀地区  
浸水想定マップ

# 大谷池2号

0 50 100 150 200 250m

●大谷池2号(志賀)

堤 高………4.8m  
総貯水量——520m<sup>3</sup>

大谷池2号

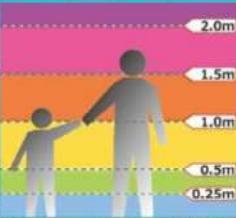
凡例

- ため池
- 到達時間(分)
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 主要地方道・一般県道

浸水深

- |                |
|----------------|
| 2.0m以上         |
| 1.5m ~ 2.0m未満  |
| 1.0m ~ 1.5m未満  |
| 0.5m ~ 1.0m未満  |
| 0.25m ~ 0.5m未満 |
| 0.25m未満        |

浸水深の目安



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

N

新 池

ふれあいセンター

日高町保健福祉総合センター

堂ノ岡池

J.A.紀州ライスセンター

日高中学校

日高中学校

文化会館

文化会館

# 下志賀地区 天満池

浸水想定マップ



●天満池(志賀)  
堤 高 ..... 2.2m  
総貯水量 ..... 180m<sup>3</sup>

天満池

凡例  
た め 池  
到達時間(分)  
指定避難所  
主要地方道・鉄道

浸水深  
2.0m以上  
1.5m ~ 2.0m未満  
1.0m ~ 1.5m未満  
0.5m ~ 1.0m未満  
0.25m ~ 0.5m未満  
0.25m未満



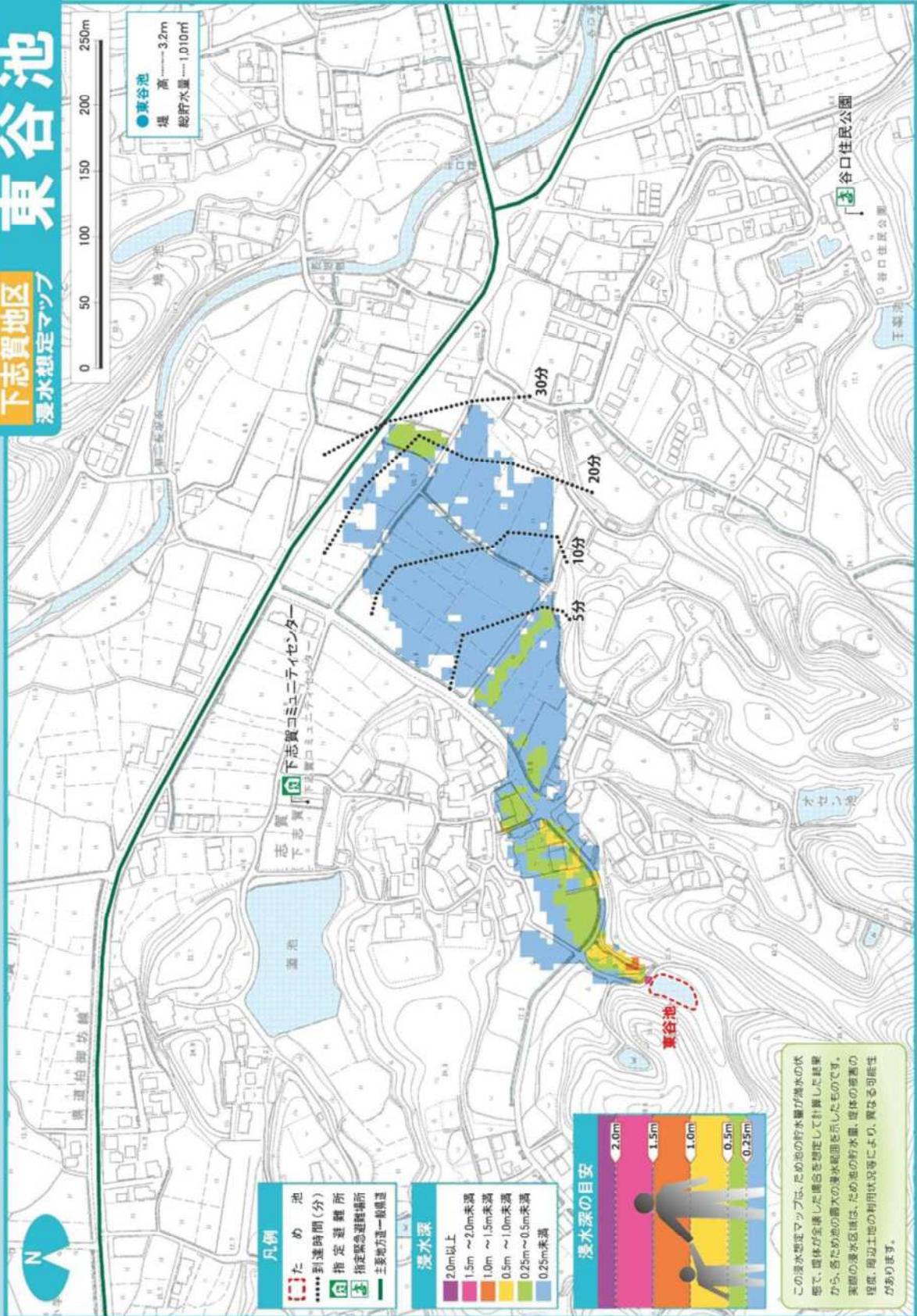
下志賀コミュニティセンター  
内『下志賀真コヨニティセンター』

志賀  
下

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が増水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の周囲の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の強度の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

# 東谷池

## 下志賀地区 浸水想定マップ



下志賀地区  
浸水想定マップ

# 東谷通り池

0 50 100 150 200 250m

● 東谷通り池

堤 高 —— 3.5m  
総貯水量 —— 340m<sup>3</sup>

東谷通り池

ふれあいセンター

堂ノ閑池

N

凡例

- ため池
- 到達時間(分)
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 主要地方道・一般県道

浸水深

- |                |
|----------------|
| 2.0m以上         |
| 1.5m ~ 2.0m未満  |
| 1.0m ~ 1.5m未満  |
| 0.5m ~ 1.0m未満  |
| 0.25m ~ 0.5m未満 |
| 0.25m未満        |

浸水深の目安



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が海水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したもので、実際の浸水区間は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

5分

20分

10分

30分

## 下志賀地区 道城谷下池

●道城谷下池(志賀)  
堤 高 ..... 5.7m  
総貯水量 ..... 1,470m<sup>3</sup>

0 100 200 300m

凡例  
た め 池  
到達時間(分)  
指定避難所  
主要地方道・一般道

漫水深  
2.0m以上  
1.5m ~ 2.0m未満  
1.0m ~ 1.5m未満  
0.5m ~ 1.0m未満  
0.25m ~ 0.5m未満  
0.25m未満



下志賀コミュニティセンター  
志賀小学校

この浸水想定マップは、ため池の貯水量が溝水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被害的程度、周辺土地の利用状況等に応り、異なる可能性があります。

下志賀地区  
浸水想定マップ

# 鳩ヶ池

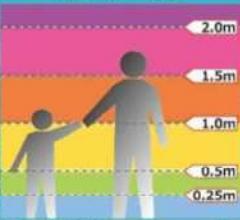
0 50 100 150 200 250m

●鳩ヶ池  
堤 高………5.7m  
総貯水量………4,390m<sup>3</sup>

凡例  
□ため池  
-----到達時間(分)  
■指定避難所  
■指定緊急避難場所  
■福祉避難所  
—主要地方道・一般県道

浸水深  
■2.0m以上  
■1.5m ~ 2.0m未満  
■1.0m ~ 1.5m未満  
■0.5m ~ 1.0m未満  
■0.25m ~ 0.5m未満  
■0.25m未満

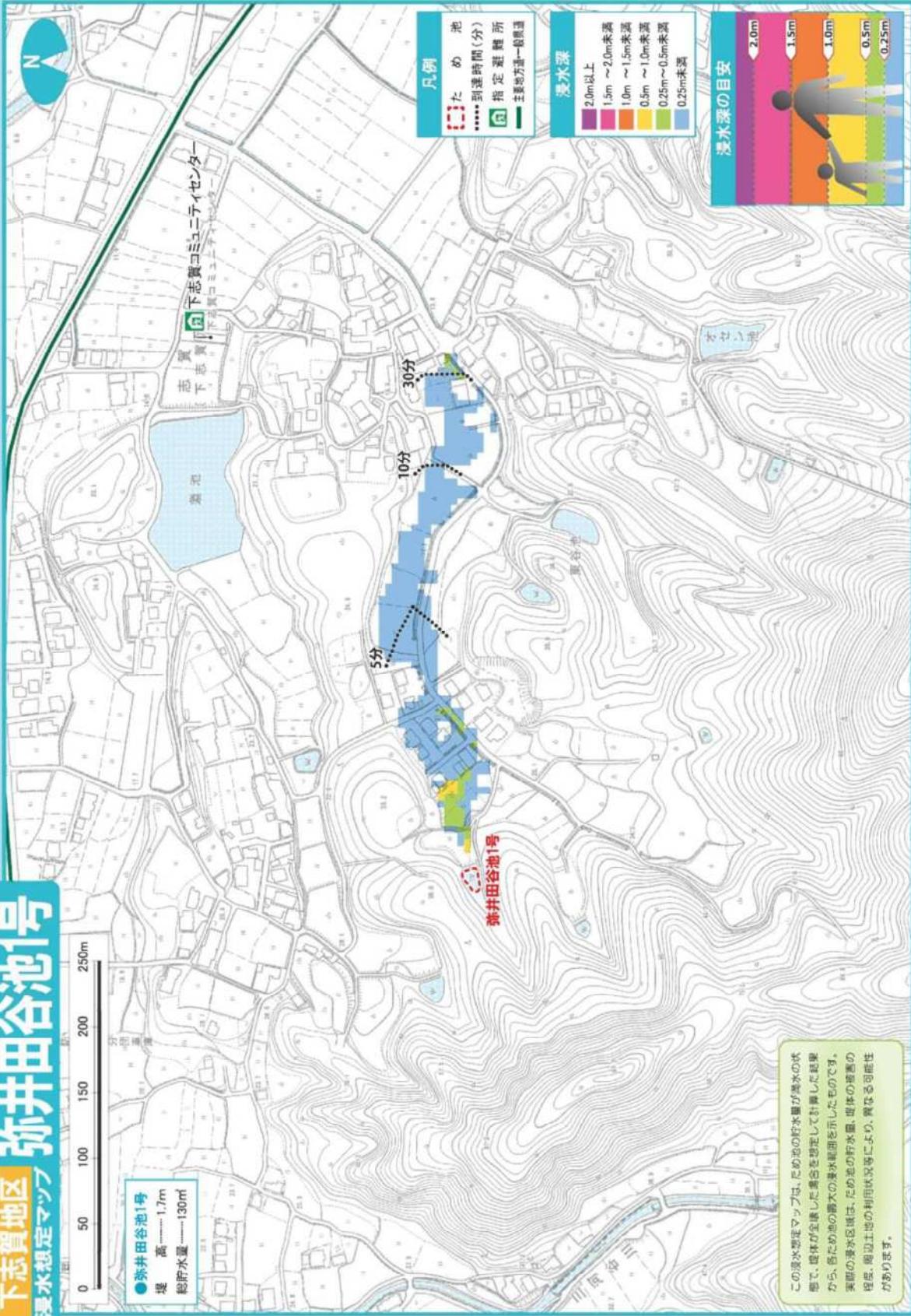
## 浸水深の目安



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を示したものです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被覆の程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。



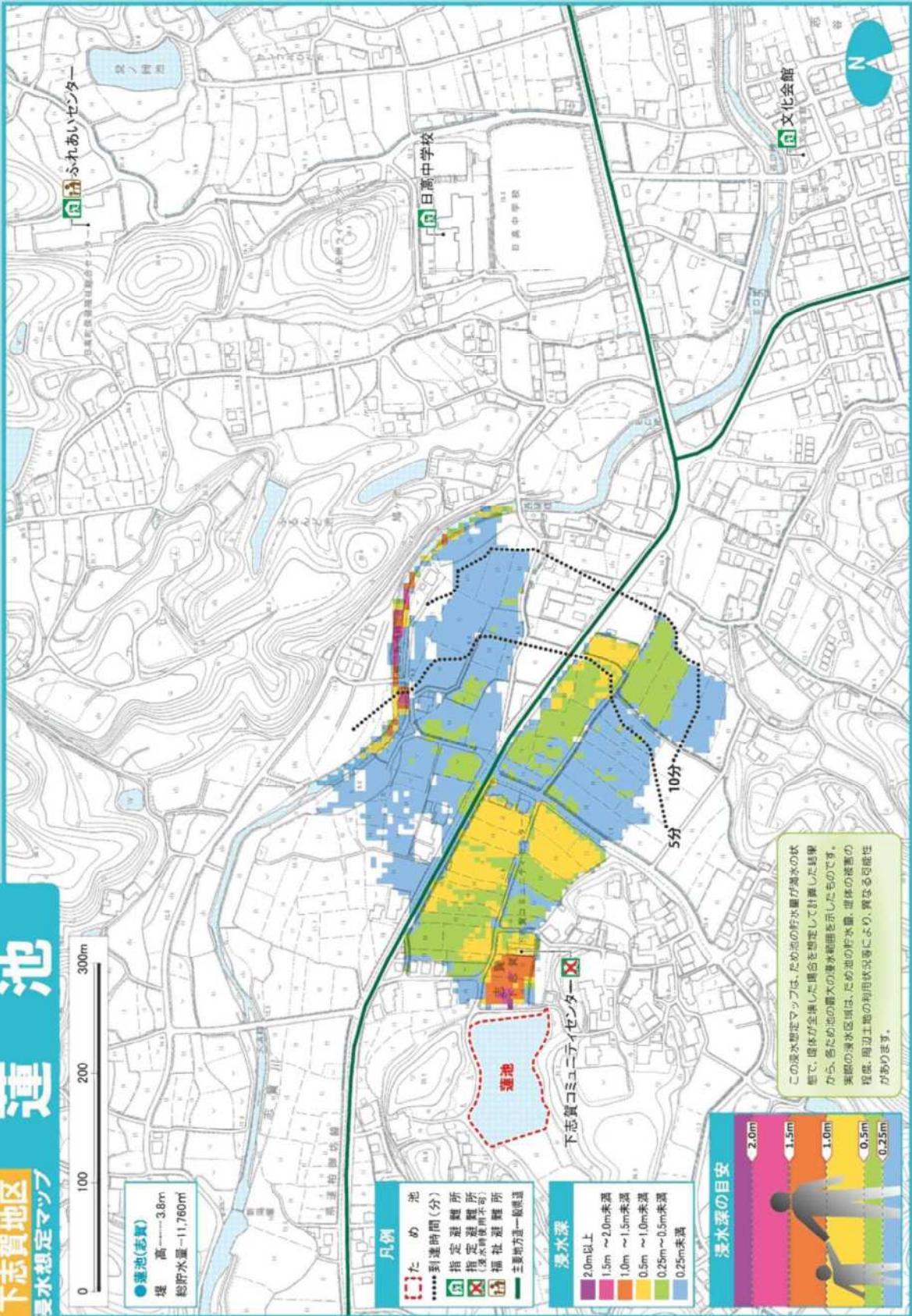
## 下志賀地区 漫水想定マップ 弥井田谷池1号



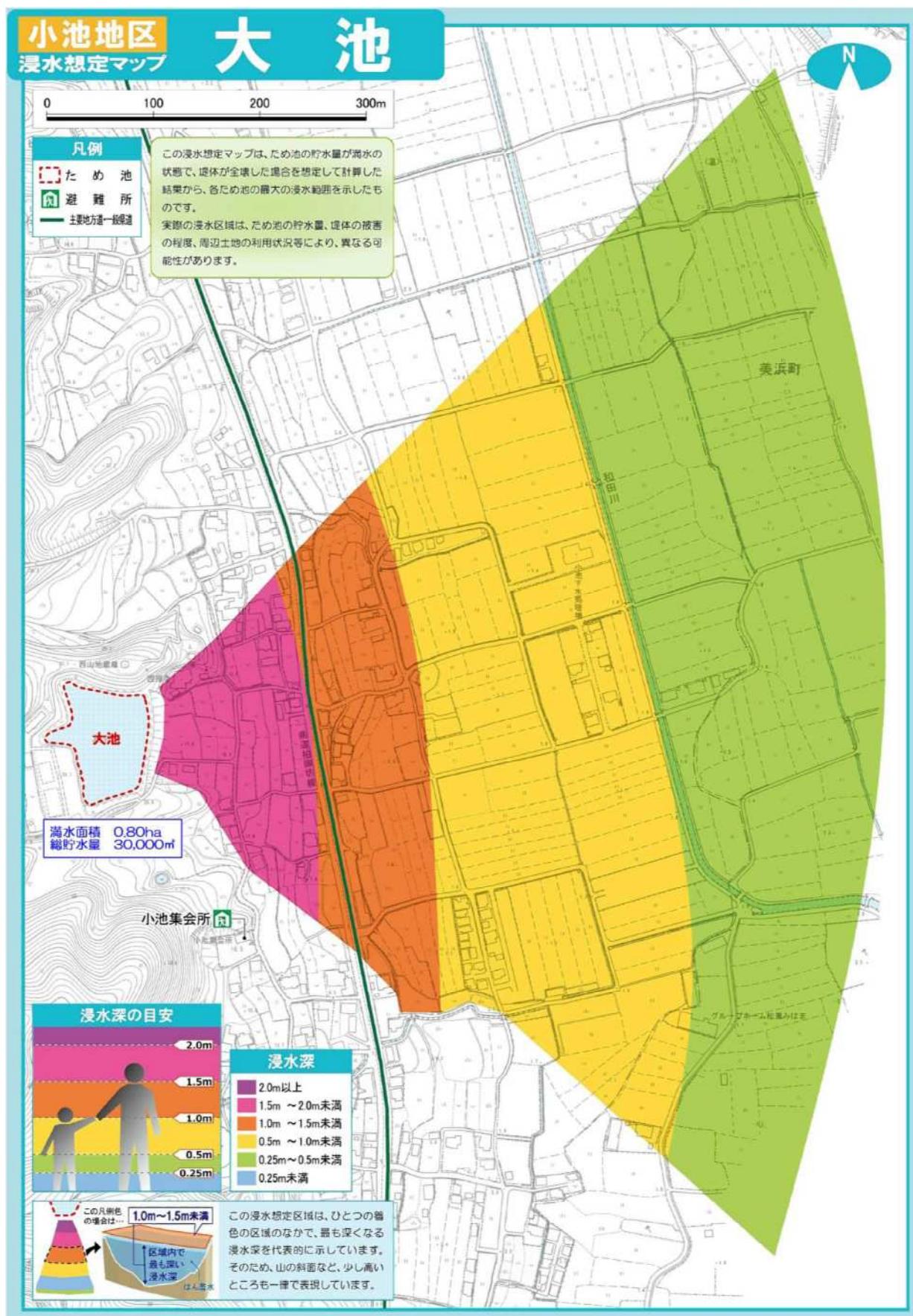
この浸水想定マップは、ため池の貯水量が地水の状態で、堤体が全壊した場合を想定して計算した結果から、各ため池の面積の浸水範囲を示したもののです。実際の浸水区域は、ため池の貯水量、堤体の被覆的程度、周辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。

# 連池

## 下志賀地区 浸水想定マップ



⑫小池地区



## 小池地区 四ツ道池・大谷池 浸水想定マップ

0 100 200 300 400 500m

凡例

- た め 池
- た め 駐 所
- 主 要 行 道



小池集会所

四ツ道池  
浸水面積 0.1ha  
総貯水量 3,000m<sup>3</sup>

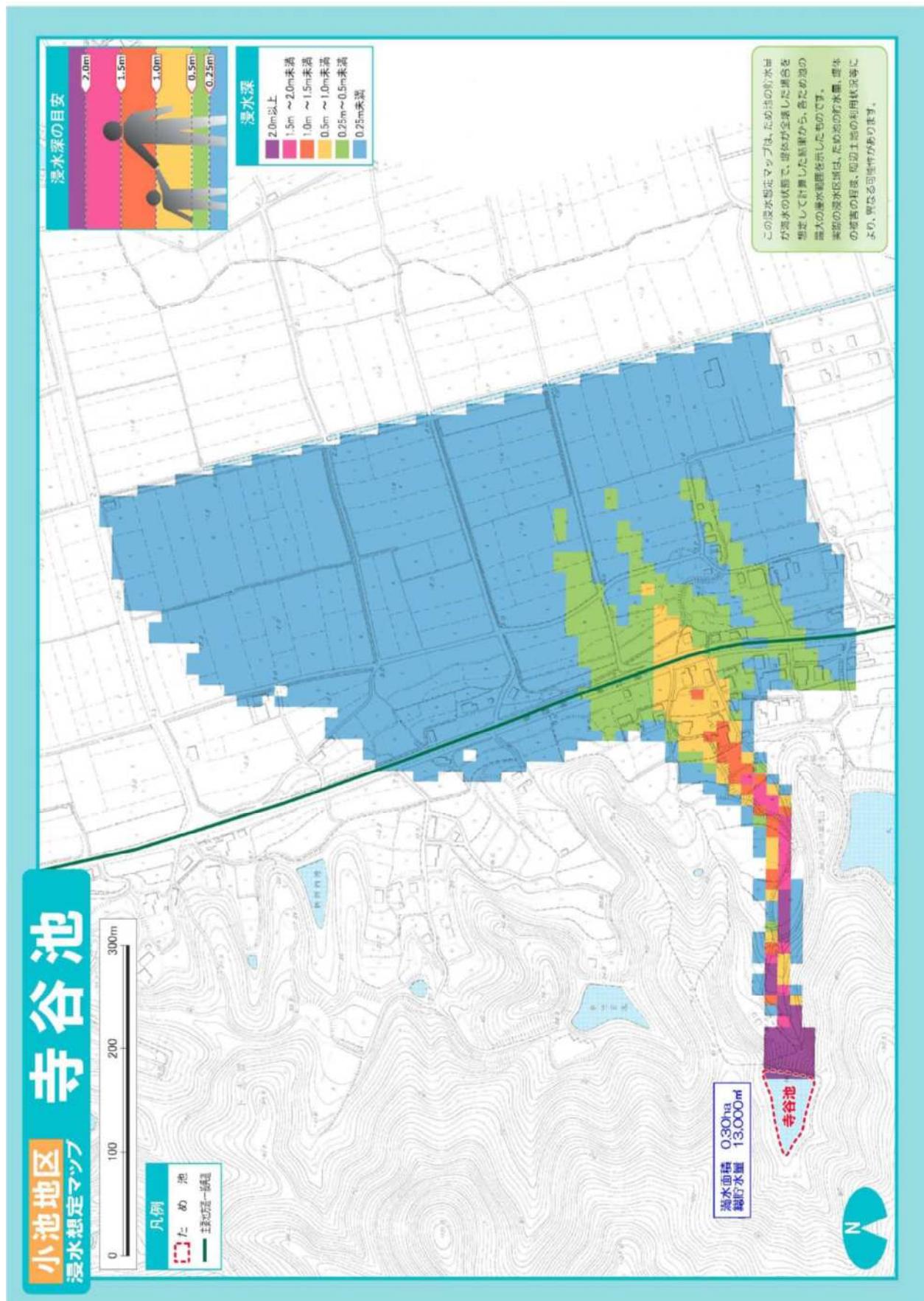
大谷池  
浸水面積 0.4ha  
総貯水量 21,000m<sup>3</sup>

浸水深

浸水面積 0.1ha  
総貯水量 3,000m<sup>3</sup>

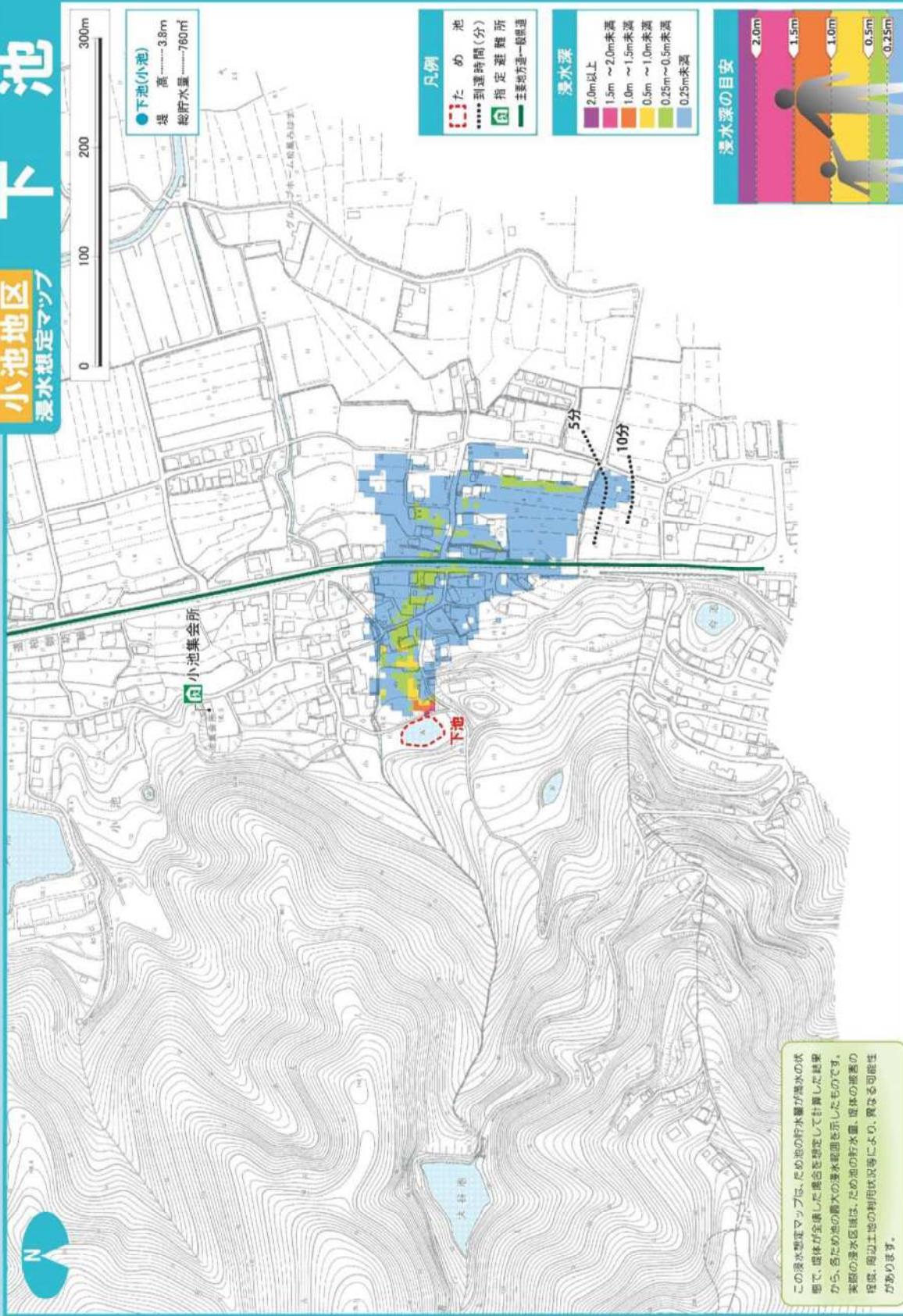
この浸水想定マップは、ため池の引用水は方塘水の状態で、標高が100mから、各ため池の堤岸して計算した結果から、各ため池の浸水の浸水範囲を示したもののです。実際の浸水区域は、ため池の方水量、堤本の防護の程度、堤辺土地の利用状況等により、異なる可能性があります。





# 池下

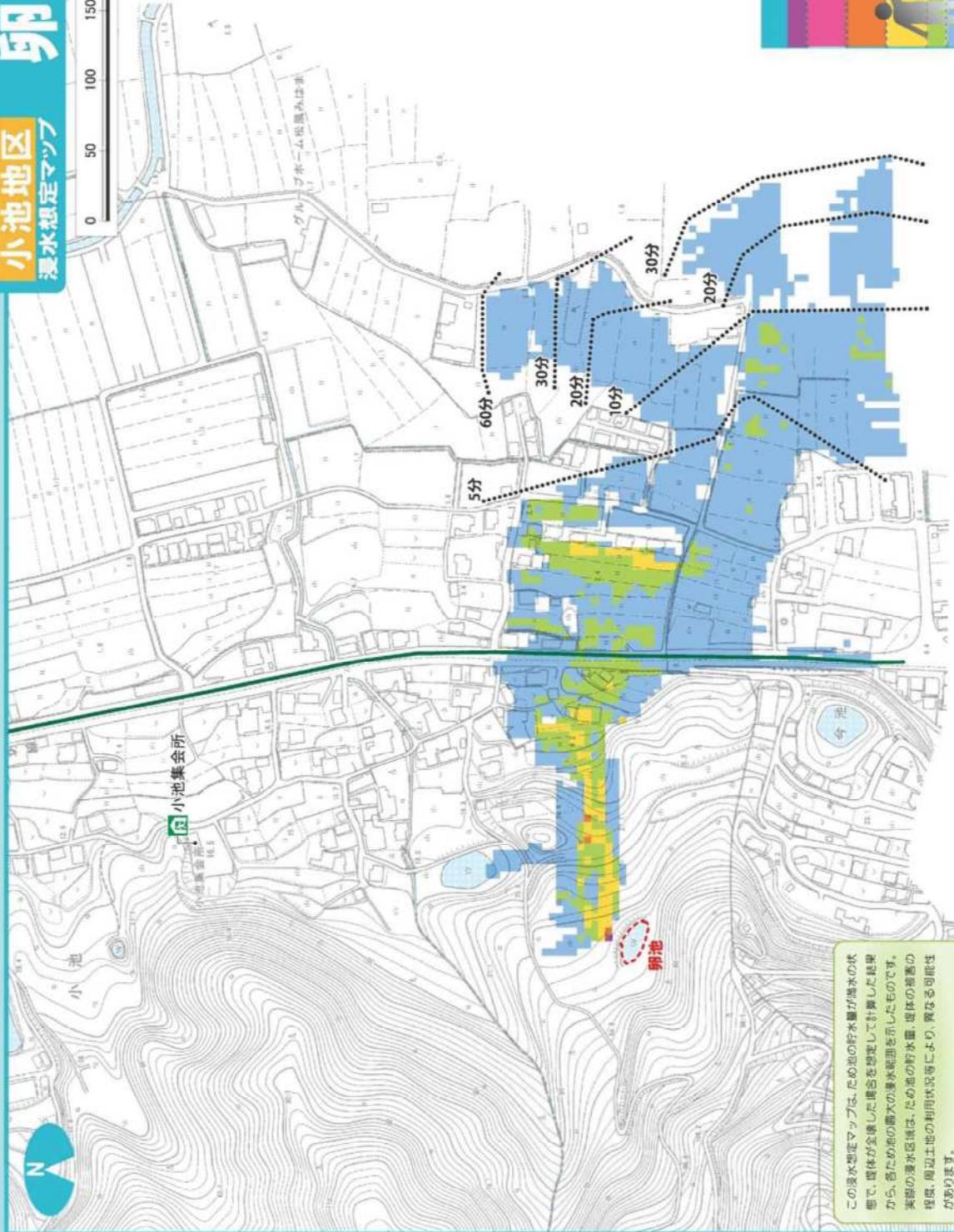
## 小池地区 浸水想定マップ



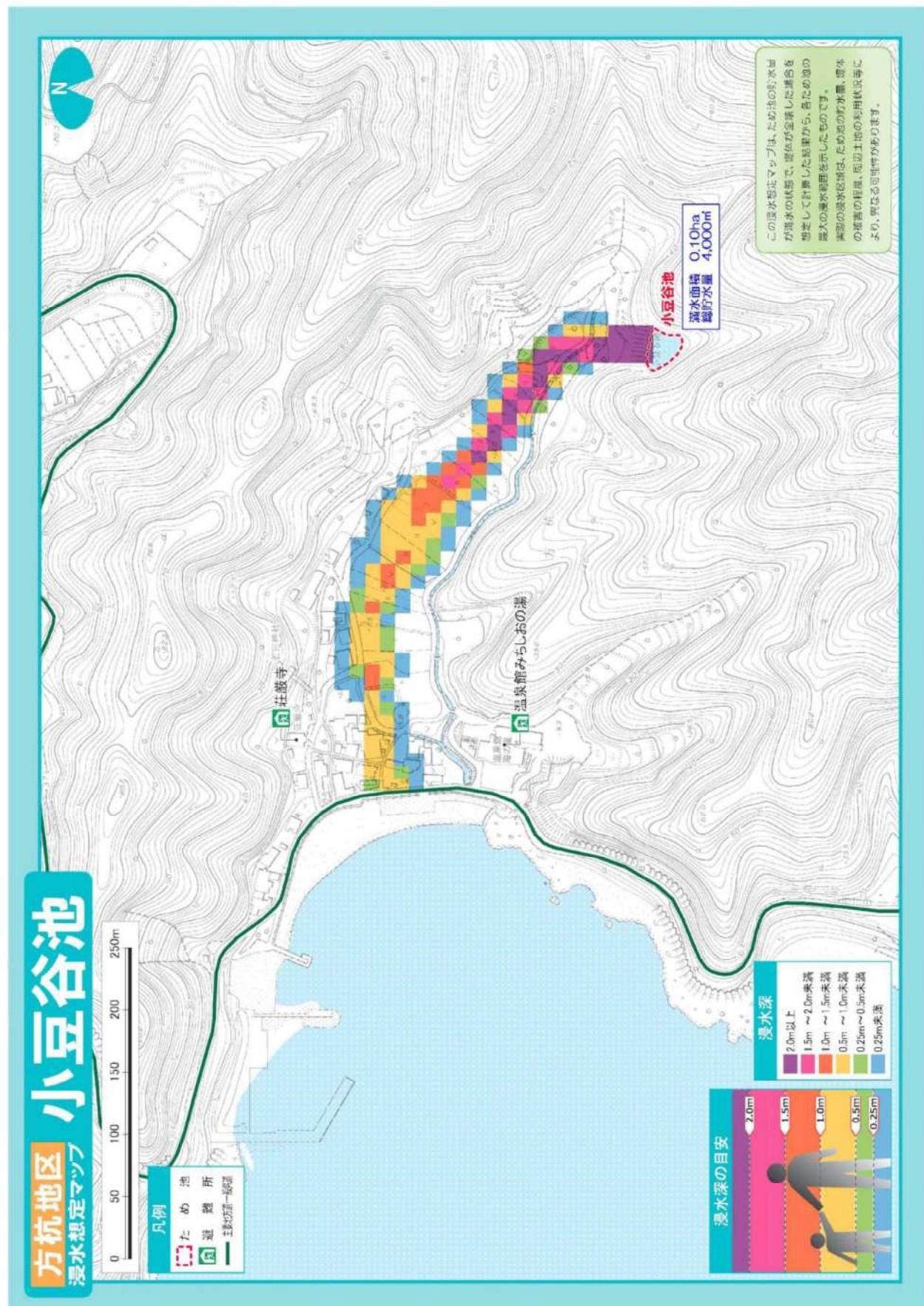
# 羽 池

## 小池地区

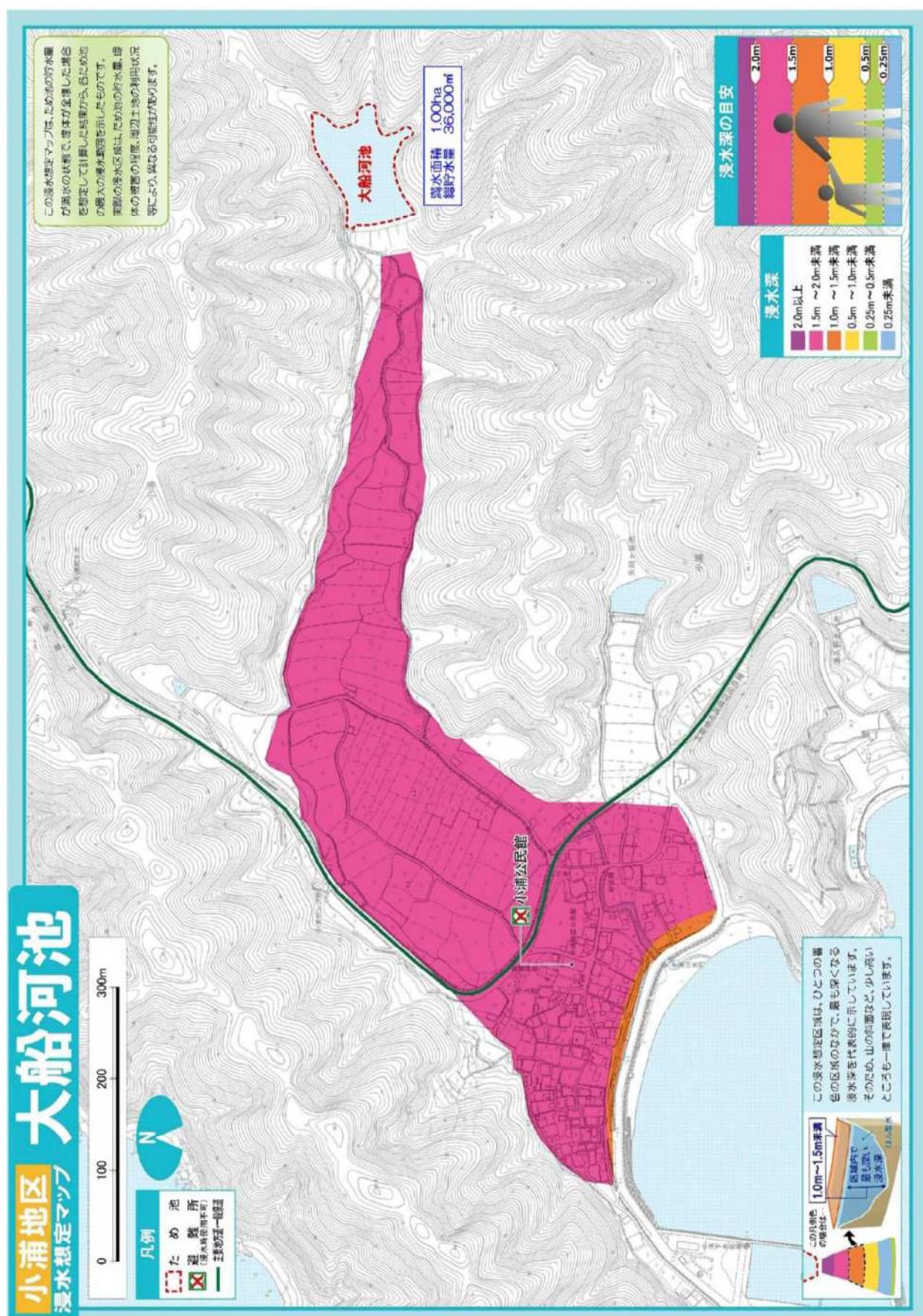
浸水想定マップ



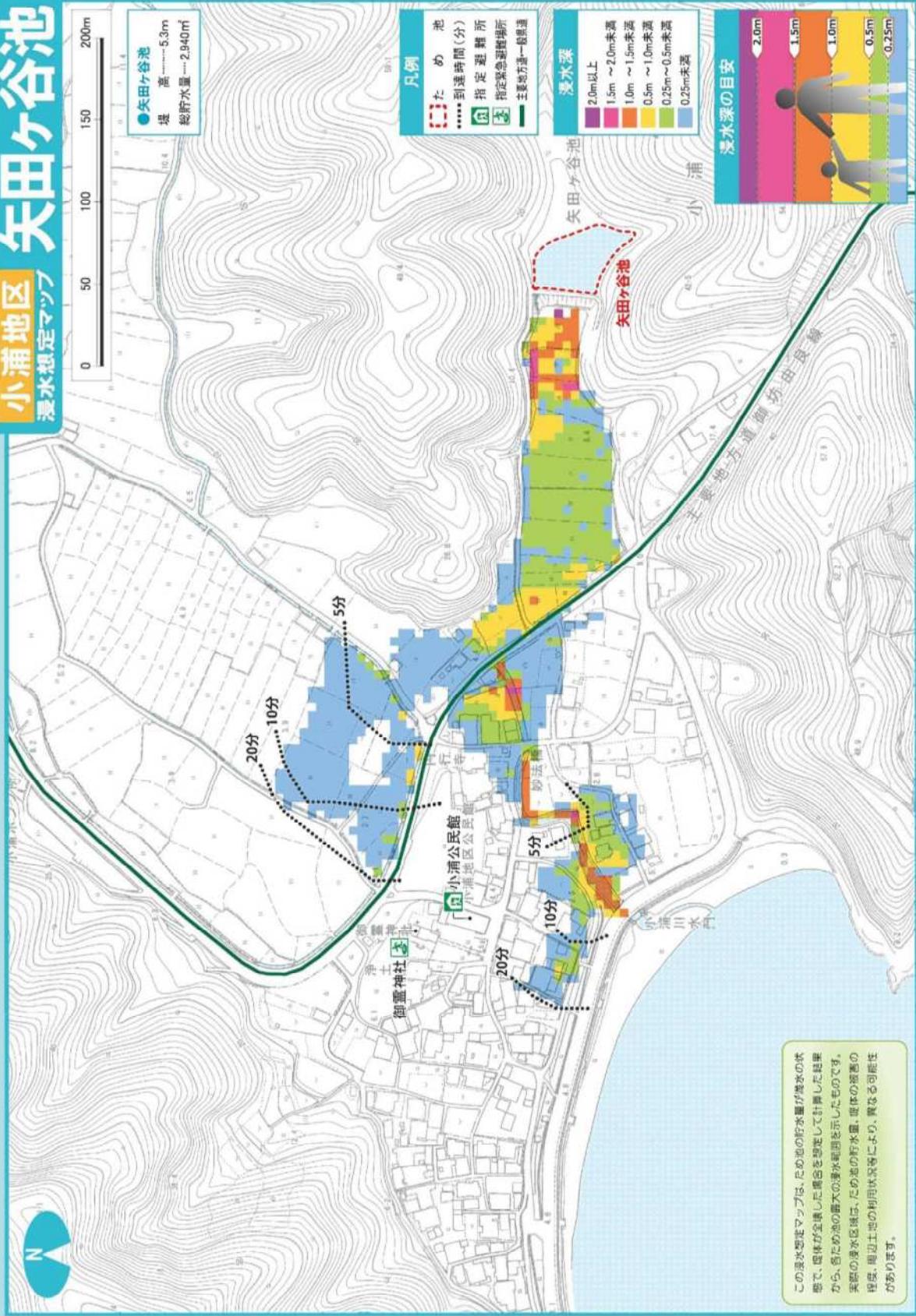
⑬方杭地区



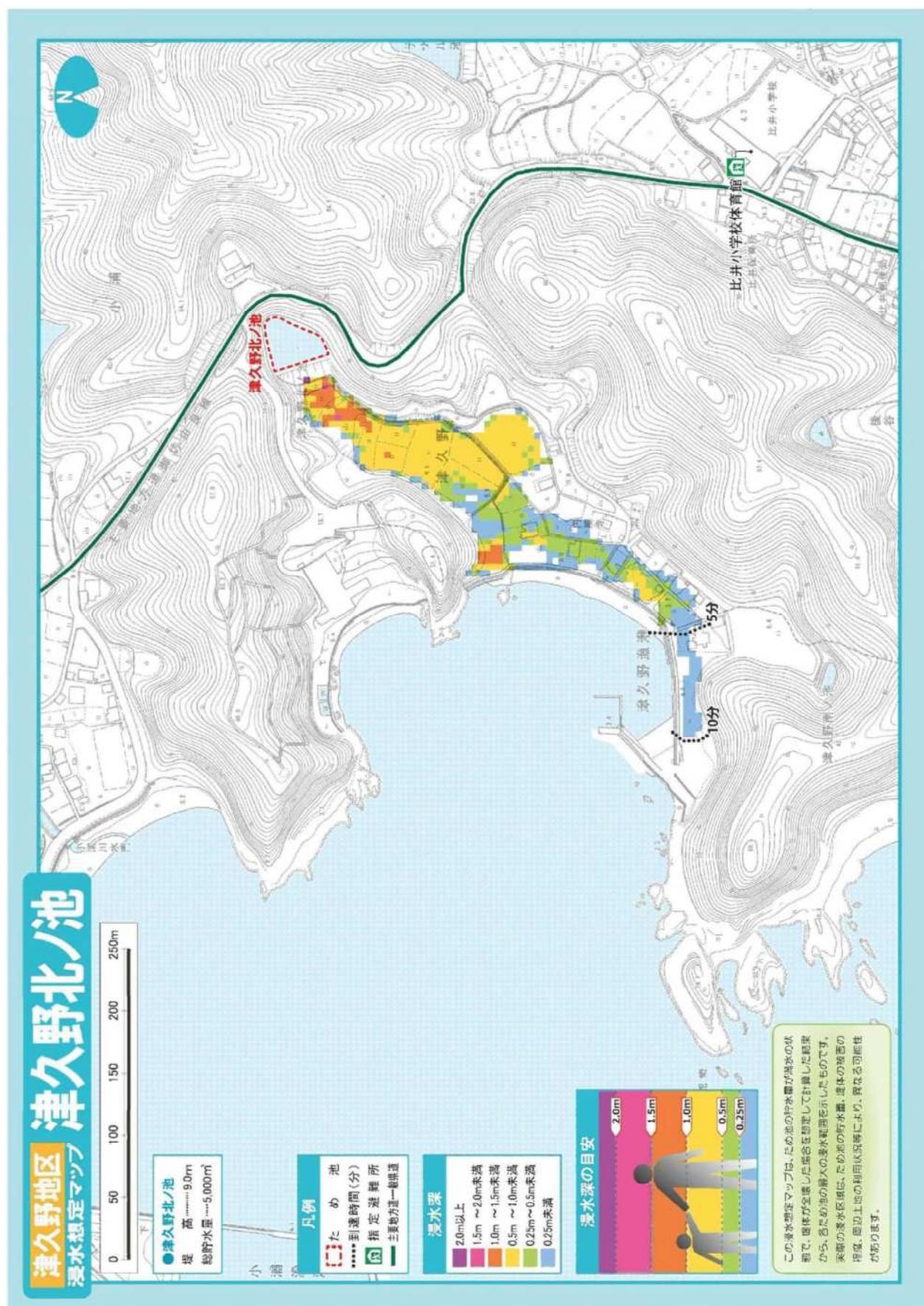
## ⑭小浦地区



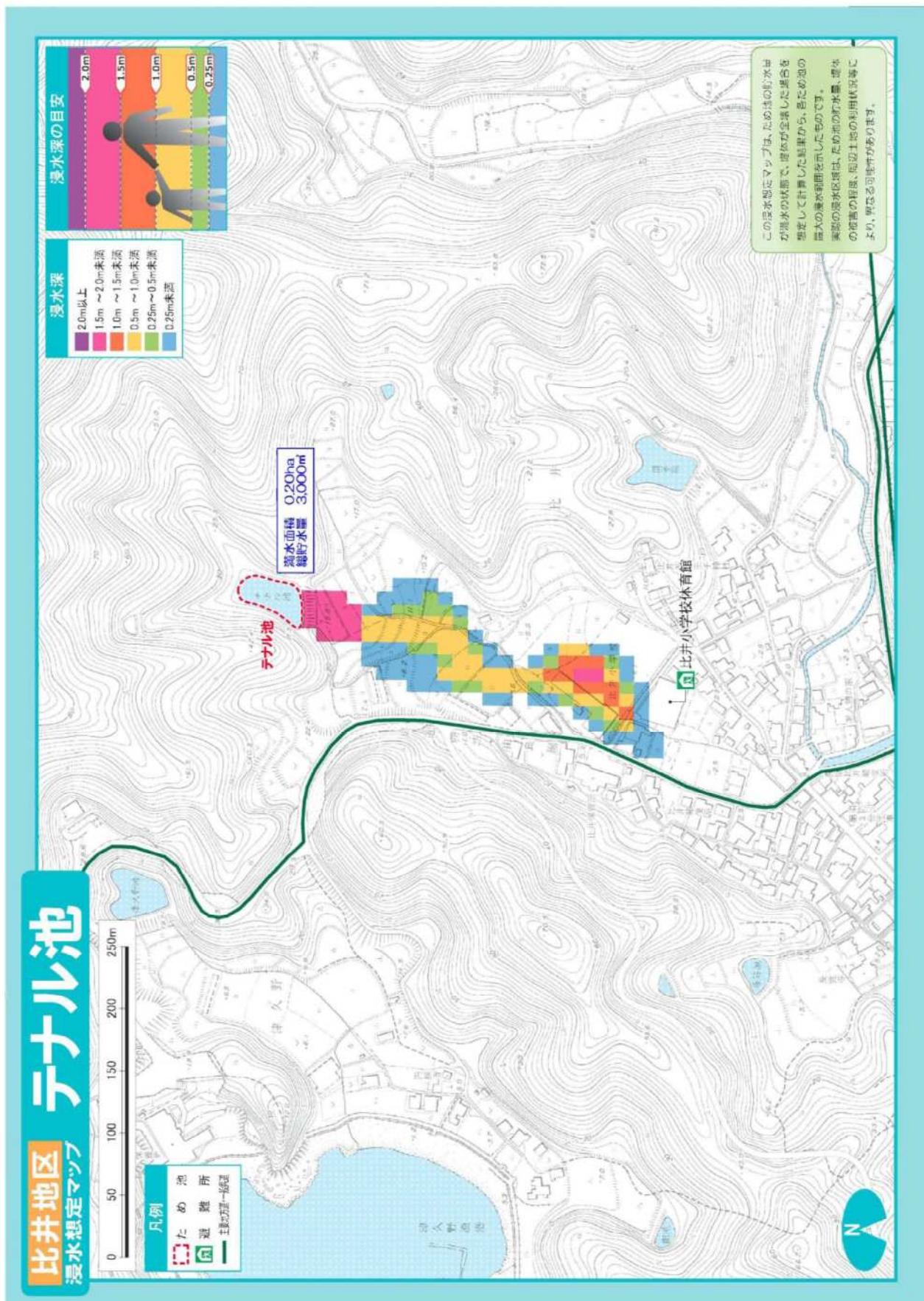
# 小浦地区 矢田ヶ谷池



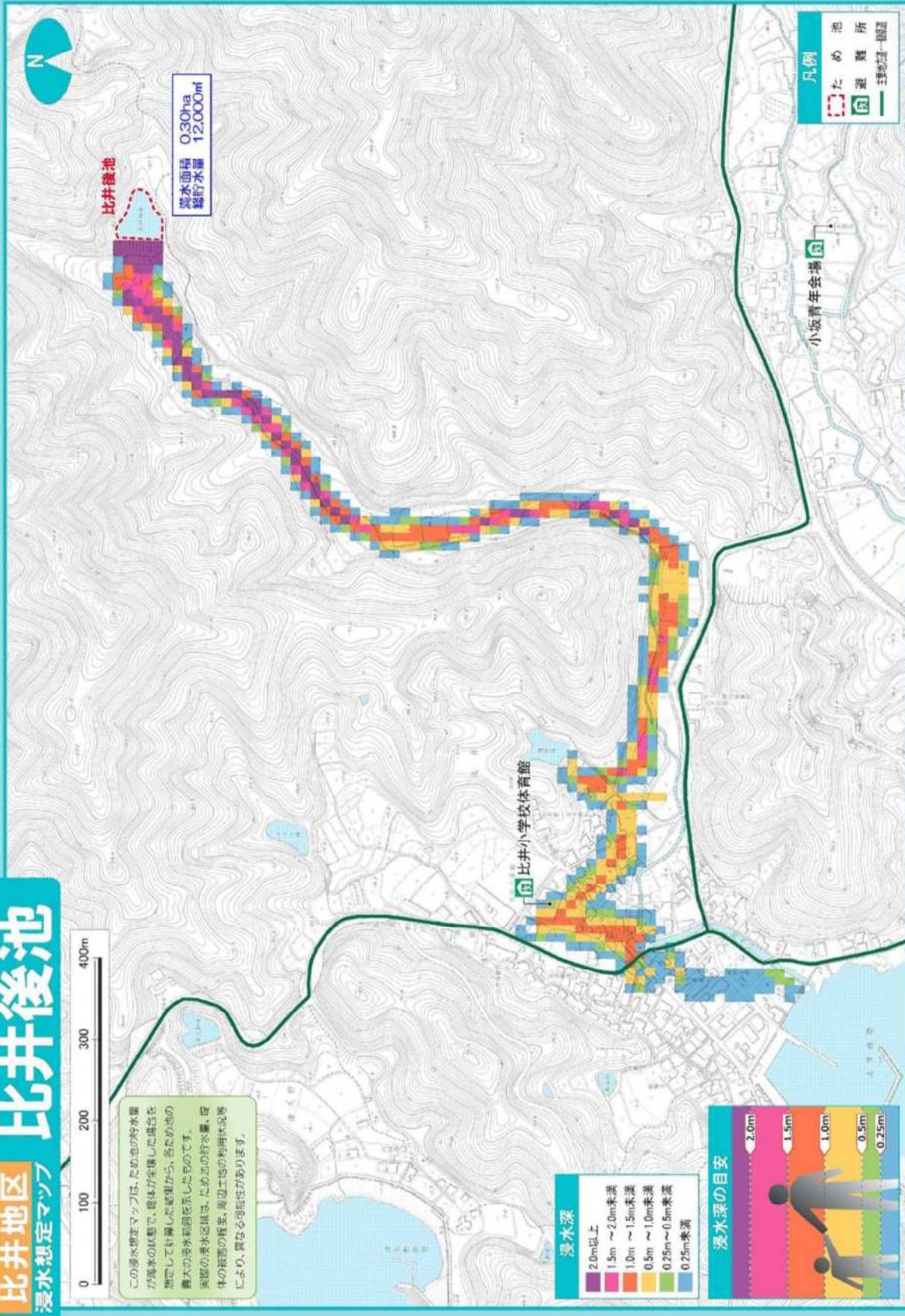
⑯津久野地区



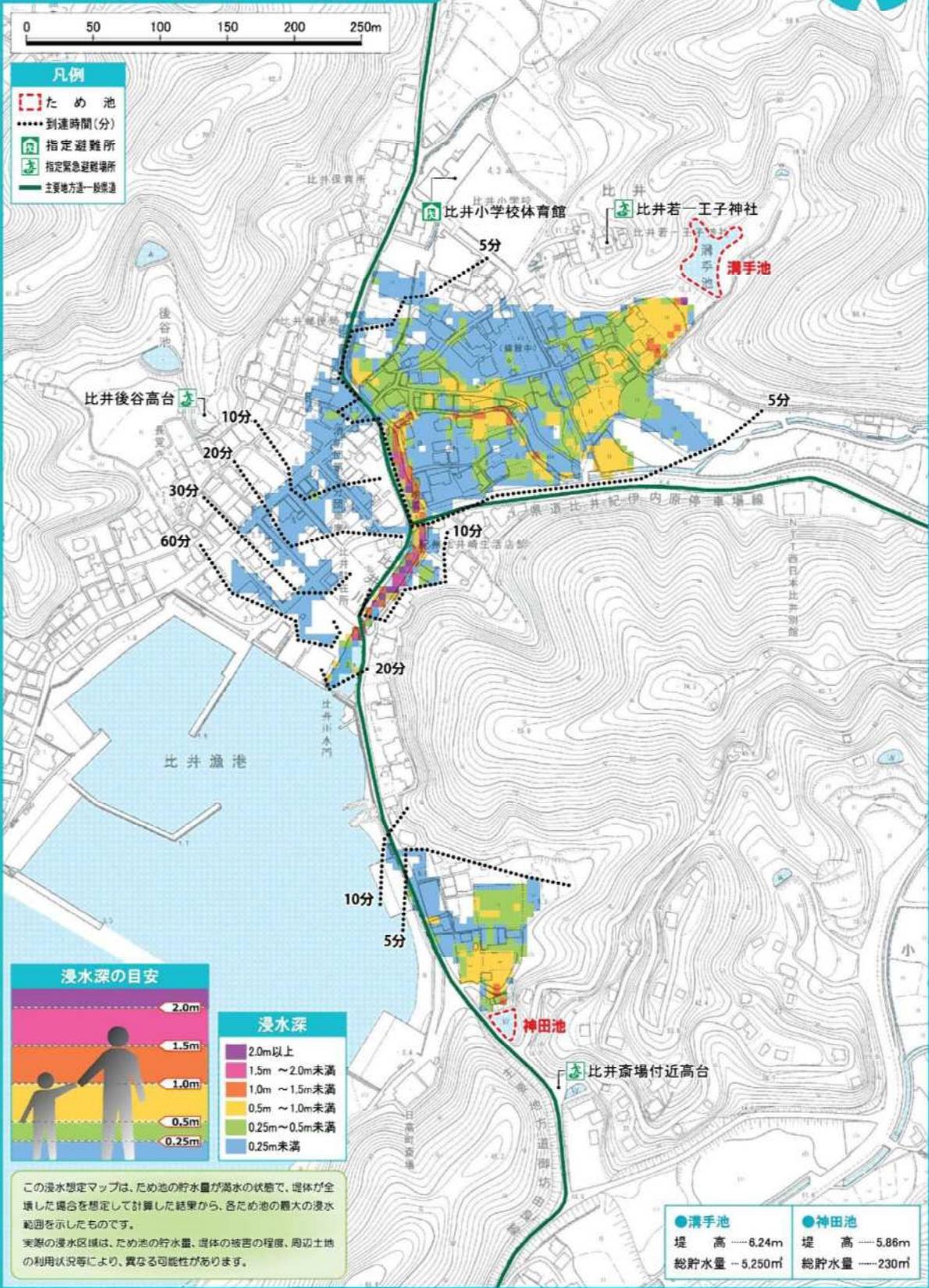
⑯比井地区



## 比井地区 比井後池



## 比井地区 溝手池・神田池 浸水想定マップ

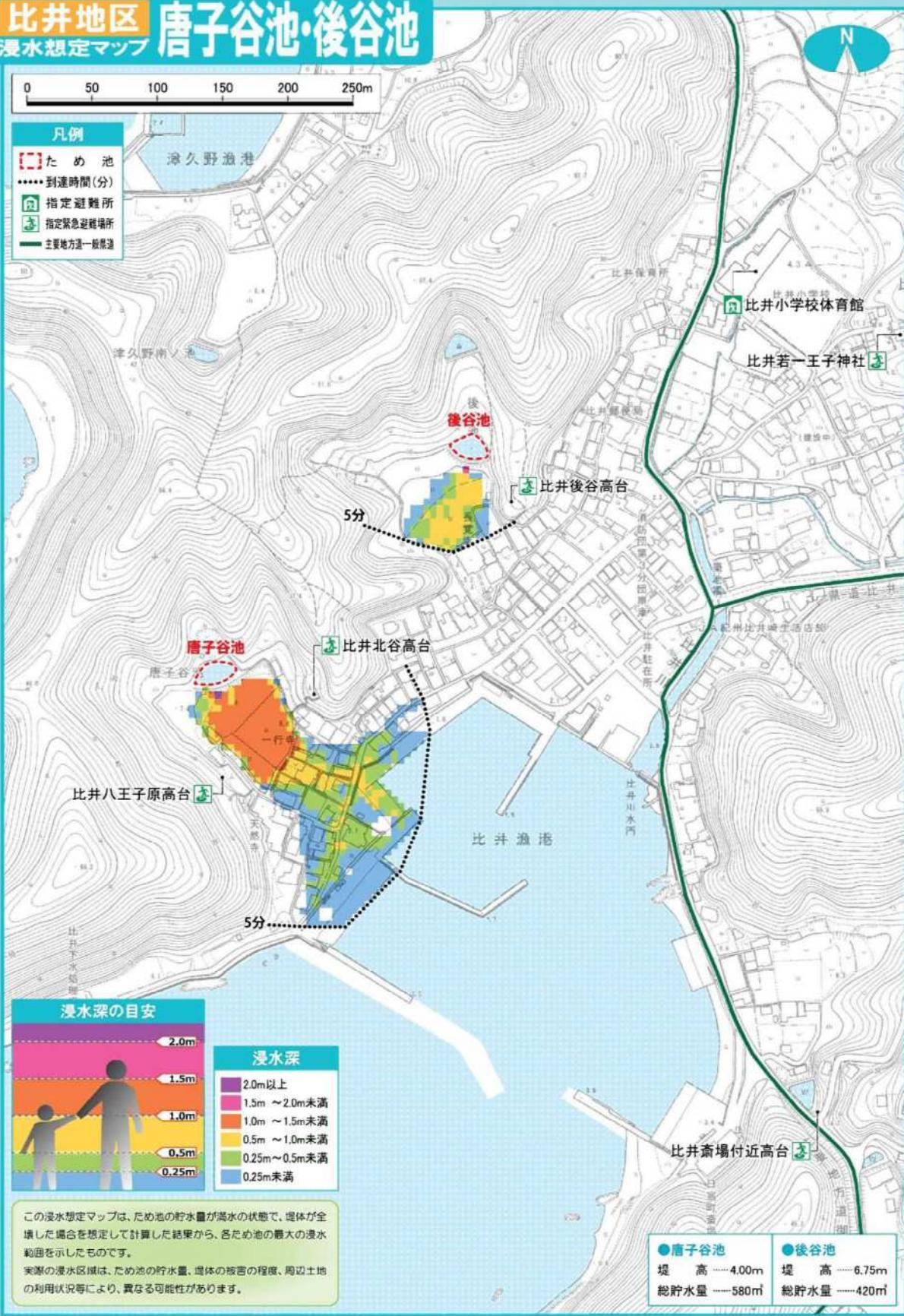


## 比井地区 唐子谷池・後谷池 浸水想定マップ

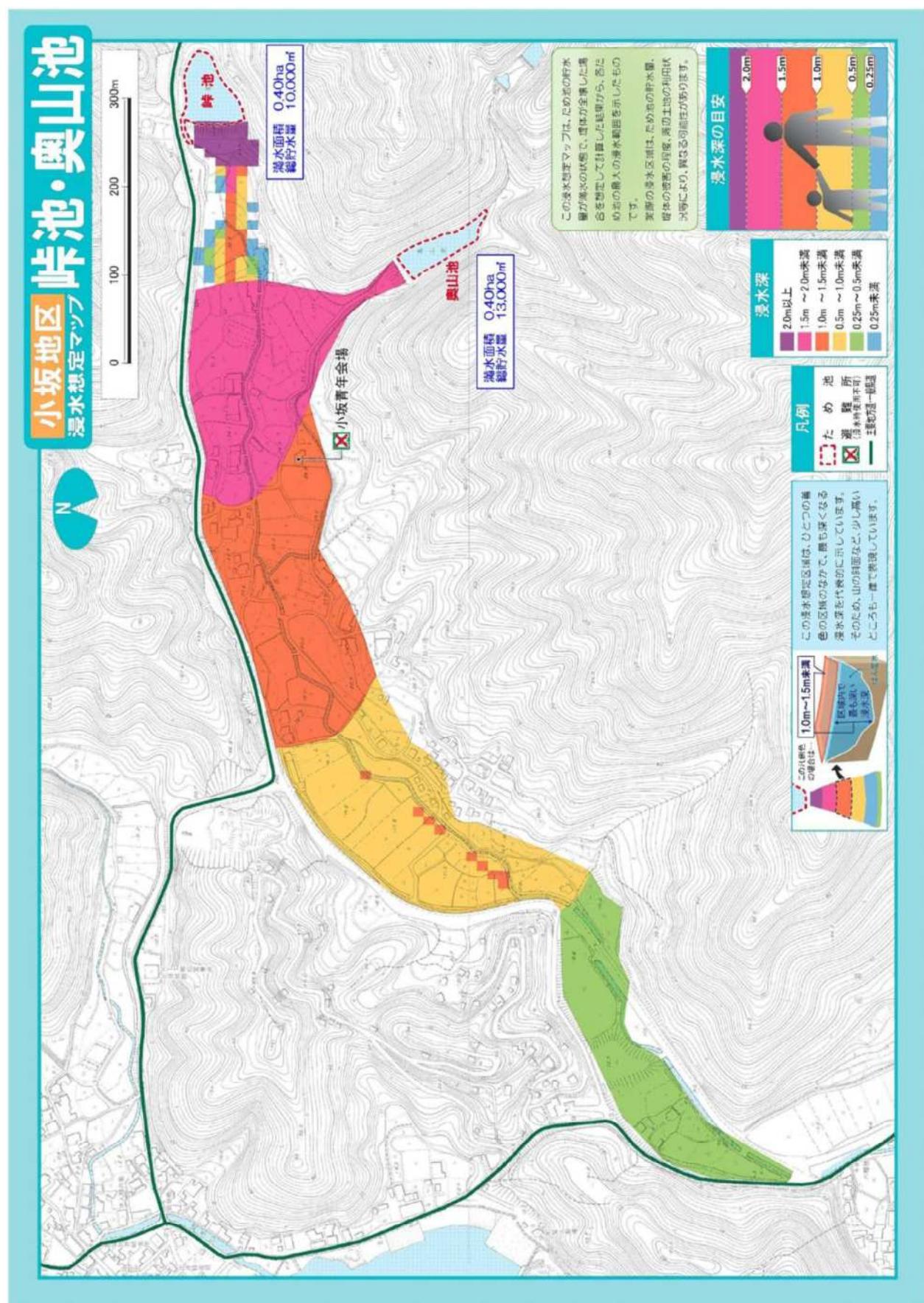
0 50 100 150 200 250m

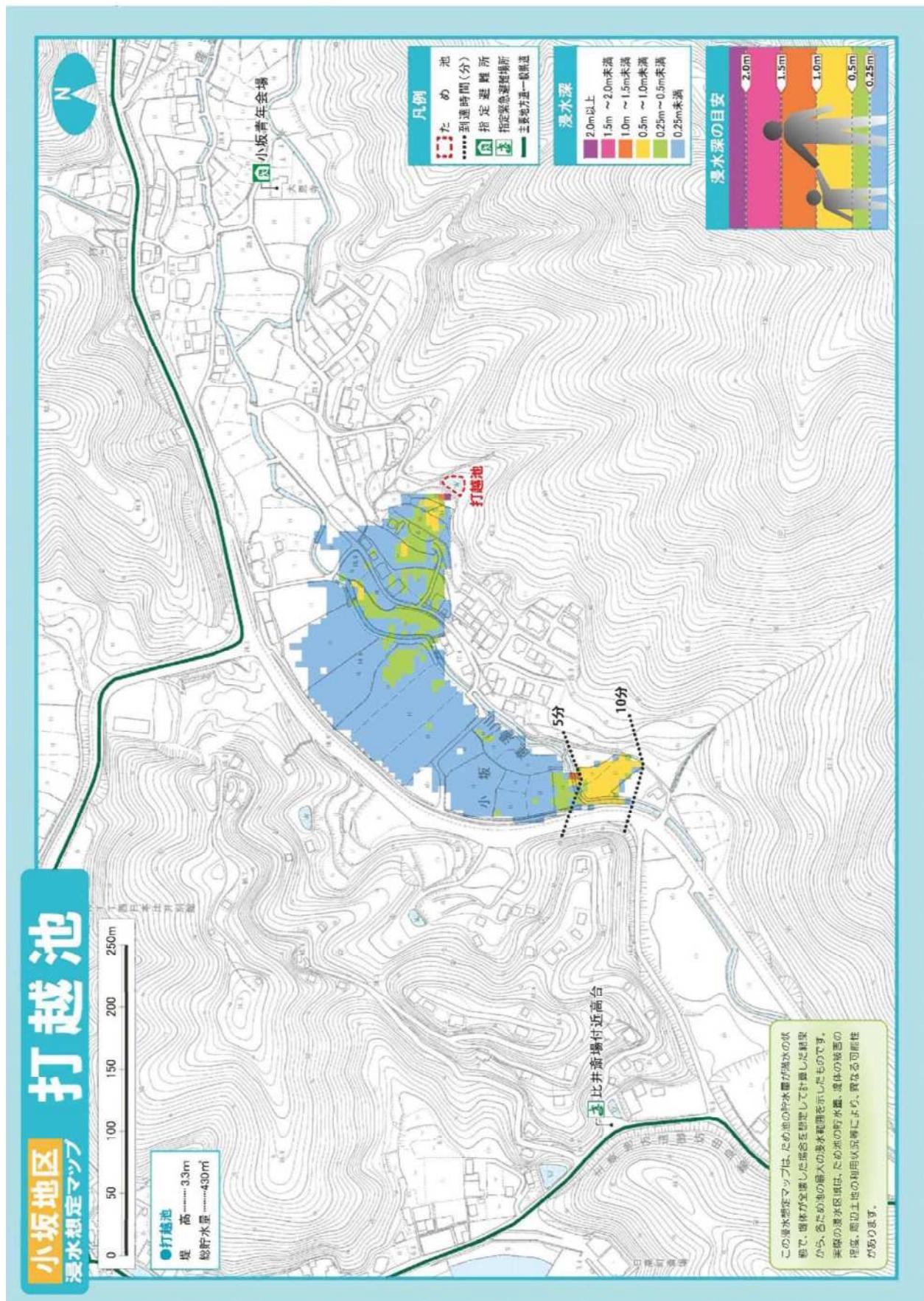
### 凡例

- ため池
- 到達時間(分)
- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 主要地方道・一般県道

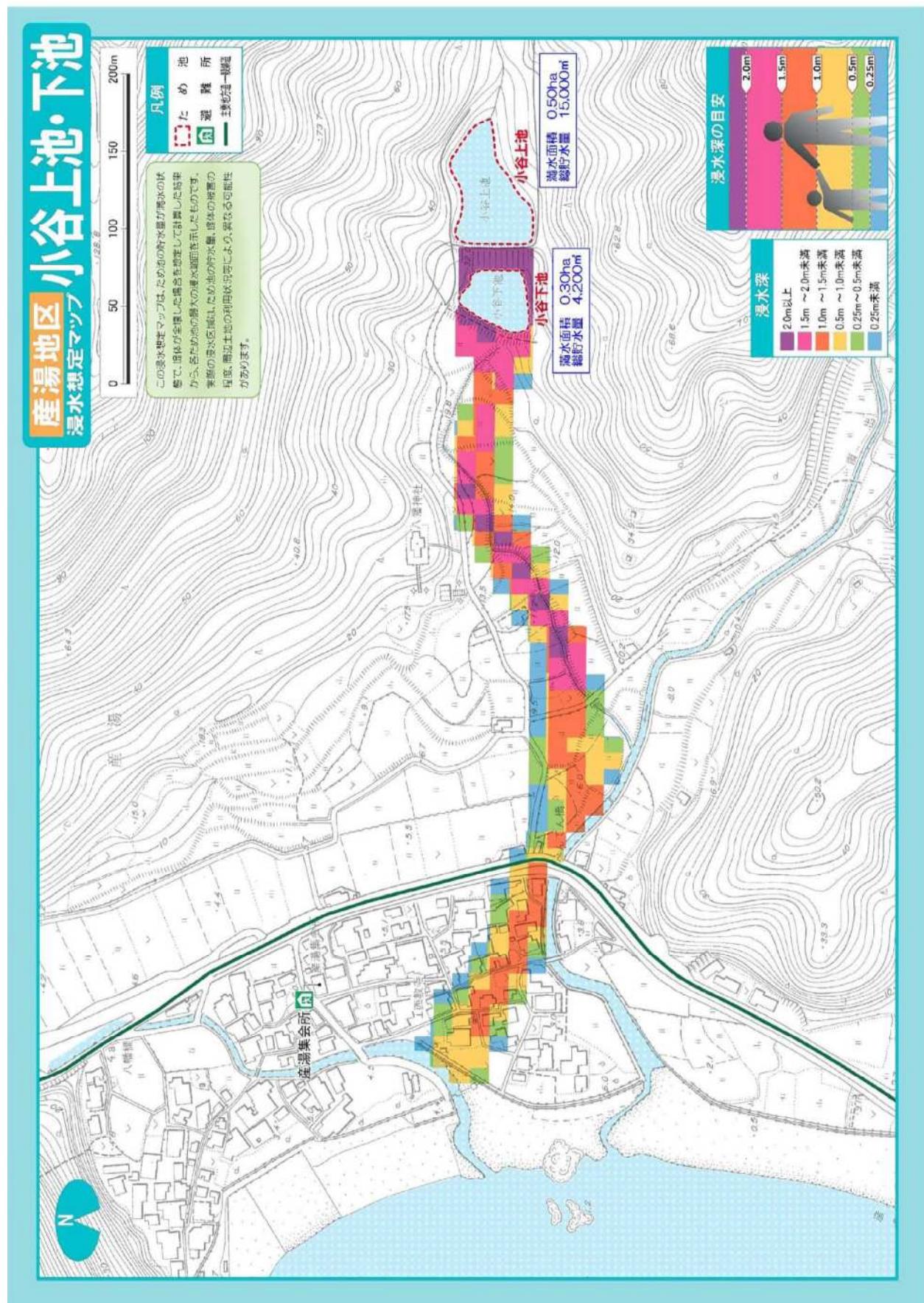


⑯小坂地区



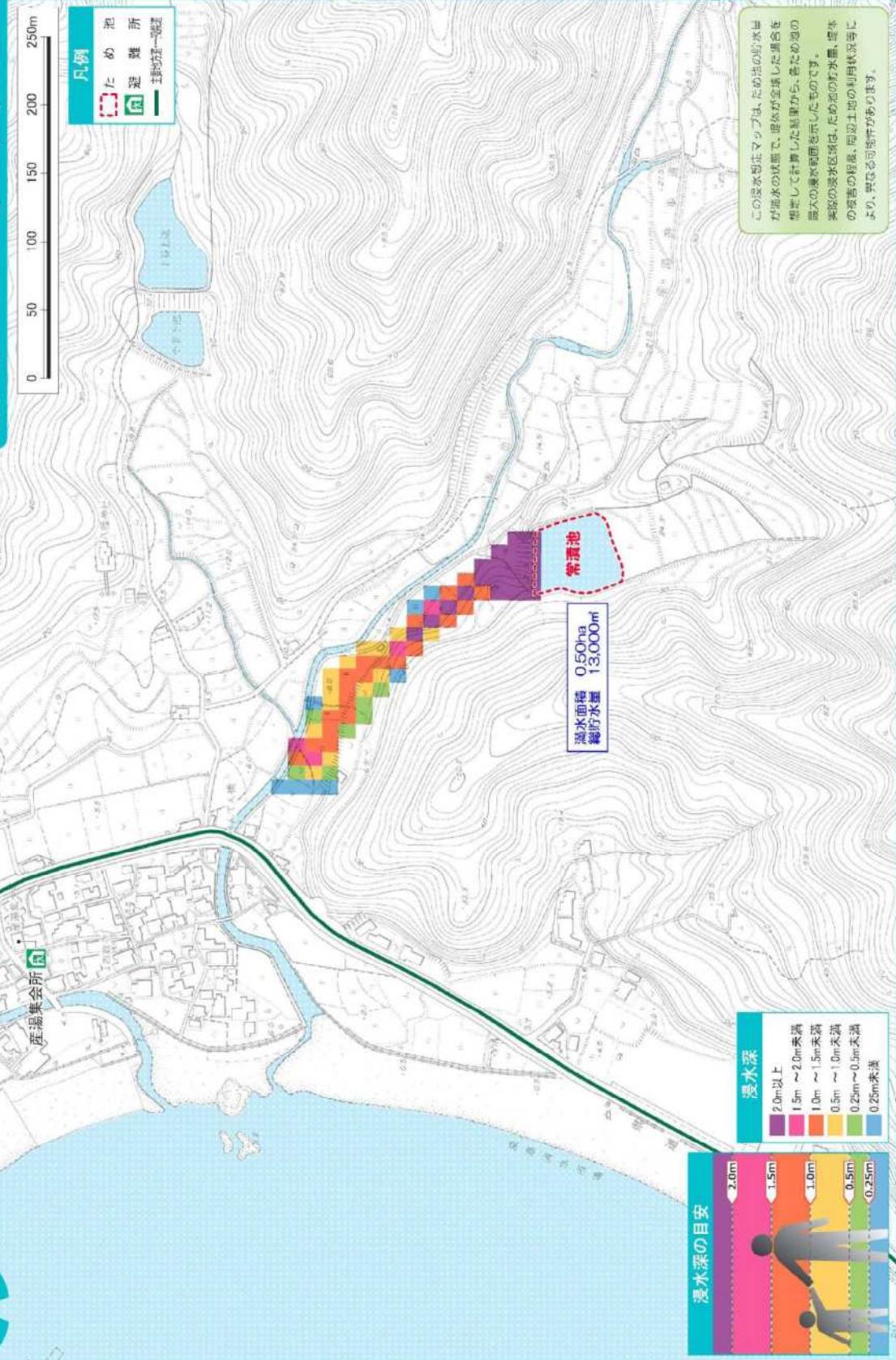


⑯産湯地区

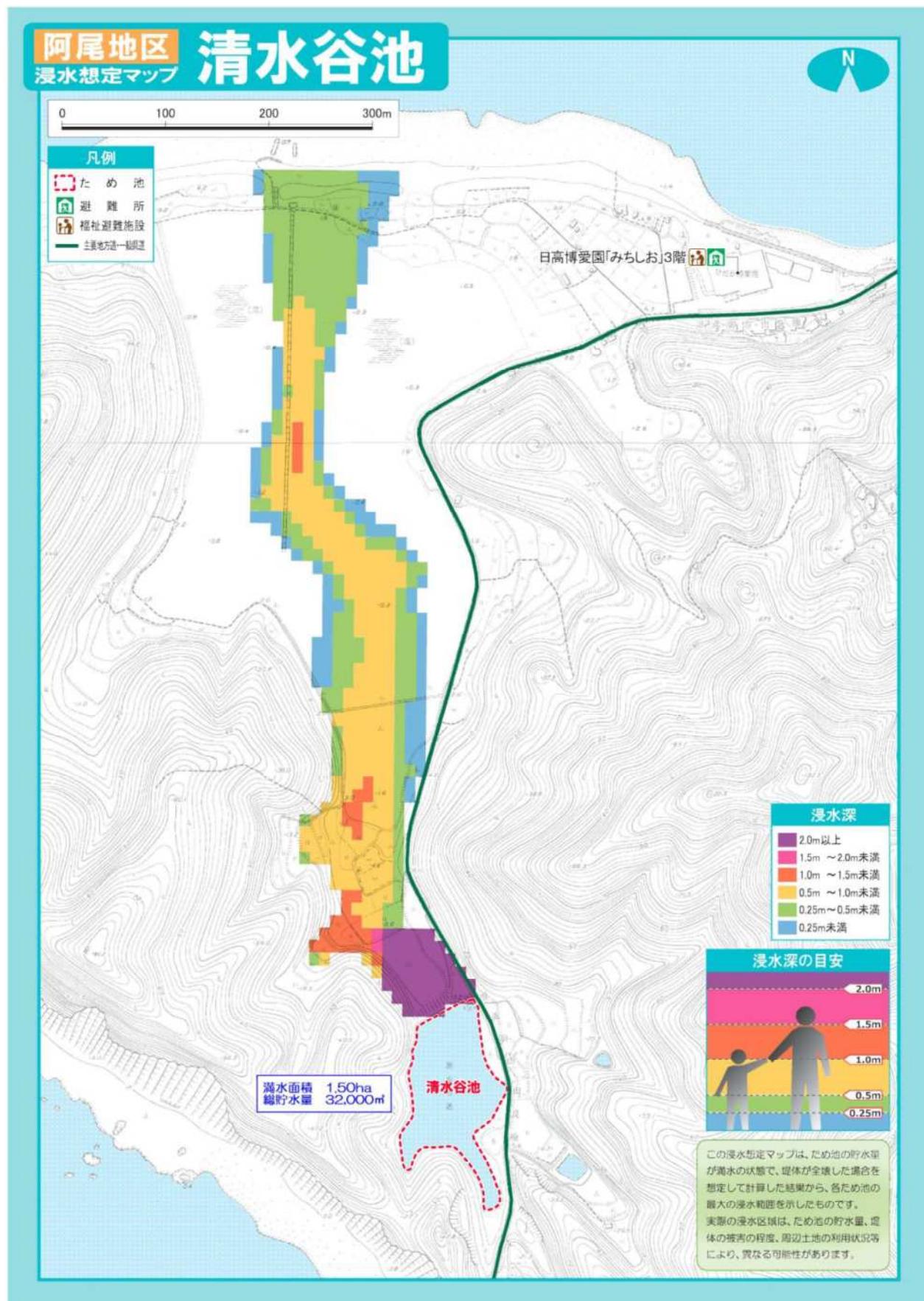


# 常 清 池

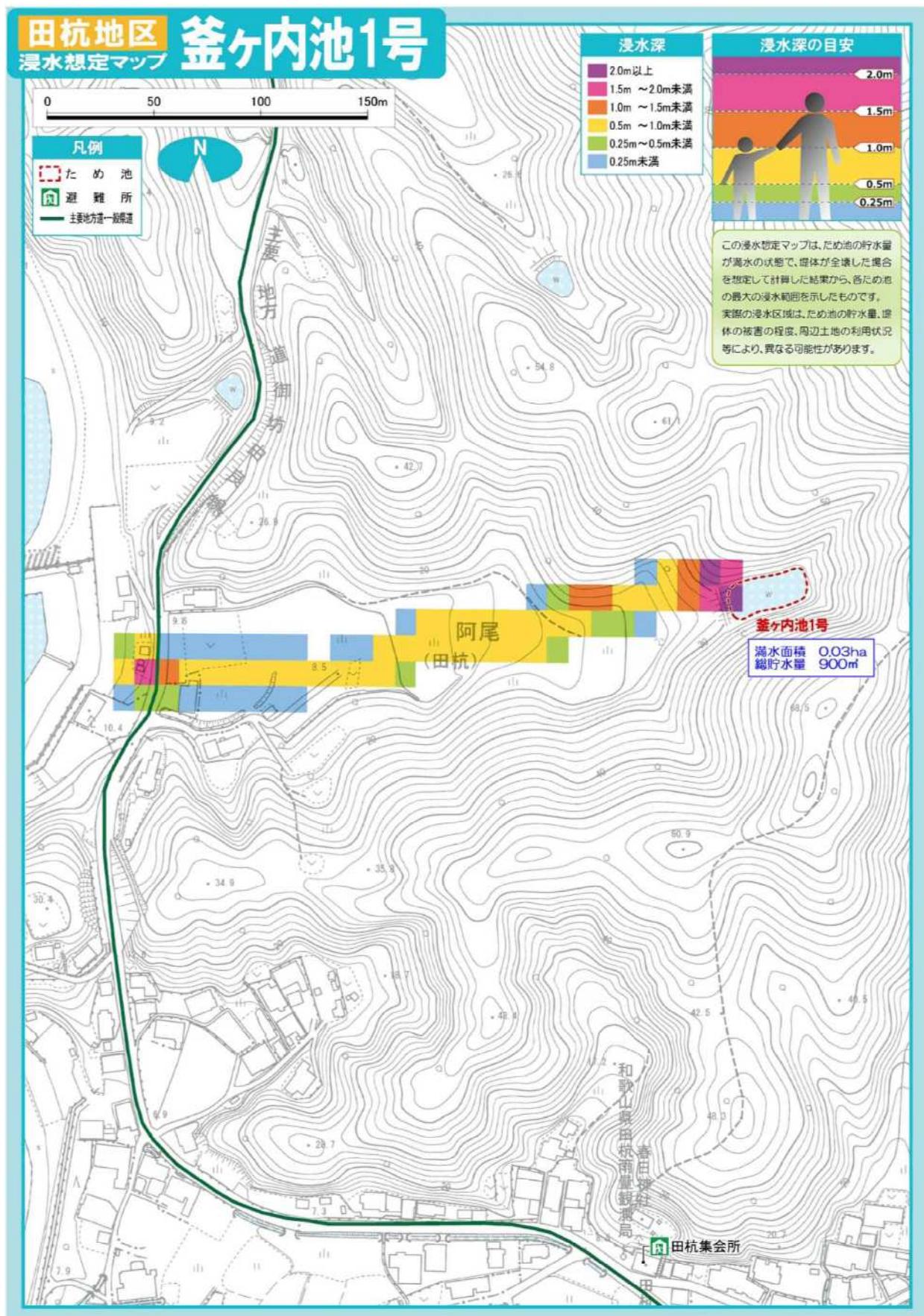
## 産湯地区 浸水想定マップ



⑯阿尾地区



②田杭地区



## 阿尾地区 浸水想定マップ 谷筋池1号



# 田坑地区 中通池1号

田坑地区  
浸水想定マップ



# 田杭地区 柳谷池1号

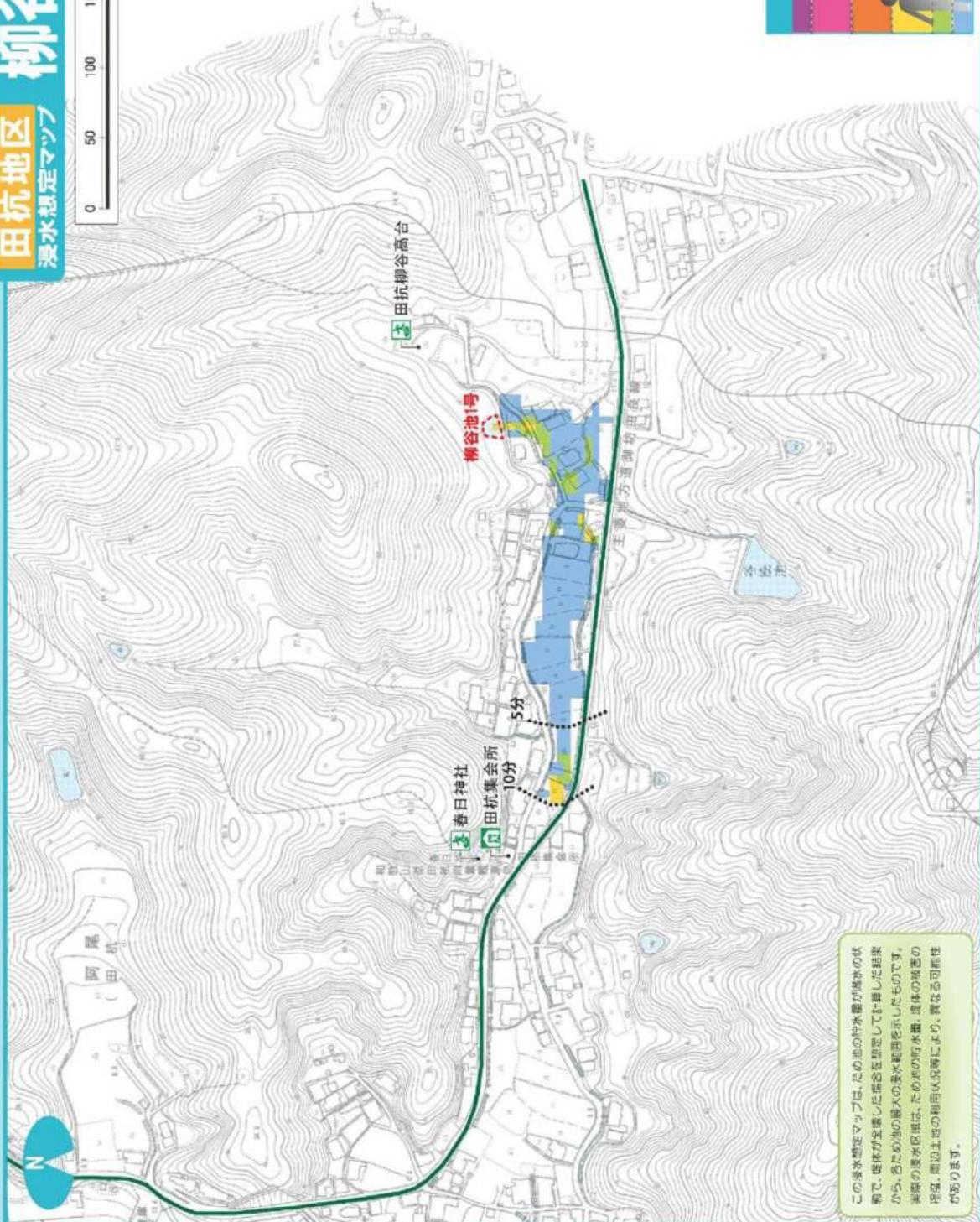
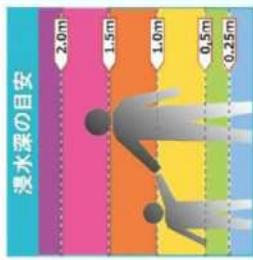
浸水想定マップ



●柳谷池1号  
堤 高 ..... 2.8m  
総貯水量 ..... 110m<sup>3</sup>

凡例  
○た め 池  
●到達時間(分)  
▲ 指定避難所  
■ 指定緊急避難場所  
— 主要地方道・一般道

浸水深  
2.0m以上  
1.5m ~ 2.0m未満  
1.0m ~ 1.5m未満  
0.5m ~ 1.0m未満  
0.25m ~ 0.5m未満  
0.25m未満



この浸水想定マップは、ため池の貯水量が満水の状態で、液体が全ての地盤を越えてけむして氾濫した結果から、あたため池の最も高い場所の浸水範囲を示したもので、実際の浸水区域は、ため池の貯水量、液体の性質、河床、周辺土壌の影響により、異なる可能性があります。